

平成 25 年度文化庁委託調査

改正著作権法の施行状況等に関する調査研究

報告書

平成 25 年 12 月

新日本有限責任監査法人

< 目 次 >

I.	調査研究の概要	1
1.	目的・背景	1
2.	調査研究の内容と調査方法	3
(1)	関係事業者等が講じた各種関連措置	3
(2)	インターネット利用者における改正著作権法の認知状況・評価・行動の変容等	3
(3)	客観的な指標等に基づく違法ダウンロードの刑事罰化の影響に関する検討	3
(4)	調査研究委員会における検討	3
II.	関係事業者等が講じた各種関連措置	5
1.	関係事業者が講じた各種関連措置	5
(1)	ヒアリング調査対象先及びヒアリング調査項目	5
(2)	関係事業者の措置に関する概要	5
(3)	日本レコード協会と日本国際映画著作権協会が講じた措置の詳細等	10
2.	国が講じた各種関連措置	15
(1)	文化庁等が行ってきた啓発活動	15
(2)	警察庁による対応	18
III.	インターネット利用者における改正著作権法の認知状況・評価・行動の変容等	19
1.	アンケート調査の実施要領	19
(1)	目的	19
(2)	実施方法	19
(3)	アンケート対象	19
(4)	回答方法	21
(5)	実施期間	21
(6)	クロス集計	21
2.	アンケート調査の結果概要	24
3.	スクリーニング調査結果	27
(1)	回答者属性	27
(2)	各設問調査結果	32
4.	本調査結果	53
(1)	回答者属性	53
(2)	各設問調査結果	58

IV. 客観的な指標等に基づく違法ダウンロードの刑事罰化の影響に関する検討	118
1. 客観的な指標に基づく分析	118
(1) インターネットトラフィック	119
(2) P2P ファイル共有ソフトネットワークにおけるノード数、ファイル保持数	121
(3) P2P ファイル共有ソフトネットワークにおいて流通する有償著作物等に該当すると考えられる音楽、映像ファイルの検知ノード数、ファイル種類数、ファイル保持数	123
(4) P2P ファイル共有ソフトネットワークにおいて流通する音楽、映像ファイルにおける違法流通ファイルの数・割合	131
(5) 違法ダウンロードに利用される可能性があるサイト等の利用者数	134
(6) 音楽、映像の正規販売・配信売上高、生産実績	135
2. インターネット利用者の反応についての分析	136
(1) 違法ダウンロードに関する投稿データの分析	136
(2) 改正法の施行と同時期に話題になったニュースとの比較	138
V. まとめ	141
1. 違法ダウンロードの刑事罰化の影響の整理等	141
(1) 関係事業者等によって各種関連措置は実施されたか	141
(2) 法改正の事実は認知されたか	142
(3) 法改正の内容は正しく理解されたか	143
(4) 違法ダウンロードは抑止されたか	143
(5) 正規コンテンツの流通に影響はあったか	144
2. 総括	145
参考資料	147
1. スクリーニング調査	147
2. 本調査	151

※ 本報告書における URL は、特段の記載のない限り、2013 年 12 月 14 日時点で閲覧したものである。

I. 調査研究の概要

1. 目的・背景

平成 21 年の著作権法改正により、著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合には、私的使用目的であっても違法とされた（以下、当該行為を「違法ダウンロード」という。）が、個人の行為の軽微性などを理由に刑事罰の対象とはされなかった。しかしながら、同改正によってもなおインターネット上における違法ファイルの流通による被害は深刻なままであったため、平成 24 年通常国会での著作権法一部改正案の審議の過程において、有償著作物等の違法ダウンロードを刑事罰の対象とする、いわゆる「違法ダウンロードの刑事罰化」を内容とする修正案が提出され、内閣提出法案と併せて「著作権法の一部を改正する法律」（以下「改正法」といい、改正法による改正後の著作権法を「改正著作権法」という。なお、平成 24 年の著作権法改正は多岐にわたるが、本報告書で「改正法」、「改正著作権法」という場合、原則として違法ダウンロードの刑事罰化に係る改正部分を指す。）として平成 24 年 6 月 20 日に成立し、同年 6 月 27 日に平成 24 年法律第 43 号として公布され、違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定等については、同年 10 月 1 日から施行された¹。

改正法附則第 10 条では、改正著作権法第 119 条第 3 項（有償著作物等²の違法ダウンロードに係る刑事罰）及び改正法附則第 8 条（関係事業者³の措置）について、改正法の施行後 1 年を目途として、これらの規定の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとされている。

本調査研究は、これらの施行状況等についての調査・検討を行うことを目的としたものである。

【参考】本調査研究に係る関連規定

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

第百十九条（略）

2（略）

3 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、有償著作物等（録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作

¹ ただし、違法ダウンロードの刑事罰化関係の附則のうち、国民に対する啓発等（改正法附則第 7 条）及び関係事業者の措置（同法附則第 8 条）については公布の日（平成 24 年 6 月 27 日）から施行された。

² 改正著作権法第 119 条第 3 項における客体であり、同項において、「録音され、又は録画された著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。）であつて、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）」と規定されている。具体的には、①録音又は録画された著作物又は実演等であること、②有償で公衆に提供又は提示されているものであること、③その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものであることが要件となる（文化庁長官官房著作権課「著作権法の一部を改正する法律（平成 24 年改正）について」『コピーライト』618 号 31 頁（2012）参照）。

³ 「有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者」のことであり、改正法附則第 8 条において、有償著作物等の違法ダウンロードを行うことにより著作権又は著作隣接権を侵害する行為（特定侵害行為）を防止するための措置を講じる努力義務が課せられている。

権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。)をいう。)の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害した者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

附則(平成二十四年法律第四十三号)(抄)

(国民に対する啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、新法第三十条第一項(新法第百二条第一項において準用する場合を含む。)に定める私的使用の目的をもって、有償著作物等(新法第百十九条第三項に規定する有償著作物等をいう。以下同じ。)の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権又は著作隣接権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害する行為(以下「特定侵害行為」という。)の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、特定侵害行為の防止に関する啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

2・3 (略)

(関係事業者の措置)

第八条 有償著作物等を公衆に提供し、又は提示する事業者は、特定侵害行為を防止するための措置を講じるよう努めなければならない。

第九条 (略)

(検討)

第十条 新法第百十九条第三項及び附則第八条の規定については、この法律の施行後一年を目途として、これらの規定の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。

2. 調査研究の内容と調査方法

以下では、本調査研究の内容と方法について示す。

(1) 関係事業者等が講じた各種関連措置

関係事業者が講じた、有償著作物等の違法ダウンロードを行うことにより著作権又は著作隣接権を侵害する行為（以下「特定侵害行為」という。）を防止するための各種関連措置とその評価に関する分析を行うために、業界団体、コンテンツ配信事業者を対象としたヒアリング調査を実施したほか、国が講じた各種関連措置について取りまとめた。

(2) インターネット利用者における改正著作権法の認知状況・評価・行動の変容等

平成 24 年 10 月に施行された違法ダウンロードの刑事罰化について、インターネット利用者向けのウェブアンケート調査を実施し、改正著作権法の認知状況、評価、行動の変容等について把握し、改正による抑止効果があったかどうか等について分析した。

(3) 客観的な指標等に基づく違法ダウンロードの刑事罰化の影響に関する検討

違法ダウンロードの刑事罰化がもたらす影響に関して、インターネットトラフィック、P2P ファイル共有ソフトネットワークにおける各種数値等の客観的な指標等に基づいて検討した。

(4) 調査研究委員会における検討

調査研究の内容を検討する委員会を設置し、その検討を行った。委員会メンバーと委員会の開催実績を以下に示す。

①委員会のメンバー

【座 長】

苗村 憲司 情報セキュリティ大学院大学 特別研究員

【委 員】

池村 聡 弁護士（森・濱田松本法律事務所）

奥邨 弘司 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

高野 ひろみ 特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟 専門委員

前田 哲男 弁護士（染井・前田・中川法律事務所）

山名 早人 早稲田大学理工学術院 教授

（以上、五十音順、敬称略）

【事務局】

森 孝之 文化庁長官官房著作権課 課長

山中 弘美 文化庁長官官房著作権課 著作物流通推進室 室長

所 昌弘 文化庁長官官房著作権課 課長補佐

川内 明日香 文化庁長官官房著作権課 著作物流通推進室 企画調査係長

藪田 滋之	文化庁長官官房著作権課	著作物流通推進室	企画調査係
福井 健太郎	新日本有限責任監査法人		シニアマネージャー
渡邊 真砂世	新日本有限責任監査法人		マネージャー
三浦 雅央	新日本有限責任監査法人		シニア
澤 伸恭	有限会社オープンフィールド		代表取締役

②委員会の開催実績

計5回開催した。各回の開催日と議題を下表に示す。

回・開催日	議題
第1回 平成25年8月1日	① 調査研究の事業実施計画について ② 違法ダウンロードの刑事罰化に関連する既存アンケート調査結果について
第2回 平成25年9月27日	① 関係事業者が講じた各種関連措置とその評価について ② アンケート調査票案について ③ 客観的な指標等に基づく違法ダウンロードの刑事罰化の影響に関する検討
第3回 平成25年10月28日	① アンケート調査結果について ② 客観的な指標等に基づく違法ダウンロードの刑事罰化の影響に関する検討 ③ 関連ウェブサイト等における改正著作権法の評価調査結果について
第4回 平成25年11月25日	① アンケート調査結果について ② 客観的な指標等に基づく違法ダウンロードの刑事罰化の影響に関する検討 ③ 関連ウェブサイト等における改正著作権法の評価調査結果について ④ 報告書の構成等について
第5回 平成25年12月16日	① 報告書案について

II. 関係事業者等が講じた各種関連措置

以下では、関係事業者及び国が講じた各種関連措置についてまとめることとする。

1. 関係事業者が講じた各種関連措置

本調査研究では、関係事業者が講じた、特定侵害行為を防止するための措置を中心とした各種関連措置と、その評価に関する分析を行うために、関係を有するものと考えられる業界団体及びコンテンツ配信事業者を対象としたヒアリング調査を実施した。以下では、ヒアリング調査の実施要領を整理した上で、業界団体及びコンテンツ配信事業者の措置に関する概要について述べる。

(1) ヒアリング調査対象先及びヒアリング調査項目

ヒアリング調査の対象先は以下のとおりである。なお、コンテンツ配信事業者に関しては、匿名とする。

①業界団体

- ・ 一般社団法人日本レコード協会（以下「日本レコード協会」という。）
- ・ 一般社団法人日本映画製作者連盟
- ・ 株式会社 日本国際映画著作権協会（以下「日本国際映画著作権協会」という。）

②コンテンツ配信事業者

- ・ A 社（音楽配信サービス）
- ・ B 社（動画配信サービス）
- ・ C 社（動画配信サービス）
- ・ D 社（総合的なコンテンツ配信サービス）
- ・ E 社（総合的なコンテンツ配信サービス）

ヒアリング調査の主な調査項目は、以下のとおりである。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">○改正法の施行に当たって講じた関連措置○ユーザの反応・理解状況○改正著作権法（違法ダウンロードの刑事罰化）による影響についての評価○関連措置の効果 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(2) 関係事業者の措置に関する概要

以下では、関係事業者の措置に関するヒアリング調査結果を、上記調査項目に沿ってまとめている。

①改正法の施行に当たって講じた関連措置

<改正法の施行前から講じていた措置の継続・拡充>

改正法の施行に当たって関係事業者が講じた各種関連措置としては、改正法の施行前から講じていた措置⁴を継続的に実施したものや、量的・質的に拡充して実施したものが多く見られた。その内容は、主として違法ダウンロードを防止するための啓発活動であり、具体的には、エルマーク⁵の普及促進及び認知拡大に向けた取組、各種イベントやセミナーでの啓発活動、映画館で上映される CM における注意喚起メッセージの挿入、啓発用チラシ・グッズ・ポスター等の作成・配布等を行ってきた。

特に、従来の措置内容を拡充した事例として、日本レコード協会において、平成 24 年 12 月に、従来のエルマークに加え、正規音楽コンテンツの利用可能な形態を表すアレンジを加えた 3 種類のエルマーク（「ダウンロード OK」、「視聴のみ OK」、「転載 OK」）を新たに作成・導入するとともに、更なる認知拡大に向けて、「エルマーくん」というキャラクターを合わせて作成し、その後の啓発活動に生かしたことが挙げられる。また、「映画館に行こう！」実行委員会⁶では、従前から上映していた映画の盗撮の防止に関する法律（以下「映画盗撮防止法」という。）についての CM「NO MORE 映画泥棒」をリニューアルし、違法ダウンロードの刑事罰化に関する新たな注意喚起メッセージを追加した上で、平成 25 年 11 月より、全国の映画館で上映している。

このほか、違法アップロードを減らすことも違法ダウンロード問題の解決につながるとして、多くの業界団体及びコンテンツ配信事業者が、違法アップロード対策を違法ダウンロード対策と同様に重視し、その対策を継続的に実施している。特に、日本レコード協会では、平成 25 年 4 月に、著作権保護促進センター（Copyright Protection and Promotion Center : CPPC）を立ち上げ、違法アップロード対策の更なる強化を図っている。

<改正法の施行に当たって新たに講じた措置>

改正法の施行に当たって新たに講じた関連措置のうち、特に充実したものとして、日本レコード協会と日本国際映画著作権協会の啓発活動を挙げることができる（内容の詳細については後述（3）参照）。

日本レコード協会においては、音楽関係 7 団体及び協力団体⁷と「STOP!違法ダウンロード広報委員会」を設立し、精力的な啓発活動を実施した。その主な内容としては、1)

⁴ その多くが、平成 21 年著作権法改正により、著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合には、私的使用目的であっても違法とされた（以下「違法配信ファイルからのダウンロードの違法化」という。）ことに合わせて開始された措置であるとのことだった。

⁵ レコード会社・映像製作会社からの許諾に基づき適法に音楽コンテンツや映像コンテンツを配信しているサイトに表示されるマークであり、日本レコード協会が平成 20 年 2 月に導入し、音楽・映像配信サイトからの申請に基づき発行している。

⁶ 「映画館に行こう！」実行委員会は、一般社団法人日本映画製作者連盟、一般社団法人外国映画輸入配給協会、モーションピクチャー・アソシエーション（MPA）、そして全国興行生活衛生同業組合連合会の 4 団体で構成されており、映画人口 2 億人を目標に、「夫婦 50 割引」や「映画盗撮防止キャンペーン」など様々な施策を展開している（詳細については <http://www.eigakan.org/concept/>参照）。

⁷ 一般社団法人日本レコード協会、一般社団法人日本音楽事業者協会、一般社団法人日本音楽制作者連盟、一般社団法人日本音楽出版社協会、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター、一般社団法人演奏家権利処理合同機構、一般社団法人映像実演権利者合同機構の 7 団体と、一般社団法人日本音楽著作権協会が協力団体として設立した。

キャンペーンサイトの作成、2) YouTube等の動画共有サイトをはじめとした各種ウェブ
サイトへの広告掲載、3) 啓発用グッズ・ポスター等の作成・配布による大々的な広報を
実施したほか、4) 「映画館に行こう！」実行委員会が主催した映画盗撮防止キャンペ
ーンへの協力、5) 日本国際映画著作権協会が主催した「音、つけてくだサイ！」キャンペ
ーンへの協力が挙げられる。

日本国際映画著作権協会においては、主催した「音、つけてくだサイ！」キャンペ
ーンでの啓発のほか、コミックマーケット⁸等のイベントでの啓発活動、警察が主催するサイ
バー犯罪防止教室⁹等での啓発活動、啓発用チラシ・グッズ・ポスター等の配布、セミ
ナーでの周知等を実施してきている。

<関係事業者間の連携>

日本レコード協会が中心になって展開している違法ダウンロード問題に係る啓発活動
に、音楽関係、映像関係の業界団体及びその会員等が協賛等の協力を行っているなど、
業界団体間で連携がなされている。例えば、「STOP!違法ダウンロード広報委員会」の各
構成団体の会員のホームページ等でも同委員会キャンペーンサイトへのリンクバナーを
表示したほか、各会員を職場訪問した中学生・高校生などに「STOP!違法ダウンロード」
の啓発用グッズを配布するなどの活動も展開している。

また、音楽業界と映像業界とを比較すると、現時点では、前者の方が積極的に上記協
力を行っていることがわかった。この点については、音楽関係の業界団体及びコンテン
ツ配信事業者からは、音楽の場合、好きなコンテンツをダウンロードして繰り返し聴く
ユーザが多いため、その分違法ダウンロードが多く行われる傾向にあり、ビジネスへの
影響が大きいと考えられるのではないかと指摘があった。

<措置を講じるに当たって問題となった事項>

一部のコンテンツ配信事業者からは、違法ダウンロードの刑事罰化の規定は、刑事罰
の対象となる要件（対象となる行為、著作物等）が複雑であることから、ユーザに正確
な理解を促し、萎縮を生じさせないように、啓発活動を行うことに苦心したとの意見があ
った。

また、動画共有サイトを運営する事業者からは、動画共有サイトの場合、一般ユーザ
がコンテンツを投稿する場合も多く、その中には、権利者の許諾を得ずに投稿されるコ
ンテンツも含まれることから、事業者において、サイト上で配信されているコンテンツ
すべてが適法なものであると保証することはできず、サイト全体にエルマークを表示す
ることは困難であり、また、権利者から配信の許諾を得ていることの確認が取れたコ
ンテンツのページのみにエルマークを表示することも、こうした確認が取れないページ
の全てが権利者の許諾を得ずに投稿されたものとは限らず、エルマークを表示してい
ないページにあるコンテンツの信頼性を損ねる恐れがあることから、やはり困難である
との意見があった。

⁸ 漫画同人誌の大規模な展示即売会。毎年8月と12月に東京で開催される（松村明監修『デジタル大辞泉』
小学館、<<http://kotobank.jp/word/コミックマーケット?dic=daijisen&oid=22908000>>参照）。

⁹ 都道府県警察等が主催する、サイバー犯罪（インターネット等のネットワークを利用した犯罪等）の予
防とその対処法等についての講義のこと。

②ユーザの反応・理解状況

違法ダウンロードの刑事罰化に対するユーザの反応や理解状況については、業界団体及びコンテンツ配信事業者の双方から、改正法の施行当初は、改正内容がわからないといった問い合わせもあったが、その後の普及啓発等により、違法ダウンロードが一定の場合には刑事罰の対象となることについて、インターネット利用者の認知は進んできているという見解が示された。

他方、刑事罰の対象となる具体的な要件については正確な理解がなされていないだろうという意見も、複数のコンテンツ配信事業者から示されている。さらに、違法ダウンロードの刑事罰化の具体的な要件について正確に理解をしているユーザの多くは、違法行為（ダウンロードだけでなくアップロードも含めて）を頻繁に行っているようなユーザではないかという意見があった。

また、一部のコンテンツ配信事業者からは、近年、SNS¹⁰等の利用によって情報の発信が容易となっており、社会的に話題となっている事柄に関しては、マスメディアから発信される情報だけでなく、SNS等を利用して発信される情報も増加し、中には真偽不明のものによって正確な情報の伝播に混乱が生じる場合があるが、違法ダウンロードの刑事罰化の規定についても、法律の条文から見て明らかに誤った解釈¹¹等が拡散してしまう現象が見られたという意見があった。

③改正著作権法（違法ダウンロードの刑事罰化）による影響についての評価

<全般的な評価>

業界団体及びコンテンツ配信事業者の双方から、改正著作権法の影響として、違法ダウンロードの刑事罰化に係る改正法の施行に合わせて、P2P¹²ファイル共有ソフトネットワークにおけるノード数¹³等が大きく減少しており、その後も元の水準に戻ることなく推移している（後述IV章参照）こと等が挙げられ、違法ダウンロードに対する抑止効果が生じているものとして肯定的に評価することができるとの意見が多く見られた。

他方、一部の業界団体からは、違法ダウンロードに対する抑止効果は、一般的なユーザに限られ、違法行為を頻繁に行ってきたようなユーザに対して抑止効果を及ぼすまでには至っていないのではないかという意見も示された。

¹⁰ 《 social networking service 》 個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと（松村明監修『デジタル大辞泉』（小学館）<<http://kotobank.jp/word/SNS?dic=daijisen&oid=20383100>>参照）。代表的なサービス例として、Facebook、mixi、LINEなどが挙げられる。

¹¹ 例えば、違法ダウンロードの刑事罰化に伴って、①自分で購入した音楽CDのデータを自分の携帯音楽プレーヤーに保存する行為や、②DVDなどのコピー防止機能を解除して自分のパソコンに取り込む行為も刑事罰の対象となる、といった情報が存在したが、実際には、いずれの行為も改正著作権法第119条第3項の規定と直接の関係は無い（なお、①については、CDにコピー防止機能がついていない場合、私的使用目的の複製であるため違法ではない。また、②については、平成24年著作権法改正によって、DVDに用いられているCSSやBlu-rayに用いられているAACs等の暗号方式による技術的保護手段を回避することで可能となった複製を、その事実を知りながら行う場合には民事上違法となったが、刑事罰の対象ではない）。

¹² ネットワークを通じたデータの送受信にサーバーを介さず、個々の端末（パソコン等）間で直接通信する方式。

¹³ IPが割り当てられているノード（コンピュータやネットワーク機器等）の数。当該P2Pネットワークに参加しているコンピュータ数とほぼ等しくなる。

<正規コンテンツへの影響>

音楽関連及び映像関連双方のコンテンツ配信事業者の共通した認識として、コンテンツ配信サービスの利用者数は、近年は増加傾向にあり、改正法の施行の前後で顕著な変化は見られず、改正著作権法が影響を及ぼしているかどうかについては評価が難しいとのことであった。これに関連して、正規コンテンツの生産実績や売上実績は、各事業者の企業努力等によっても大きく左右されるものであり、違法ダウンロードの刑事罰化に係る影響のみを取り出して分析することは困難であるとの意見が一部の業界団体からあった。

④関連措置の効果

<関連措置全般の効果>

改正法の施行に当たって講じられた関連措置の効果については、業界団体及びコンテンツ配信事業者の双方において、測定していない、もしくは測定することが難しいとの意見が多く見られたものの、日本レコード協会や日本国際映画著作権協会では、啓発キャンペーンサイトのアクセス数やバナーを掲載した動画共有サイトの動画のビュー数、啓発用のチラシ・グッズ・ポスター等の配布実績を踏まえ、ユーザにおける違法ダウンロードの刑事罰化についての認知度が向上して一定の抑止効果があったとの認識であった。措置の効果を高めた要因の一つとしては、アーティストが直接ユーザに違法ダウンロードの問題性について訴えかけるようにしたこと等が挙げられるとのことであった。

<エルマークについて>

エルマークは、音楽や映像を適法に配信するサイトに表示するマークであり、その普及は、ユーザに正規コンテンツを利用してもらうための対策として重要である。

エルマークを発行する日本レコード協会から提供を受けたデータによると、エルマークは、改正著作権法の成立前、平成 24 年 3 月時点で、222 社のコンテンツ配信事業者、1,457 サイトで利用されていたが、平成 25 年 12 月時点で、267 社のコンテンツ配信事業者、1,643 サイトで利用されている。なお、エルマークを表示しているコンテンツ配信事業者の中には、エルマークサイトへのリンクバナーを表示している事業者もあり、業界内外の関係者が一丸となってエルマークの普及啓発活動を推進しているとのことであ


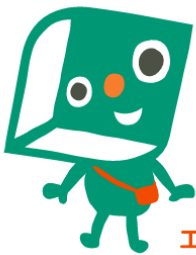


図 エルマーク



あった。

さらに、既述のとおり、日本レコード協会では、改正法の施行後、平成 24 年 12 月に新たな 3 種類のエルマーク（「ダウンロード OK」、「視聴のみ OK（ストリーミング）」、「転載 OK」）とともに、「エルマーくん」というキャラクターを作成して、エルマークの積極的な周知・広報に努めてきた（普及啓発の詳細については後述）。

図 新たな3種類のエルマーク（左）とエルマーくん（右）

 <p>ダウンロードできる 正規コンテンツです</p>	<p>ダウンロード OK</p>	 <p>エルマーくん</p>
 <p>視聴のみできる 正規コンテンツです</p>	<p>視聴のみ OK (ストリーミング)</p>	
 <p>転載もできる 正規コンテンツです</p>	<p>転載 OK</p>	

なお、同協会が平成 25 年 9 月に行ったアンケート調査¹⁴によると、回答者におけるエ
ルマークの認知度は約 15%であった。

(3) 日本レコード協会と日本国際映画著作権協会が講じた措置の詳細等

以下では、特に積極的な取組みを実施している日本レコード協会と日本国際映画著作権
協会が講じた措置等について紹介する。

【日本レコード協会の措置内容】

○ STOP!違法ダウンロード広報委員会

改正著作権法の内容の周知を図る目的で、音楽関係 7 団体及び協力団体で、「STOP!違
法ダウンロード広報委員会」を平成 24 年 9 月 10 日に設立し、精力的な啓発活動を実施
した。

1) キャンペーンサイトの作成

- ・平成 24 年 9 月 14 日に、違法ダウンロードの刑事罰化を中心に、具体的事例に沿った
Q&A などが掲載されている「STOP!違法ダウンロード」啓発キャンペーン特設サイト
(<http://www.stopillegaldownload.jp/>) を開設した。
- ・キャンペーンサイトへの訪問者数は、平成 25 年 12 月時点で 94 万件であった。なお、
平成 24 年 10 月 1 日は 2 万強のページビュー、1 日当たりのピークは、ニコニコ動画
への広告開始日の平成 24 年 10 月 3 日で 4.2 万ビューであった。

2) ウェブサイトへの広告掲載

- ・ YouTube やニコニコ動画に、広報委員会による上記キャンペーンサイトを閲覧しても
らうための広告を一定期間掲載した。
- ・ YouTube では平成 24 年 10 月から平成 25 年 1 月までバナー広告を掲載し、3,800 万回
以上表示された。一定の検索ワードを設定することにより、音楽関係の動画を閲覧す
ると、「STOP!違法ダウンロード」というメッセージが表示され、それをクリックする
と、広報委員会による上記キャンペーンサイトに飛ぶようにした。
- ・ ニコニコ動画でも同様に、平成 24 年 10 月から平成 25 年 1 月までバナー広告を掲載し

¹⁴ 日本レコード協会「楽曲の違法配信に関する調査」の第 3 回調査の本調査（本報告書 46 頁参照）

て、4億4千万回以上表示された。平成25年にも4月と8月に実施し、音楽関係の動画だけではなく、一般の動画にも広告を掲載し、8千万回以上表示された。

- ・検索サイトのYahoo!とGoogleでは、平成24年10月から11月まで、音楽関連のキーワードの検索結果に広報委員会による上記キャンペーンサイトへのテキストリンクが表示されるようにした。

3) 啓発用グッズ・ポスター等の作成・配布

- ・平成24年度に、学校向けの啓発用ポスターを日本教育新聞経由等で全国の中学校や高校など(約16,000校)を対象にのべ24,000枚強を配布した。
 - ・平成24年度に、CD販売店向けの啓発用ポスターを全国の販売店に約6,600枚配布したほか、「STOP!違法ダウンロード」の活動趣旨について理解を得たアーティストについては、平成25年1月から3月までにリリースされた音楽CDに関し、「STOP!違法ダウンロード」という表示がある販促用ポスターをCD販売店等で掲示した。
 - ・平成25年度は、映画盗撮防止CM「NO MORE 映画泥棒」のいわゆる「カメラ男」等を起用した「STOP!違法ダウンロード」の啓発用ポスターを全国の約3,100の図書館施設に配布し、掲示を依頼した。
 - ・平成25年度に、エルマークの周知のため、フジロック・フェスティバル、サマーソニック、ロック・イン・ジャパン・フェスティバル、ライジング・サン・ロック・フェスティバルのいわゆる日本4大ロックフェスティバルでノベルティの絆創膏セットを配布した(44,000セット)。また、ブースを設置して、クイズやアンケート形式で、違法ダウンロードの刑事罰化の普及啓発に努めた。
- 4) 「映画館に行こう！」実行委員会が主催した映画盗撮防止キャンペーンに対し、協力を行った。
- 5) 日本国際映画著作権協会主催の「音、つけてください！」キャンペーン(詳細は後述)に対し、協力を行った。

○ エルマークの推進

- ・ユーザに正規コンテンツを利用してもらうための対策として、エルマークの導入を進めてきた。エルマークは、平成21年1月に施行された違法配信ファイルからのダウンロードの違法化に先駆けて平成20年2月に導入された。
- ・平成24年12月には新たな3種類のエルマーク(「ダウンロードOK」、「視聴のみOK(ストリーミング)」、「転載OK」)を作成・導入し、「エルマーくん」というキャラクターも作成した。
- ・エルマークの利用実績は、平成25年12月時点で267コンテンツ配信事業者、1,643サイトに上っている。上記3種類のエルマークの中では、「ダウンロードOK」のマークが最も普及している。
- ・日本レコード協会では、どのようにマークを貼るのかということを確認してマークを発行している。マークをサイトに貼るコストは事業者の自己負担だが、申請自体にかかる手数料は無料としている。大手配信事業者にはレコード会社からエルマークの導入を働きかけてもらっている。

- ・エルマークの認知度については、日本レコード協会が平成 25 年 9 月にアンケート調査（詳細は前述）を行ったところ、約 15%との結果であった。

○ 中高生への教育

- ・中高生が社会見学等で日本レコード協会の会員企業を訪問する機会を用いて、日本レコード協会と会員企業が協力し、著作権の大切さを説明する教育プログラムを実施している。このプログラムでは、音楽の創作から流通まで数多くの人に関わることにより、良質な音楽を世の中に広めていること、違法コンテンツの利用が将来の良質な音楽創作を枯渇させてしまうことと合わせて、エルマークや違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定について説明を行っている。
- ・平成 24 年度には 471 校の 4,945 名に上る中高生が会員企業を訪問し、日本の音楽文化や著作権に関する説明を聞いた。

図 啓発用ポスターの種類

(左) 学校向け (中) CD 販売店向け (右) 「カメラ男」等を起用



資料) 日本レコード協会提供データ

【日本国際映画著作権協会の措置内容】

- 「音、つけてください！～違法ダウンロード、だめだゾウ～」キャンペーン¹⁵
- ・ 30 秒の「無音映像」に、応募者がオリジナルの「音」をつけるというキャンペーンを主催した。近年では、著作権侵害を意識しないままに、ダウンロードを重ねる人たちも多いのではないかという問題意識の下、「オリジナル」について利用者と一緒に考えることを目的に実施した。
- ・ 応募人数 110 名、応募総数 127 作品の中から、最優秀作品 1 点、優秀作品賞 2 点、入選作品 2 点が選ばれた。
- ・ 本キャンペーンについて、著名な動画共有サイトに広告を出した。

○ 各種イベント、セミナー等における啓発活動

¹⁵ 詳細については <http://www.jimca.co.jp/damezou/> を参照。

違法ダウンロードの刑事罰化以前から様々な形で実施していたが、刑事罰化を機に実施件数を増加した。

- ・平成 22 年から平成 25 年にかけて、毎年 1 回、東京国際映画祭において、違法オンライン侵害の問題に対処し、著作権保護を訴える内容のテーマ（例えば、「段階的対応メカニズムとサイトブロッキング」等）のセミナーを実施してきた。セミナー来場者数は毎年 150 名程度である。
- ・一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構との共催で、著作権の保護等に関するセミナー「焦点・中国の動画配信ビジネス～流通促進と権利保護」を実施し、その中で違法ダウンロードの普及啓発を行ったところ、セミナー来場者数は約 150 名であった。（平成 23 年 10 月 24 日）
- ・大阪府警において、府下の企業等を対象としたサイバー犯罪防止教室を実施しているため、各教室で配布してもらうことを目的に、「STOP!違法ダウンロード」のクリアファイル 5,000 枚を提供した。また、大阪府警が実施した「サイバー犯罪被害防止キャンペーン」に協力する形で、違法ダウンロードに関する啓発のための講演を行い、「STOP!違法ダウンロード」のクリアファイルを 1,000 枚配布した。（平成 25 年 3 月 17 日）
- ・兵庫県警サイバー犯罪防犯センターが主催し、兵庫県立御影高等学校で実施された「官民一体となったサイバー教室」において、違法ダウンロードに関する啓発を行い、「STOP!違法ダウンロード」のクリアファイルを 380 枚配布した。（平成 25 年 4 月 11 日）
- ・日本国際映画著作権協会が加盟している不正商品対策協議会は、年 1 回開催される日本橋ストリートフェスタ¹⁶に、平成 18 年より毎年ブースを出展し、知的財産権の保護啓発活動を実施してきた。平成 25 年 3 月に開催された「第 9 回日本橋ストリートフェスタ 2013」は、不正商品対策協議会が後援する形で、日本国際映画著作権協会としてブースを設置し、「STOP!違法ダウンロード」のクリアファイル 15,000 枚をブースで配布すると共に、メインストリートに設置されたステージにおいて、日本橋ストリートフェスタの主催者が呼んだご当地アイドルから、違法ダウンロードによるアーティストへの影響について話をしてもらう等の啓発活動を行った。「第 9 回日本橋ストリートフェスタ 2013」全体の来場者数は約 23 万人であった。（平成 25 年 3 月 24 日）
- ・世界知的所有権の日・記念上映会を主催し（後援：米国大使館）、その中で違法ダウンロードの普及啓発のための講演を実施したところ、来場者数は約 340 名であった。（平成 25 年 4 月 26 日）
- ・平成 25 年 8 月に開催された「コミックマーケット 84」企業ブースにおいて「映画館における盗撮防止」と「STOP!違法ダウンロード」をテーマに啓発イベントを一般社団法人日本動画協会の後援で実施した。その際、声優を起用した違法ダウンロードに関する啓発用の DVD10,000 部と、アニメのキャラクターと「STOP!違法ダウンロード」を組み合わせたオリジナルの紙袋 5,000 部を作成して配布したほか、「違法ダウンロ

¹⁶ 日本有数の電気街である大阪・日本橋筋商店街近辺を歩行者天国として、年 1 回、3 月に実施されるイベント。

ードをしない」旨の宣言をした来場者は、映画盗撮防止法の CM に登場する、いわゆる「カメラ男」のキャラクターと一緒に写真撮影ができるというイベントや、声優をゲストに迎えたミニトークショーを行った。「コミックマーケット 84」全体の来場者数は約 84 万人、日本国際映画著作権協会ブースへの来場者数は約 18,000 人であった。
(平成 25 年 8 月 10～12 日)

○その他

- ・「映画館に行こう！」実行委員会では、映画盗撮防止法の CM (「NO MORE 映画泥棒」) について、違法ダウンロードの刑事罰化に合わせる形で、従前から行っていた CM を改定して違法ダウンロードの刑事罰化に関する注意喚起メッセージを追加しているが、日本国際映画著作権協会もこの業界を上げた取組に対して協力をしている。
- ・違法ダウンロードの刑事罰化により活動が変化したわけではないものの、従前から行ってきた個別の著作権侵害行為についての削除要請等の対処も引き続き実施している。

資料) 日本国際映画著作権協会提供データ

2. 国が講じた各種関連措置

以下では、文化庁を中心に国が行ってきた啓発活動と、警察庁による対応について整理する。

(1) 文化庁等が行ってきた啓発活動

違法ダウンロードの刑事罰化に際しては、改正法附則第7条で、国及び地方公共団体は、特定侵害行為の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、国民に対して特定侵害行為の防止に関する啓発その他の必要な措置を講じなければならないことが定められている。

以下は、改正法附則第7条に基づき、違法ダウンロードの刑事罰化について、文化庁を中心に国が行ってきた啓発活動の一覧である。

<文化庁等が行ってきた啓発活動一覧> (平成25年12月時点)

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1 ホームページ等を利用した周知<ul style="list-style-type: none">・関係機関への施行通知発出 (平成24年6月27日)・教育委員会等を通じた学校への周知 (平成24年7月11日)・文化庁ホームページでの改正法解説資料、Q&Aの掲載 (平成24年7月12日)・「文化庁月報」9月号に記事掲載 (平成24年9月5日)・生涯学習関係メールマガジンに記事掲載 (平成24年9月8日)・初中教育関係メールマガジンに記事掲載 (平成24年9月27日)・文化庁ホームページでの周知活動等まとめページの掲載 (平成24年10月1日)・「文部科学広報」に特集記事掲載 (平成24年10月号)・小中学生向けリーフレット「ちょっと待って！ケータイ&スマホ」 (平成25年3月)・著作権学習教材の改訂2 政府広報を利用した周知<ul style="list-style-type: none">・政府広報オンラインへの広報記事の掲載 (平成24年8月27日)・週刊誌 (週刊少年ジャンプ) への広告掲載 (平成24年9月24日)・政府インターネットテレビ (広報動画) の掲載 (平成24年9月27日)・政府広報によるラジオ番組の放送 (平成24年9月29日)・首相官邸アアカウント (LINE) のメッセージ配信 (平成24年10月31日)・内閣広報「政策情報・官邸発」 (ラジオ番組) の放送 (平成24年11月26日)・政府広報オンライン Facebook ページ、Twitter での発信 (平成25年8月1日、2日)3 各種会議等での周知<ul style="list-style-type: none">・著作権セミナー 平成24年度は全国14ヶ所、平成25年度は全国15ヶ所で実施済・小学校及び中学校各教科等担当指導主事連絡協議会 (平成24年7月2日、3日)・情報教育担当者連絡会議 (平成24年7月10日、平成25年9月4日)・高等学校各教科等担当指導主事等連絡協議会等 (平成24年7月11日～18日)・教職員著作権講習会 (平成24年7月27日、平成25年8月2日)・子ども霞が関見学デー (平成24年8月8日、9日、平成25年8月7日、8日)・都道府県・指定都市生徒指導担当指導主事連絡会議 (平成24年10月4日、平成25年2月22日)・高等学校各教科教育課程研究協議会 (平成24年11月19日、20日) |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- ・高等学校産業教育関係教育課程研究協議会（平成 24 年 11 月 19 日～22 日）
- ・小学校及び中学校各教科等教育課程研究協議会（平成 24 年 11 月 26 日、27 日）
- ・ネット安全安心全国推進フォーラム（平成 25 年 3 月 16 日）
- ・中堅教員研修（平成 25 年 5 月、7 月、8 月、11 月実施の各回）
- ・都道府県著作権事務担当者講習会（平成 25 年 5 月 29 日、30 日）
- ・校長マネジメント研修（平成 25 年 6 月、10 月実施の各回）
- ・副校長・教頭等研修（平成 25 年 7 月、8 月実施の各回）

4 政府以外の媒体等を利用した周知

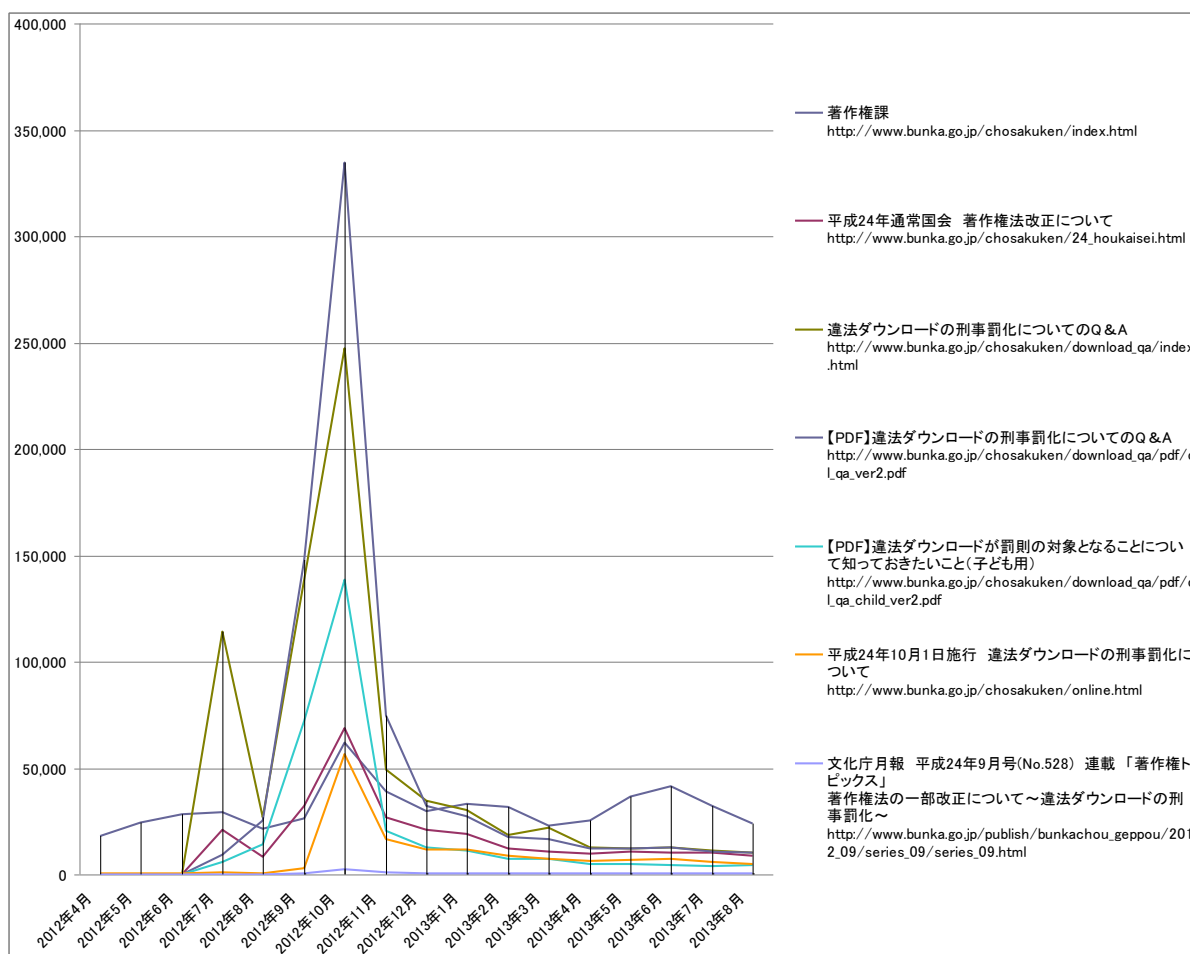
- ・日本 P T A 新聞への記事掲載（平成 24 年 7 月 31 日号）
 - ・月刊コピーライトへの記事掲載（平成 24 年 10 月号）
 - ・毎日学生新聞への記事掲載（平成 24 年 10 月 21 日号）
- 等

このうち、特に文化庁のホームページを利用して行われた啓発活動について、そのアウトカム指標として捉えうる、ホームページのアクセス数（月間のべアクセス数）を調査した。

【調査対象としたページ一覧】

- ・文化庁のホームページ（<http://www.bunka.go.jp/>）
- ・著作権課（<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html>）
- ・平成 24 年通常国会 著作権法改正について
（http://www.bunka.go.jp/chosakuken/24_houkaisei.html）
- ・違法ダウンロードの刑事罰化についての Q&A
（http://www.bunka.go.jp/chosakuken/download_qa/index.html）
- ・違法ダウンロードの刑事罰化についての Q&A（PDF 形式）
（http://www.bunka.go.jp/chosakuken/download_qa/pdf/dl_qa_ver2.pdf）
- ・違法ダウンロードが罰則の対象となることについて知っておきたいこと（子ども用）
（PDF 形式）（http://www.bunka.go.jp/chosakuken/download_qa/pdf/dl_qa_child_ver2.pdf）
- ・平成 24 年 10 月 1 日施行 違法ダウンロードの刑事罰化について
（<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/online.html>）
- ・文化庁月報 平成 24 年 9 月号(No.528) 連載 「著作権トピックス」 著作権法の一部改正について～違法ダウンロードの刑事罰化～
（http://www.bunka.go.jp/publish/bunkachou_geppou/2012_09/series_09/series_09.html）

図表 文化庁ホームページへのアクセス数



資料) 文化庁提供データ

文化庁から提供されたデータによると、文化庁のホームページ内の違法ダウンロードの刑事罰化に関連するページへのアクセス数は、平成24年6月から10月に向けて大幅に増加し、その後減少している。「違法ダウンロードの刑事罰化についてのQ&A トップページ」(http://www.bunka.go.jp/chosakuken/download_qa/index.html)、「違法ダウンロードの刑事罰化についてのQ&A (PDF形式)」(http://www.bunka.go.jp/chosakuken/download_qa/pdf/dl_qa_ver2.pdf)のアクセス数が、改正法が施行された同年10月でそれぞれ約25万件、約33万件(文化庁ホームページ全体で約390万件)と他の時期に比べて多くなっている。また、違法ダウンロードの刑事罰化についてのQ&A トップページ、PDFページへのアクセス数を、平成25年8月までの累計で見ると、それぞれ約74万件となっており、法改正の内容の詳細に関する普及啓発に貢献したと考えられる。

このほか、政府広報オンラインにおいて掲載された「平成24年10月から著作権法が変わりました 販売または有料配信されている音楽や映像の「違法ダウンロード」は刑罰の対象となりました」(<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200908/2.html>)という違法ダウンロードの刑事罰化に関する広報記事も、平成24年9月の公開以降、平成25年12月現在まで、政府広報オンラインの週間アクセスランキングで継続的に上位となっており、こちらも同様に普及啓発に貢献したものと考えられる。

(2) 警察庁による対応

違法ダウンロードの刑事罰化に係る改正法の施行前に、警察庁から、都道府県警察に、著作権法の改正の趣旨、概要等をまとめた通達（平成 24 年 9 月 20 日付け）を發出しており、同通達の留意事項において「改正法附則第 9 条のほか、参議院における改正法への附帯決議においても、警察の捜査権の濫用やインターネットを利用した行為の不当な制限につながらないよう配慮することとされたところであり、本罪の捜査を行う場合にあっては、これらの点に留意して法と証拠に基づき適正に捜査を行うこと」と記載されている。

また、改正法の施行後、有償著作物等の違法ダウンロードを被疑事実とした検挙は現時点（平成 25 年 12 月時点）ではない。

III. インターネット利用者における改正著作権法の認知状況・評価・行動の変容等

アンケート調査は、スクリーニング調査と本調査から構成され、スクリーニング調査において、本調査に進む回答者を抽出した。以下では、スクリーニング調査、本調査の順に調査結果を整理している¹⁷。

1. アンケート調査の実施要領

(1) 目的

平成 24 年 10 月に施行された違法ダウンロードの刑事罰化について、インターネット利用者向けのウェブアンケート調査を実施し、改正著作権法の認知状況、評価、行動の変容等について把握し、抑止効果があったかどうか等について分析した。

(2) 実施方法

50,000 サンプルのスクリーニング調査で、インターネット利用者の全体傾向を把握し、有償で販売・配信されている音楽や映像をインターネットから無料でダウンロードした経験のある層を抽出したうえで、当該層に対して、詳細な調査（本調査）を行った。

(3) アンケート対象

①スクリーニング調査

- ・ 日本のインターネット利用者（男女別、年齢層別に実際のインターネット利用者の構成にあわせた）
年齢：15 歳以上¹⁸

表 男女別年齢層別インターネット利用経験者数

(単位)人口:千人、率:%

	総人口(単位:千人)			インターネット利用経験率		インターネット利用経験者		
	男女計	男性	女性	男性	女性	男女計	男性	女性
15～19歳	6,042	3,096	2,945	98.3	97.9	5,927	3,043	2,883
20～29歳	13,200	6,746	6,455	96.5	98.0	12,836	6,510	6,326
30～39歳	17,008	8,625	8,383	94.7	95.9	16,207	8,168	8,039
40～49歳	17,806	8,981	8,826	95.5	94.3	16,900	8,577	8,323
50～59歳	15,528	7,739	7,789	89.0	81.7	13,251	6,888	6,364
60～64歳	9,974	4,891	5,083	79.0	64.5	7,142	3,864	3,279
65～69歳	8,442	4,054	4,388	70.3	54.7	5,250	2,850	2,400
70～79歳	13,717	6,218	7,499	60.1	38.7	6,639	3,737	2,902
80歳以上	9,128	3,140	5,989	40.0	17.7	2,316	1,256	1,060
15歳以上計	110,845	53,490	57,357			86,468	44,893	41,576

注:総人口:平成25年3月1日現在(総務省統計局「人口統計—平成25年8月報—」(平成25年8月20日)より)

インターネット利用経験率:平成24年末の状況(総務省「平成24年通信利用動向調査」(平成25年6月14日)より)

上表の男女別年齢層別インターネット利用経験者数の構成に従い、スクリーニング調査の 50,000 サンプルを次の表のように割り付けることとした。

¹⁷ スクリーニング調査の設問については「S-Q」、本調査の設問については「Q」と表記した。

¹⁸ 社団法人日本マーケティング・リサーチ協会(JMRA)の規定により、自らの意思で登録できるモニターは15歳以上であるため。

表 サンプル割付案

	男女計	男性	女性
15～19歳	3,427	1,760	1,667
20～29歳	7,422	3,764	3,658
30～39歳	9,372	4,723	4,649
40～49歳	9,772	4,960	4,812
50～59歳	7,663	3,983	3,680
60歳以上	12,344	6,769	5,575
合計	50,000	25,959	24,041

スクリーニング調査の実際の配信数、回収数は以下のとおり。性・年齢別の回収数については、事前の割付案とおりにした。

表 スクリーニング調査 配信数・回収数

	配信数	回収数
1 男性 15～19歳	19,117	1,760
2 男性 20～29歳	39,007	3,764
3 男性 30～39歳	23,566	4,723
4 男性 40～49歳	16,578	4,960
5 男性 50～59歳	10,251	3,983
6 男性 60歳以上	14,776	6,769
7 女性 15～19歳	11,625	1,667
8 女性 20～29歳	25,623	3,658
9 女性 30～39歳	26,623	4,649
10 女性 40～49歳	20,672	4,812
11 女性 50～59歳	12,095	3,680
12 女性 60歳以上	14,878	5,575
全体	234,811	50,000

50,000 サンプルに対して実施し、スクリーニング調査の設問の回答結果を集計し、後述の対象に絞って本調査を実施した。

②本調査

- ・ 本調査は、スクリーニング調査 S-Q6 において、以下の選択肢に対し、一年以上前にダウンロードした経験があるとの回答者を対象とした。

<S-Q6 インターネット上の音楽や映像を無料でダウンロードした経験がある時期>

- (2) シングル CD やアルバム CD として販売されている音楽
- (3) 音楽配信サービスのサイト（レコチョク、mora、iTunes、Store 等）で有料配信されている音楽
- (9) 劇場公開中の映画本編
- (10) DVD や BD（ブルーレイディスク）として販売されている映像
- (11) 映像配信サービスのサイト（GyaO!、NHK オンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes、Store 等）で有料配信されている映像

表 本調査の対象者数・回収数

		対象者数	回収数
1	男性 15～19歳	119	93
2	男性 20～29歳	213	153
3	男性 30～39歳	247	183
4	男性 40～49歳	235	198
5	男性 50～59歳	162	127
6	男性 60歳以上	164	109
7	女性 15～19歳	84	63
8	女性 20～29歳	260	197
9	女性 30～39歳	144	113
10	女性 40～49歳	103	67
11	女性 50～59歳	63	50
12	女性 60歳以上	68	39
	合計	1,862	1,392

(4) 回答方法

- ・ インターネットで回答（PC、タブレット、スマホのいずれでもそれぞれに最適化された画面で回答可能）

(5) 実施期間

- ・ スクリーニング調査：平成 25 年 10 月 11 日（金）～10 月 16 日（水）
- ・ 本調査：平成 25 年 10 月 19 日（土）～10 月 22 日（火）

(6) クロス集計

アンケート調査結果について、以下の組み合わせのクロス集計を実施した。

※「○」印を付けている設問をクロス軸とし、集計対象となる設問を「・」で示している。

※スクリーニング調査における設問については、設問番号前に「S-」を付記して示している。

クロス集計結果が、単純集計結果と異なる傾向を示した場合に、本報告書で取り上げている。

①スクリーニング調査

○性、年齢、世帯年収、個人年収（回答者属性より）

- ・ スクリーニング調査全問

○S-Q1（インターネットにアクセスする際に使用している機器）

- ・ S-Q2（「1ヶ月で自由に使えるお金」とそのうち「音楽や映像に使うお金」）
- ・ S-Q3（インターネットで利用したことがあるサービス）
- ・ S-Q4（インターネットで音楽や映像を視聴・ダウンロードするために使ったことのあるサービス）

るサイト等)

- ・ S-Q5 (インターネット上で視聴・ダウンロードした経験がある音楽や映像)
- ・ S-Q6 (S-Q5 で回答した音楽や映像について、無料でダウンロードした経験がある時期)
※選択肢 1 及び 2 をまとめてひとつの選択肢、選択肢 3,4,5 をまとめてひとつの選択肢とした。
- ・ S-Q7 (違法ダウンロードの刑事罰化の認知度)

○S-Q2 (「1ヶ月で自由に使えるお金」とそのうち「音楽や映像に使うお金」)

- ・ S-Q1 (インターネットにアクセスする際に使用している機器)
- ・ S-Q3 (インターネットで利用したことがあるサービス)
- ・ S-Q4 (インターネットで音楽や映像を視聴・ダウンロードするために使ったことのあるサイト等)
- ・ S-Q5 (インターネット上で視聴・ダウンロードした経験がある音楽や映像)
- ・ S-Q6 (S-Q5 で回答した音楽や映像について、無料でダウンロードした経験がある時期)
※選択肢 1 及び 2 をまとめてひとつの選択肢、選択肢 3,4,5 をまとめてひとつの選択肢とした。
- ・ S-Q7 (違法ダウンロードの刑事罰化の認知度)

○S-Q3 (インターネットで利用したことがあるサービス)

- ・ S-Q1 (インターネットにアクセスする際に使用している機器)
- ・ S-Q2 (「1ヶ月で自由に使えるお金」とそのうち「音楽や映像に使うお金」)
- ・ S-Q4 (インターネットで音楽や映像を視聴・ダウンロードするために使ったことのあるサイト等)
- ・ S-Q5 (インターネット上で視聴・ダウンロードした経験がある音楽や映像)
- ・ S-Q6 (S-Q5 で回答した音楽や映像について、無料でダウンロードした経験がある時期)
※選択肢 1 及び 2 をまとめてひとつの選択肢、選択肢 3,4,5 をまとめてひとつの選択肢とした。
- ・ S-Q7 (違法ダウンロードの刑事罰化の認知度)

○S-Q5 (インターネット上で視聴・ダウンロードした経験がある音楽や映像)

- ・ S-Q1 (インターネットにアクセスする際に使用している機器)
- ・ S-Q2 (「1ヶ月で自由に使えるお金」とそのうち「音楽や映像に使うお金」)
- ・ S-Q3 (インターネットで利用したことがあるサービス)
- ・ S-Q4 (インターネットで音楽や映像を視聴・ダウンロードするために使ったことのあるサイト等)
- ・ S-Q6 (S-Q5 で回答した音楽や映像について、無料でダウンロードした経験がある時期)
※選択肢 1 及び 2 をまとめてひとつの選択肢、選択肢 3,4,5 をまとめてひとつの選択肢とした。
- ・ S-Q7 (違法ダウンロードの刑事罰化の認知度)

②本調査

○性、年齢、世帯年収、個人年収（回答者属性より）

- ・本調査全問

○S-Q1（インターネットにアクセスする際に使用している機器）

- ・本調査全問

○S-Q2（「1ヶ月で自由に使えるお金」とそのうち「音楽や映像に使うお金」）

- ・本調査全問

○S-Q3（インターネットで利用したことがあるサービス）

- ・本調査全問

○Q2（音楽や映像を直接ストリーミング視聴したり、直接ファイルをダウンロードしたりした経験等）

- ・ Q11（刑事罰の対象行為についての認知経路）
- ・ Q16（刑事罰の対象となるか検討した経験）
- ・ Q18（行動変容の意向）
- ・ Q19（実際の行動変容）
- ・ Q24（改正著作権法についての解説を読んだ上での行動変容）

○Q8（違法ダウンロードの刑事罰化の認知度）

- ・ Q24（改正著作権法についての解説を読んだ上での行動変容）

○Q9（違法ダウンロードの刑事罰化の認知経路）

- ・ Q19 以降の設問すべて

○Q10（刑事罰の対象行為についての認知）

- ・ Q11 以降の設問すべて

○Q11（刑事罰の対象行為についての認知経路）

- ・ Q12 以降の設問すべて

○Q19（実際の行動変容）

- ・ Q24（改正著作権法についての解説を読んだ上での行動変容）

○Q23（啓発活動についての認知状況）

- ・ Q13（違法ダウンロードの刑事罰化についての評価）
- ・ Q19（実際の行動変容）

○Q12（刑事罰の対象となる行為に対する理解）において「1」及び「3」の両方を選択した回答者（正解者）を軸にして、以下の設問についてクロス集計

- ・ Q13 以降の設問すべて

2. アンケート調査の結果概要

【スクリーニング調査】

■インターネットで利用したことがあるサービス

全員に対し、「インターネットで利用したことがあるサービス」について質問したところ、「音楽や映像の視聴・ダウンロード」は44.5%と半数弱が利用したことがあり（37頁）、年齢別に見ると、「15～19歳」及び「20～29歳」では、「音楽や映像の視聴・ダウンロード」を利用している割合が高かった（38頁）【S-Q3】。

■インターネット上で視聴・ダウンロードした経験がある音楽や映像

「インターネットで音楽や映像を視聴・ダウンロードするために使ったことがあるサイト等」（S-Q4）について、権利者及びその委託を受けた事業者が運営している可能性が高いと考えられるサイト以外のサイトを選択した回答者に対し、「インターネット上で視聴・ダウンロードした経験がある音楽や映像」について質問したところ、インターネット上で無料ダウンロードしたことがあると回答したのは、音楽では「シングルCDやアルバムCDとして販売されている音楽」で17.8%、「音楽配信サービスのサイト（レコチョク、mora、iTunes Store等）で有料配信されている音楽」で7.1%であった（41頁）。映像については、「DVDやBD（ブルーレイディスク）として販売されている映像」では3.9%、「映像配信サービスのサイト（GyaO!、NHKオンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等）で有料配信されている映像」では3.1%、「劇場公開中の映画本編」では2.8%と、音楽と比較して低かった（41頁）【S-Q5】。

【本調査】

■違法ダウンロードの刑事罰化に対する認知度

全員に対し、「著作権法が改正されて、平成24年10月1日以降、違法にアップロードされた音楽・映像のファイルのダウンロードは刑事罰の対象となる場合があることを知っているか」と質問したところ、本調査においては、8割強が違法ダウンロードの刑事罰化について知っていた（70頁）【Q8】。また、スクリーニング調査において、本調査の対象とならなかった回答者に対して同様に質問したところ、6割強が違法ダウンロードの刑事罰化について知っていた（49頁）【S-Q7】。

■刑事罰の対象行為についての理解

違法ダウンロードの刑事罰化について知っているとの回答者に対し、刑事罰の対象行為について知っているかを質問したところ、「知らない」と「知っている」はほぼ同数

との結果であった(74頁)【Q10】。また、刑事罰の対象となる行為に対する理解を確認する設問では、「違法にアップロードされた音楽や映像のファイルを、ダウンロードせずに視聴する行為も、刑事罰の対象となる」という選択肢について正答した(これを正しい選択肢として選択しなかった)回答者が67.6%であった。一方、「音楽と映像以外のファイル(イラスト、写真など)をダウンロードする行為は、そのファイルが違法にアップロードされたものであっても、刑事罰の対象とはならない」という選択肢について正答した(これを正しい選択肢として選択した)回答者は13.6%であった。(78頁)【Q12】。

■違法ダウンロードの刑事罰化についての評価とその理由

違法ダウンロードの刑事罰化について知っているとの回答者に対し、違法ダウンロードの刑事罰化を含む著作権法改正についてどのように感じるかを質問したところ、「とても良い改正である」(6.9%)と「まあまあ良い改正である」(30.8%)を合わせると4割弱が肯定的に評価しているとの結果であった(81頁)【Q13】。

著作権法改正について肯定的な評価をした回答者が「著作権法改正を良いと感じている理由」については、「権利者の権利は正当に守られるべきだから」(74.1%)が最も高く、次いで「違法なダウンロードをする人が少なくなると思うから」(60.2%)、「コンテンツはきちんと対価を支払って購入すべきだから」(58.3%)が高かった(84頁)【Q14】。

著作権法改正について否定的な評価をした回答者が「著作権法改正を良くないと感じている理由」については、「改正によってCDやDVDの売上がアップするとは思えないから」(71.9%)が最も高く、次いで「どのような行為が刑事罰の対象となるかわかりにくいから」(65.6%)、「インターネットの自由が奪われるから」(55.6%)、「無料で音楽や映像を手に入れるための手段が制限されるのはユーザとして嫌だから」(45.9%)が高かった(86頁)【Q15】。

■刑事罰の対象となる行為をしたことがあると思った経験

「自分がこれまでに行ったダウンロードが刑事罰の対象となるか検討した経験」(Q16)において、「全く検討していない」以外を選択した回答者(少しでも検討した経験がある回答者)を対象に、刑事罰の対象となる行為をしたことがあるかどうかについて質問したところ、「思わなかった」(20.9%)と「あまり思わなかった」(28.6%)を合わせて5割弱となっており、「思った」(13.2%)と「少し思った」(33.2%)を合わせた割合よりも若干高かった(90頁)【Q17】。

■音楽や映像の入手等の方法に関する行動の変容とその理由

「違法ダウンロードの刑事罰化に対する認知度」(Q8)において、違法ダウンロードの刑事罰化について「知っている」との回答者で、かつ、「音楽や映像を直接ストリーミング視聴したり、直接ファイルをダウンロードしたりした経験等」(Q2)における各

利用形態について、それぞれ実施経験があったとした回答者に対し、平成 24 年 10 月 1 日以降の実際の行動変容があったかを質問したところ、「やめた」と回答した割合が最も高かったのは、「ファイル共有ソフト（P2P ソフト：Winny、Share、PerfectDark 等）を使用して、音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること」（51.5%）であり、次いで「上記以外の方法で、インターネットから音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること」（33.1%）、「オンラインストレージサービス（Megaupload、Rapidshare、Dropbox 等）から音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること」（29.6%）、「国内向け動画共有サイト（ニコニコ動画、FC2 動画、YouTube 等）から、専用のソフトウェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること」（28.5%）が高かった（96 頁）【Q19】。

違法ダウンロードの可能性があると考えられる行動について「減った」「やめた」理由を質問したところ、「刑事罰の対象となるかもしれないと考えたから」（55.6%）が最も高く、次いで「権利者の権利は正当に守られるべきだから」（26.0%）、「著作権侵害はいけないことだとわかったから」（24.4%）が高かったであった（98 頁）【Q20】。

■改正著作権法についての解説を読んだ上での行動変容の意向

「音楽や映像を直接ストリーミング視聴したり、直接ファイルをダウンロードしたりした経験等」（Q2）の設問において掲げられた各項目について、「経験がある」との回答者に対し、「違法ダウンロードの刑事罰化についての Q&A」（平成 24 年 7 月 24 日文化庁公表）を提示した上で、今後の行動をどのように変更しようとするか等について質問した。

改正著作権法についての解説を読んだ上での行動変容については、「増やそう、または新たに始めようと思った」と回答した割合が多い項目は、「CD/DVD/BD をレンタルショップ（インターネットショップを含む）からレンタルすること」（12.4%）、「テレビ番組を録画すること」（11.9%）、「CD/DVD/BD をお店（インターネットショップを含む）で購入すること」（10.3%）、「映画館で映画を鑑賞すること」（10.2%）であった（111 頁）【Q24】。

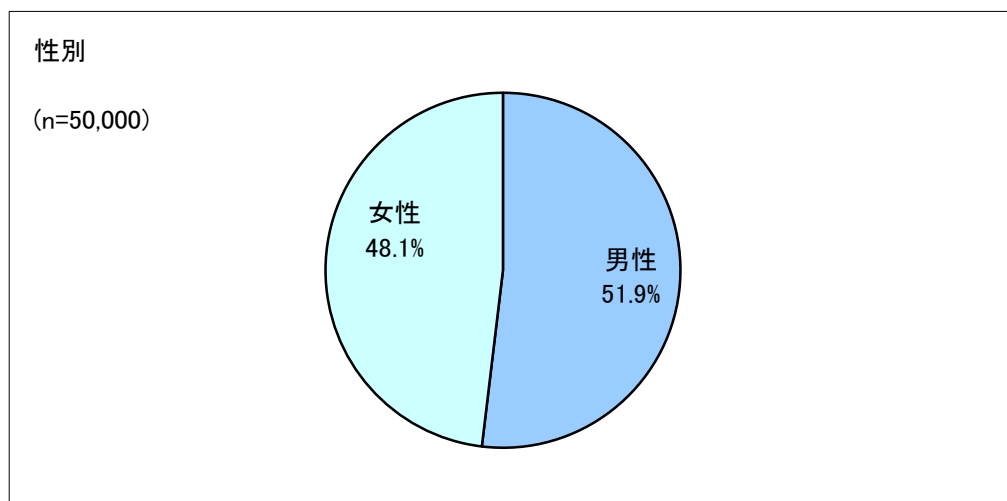
他方、「やめようと思った」と回答した割合が多い項目は、「上記以外の方法で、インターネットから音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること」（31.0%）、「国内向け動画共有サイト（ニコニコ動画、FC2 動画、YouTube 等）から、専用のソフトウェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること」（14.2%）であった（111 頁）【Q24】。

3. スクリーニング調査結果

(1) 回答者属性

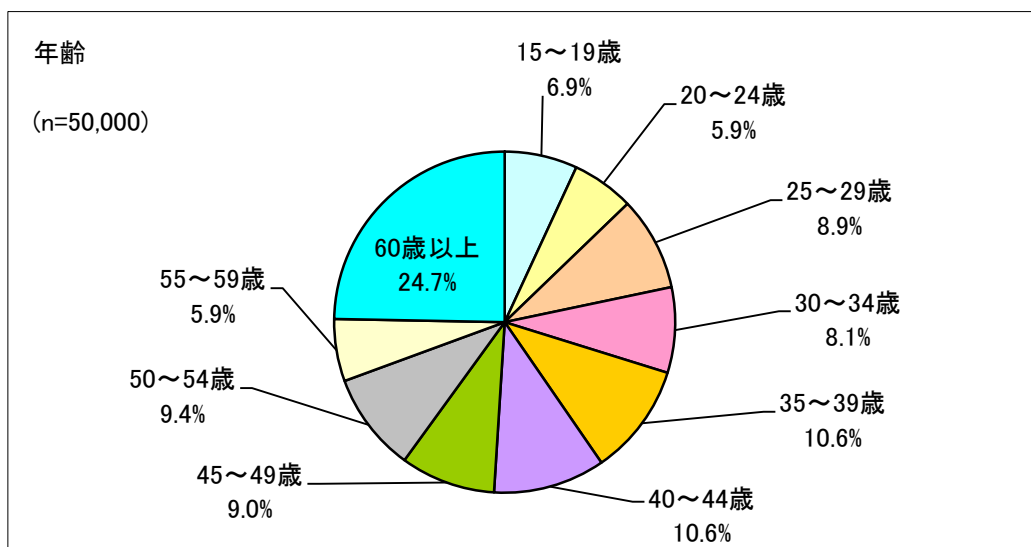
①性別

- 性別は若干男性の割合が高かった。
※インターネット人口の性別構成と同じになるよう割付を行った。



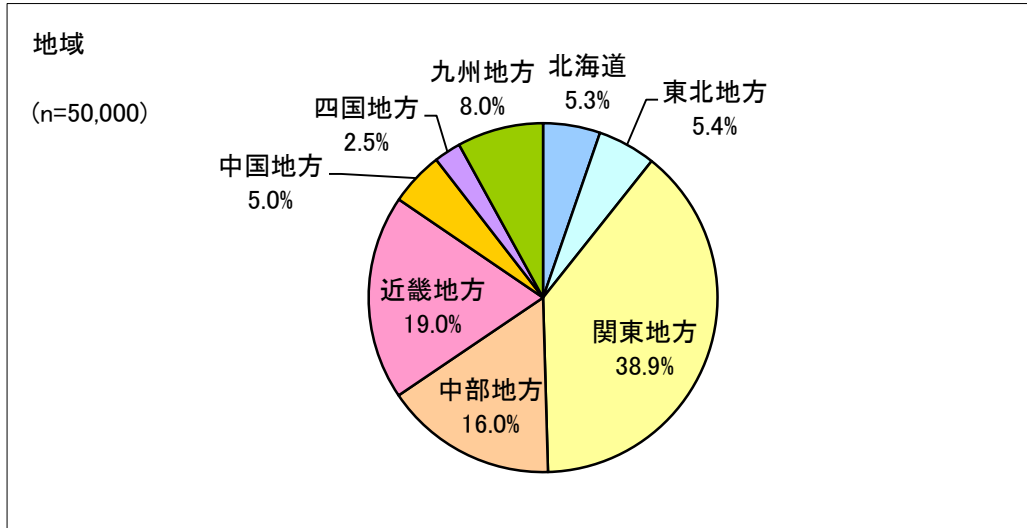
②年齢

- 年齢は「60歳以上」の割合が2割強と高かった。
※インターネット人口の年齢層別構成と同じになるよう割付を行った。



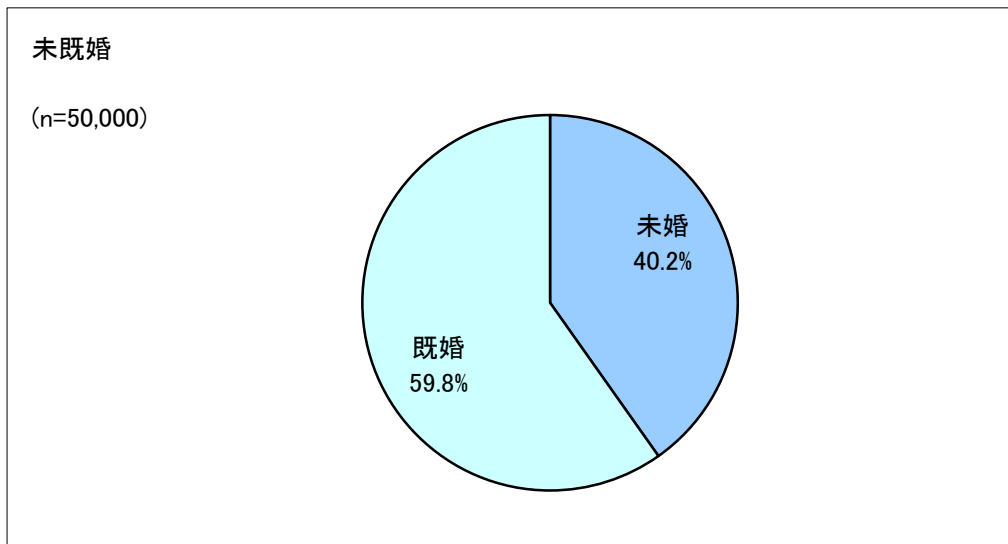
③地域

- 地域では、「関東地方」の割合が4割弱と最も高く、次いで「近畿地方」、「中部地方」の割合が2割弱と高かった。



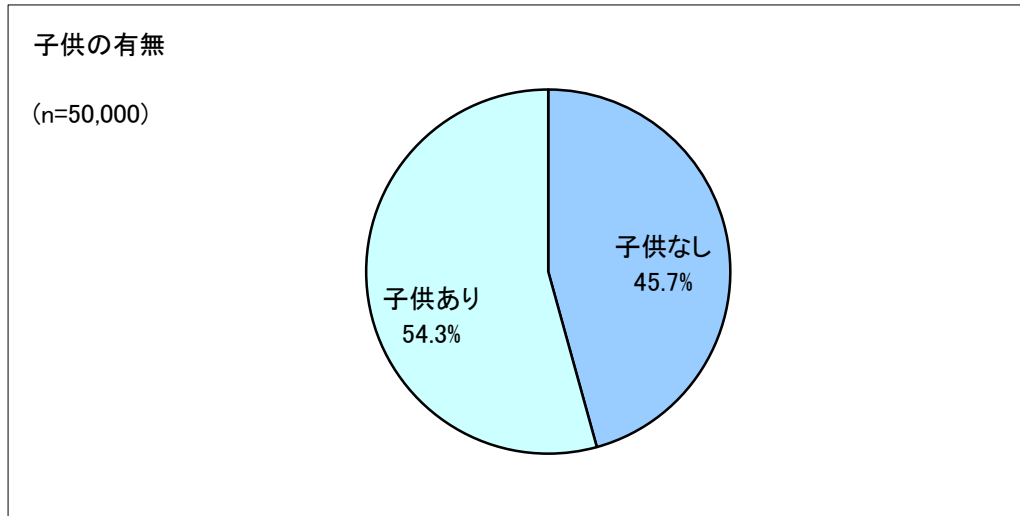
④結婚の有無

- 結婚の有無については、「既婚」の割合が6割弱であった。



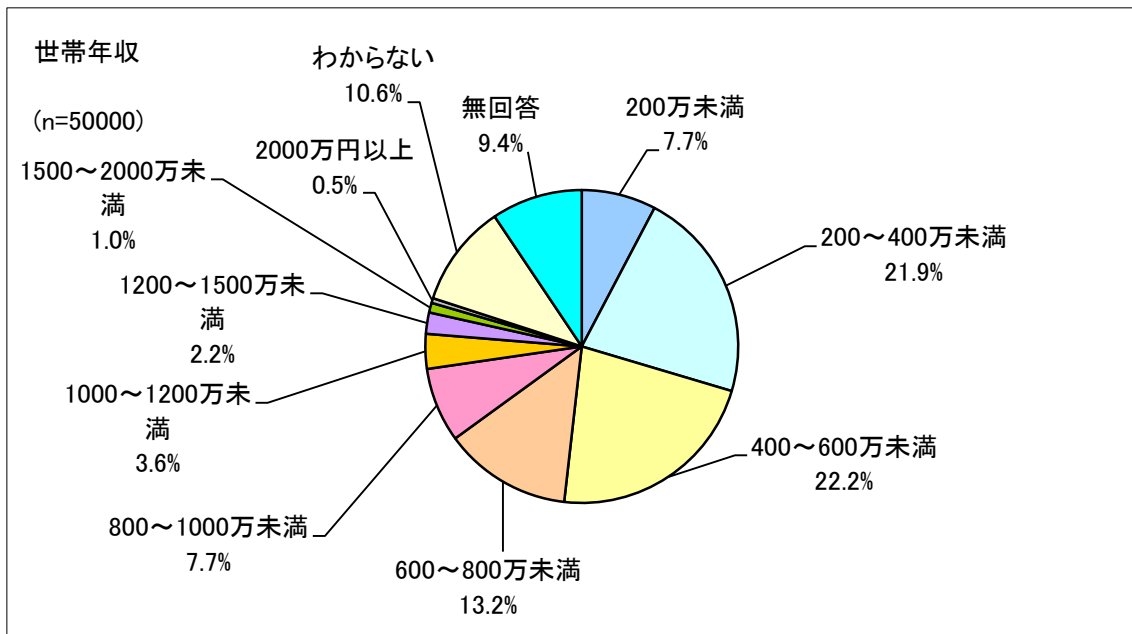
⑤子どもの有無

- 子どもの有無については、「子供あり」の割合の方が若干高かった。



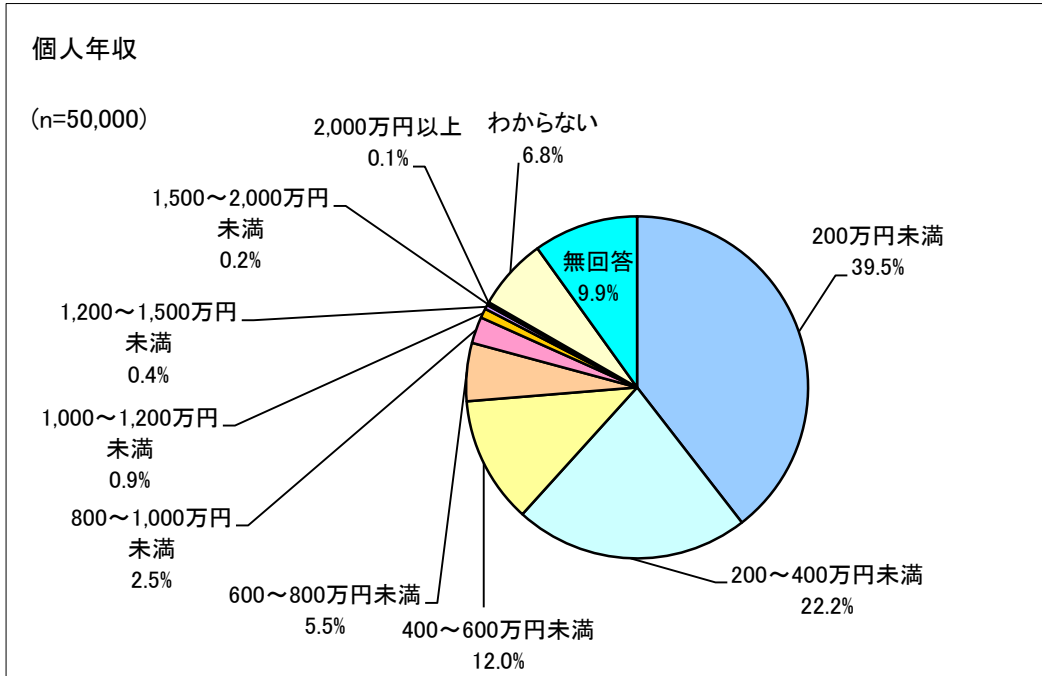
⑥世帯年収

- 世帯年収については、「400~600万円未満」の割合が22.2%と最も高く、次いで「200~400万円」が21.9%と高かった。



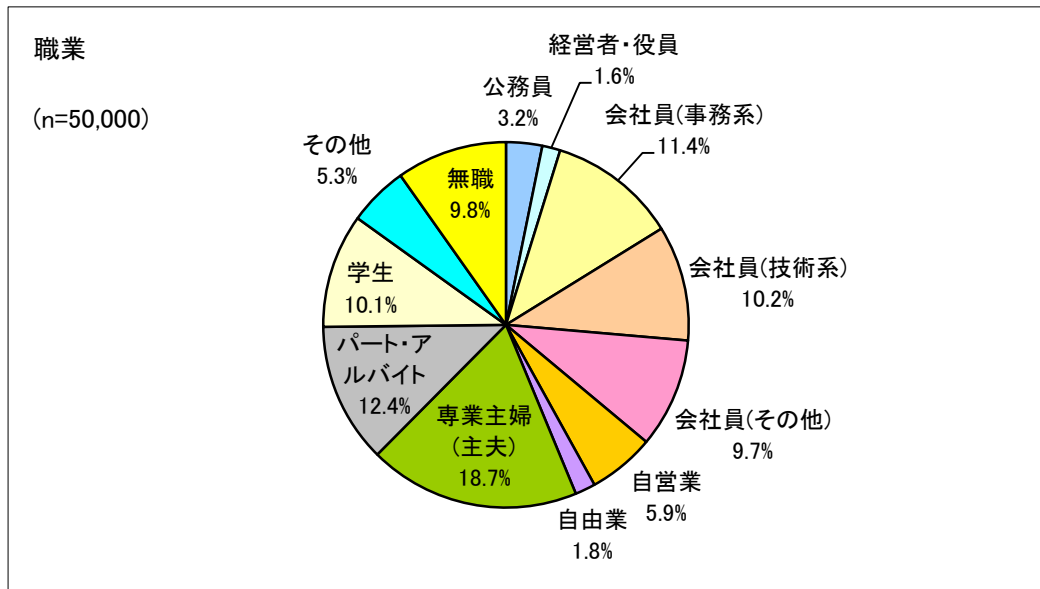
⑦個人年収

- 個人年収は、「200万円未満」の割合が39.5%と最も高く、次いで「200~400万円未満」が22.2%と高かった。



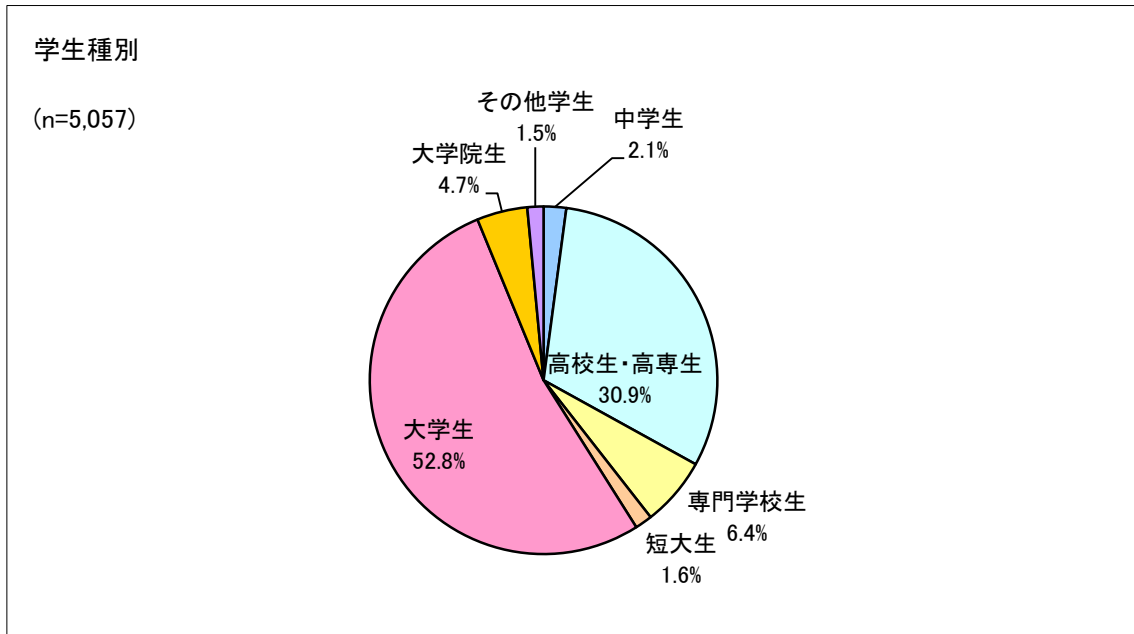
⑧職業

- 職業については、「専業主婦（主夫）」の割合が18.7%と最も高かった。



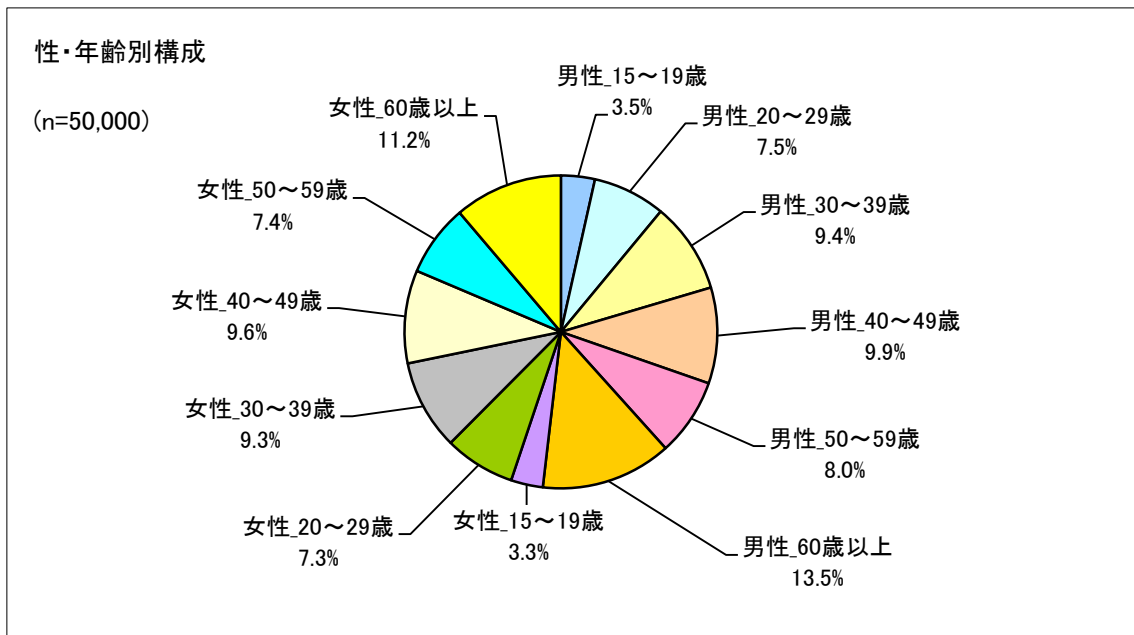
⑨学生の種別

- ・ 学生の種別については、「大学生」の割合が 52.8%と最も高く、次いで「高校生・高専生」が 30.9%と高かった。



⑩性・年齢別構成

- ・ 性・年齢別構成については、「男性 60 歳以上」の割合が、13.5%と最も高かった。
※インターネット人口の性別構成と同じになるよう割付を行った。



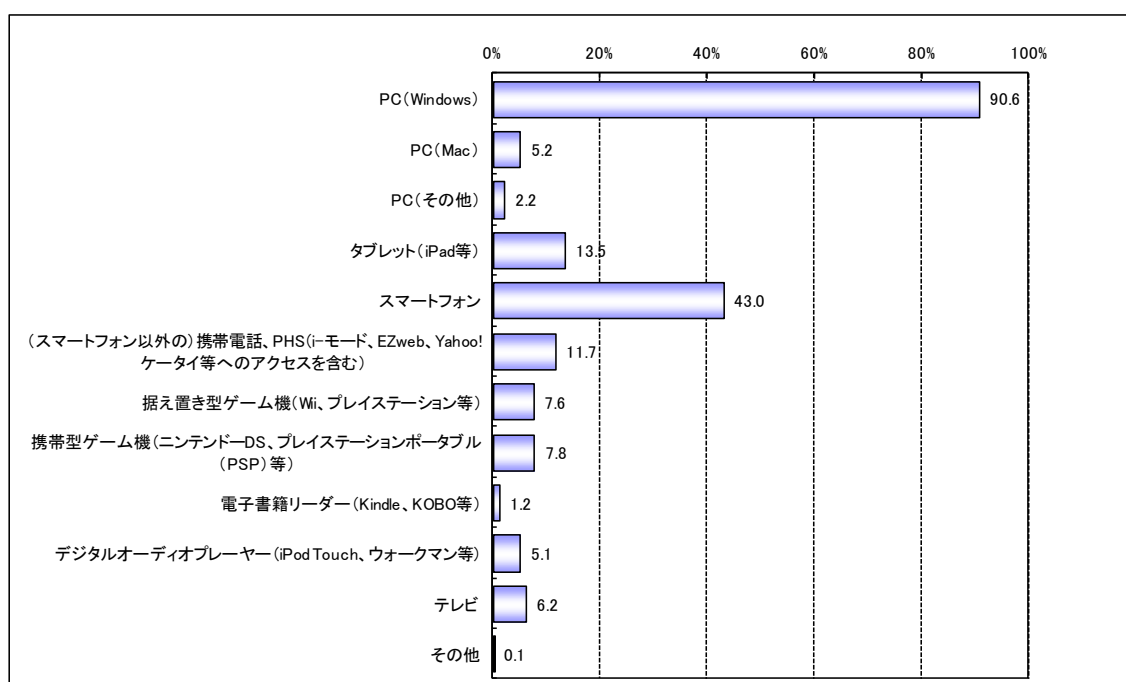
(2) 各設問調査結果

⑪インターネットにアクセスする際に使用している機器 (S-Q1)

単純集計結果：＜インターネットにアクセスする際に使用している機器 (S-Q1)＞

- ・ 全員に対し、「インターネットにアクセスする際に使用している機器」について質問したところ、「PC (Windows)」が90.6%と最も高く、次いで「スマートフォン」が43.0%と高かった。

＜インターネットにアクセスする際に使用している機器 (S-Q1)＞ (複数回答) (n=50,000)

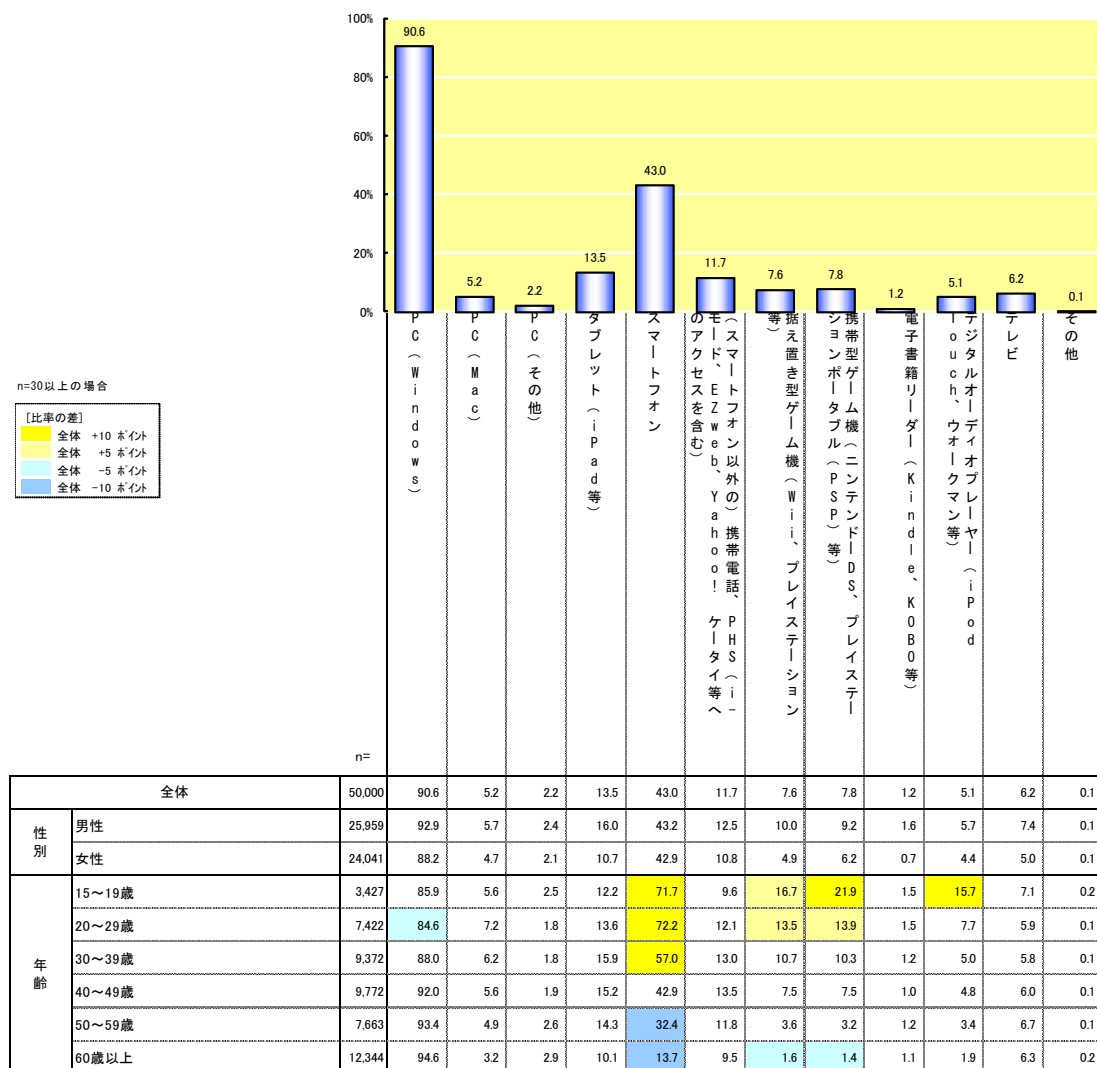


クロス集計結果：＜インターネットにアクセスする際に使用している機器（S-Q1）＞【性・年齢別クロス】

- 「インターネットにアクセスする際に使用している機器」について、性・年齢別に見ると、「15～19歳」、「20～29歳」、「30～39歳」で「スマートフォン」を使用している割合が高かった¹⁹。また、「15～19歳」では、「携帯型ゲーム機（ニンテンドーDS、プレイステーションポータブル（PSP）等）」と「デジタルオーディオプレーヤー（iPod Touch、ウォークマン等）」の利用割合が他の年齢層と比較して高かった。

＜インターネットにアクセスする際に使用している機器（S-Q1）＞（複数回答）（n=50,000）

【性・年齢別クロス】



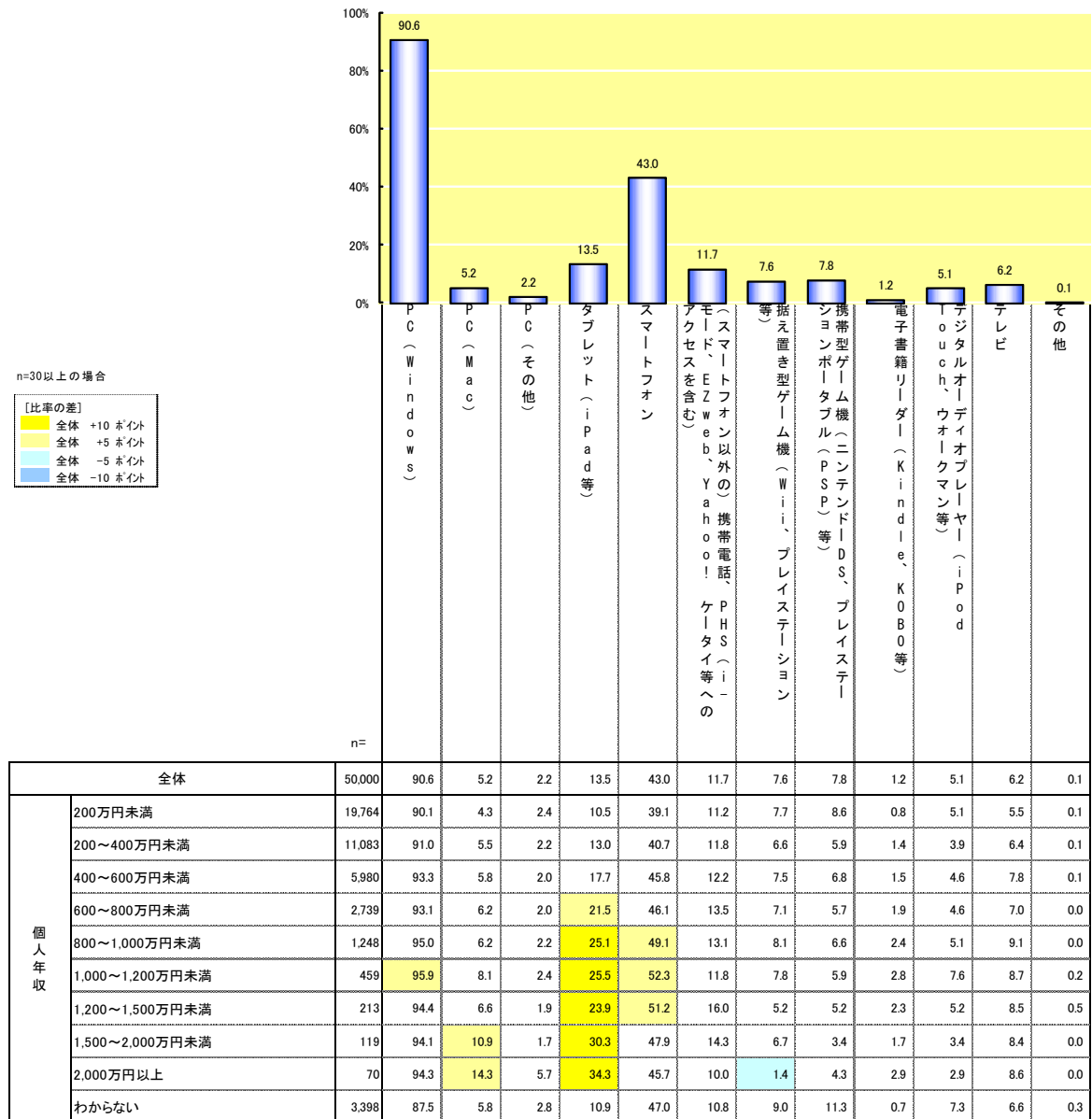
¹⁹ クロス集計の集計表中、色が付いているセルの部分は、凡例に示されているとおり、全体との比率の差が大きいことを示している（n=30以上の場合）。例えば、本クロス集計結果によれば、インターネットにアクセスする際に「スマートフォン」を使用するとした回答者の割合は、全体平均が43.0%のところ、濃い黄色のセルで示されている「15～19歳」・「20～29歳」・「30～39歳」に関しては71.7%、72.2%、57.0%と、全体平均よりも大きな比率（+10ポイント以上）を示している。

クロス集計結果：＜インターネットにアクセスする際に使用している機器（S-Q1）＞【個人年収別クロス】

- ・ 「インターネットにアクセスする際に使用している機器」について、個人年収別に見ると、個人年収が800万円以上の回答者は「タブレット（iPad等）」を使用している割合が高かった。

＜インターネットにアクセスする際に使用している機器（S-Q1）＞（複数回答）（n=50,000）

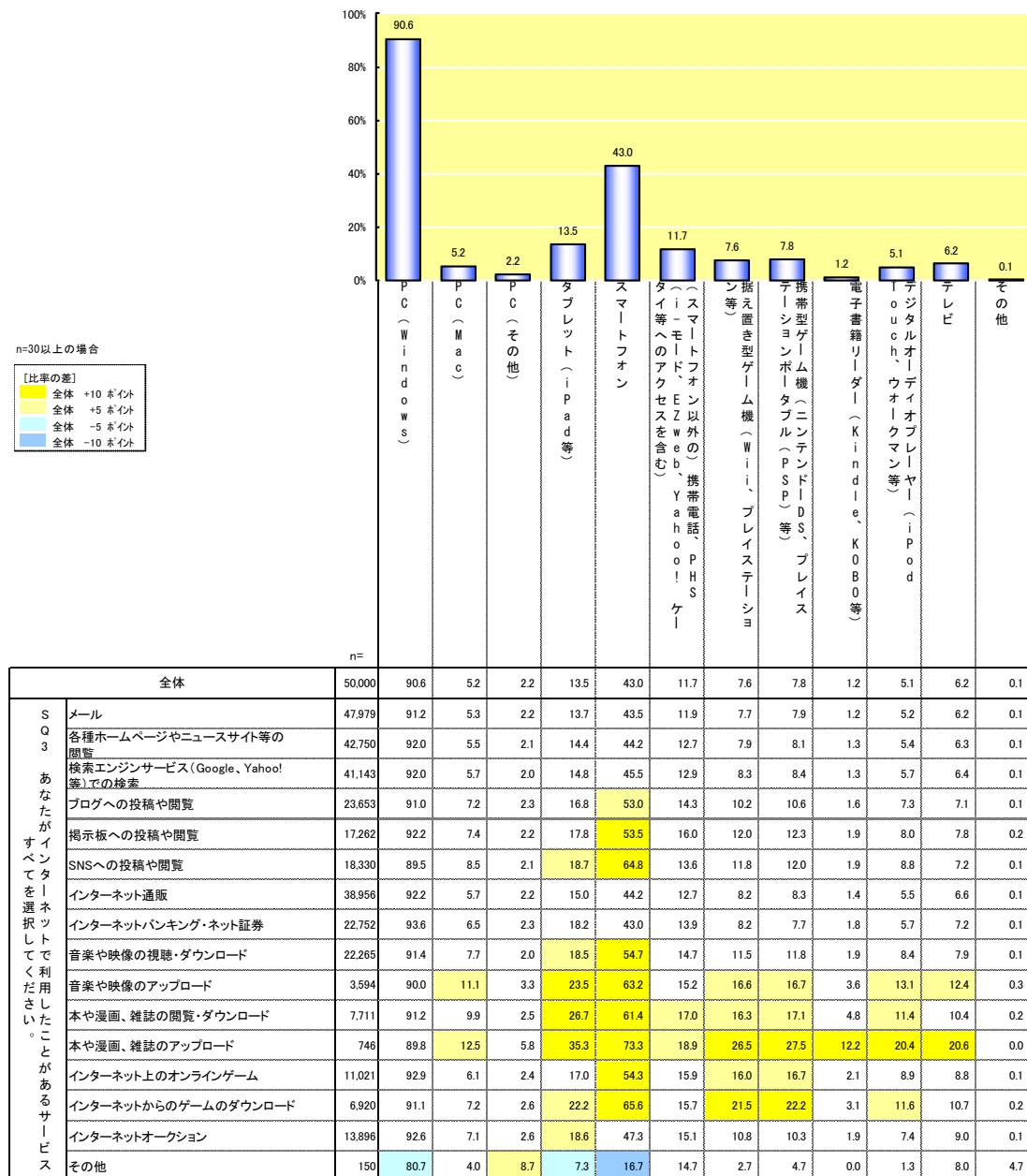
【個人年収別クロス】



クロス集計結果：＜インターネットにアクセスする際に使用している機器（S-Q1）＞【インターネットで利用したことがあるサービス（S-Q3）別クロス】

- 「インターネットにアクセスする際に使用している機器」について「インターネットで利用したことがあるサービス」（S-Q3）とクロス集計すると、「掲示板への投稿や閲覧」、「SNS への投稿や閲覧」、「音楽や映像の視聴・ダウンロード」、「音楽や映像のアップロード」、「本や漫画、雑誌の閲覧・ダウンロード」、「本や漫画、雑誌のアップロード」、「インターネット上のオンラインゲーム」、「インターネットからのゲームのダウンロード」を利用したことがある回答者は、インターネットにアクセスする際に「スマートフォン」を使用している割合が高かった。

＜インターネットにアクセスする際に使用している機器（S-Q1）＞（複数回答）（n=50,000）
 【「インターネットで利用したことがあるサービス（S-Q3）」別クロス】

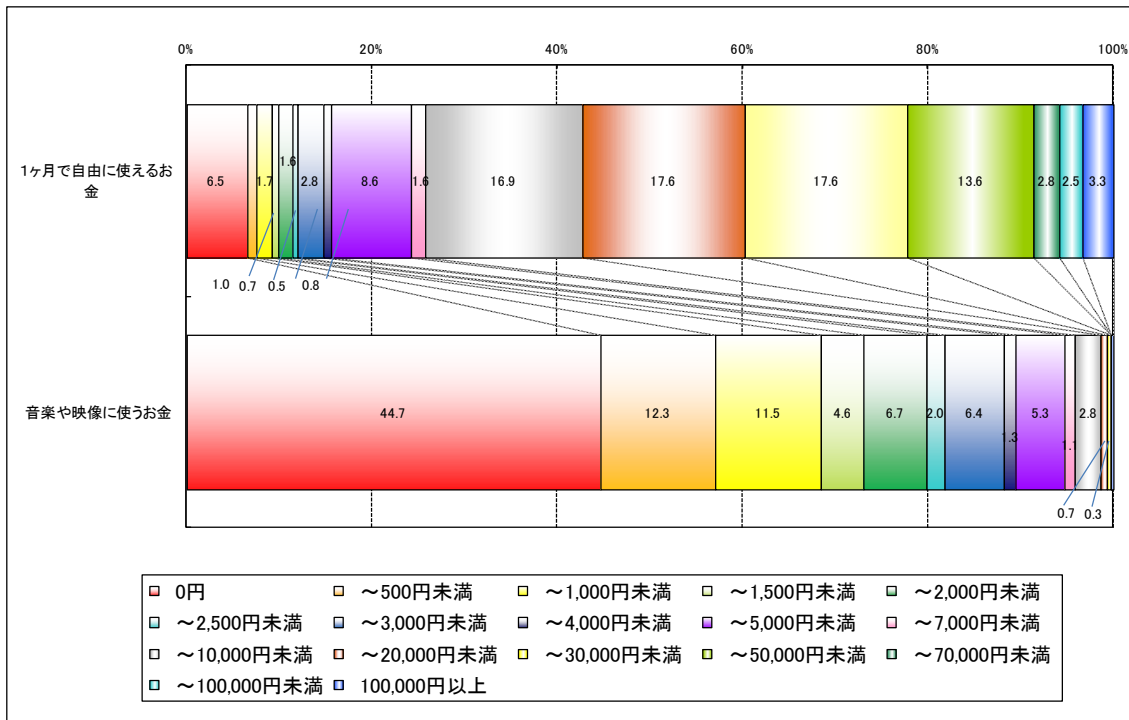


⑫ 「1ヶ月で自由に使えるお金」とそのうち「音楽や映像に使うお金」 (S-Q2)

単純集計結果：＜「1ヶ月で自由に使えるお金」とそのうち「音楽や映像に使うお金」(S-Q2)＞

- ・ 全員に対し、「1ヶ月で自由に使えるお金」とそのうち「音楽や映像に使うお金」について質問したところ、「1ヶ月で自由に使えるお金」は、「～20,000円未満」と「～30,000円未満」がそれぞれ17.6%と最も高く、次いで「～10,000円未満」が16.9%と高かった。10,000円以上で6割弱となっている。
- ・ 「音楽や映像に使うお金」は、「0円」(44.7%)が最も高く、次いで「～500円未満」(12.3%)、「～1,000円未満」(11.5%)が高かった。「音楽や映像に使うお金」が1,000円未満との回答者は、合計で7割弱となっており、「1ヶ月で自由に使えるお金」のうち、「音楽や映像に使うお金」は少ないことが分かる。

＜「1ヶ月で自由に使えるお金」とそのうち「音楽や映像に使うお金」(S-Q2)＞ (単数回答) (n=50,000)

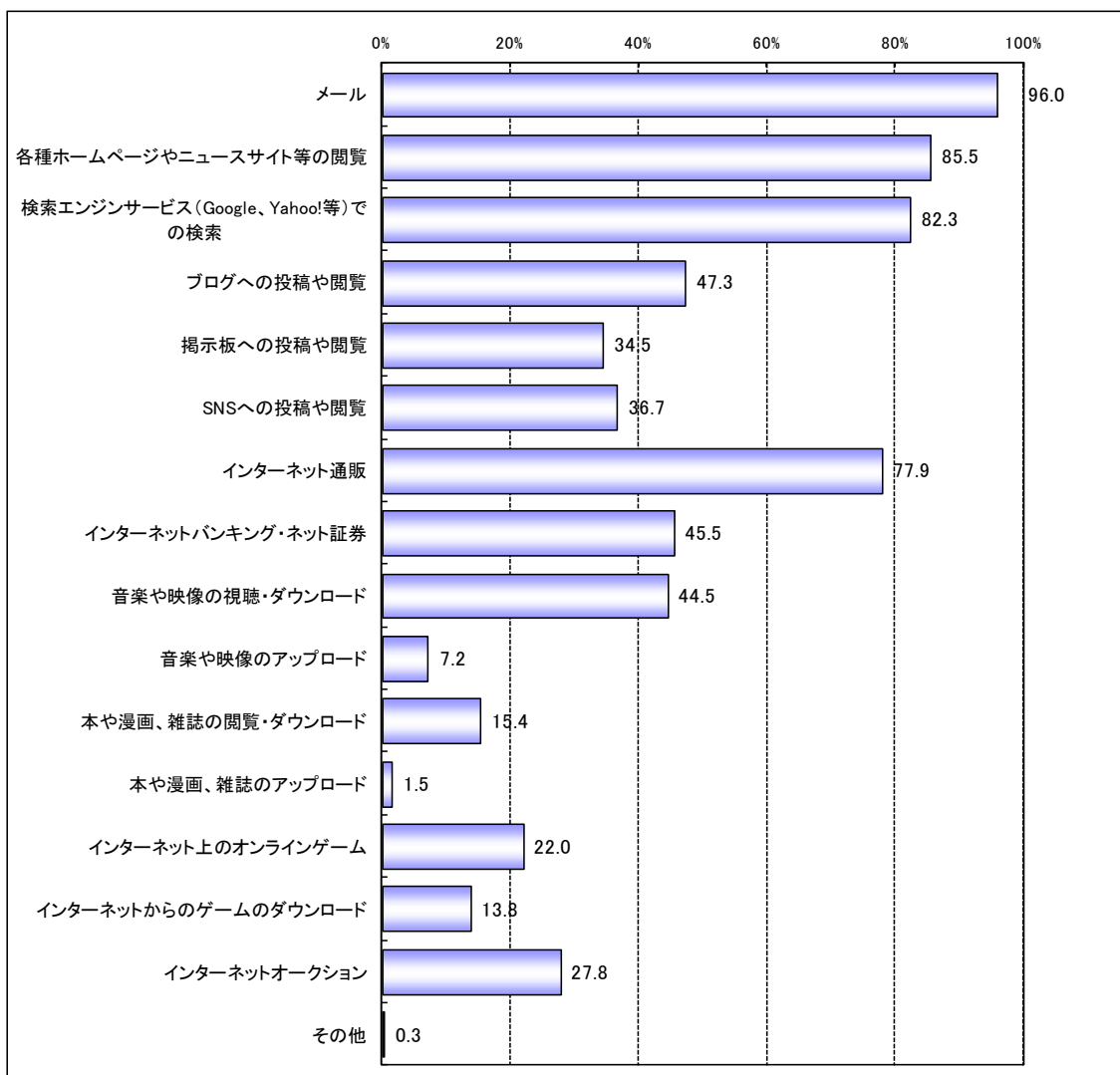


⑬インターネットで利用したことがあるサービス (S-Q3)

単純集計結果：＜インターネットで利用したことがあるサービス (S-Q3)＞

- ・ 全員に対し、「インターネットで利用したことがあるサービス」について質問したところ、「メール」(96.0%) が最も高く、次いで「各種ホームページやニュースサイト等の閲覧」(85.5%)、「検索エンジンサービス (Google、Yahoo!等) での検索」(82.3%)、「インターネット通販」(77.9%) が高かった。
- ・ 「音楽や映像の視聴・ダウンロード」は、44.5%が利用したことがあった。

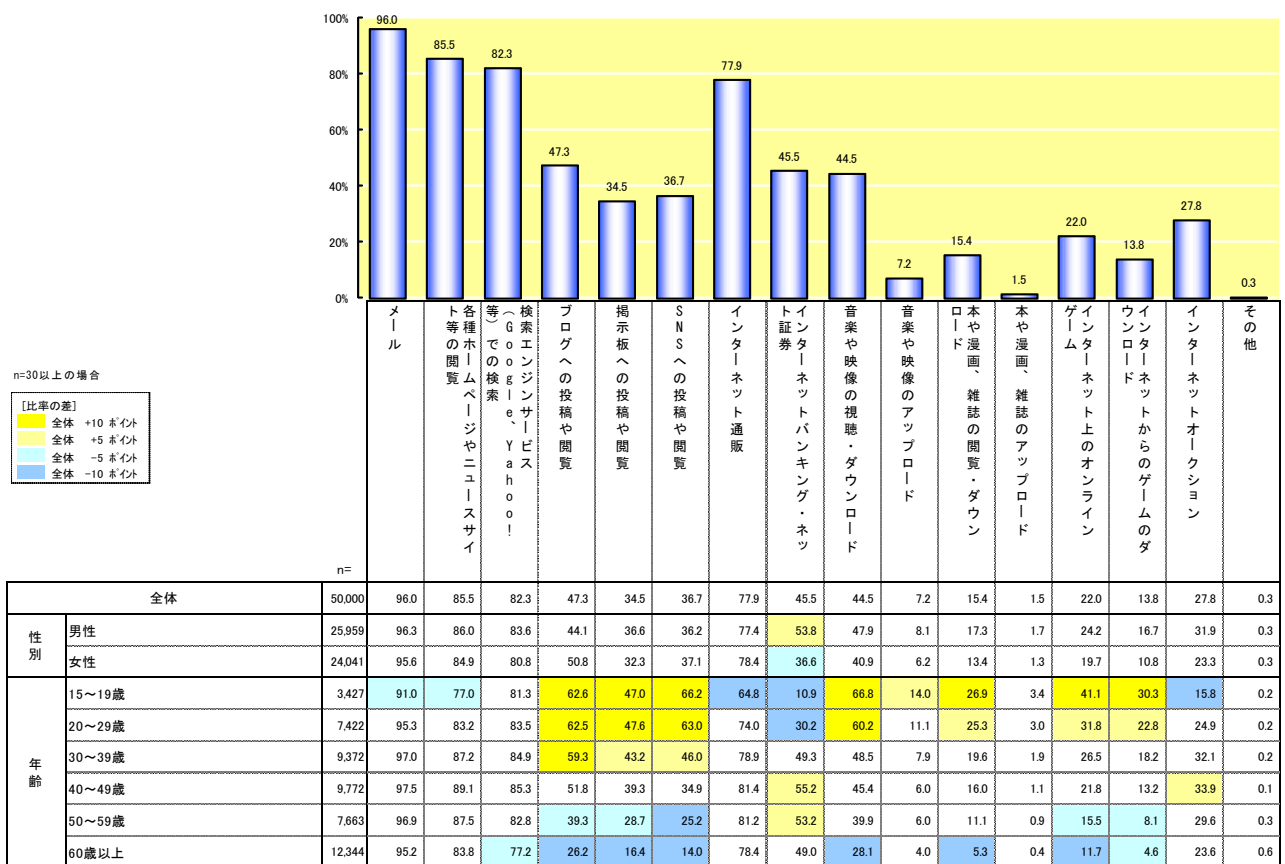
＜インターネットで利用したことがあるサービス (S-Q3)＞ (複数回答) (n=50,000)



クロス集計結果：＜インターネットで利用したことがあるサービス（S-Q3）＞【性・年齢別クロス】

- ・ 「インターネットで利用したことがあるサービス」について、年齢別に見ると、「15～19歳」及び「20～29歳」では、「音楽や映像の視聴・ダウンロード」を利用している割合が高かった。
- ・ 「音楽や映像のアップロード」は「15～19歳」で他の年齢層よりも利用している割合が高かった。

＜インターネットで利用したことがあるサービス（S-Q3）＞（複数回答）（n=50,000）【性・年齢別クロス】

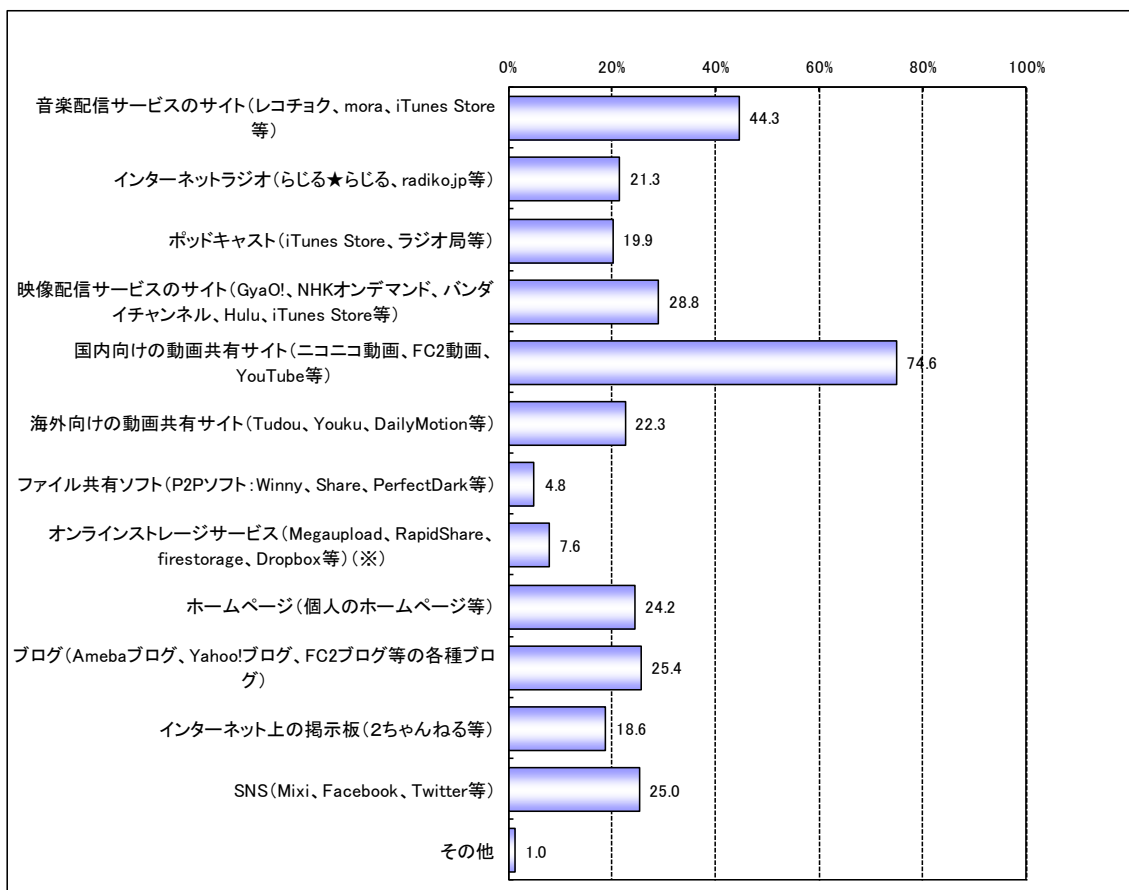


⑭インターネットで音楽や映像を視聴・ダウンロードするために使ったことのあるサイト等 (S-Q4)

単純集計結果：＜インターネットで音楽や映像を視聴・ダウンロードするために使ったことのあるサイト等 (S-Q4)＞

- 「インターネットで利用したことがあるサービス」(S-Q3)において「音楽や映像の視聴・ダウンロード」を選択した回答者に対し、「インターネットで音楽や映像を視聴・ダウンロードするために使ったことのあるサイト等」について質問したところ、「国内向けの動画共有サイト(ニコニコ動画、FC2動画、YouTube等)」(74.6%)が最も高く、次いで「音楽配信サービスのサイト(レコチョク、mora、iTunes Store等)」(44.3%)、「映像配信サービスのサイト(GyaO!、NHKオンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等)」(28.8%)が高かった。

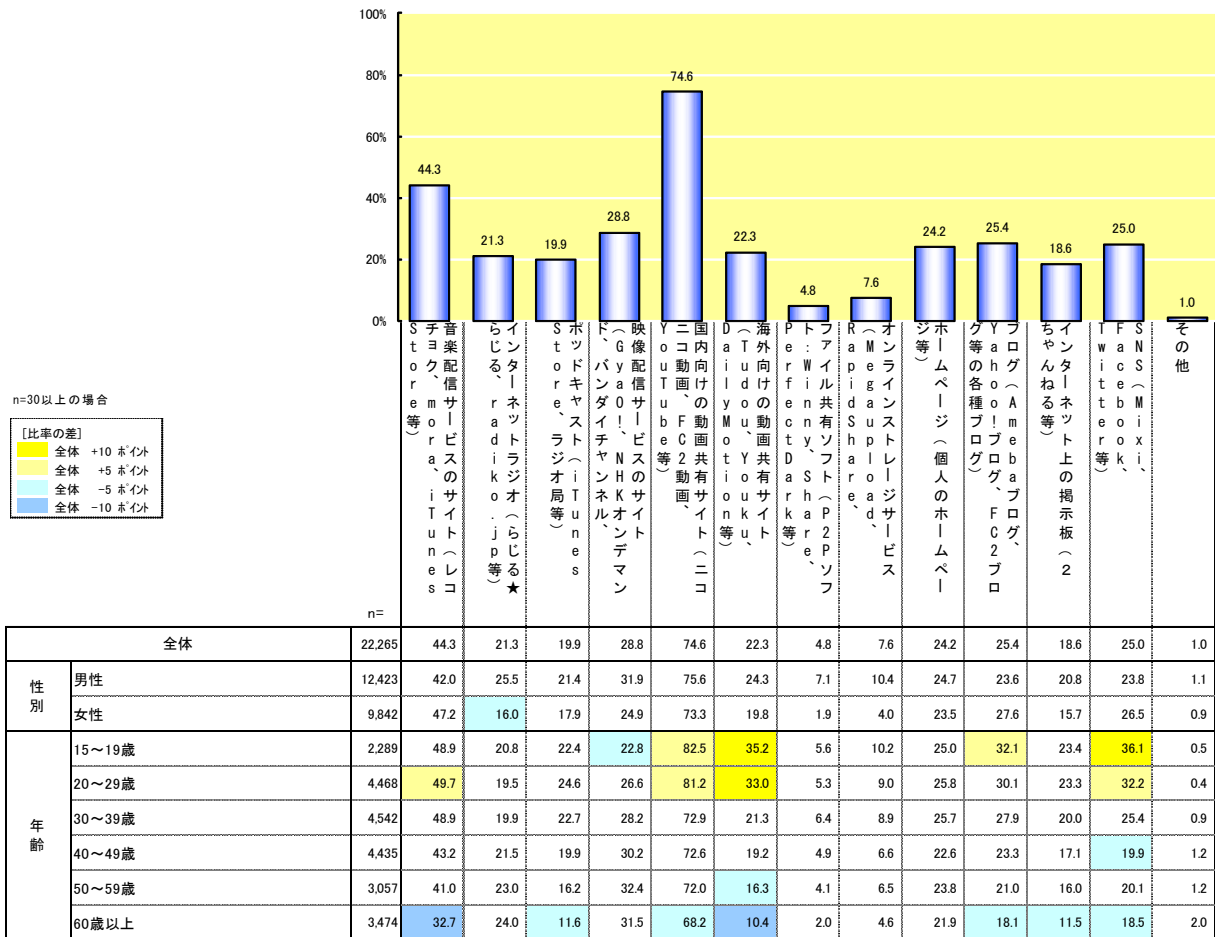
＜インターネットで音楽や映像を視聴・ダウンロードするために使ったことのあるサイト等 (S-Q4)＞(複数回答) (n=22,265)



クロス集計結果：＜インターネットで音楽や映像を視聴・ダウンロードするために使ったことのあるサイト等（S-Q4）＞【性・年齢別クロス】

- ・ 「インターネットで音楽や映像を視聴・ダウンロードするために使ったことのあるサイト等」について、年齢別に見ると、「15～19歳」及び「20～29歳」では、「国内向けの動画共有サイト（ニコニコ動画、FC2動画、YouTube等）」及び「海外向けの動画共有サイト（Tudou、Youku、DailyMotion等）」の回答割合が高かった。
- ・ また、同様に「15～19歳」及び「20～29歳」は、「SNS（Mixi、Facebook、Twitter等）」の回答割合が高かった。

＜インターネットで音楽や映像を視聴・ダウンロードするために使ったことのあるサイト等（S-Q4）＞（複数回答）（n=22,265）【性・年齢別クロス】



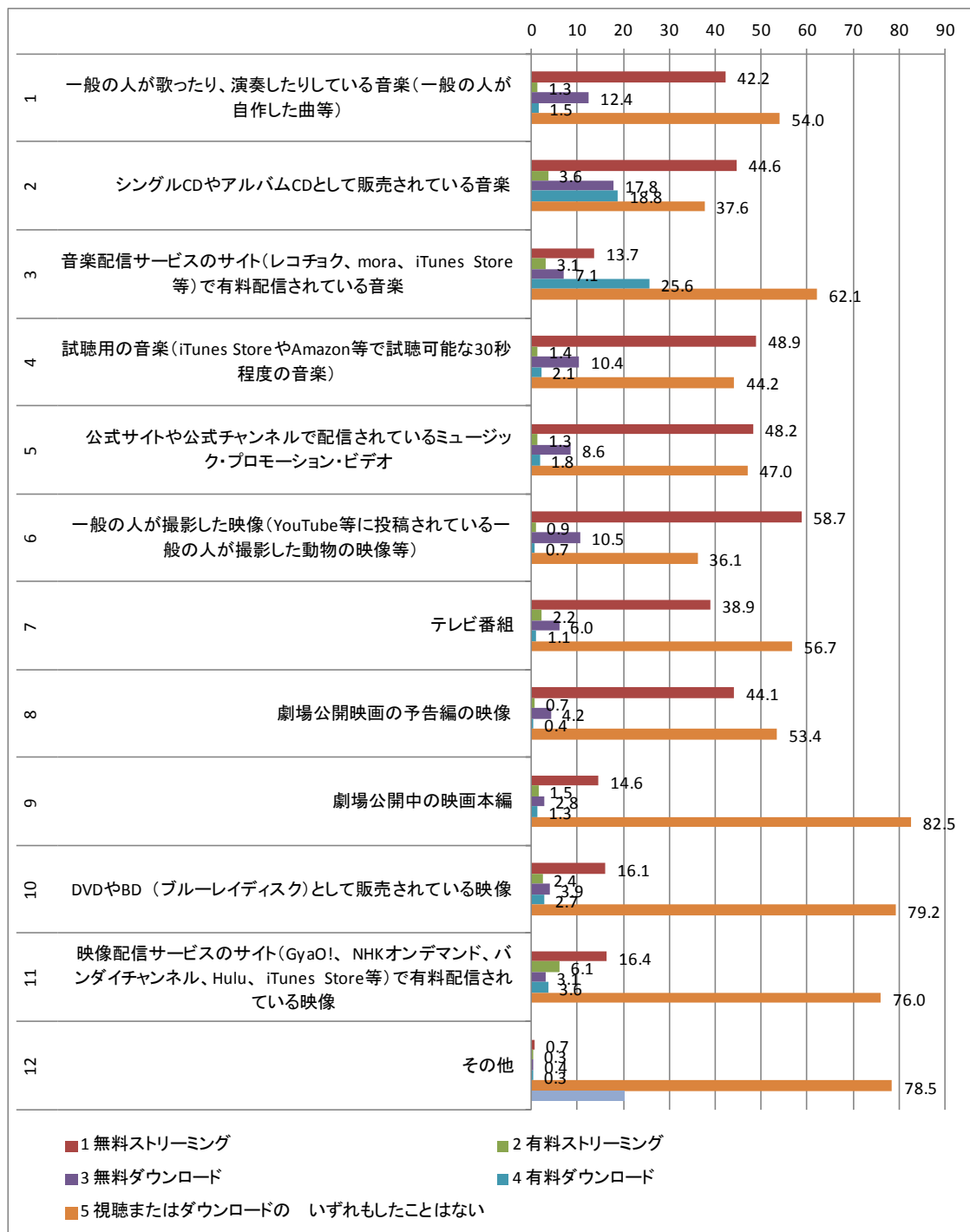
⑮インターネット上で視聴・ダウンロードした経験がある音楽や映像 (S-Q5)

単純集計結果：＜インターネット上で視聴・ダウンロードした経験がある音楽や映像 (S-Q5)＞

- ・ 「インターネットで音楽や映像を視聴・ダウンロードするために使ったことのあるサイト等」(S-Q4) について、権利者及びその委託を受けた事業者が運営している可能性が高いと考えられるサイト（「音楽配信サービスのサイト（レコチョク、mora、iTunes Store 等）」、「インターネットラジオ（らじる★らじる、radiko.jp 等）」、「ポッドキャスト（iTunes Store、ラジオ局等）」、「映像配信サービスのサイト（GyaO!、NHK オンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store 等）」）以外のサイトを選択した回答者に対し、「インターネット上で視聴・ダウンロードした経験がある音楽や映像」について質問したところ、無料ダウンロードしたことがあると回答したのは、音楽では「シングル CD やアルバム CD として販売されている音楽」で 17.8%、「音楽配信サービスのサイト（レコチョク、mora、iTunes Store 等）で有料配信されている音楽」で 7.1%であった。
- ・ 他方、映像については、「DVD や BD（ブルーレイディスク）として販売されている映像」では 3.9%、「映像配信サービスのサイト（GyaO!、NHK オンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store 等）で有料配信されている映像」では 3.1%、「劇場公開中の映画本編」では 2.8%と、音楽と比較して低かった。

<インターネット上で視聴・ダウンロードした経験がある音楽や映像（S-Q5）>（複数回答）（n=18,669）

(%)

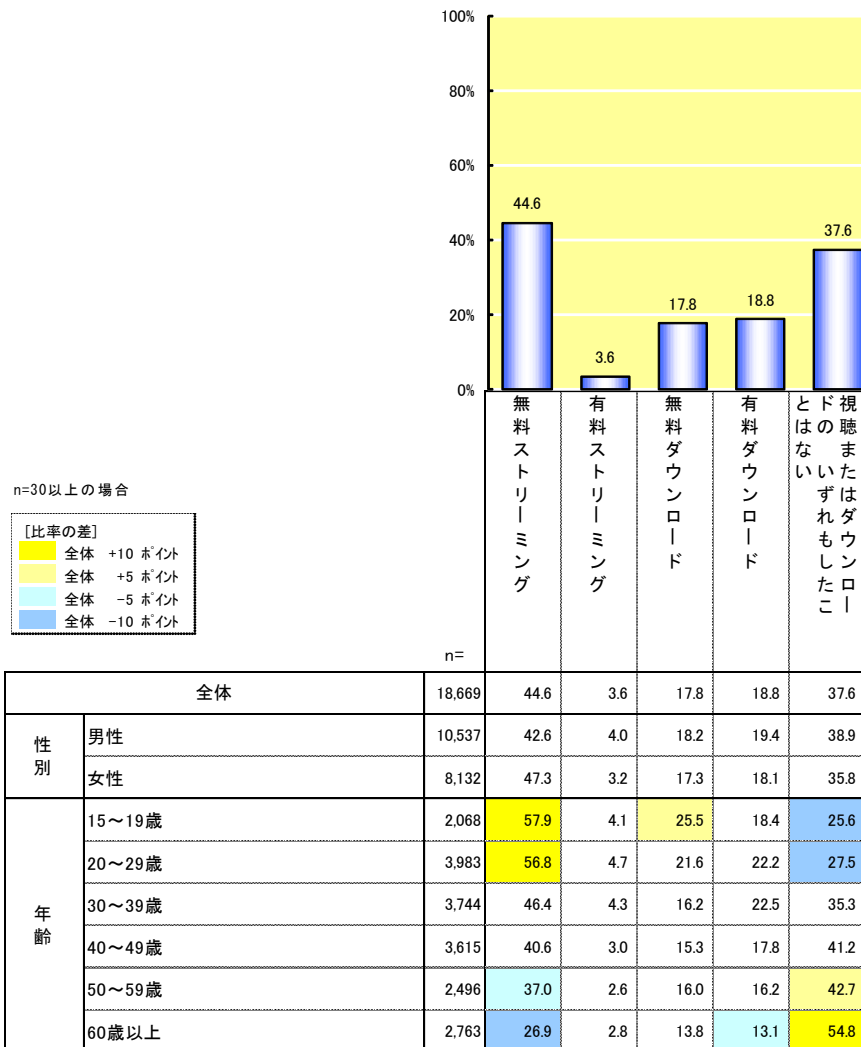


クロス集計結果：＜インターネット上で視聴・ダウンロードした経験がある音楽や映像（S-Q5）＞【性・年齢別クロス】

- 「インターネット上で視聴・ダウンロードした経験がある音楽や映像」における項目「シングルCDやアルバムCDとして販売されている音楽」について、年齢別に見ると、「15～19歳」・「20～29歳」では、「シングルCDやアルバムCDとして販売されている音楽」を「無料ストリーミング」している割合が高かった。また、「15～19歳」では、「シングルCDやアルバムCDとして販売されている音楽」を「無料ダウンロード」している割合が高かった。

＜インターネット上でダウンロードした経験がある音楽や映像（S-Q5）＞（複数回答）
 (n=18,669) 【性・年齢別クロス】

【シングルCDやアルバムCDとして販売されている音楽】

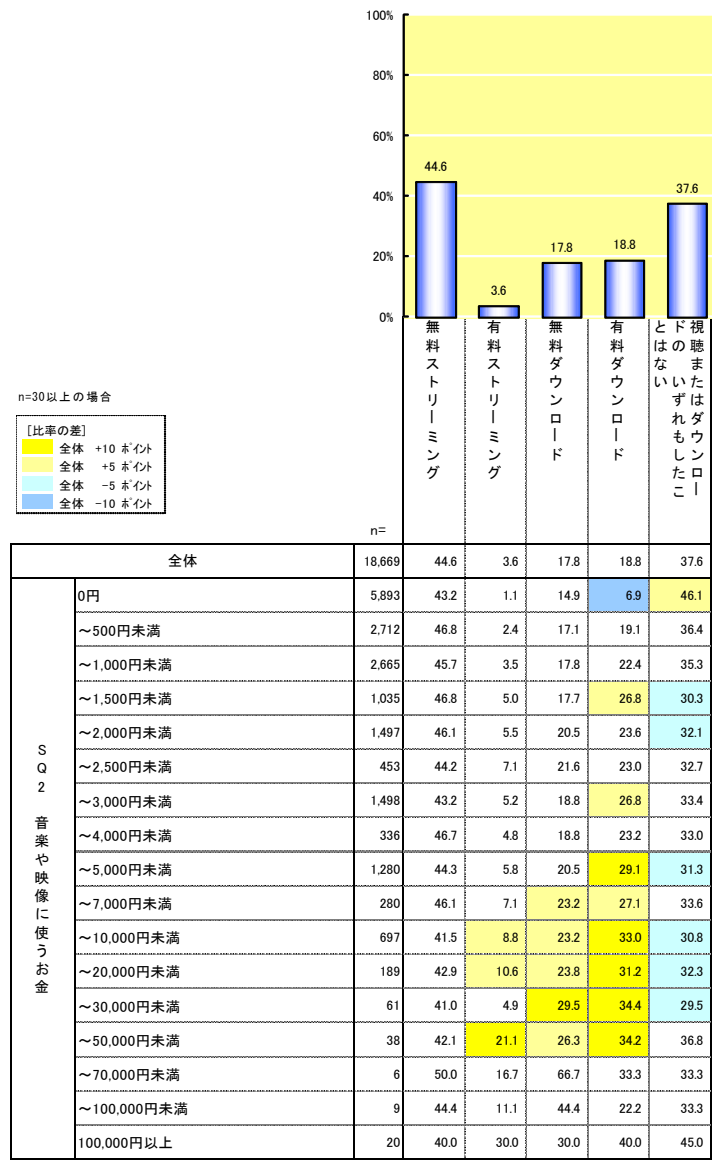


クロス集計結果：＜インターネット上で視聴・ダウンロードした経験がある音楽や映像（S-Q5）＞【「音楽や映像に使うお金（S-Q2）」別クロス】

・ 「インターネット上で視聴・ダウンロードした経験がある音楽や映像」（S-Q5）における項目「シングル CD やアルバム CD として販売されている音楽」について、「音楽や映像に使うお金」（S-Q2）とクロス集計したところ、「～5000 円未満」、「～10,000 円未満」、「～20,000 円未満」、「～30,000 円未満」、「～50,000 円未満」で「有料ダウンロード」を行っている割合が高かった。音楽や映像に使うお金が高い層で、「有料ダウンロード」が行われていることがうかがえる。また、「～50,000 円未満」では、「有料ストリーミング」を行っている割合が高く、「～30,000 円未満」では、「無料ダウンロード」を行っている割合が高かった。

＜インターネット上で視聴・ダウンロードした経験がある音楽や映像（S-Q5）＞（複数回答）（n=18,669）【「音楽や映像に使うお金（S-Q2）」別クロス】

【シングル CD やアルバム CD として販売されている音楽】



⑩S-Q5 で回答した音楽や映像について、無料でダウンロードした経験がある時期(S-Q6)

単純集計結果：<S-Q5 で回答した音楽や映像について、無料でダウンロードした経験がある時期 (S-Q6) >

- ・ 「インターネット上で視聴・ダウンロードした経験がある音楽や映像」(S-Q5)において無料ダウンロードの経験があるとの回答者に、無料ダウンロードした時期について質問したところ、音楽では「シングル CD やアルバム CD として販売されている音楽」(1年以上前：48.6%、1年以内：68.2%)、「音楽配信サービスのサイト(レコチョク、mora、iTunes Store 等)で有料配信されている音楽」(1年以上前：50.6%、1年以内：68.8%)で、1年以上前が5割前後、1年以内が7割弱であった。
- ・ 他方、映像については、「DVD やBD (ブルーレイディスク) として販売されている映像」(1年以上前：43.3%、1年以内：77.1%)、「映像配信サービスのサイト(GyaO!、NHK オンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store 等)で有料配信されている映像」(1年以上前：38.3%、1年以内：81.8%)、「劇場公開中の映画本編」(1年以上前：48.0%、1年以内：74.6%)で、1年以上前が4割弱から5割弱、1年以内が8割前後となっており、音楽と比較して1年以上前の経験が低く、1年以内の経験が高かった。

<S-Q5 で回答した音楽や映像について、無料でダウンロードした経験がある時期 (S-Q6) > (複数回答)

(%)

SQ6		1年以内計			1年以上前計			
		半年以内	半年～1年前		1～3年前	3～5年前	5年以上前	
1	一般の人が歌ったり、演奏したりしている音楽(一般の人が自作した曲等)【n=2317】	77.2	55.1	22.1	44.8	23.9	11.3	9.6
2	シングルCDやアルバムCDとして販売されている音楽【n=3,328】	68.2	46.5	21.7	48.6	23.9	12.9	11.8
3	音楽配信サービスのサイト(レコチョク、mora、iTunes Store等)で有料配信されている音楽【n=1,323】	68.8	47.0	21.8	50.6	25.8	12.9	11.9
4	試聴用の音楽(iTunes StoreやAmazon等で試聴可能な30秒程度の音楽)【n=1,945】	80.1	55.7	24.4	39.5	21.5	10.2	7.8
5	公式サイトや公式チャンネルで配信されているミュージック・プロモーション・ビデオ【n=1,612】	81.6	56.5	25.1	40.5	22.0	10.7	7.8
6	一般の人が撮影した映像(YouTube等に投稿されている一般の人が撮影した動物の映像等)【n=1,965】	87.4	65.1	22.3	34.8	19.5	9.3	6.0
7	テレビ番組【n=1,114】	81.8	61.2	20.6	35.9	20.6	7.5	7.8
8	劇場公開映画の予告編の映像【n=790】	85.3	61.0	24.3	37.4	20.1	10.0	7.3
9	劇場公開中の映画本編【n=527】	74.6	52.6	22.0	48.0	25.6	10.1	12.3
10	DVDやBD(ブルーレイディスク)として販売されている映像【n=720】	77.1	53.2	23.9	43.3	23.1	12.1	8.1
11	映像配信サービスのサイト(GyaO!、NHKオンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等)で有料配信されている映像【n=588】	81.8	60.5	21.3	38.3	18.9	9.2	10.2
12	その他(【Q5S12FAの選択内容】)【n=84】	70.2	44.0	26.2	56.0	22.6	16.7	16.7

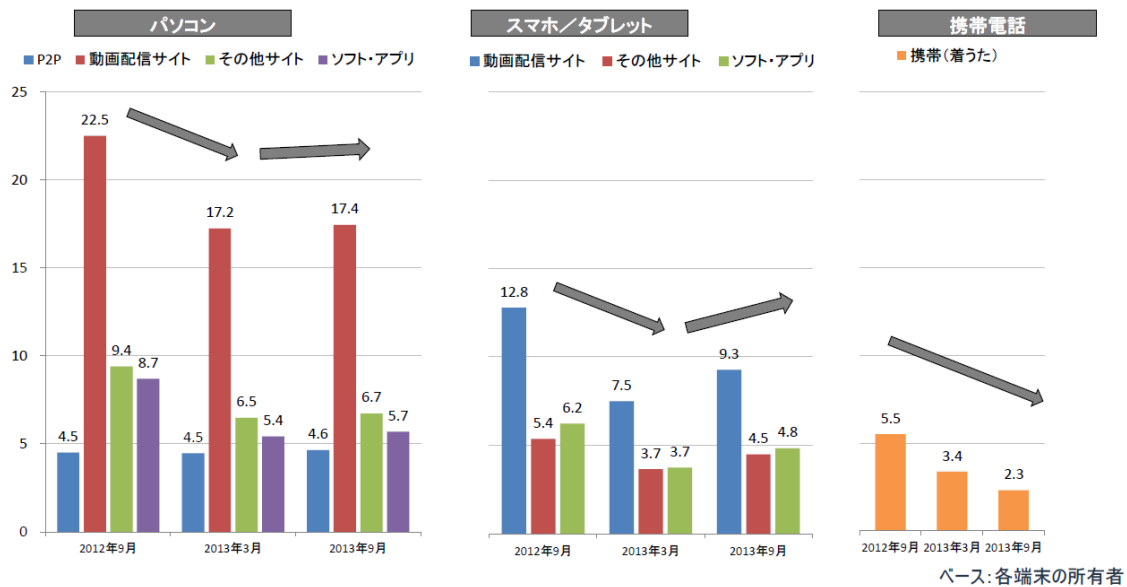
《参考》一般社団法人日本レコード協会「楽曲の違法配信に関する調査」より

日本レコード協会では、平成 24 年 10 月の改正法の施行前後における私的違法ダウンロードの実態と違法ダウンロードの刑事罰化に関するユーザ意識の推移を把握するべく、平成 24 年 9 月（以下「第 1 回調査」という。）、平成 25 年 3 月（以下「第 2 回調査」という。）、平成 25 年 9 月（以下「第 3 回調査」という。）の計 3 回にわたって調査を実施した。

当該調査はいずれもスクリーニング調査と本調査に分かれており、各回の調査において異なる回答者を対象とした。スクリーニング調査においては、10,000 人のスクリーニング対象者に対し、PC・スマートフォン・タブレット端末の利用状況について質問し、所有端末別に動画サイトを利用している頻度等を確認した。本調査は、スクリーニング対象者から 1,000 人を抽出し、違法ダウンロードを行う頻度について、スクリーニング調査と同様に質問し、端末ごとに、違法ダウンロードに使われている度合いを確認した。その上で集計・分析として「違法ダウンロード利用者規模の推計」や「違法ダウンロードファイル数の推計」等を行った。

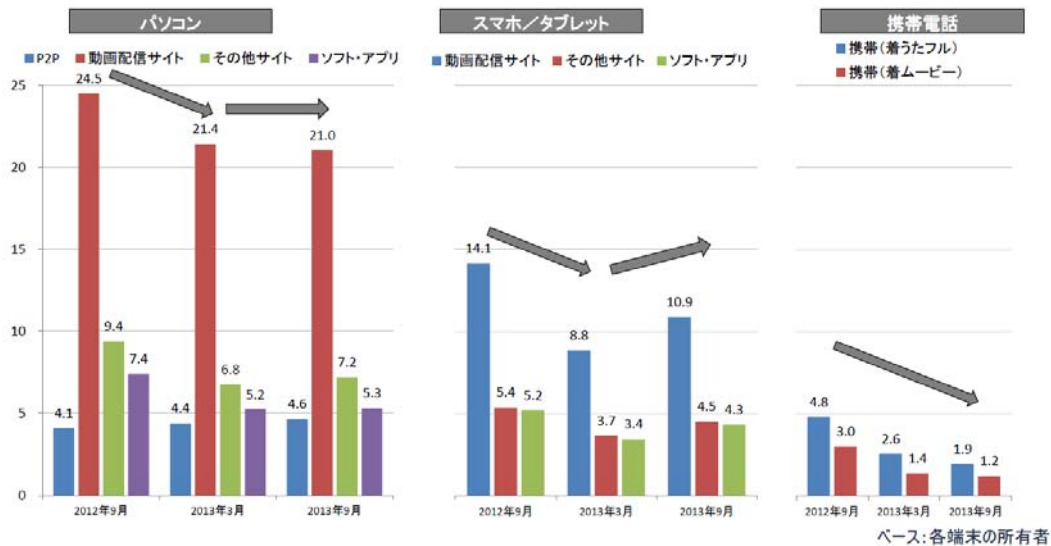
<違法 DL 経験率（出現率） 経年比較（音楽ファイル）>

- ・ 楽曲の違法ダウンロード経験率は、改正法の施行から半年後の第 2 回調査では施行前の第 1 回調査と比べて 25%~40%減少したのに対し、施行 1 年後の第 3 回調査では、携帯電話経由を除き全体的に第 2 回調査と比べて若干の増加が見られた。



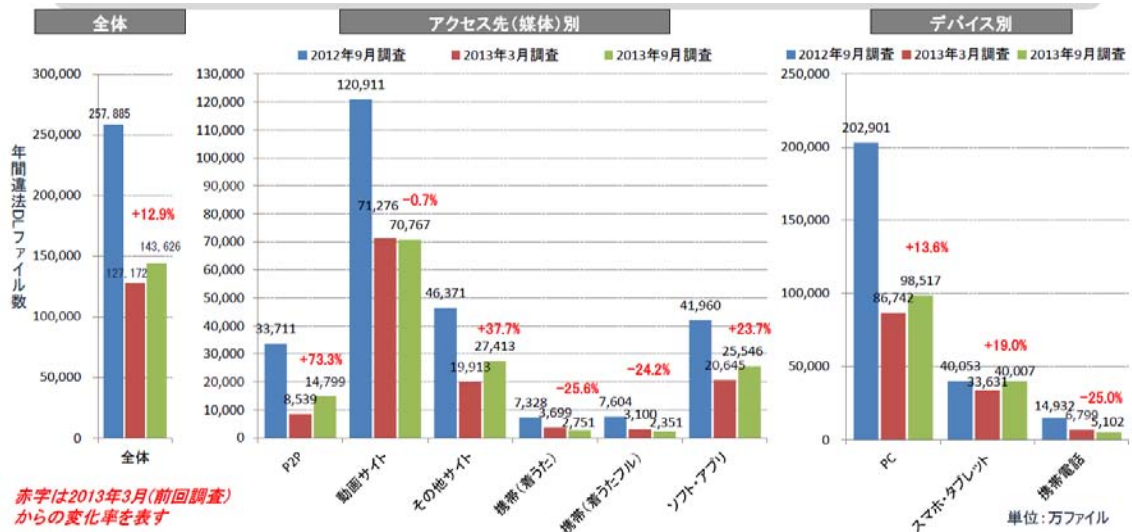
<違法 DL 経験率（出現率） 経年比較（動画ファイル）>

- ・ 動画の違法ダウンロード経験率は、第 2 回調査では第 1 回調査と比べて 15%~40%減少したのに対し、第 3 回調査では携帯電話経由を除き全体的に第 2 回調査と比べて若干の増加が見られた。



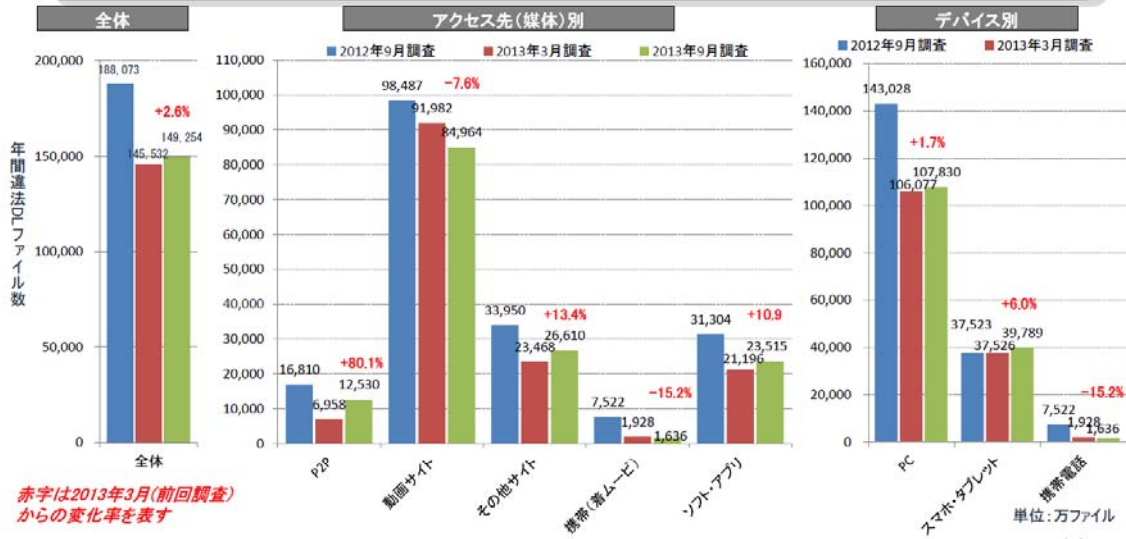
<年間違法DLファイル数(推計) 2012年9月~2013年3月比較(楽曲ファイル)>

- ・ 楽曲の年間違法ダウンロードファイル数は、第2回調査では前回と比べて半減したのに対し、第3回調査では携帯電話経由を除き第2回調査と比べて若干の増加が見られた。



<年間違法DLファイル数(推計) 2012年9月~2013年3月比較(動画ファイル)>

- ・ 動画の年間違法ダウンロードファイル数は、第2回調査では第1回調査と比べて25%減少したのに対し、第3回調査では携帯電話経由を除き第2回調査と比べて若干の増加が見られた。

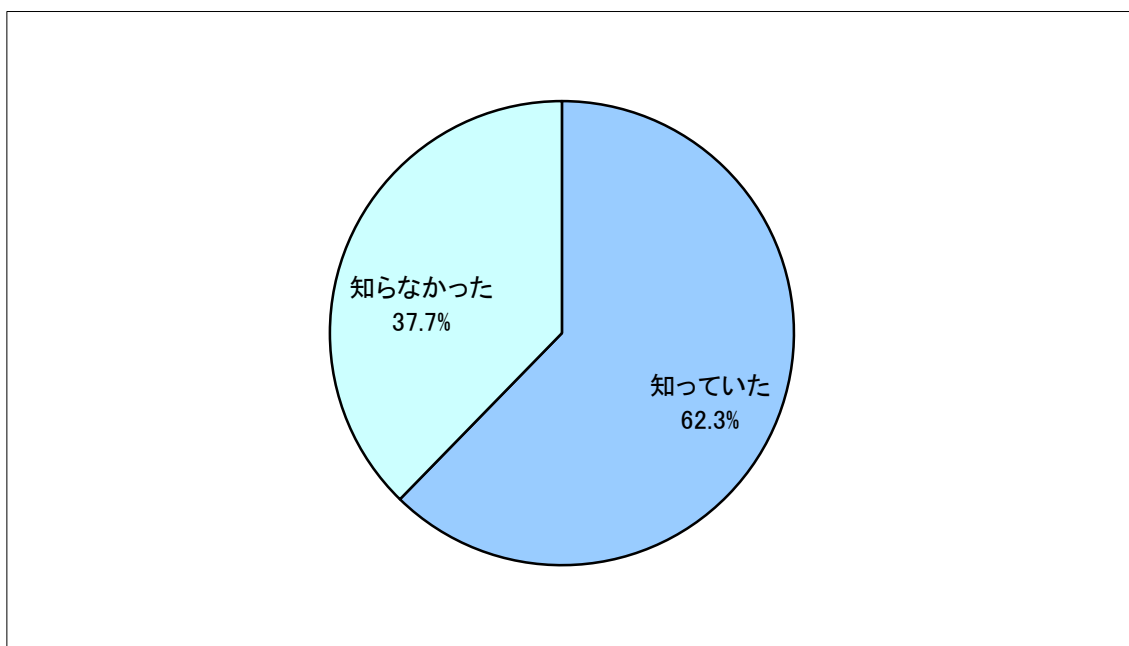


⑰違法ダウンロードの刑事罰化の認知度（S-Q7）

単純集計結果：＜違法ダウンロードの刑事罰化の認知度（S-Q7）＞

- ・ スクリーニング調査の対象者の中で本調査の対象とならない回答者に対し、「著作権法が改正されて、平成 24 年 10 月 1 日以降、違法にアップロードされた音楽・映像のファイルのダウンロードは刑事罰の対象となる場合があることを知っていたか」と質問したところ、6 割強が違法ダウンロードの刑事罰化について知っていた²⁰。

＜違法ダウンロードの刑事罰化の認知度（S-Q7）＞(n=45,809)

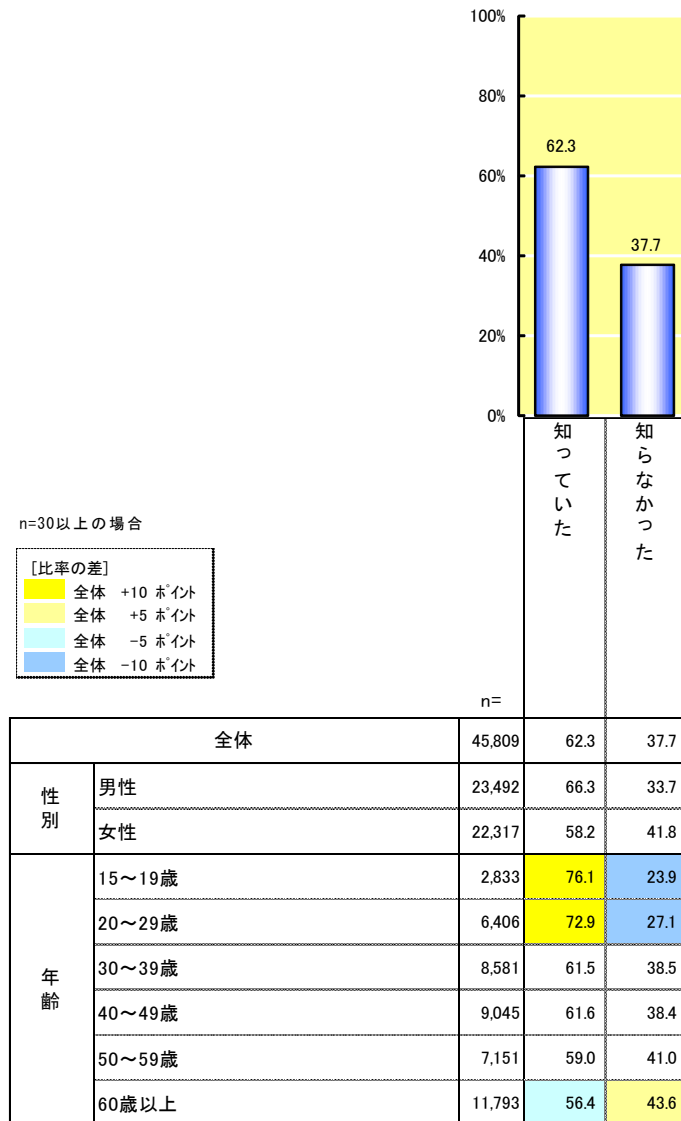


²⁰ 違法ダウンロードの刑事罰化の認知度に関してはほかにも類似調査がある。代表的なものとして、
・ 内閣府政府広報室「『知的財産に関する特別世論調査』の概要」（平成 24 年 11 月 15 日）<<http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/tindex-h24.html>>
・ オリコン株式会社「著作権法改正・施行認知率、今後の違法ダウンロード意向調査」（平成 25 年 2 月 27 日）<<http://www.oricon.co.jp/news/2022094/full/>>
・ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社『コンテンツの正規流通促進に向けて不正な流通を防止する効果的・効率的なシステム・体制等の整備に向けた調査研究の請負 実証実験報告書』（総務省委託事業、平成 25 年 3 月）内に含まれる、コンピュータソフトウェア著作権協会による「動画共有サイトの利用に関する調査結果」（93 頁以下参照）・「ファイル共有ソフトの利用に関する調査結果」（99 頁以下参照）
等が挙げられる。

クロス集計結果：＜違法ダウンロードの刑事罰化の認知度（S-Q7）＞【性・年齢別クロス】

- ・ スクリーニング調査の対象者の中で本調査の対象とならない回答者における違法ダウンロードの刑事罰化の認知度を年齢別に見ると、「15～19 歳」及び「20～29 歳」で違法ダウンロードの刑事罰化の認知度が高く、7 割以上が「知っていた」と回答した。逆に、「60 歳以上」では認知度が低かった。

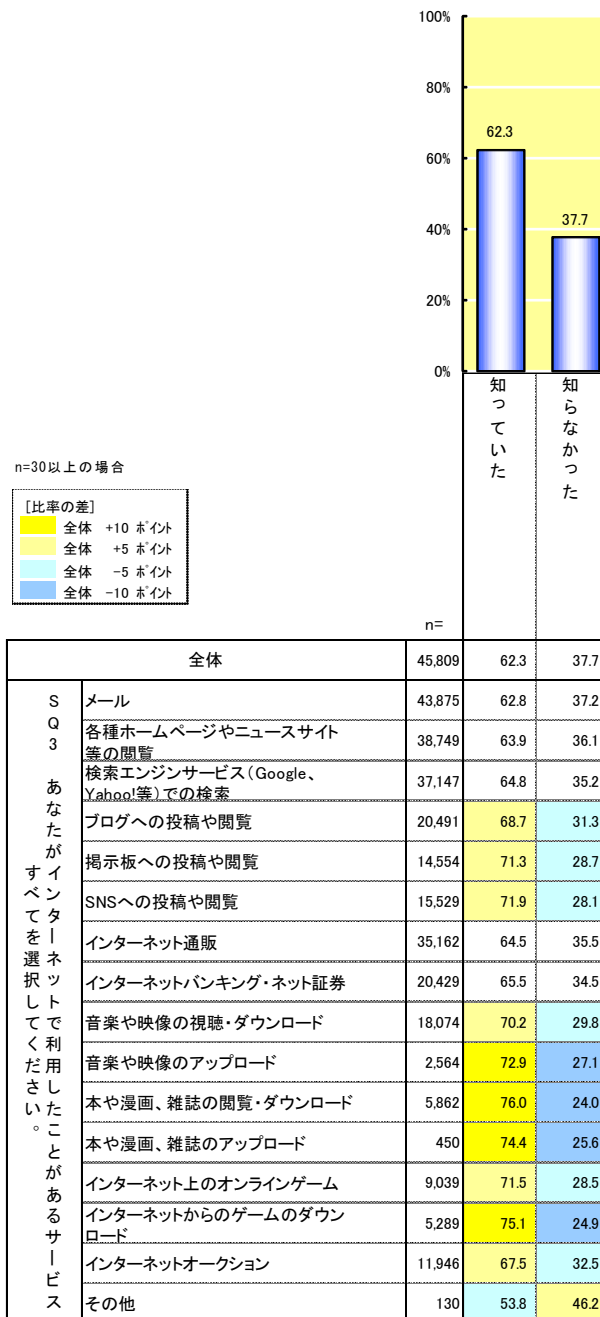
＜違法ダウンロードの刑事罰化の認知度（S-Q7）＞（複数回答）（n=45,809）【性・年齢別クロス】



クロス集計結果：＜違法ダウンロードの刑事罰化の認知度（S-Q7）＞【インターネットで利用したことがあるサービス（S-Q3）別クロス】

- スクリーニング調査の対象者の中で本調査の対象とならない回答者における「違法ダウンロードの刑事罰化の認知度」について、「インターネットで利用したことがあるサービス」(S-Q3) とクロス集計したところ、「音楽や映像のアップロード」、「本や漫画、雑誌の閲覧・ダウンロード」、「本や漫画、雑誌のアップロード」、「インターネットからのゲームのダウンロード」を利用したことがある回答者は、違法ダウンロードの刑事罰化の認知度が高かった。

＜違法ダウンロードの刑事罰化の認知度（S-Q7）＞（複数回答）（n=45,809）【「インターネットで利用したことがあるサービス（S-Q3）」別クロス】



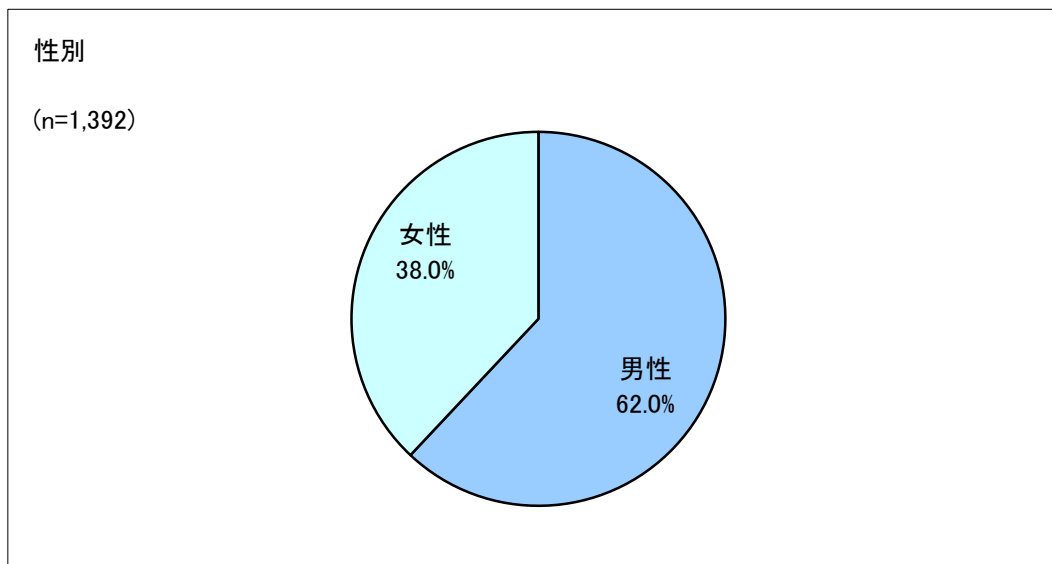
4. 本調査結果

本調査の対象者数：1,862 サンプル、回収数：1,392 サンプル

(1) 回答者属性

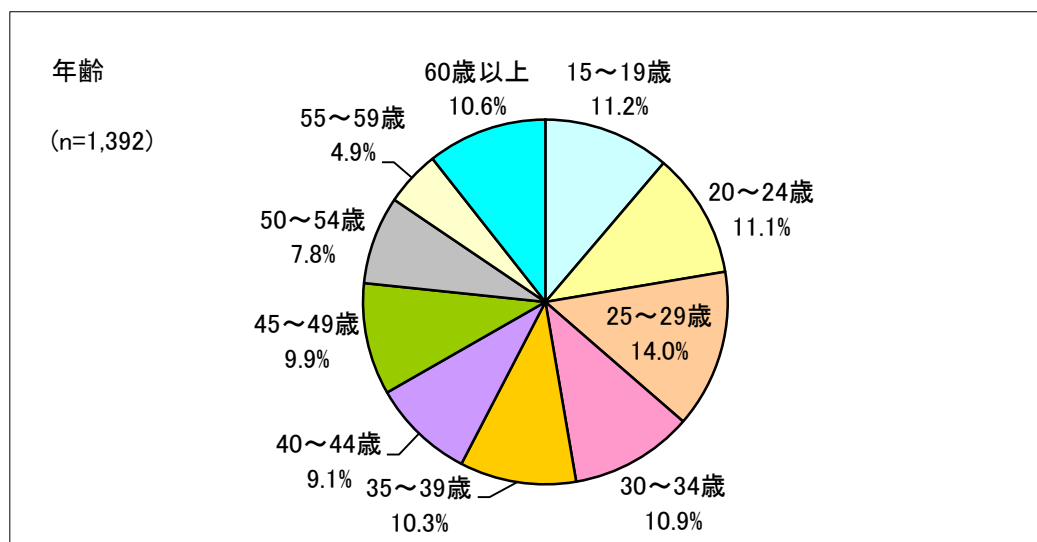
①性別

- 性別は男性の割合の方が高かった。



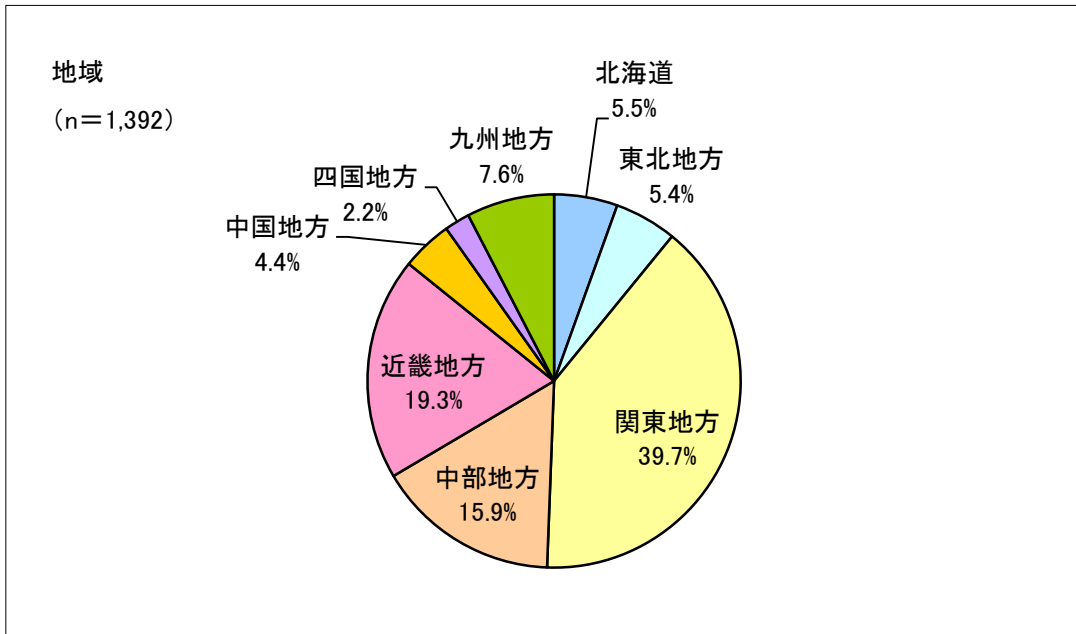
②年齢

- 年齢については、「25～29歳」（14.0%）、「15～19歳」（11.2%）、「20～24歳」（11.1%）といった若年層の割合が他の年齢層と比較してやや高かった。



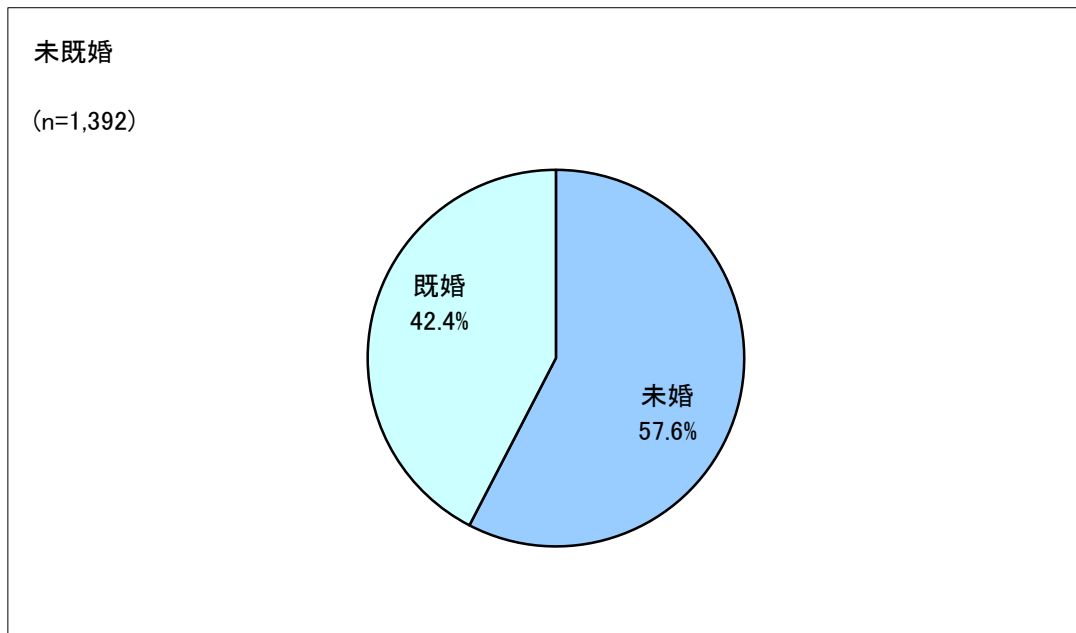
③地域

- 地域では、「関東地方」の割合が4割弱と最も高く、次いで「近畿地方」、「中部地方」の割合が2割弱と高かった。



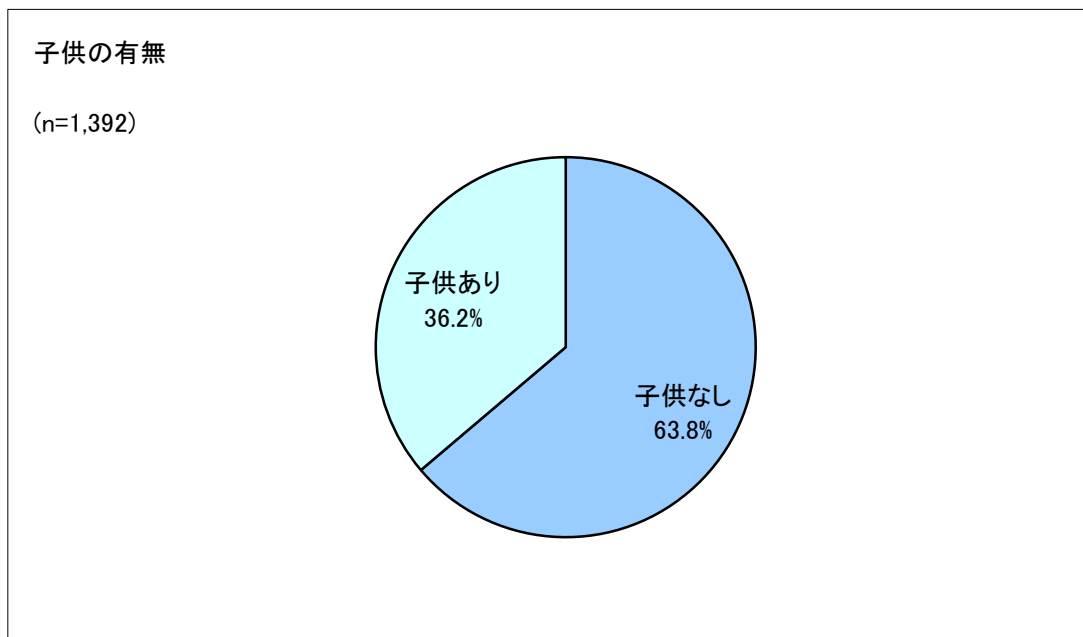
④結婚の有無

- 結婚の有無については、「未婚」の割合が約6割と高かった。



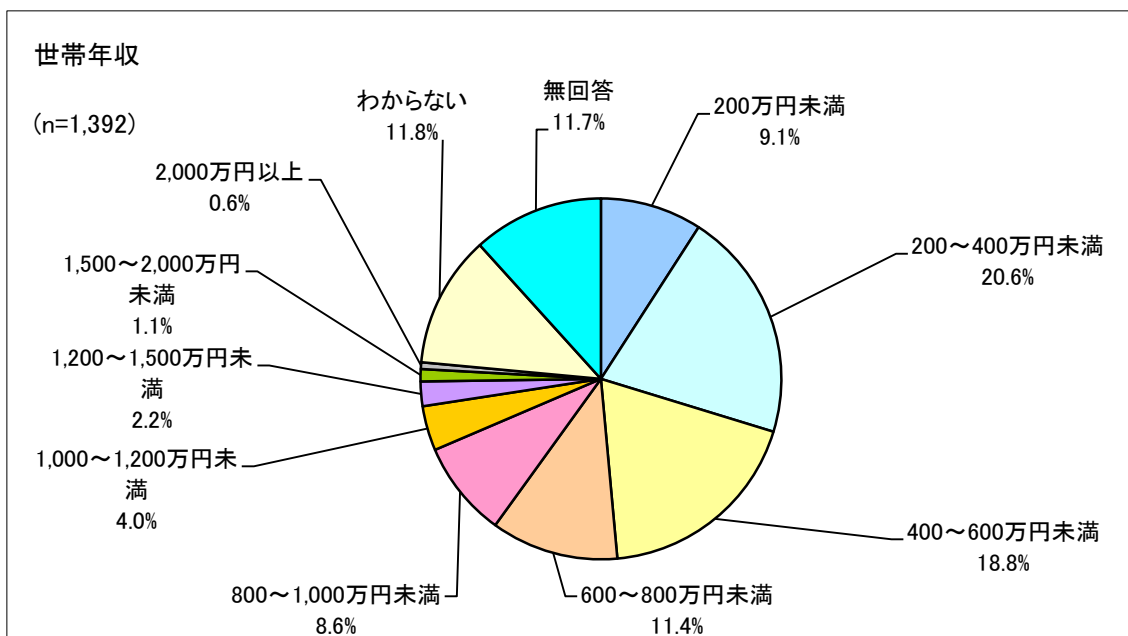
⑤子どもの有無

- 子どもの有無については、「子供なし」の割合の方が6割強と高かった。



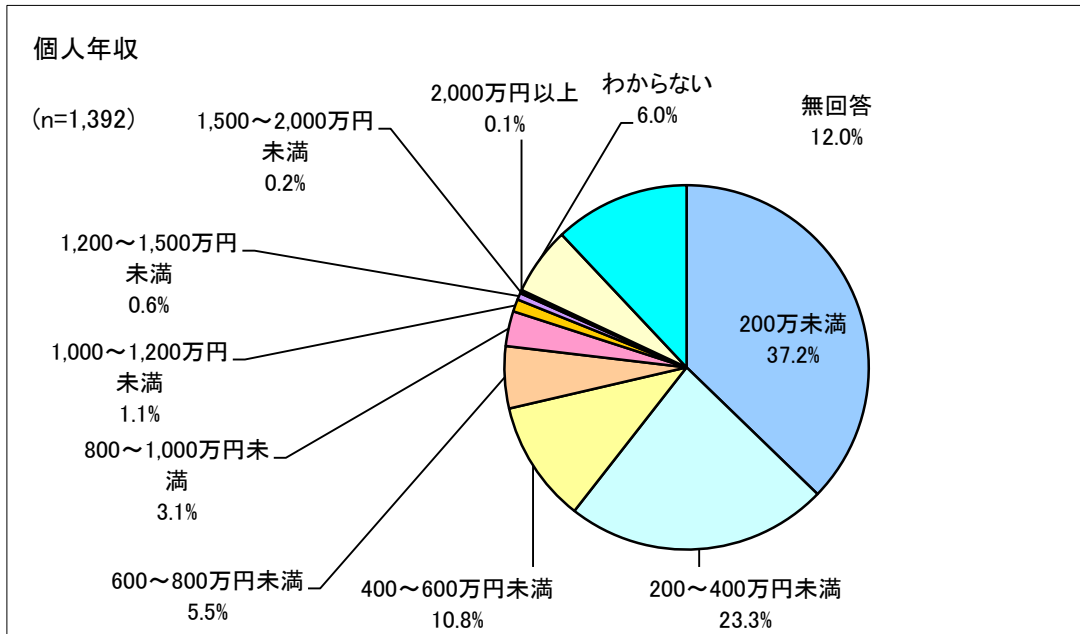
⑥世帯年収

- 世帯年収については、「200~400万円未満」の割合が20.6%と最も高く、次いで「400~600万円未満」が18.8%と高かった。



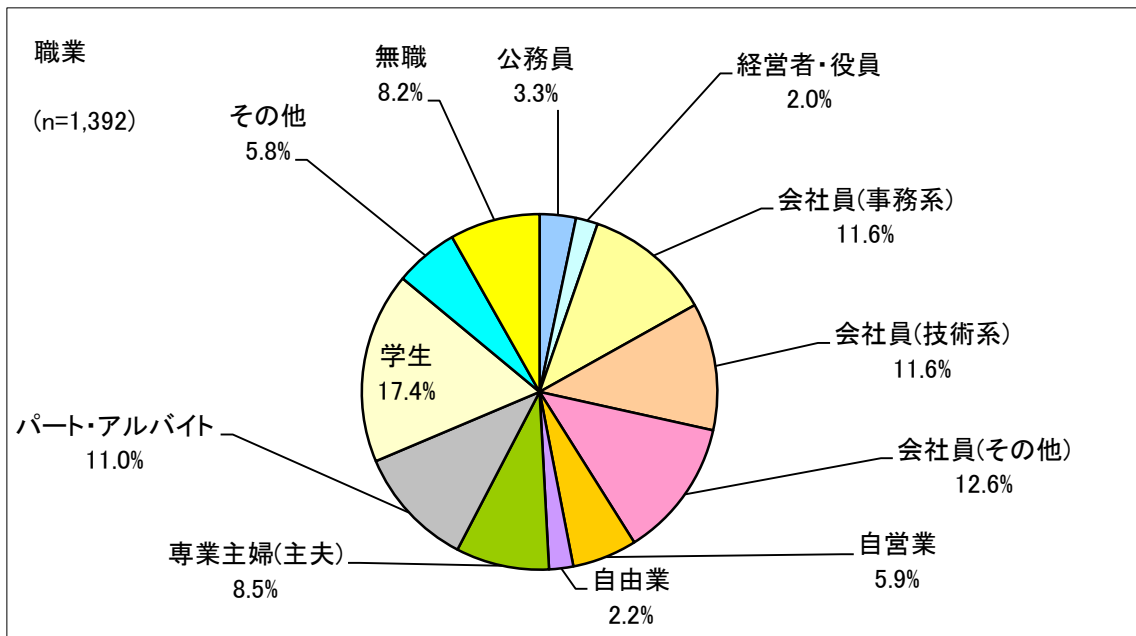
⑦個人年収

- 個人年収は、「200万円未満」の割合が37.2%と最も高く、次いで「200~400万円未満」が23.3%と高かった。



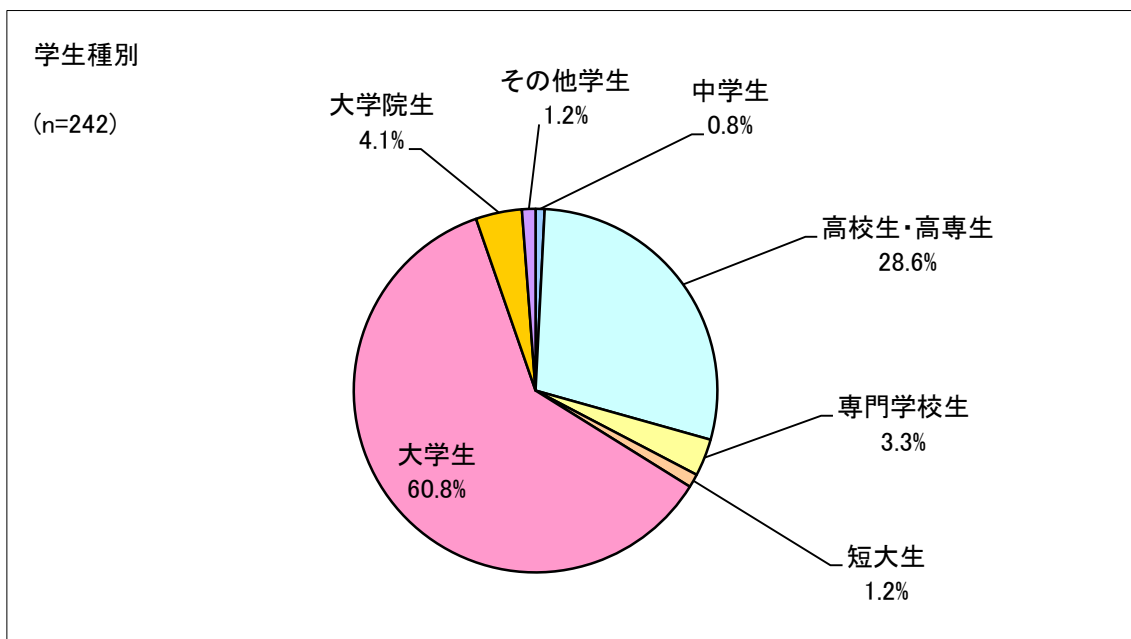
⑧職業

- 職業については、「学生」の割合が17.4%と最も高かった。



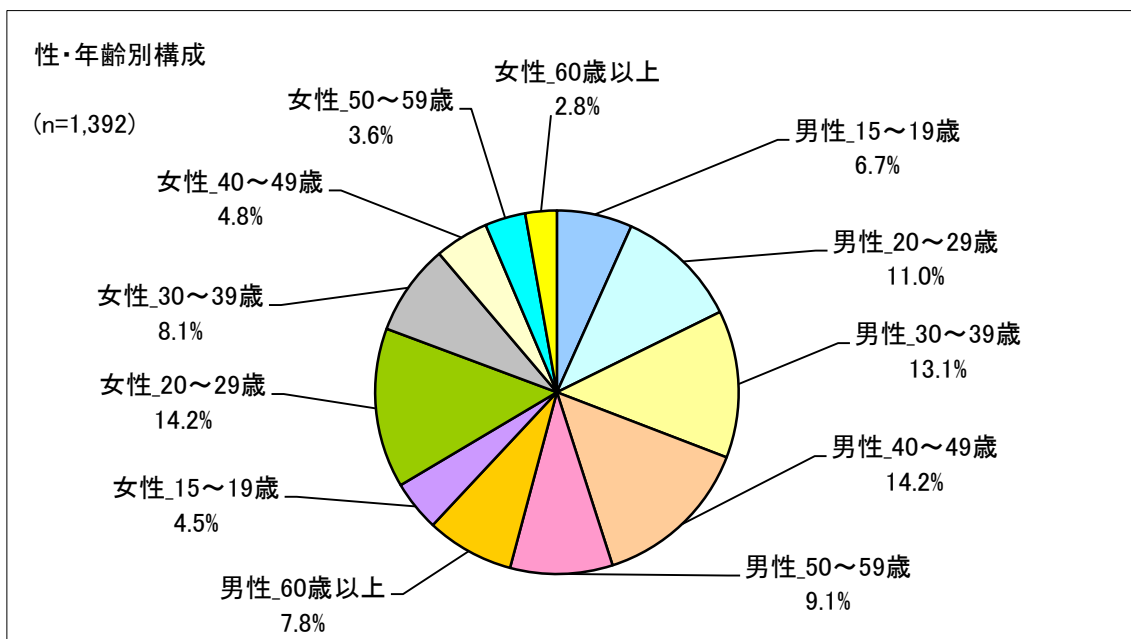
⑨学生の種別

- 学生の種別については、「大学生」の割合が 60.8%と最も高く、次いで「高校生・高専生」が 28.6%と高かった。



⑩性・年齢別構成

- 性・年齢別構成については、「男性_40～49歳」及び「女性_20～29歳」の割合が、14.2%と最も高かった。



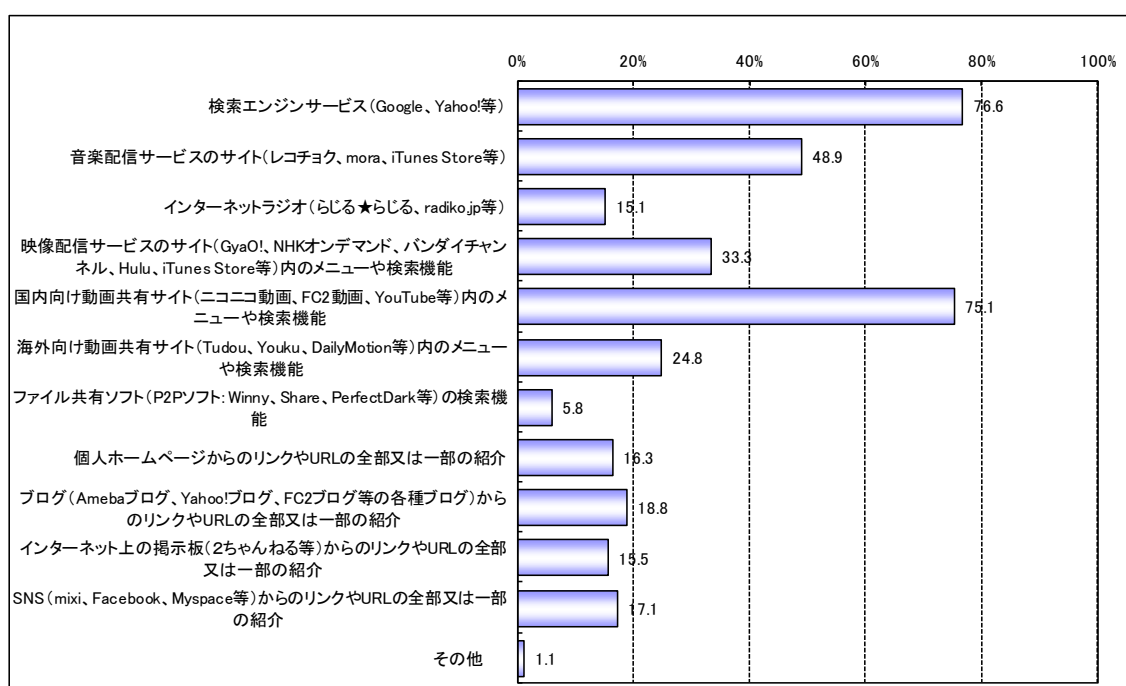
(2) 各設問調査結果

①音楽や映像を探すために使用しているサイト (Q1)

単純集計結果：＜音楽や映像を探すために使用しているサイト等 (Q1)＞

- ・ 全員に対し、「音楽や映像を探すために使用しているサイト等」について質問したところ、「検索エンジンサービス (Google、Yahoo!等)」と「国内向け動画共有サイト (ニコニコ動画、FC2 動画、YouTube 等) 内のメニューや検索機能」がそれぞれ 7 割強と高く次いで「音楽配信サービスのサイト (レコチョク、mora、iTunes Store 等)」が 5 割弱と高かった。

＜音楽や映像を探すために使用しているサイト等 (Q1)＞ (複数回答) (n=1,392)

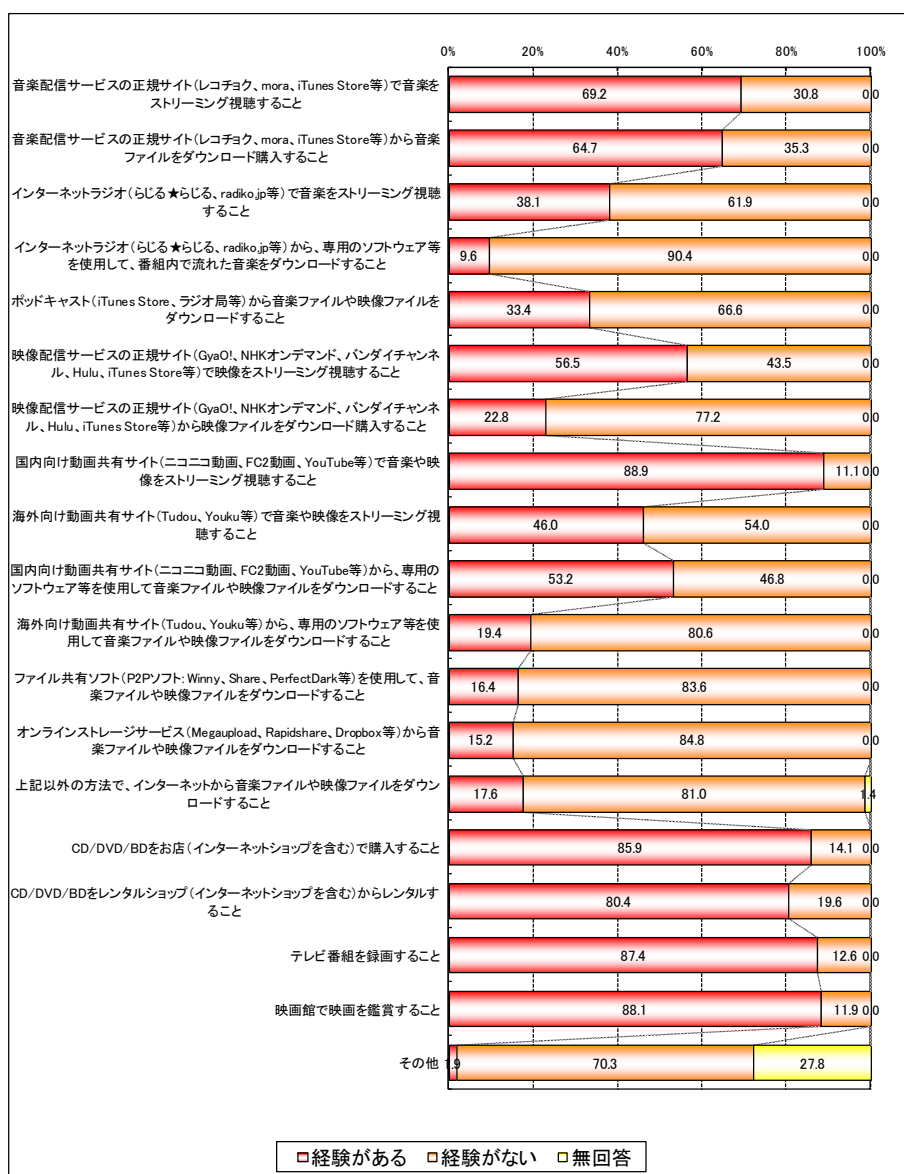


②音楽や映像を直接ストリーミング視聴したり、直接ファイルをダウンロードしたりした経験等 (Q2)

単純集計結果：＜音楽や映像を直接ストリーミング視聴したり、直接ファイルをダウンロードしたりした経験等 (Q2)＞

- 全員に対し、「音楽や映像を直接ストリーミング視聴したり、直接ファイルをダウンロードしたりした経験等」について質問したところ「国内向け動画共有サイト（ニコニコ動画、FC2 動画、YouTube 等）で音楽や映像をストリーミング視聴すること」(88.9%) が最も高く、次いで「音楽配信サービスの正規サイト（レコチョク、mora、iTunes Store 等）で音楽をストリーミング視聴すること」(69.2%) や「音楽配信サービスの正規サイト（レコチョク、mora、iTunes Store 等）から音楽ファイルをダウンロード購入すること」(64.7%) が高かった。

＜音楽や映像を直接ストリーミング視聴したり、直接ファイルをダウンロードしたりした経験等 (Q2)＞ (複数回答) (n=1,392)

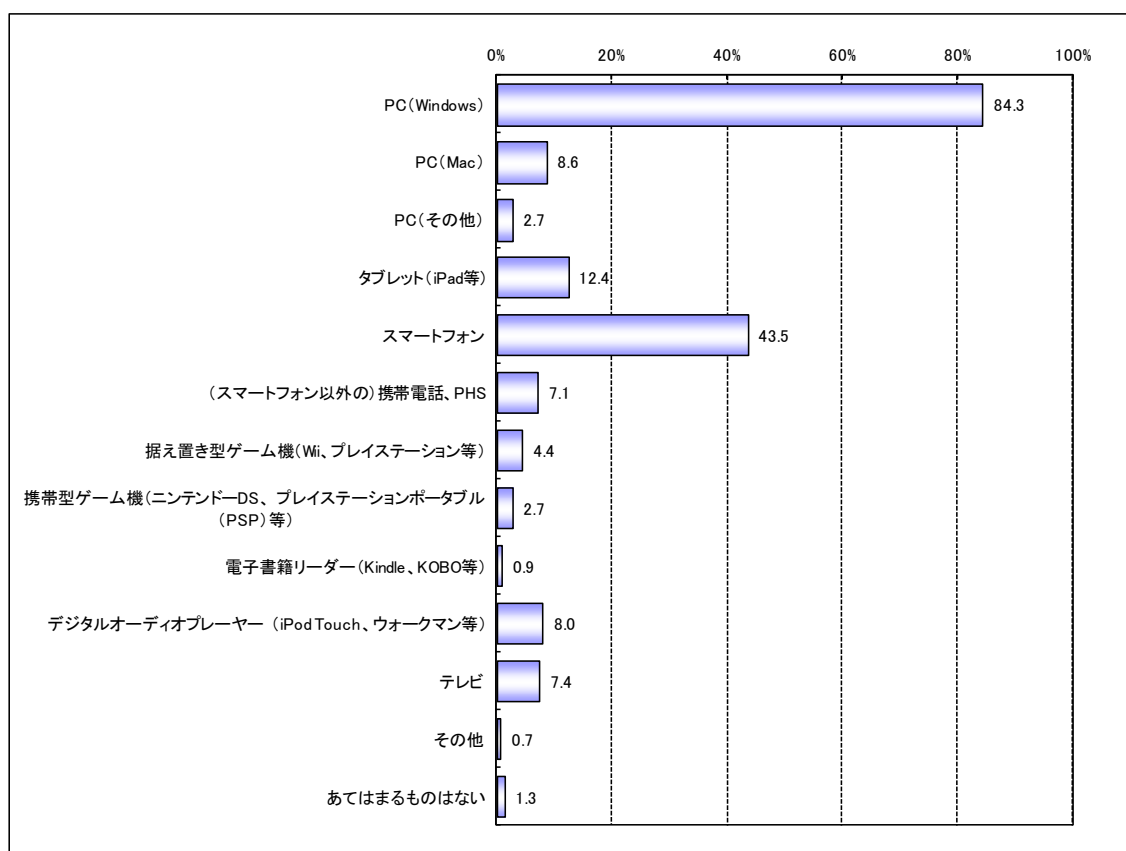


③-1 ストリーミングで視聴する端末 (Q3)

単純集計結果：＜ストリーミングで視聴する端末 (Q3)＞

- ・ 全員に対し、「シングル CD やアルバム CD として販売されている音楽」や、「音楽配信サービスのサイトで有料配信されている音楽」、「劇場公開中の映画本編」、「DVD や BD (ブルーレイディスク) として販売されている映像」、「映像配信サービスのサイトで有料配信されている映像」をストリーミングで視聴する端末について質問したところ「PC (Windows)」が 84.3%と最も高く、次いで「スマートフォン」が 43.5%と高かった。

＜ストリーミングで視聴する端末 (Q3)＞ (複数回答) (n=1,392)

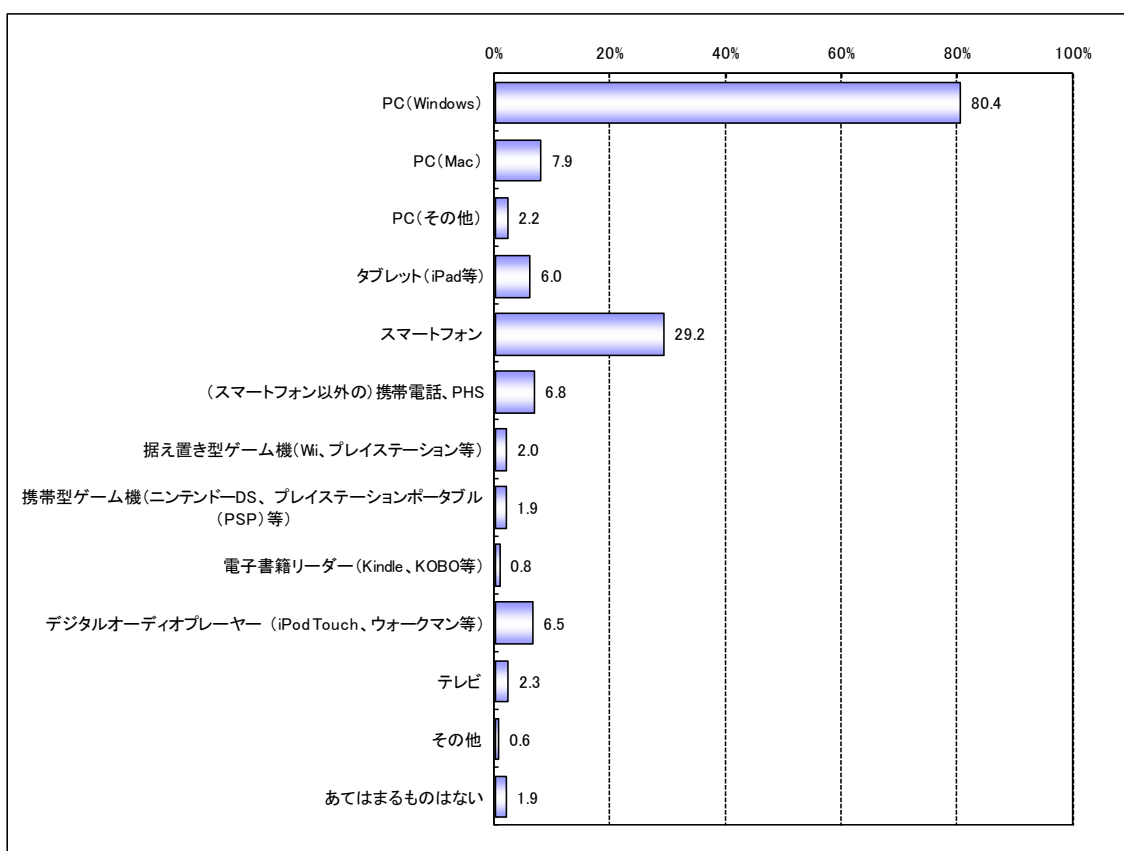


③-2 ダウンロードする端末 (Q3)

単純集計結果：＜ダウンロードする端末 (Q3)＞

- ・ 全員に対し、「シングル CD やアルバム CD として販売されている音楽」や、「音楽配信サービスのサイトで有料配信されている音楽」、「劇場公開中の映画本編」、「DVD や BD (ブルーレイディスク) として販売されている映像」、「映像配信サービスのサイトで有料配信されている映像」をダウンロードする端末について質問したところ、ダウンロードする端末については、「PC (Windows)」が 80.4%と最も高く、次いで「スマートフォン」が 29.2%と高かった。

＜ダウンロードする端末 (Q3)＞ (複数回答) (n=1,392)

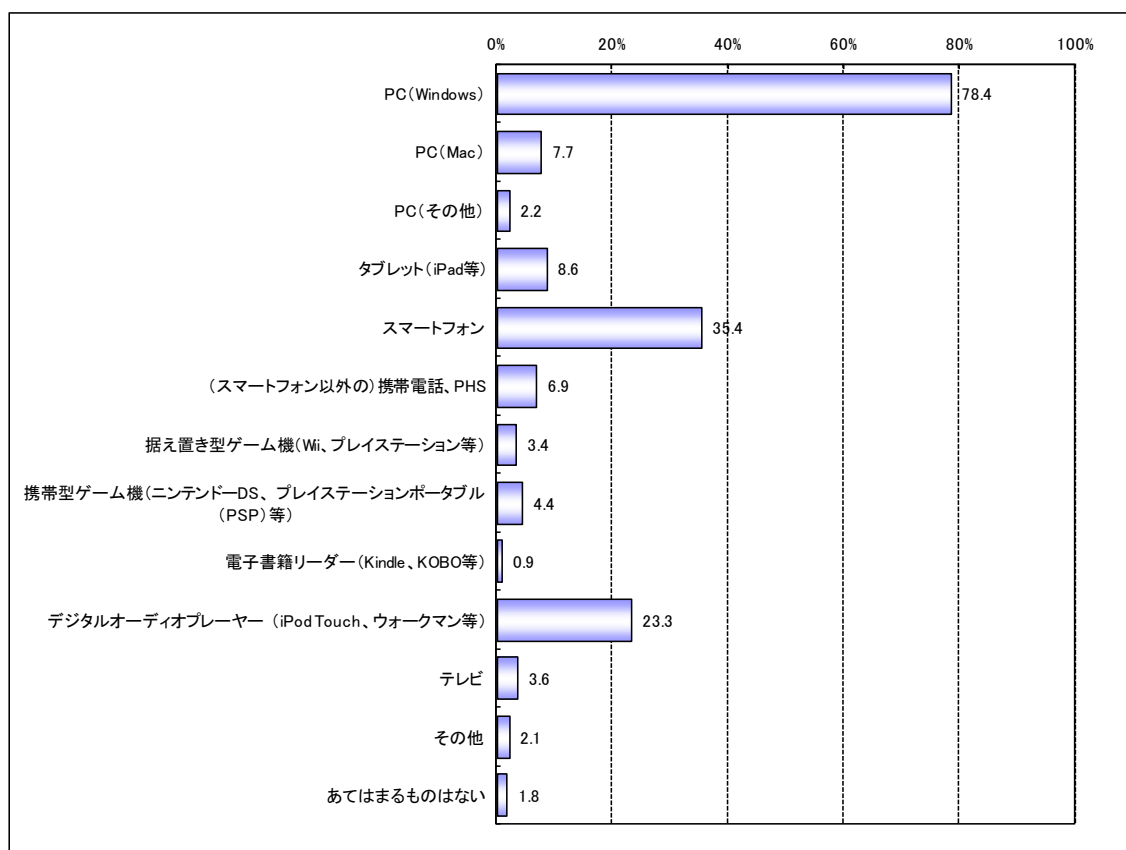


③-3 ダウンロードしたファイルを再生する端末 (Q3)

単純集計結果：＜ダウンロードしたファイルを再生する端末 (Q3)＞

- 全員に対し、「シングル CD やアルバム CD として販売されている音楽」や、「音楽配信サービスのサイトで有料配信されている音楽」、「劇場公開中の映画本編」、「DVD や BD (ブルーレイディスク) として販売されている映像」、「映像配信サービスのサイトで有料配信されている映像」をダウンロードしたファイルを再生する端末を質問したところ、ダウンロードしたファイルを再生する端末についても、ダウンロードする端末と同様に、「PC (Windows)」(78.4%) が最も高く、次いで「スマートフォン」(35.4%)、「デジタルオーディオプレーヤー (iPod Touch、ウォークマン等)」(23.3%) が高かった。

＜ダウンロードしたファイルを再生する端末 (Q3)＞ (複数回答) (n=1,392)

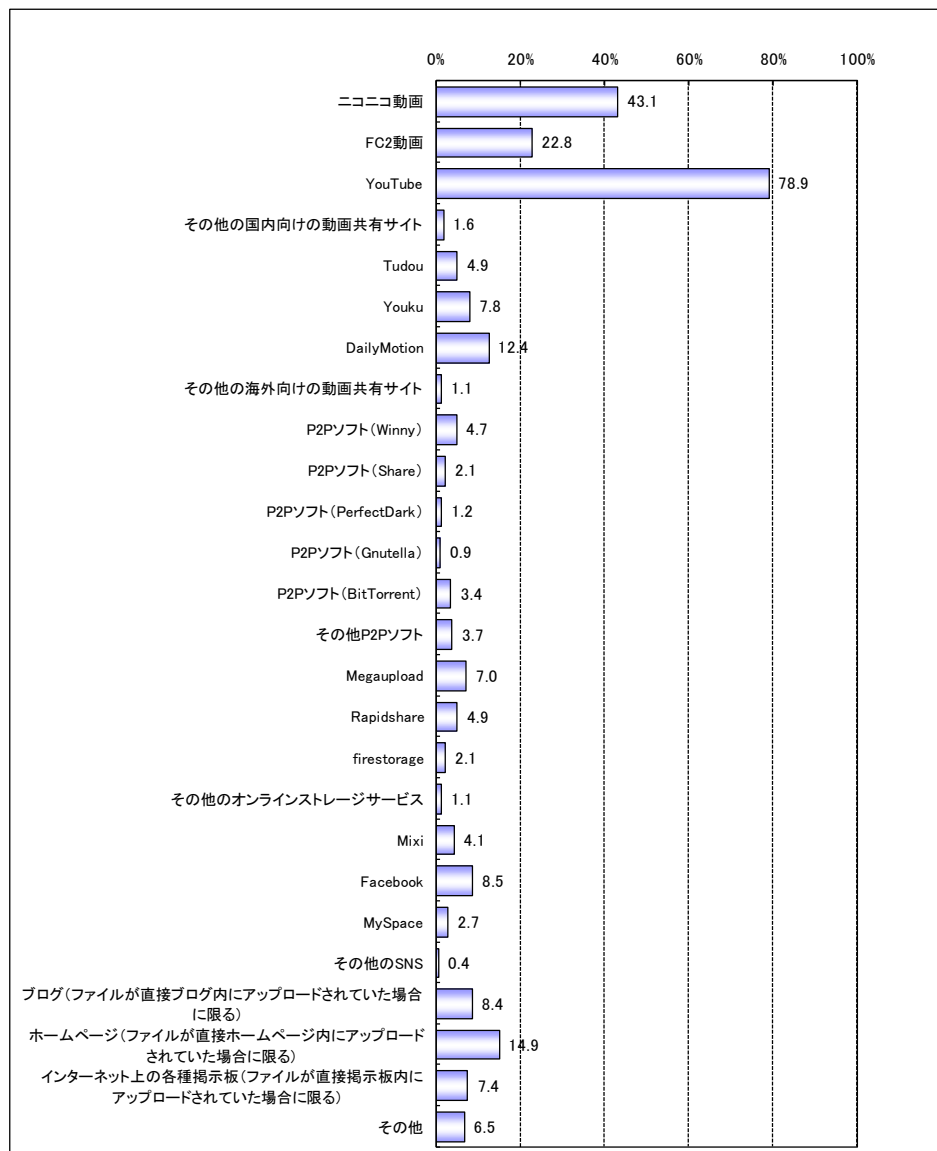


④インターネットで音楽や映像をダウンロードした経験のあるサイト等 (Q4)

単純集計結果：＜インターネットで音楽や映像をダウンロードした経験のあるサイト等 (Q4)＞

- ・ 全員に対し、「シングル CD やアルバム CD として販売されている音楽」や、「音楽配信サービスのサイトで有料配信されている音楽」、「劇場公開中の映画本編」、「DVD や BD (ブルーレイディスク) として販売されている映像」、「映像配信サービスのサイトで有料配信されている映像」のファイルをダウンロードした経験のある具体的なサイト等の種類について質問したところ、ダウンロードした経験のある具体的なサイトについては、「YouTube」(78.9%) が最も高く、次いで「ニコニコ動画」(43.1%)、「FC2 動画」(22.8%) が高かった。

＜インターネットで音楽や映像をダウンロードした経験のあるサイト等 (Q4)＞ (複数回答) (n=1,392)

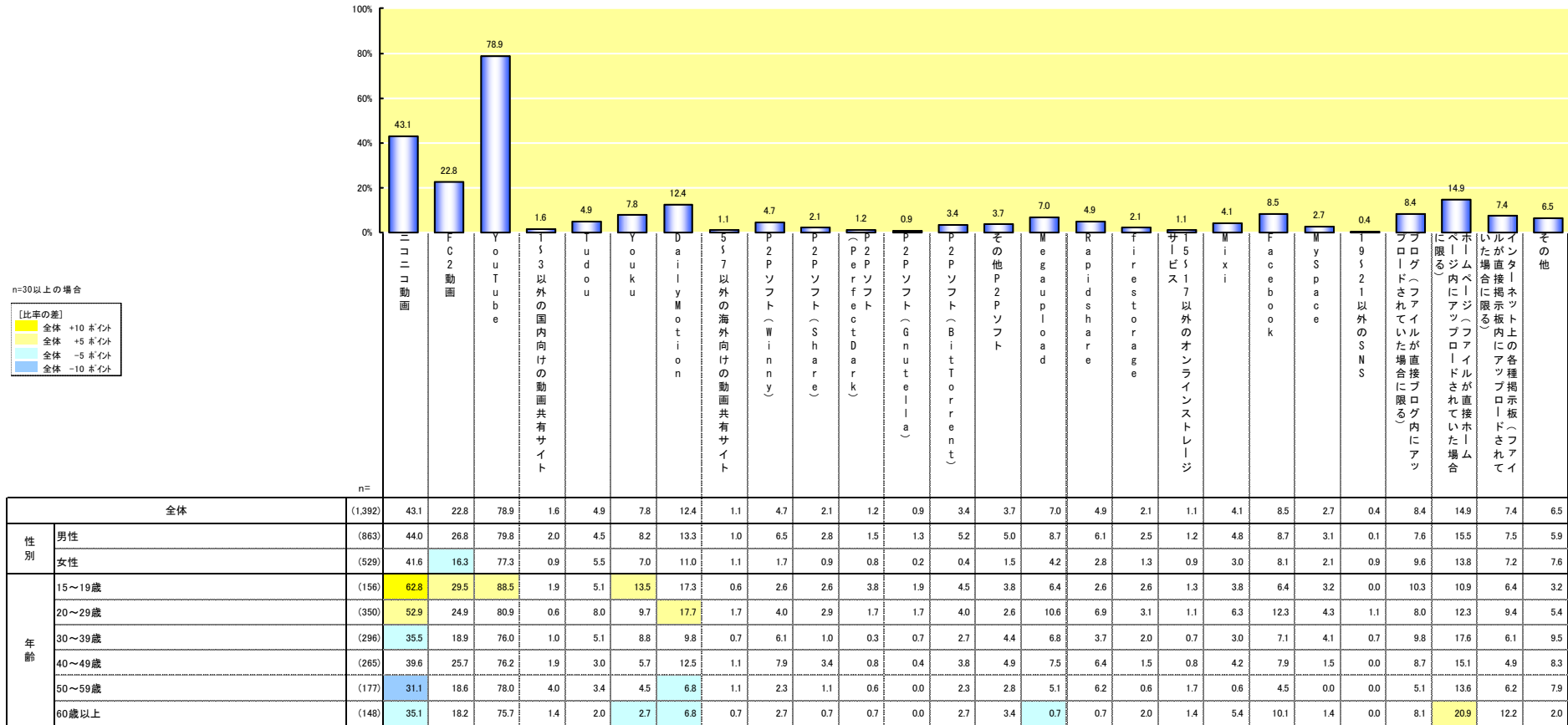


クロス集計結果：＜インターネットで音楽や映像をダウンロードした経験のあるサイト等

(Q4) > 【性・年齢別クロス】

- ・ インターネットで音楽や映像をダウンロードするために使ったことのあるサイト等について、年齢別に見ると、「15～19歳」で「ニコニコ動画」が他の年代よりも使用率が高かった。

<インターネットで音楽や映像をダウンロードした経験あるサイト等 (Q4) > (複数回答) (n=1,392) 【性・年齢別クロス】



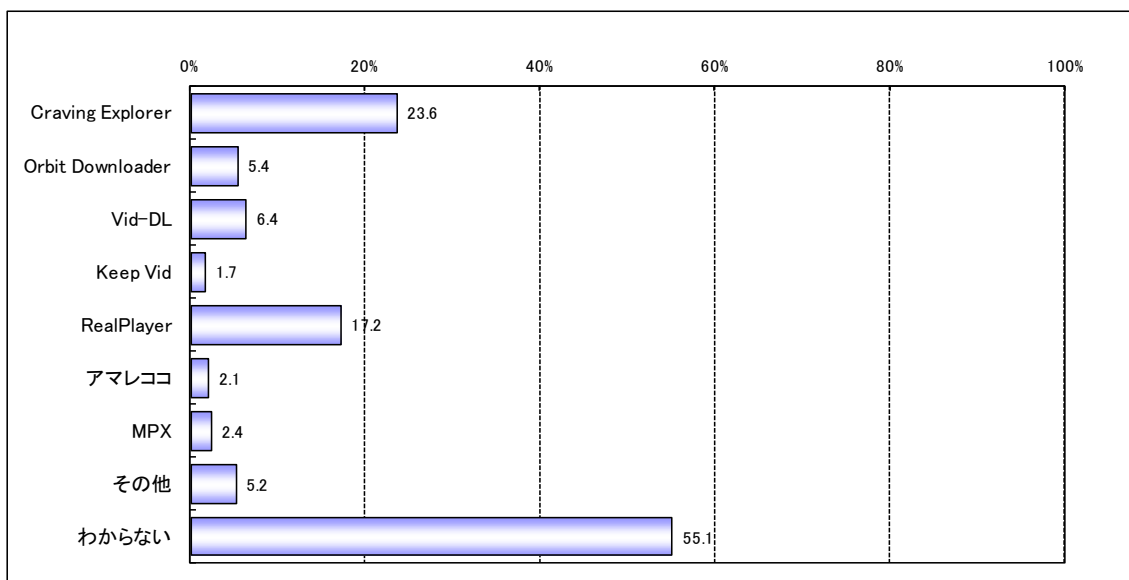
⑤ダウンロードする際に使用したことがあるソフトウェアやアプリ等 (Q5)

単純集計結果:<ダウンロードする際に使用したことがあるソフトウェアやアプリ等(Q5)>



- ・ 全員に対し、「シングル CD やアルバム CD として販売されている音楽」や、「音楽配信サービスのサイトで有料配信されている音楽」、「劇場公開中の映画本編」、「DVD や BD (ブルーレイディスク) として販売されている映像」、「映像配信サービスのサイトで有料配信されている映像」を「ダウンロードする際に使用したことがあるソフトウェアやアプリ等」について質問したところ、「わからない」との回答を除くと、「Craving Explorer」が 23.6%と最も高く、次に「RealPlayer」が 17.2%と高かった。

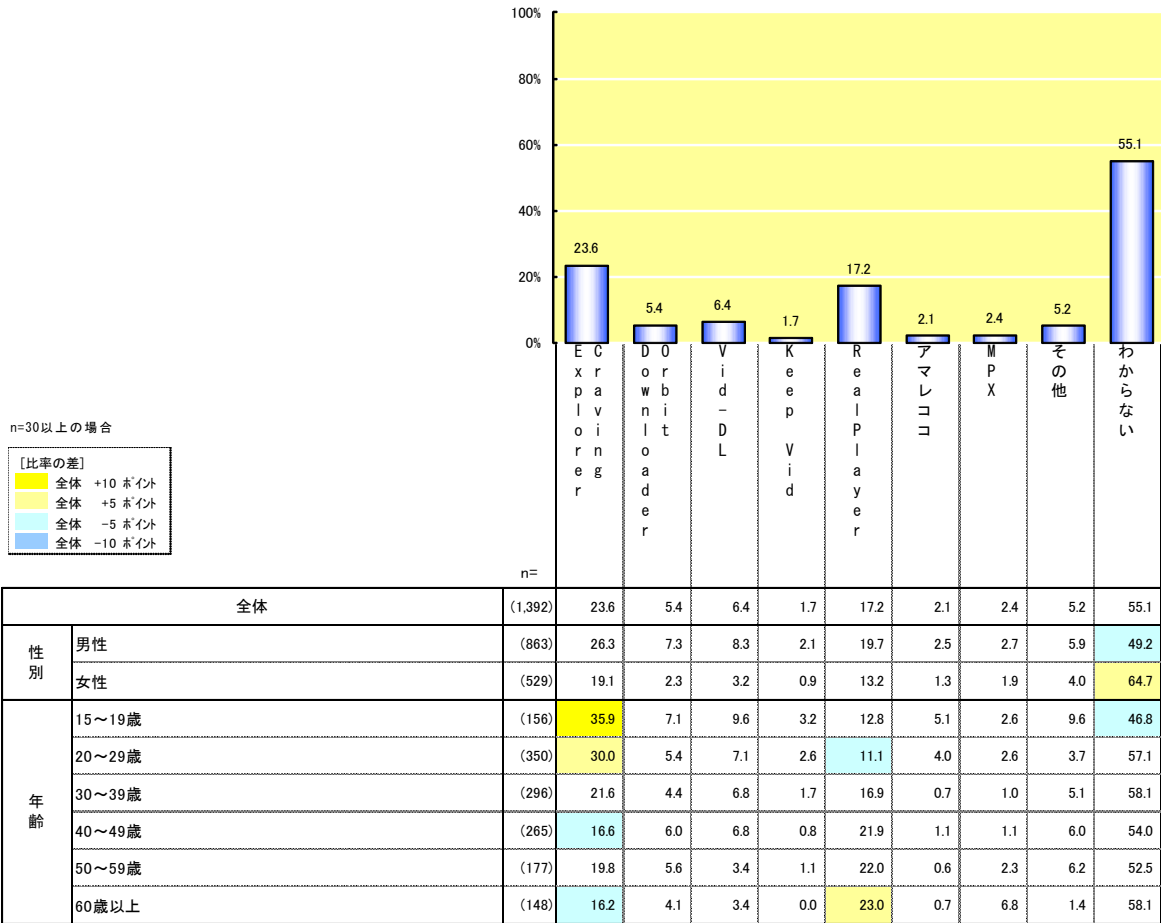
<ダウンロードする際に使用したことがあるソフトウェアやアプリ等 (Q5) > (複数回答)
(n=1,392)



クロス集計結果：＜ダウンロードする際に使用したことがあるソフトウェアやアプリ等（Q5）＞【性・年齢別クロス】

- ・ 「ダウンロードする際に使用したことがあるソフトウェアやアプリ等」について、年齢別に見ると、「15～19歳」で「Craving Explorer」が他の年代に比べて高かった。

＜ファイルをダウンロードする際に使用したことがあるソフトウェアやアプリ等（Q5）＞
（複数回答）（n=1,392）【性・年齢別クロス】

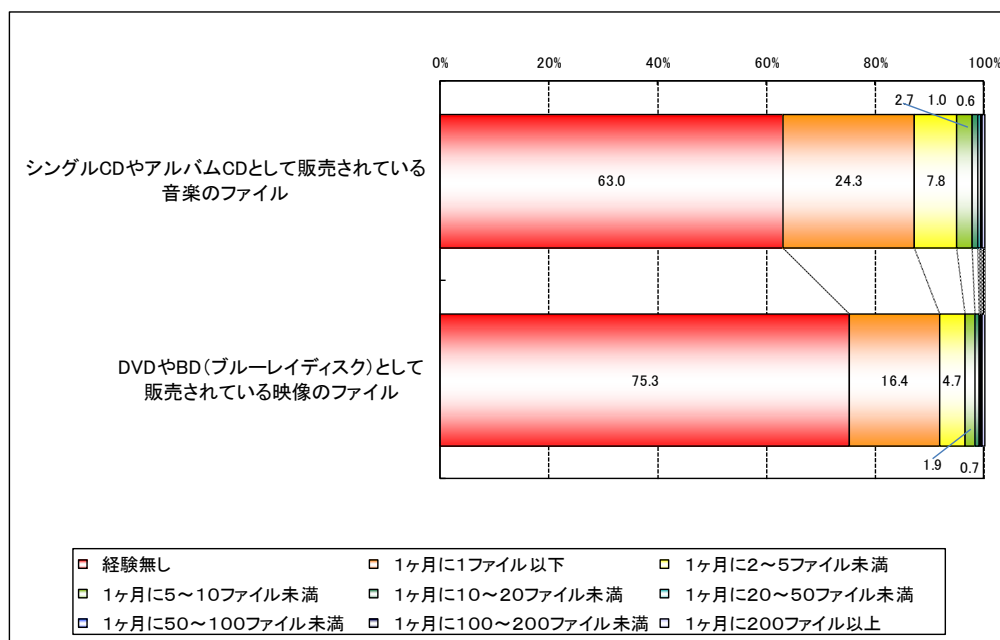


⑥【直近1年以内】に違法ダウンロードした経験（Q6）

単純集計結果：＜【直近1年以内】に違法ダウンロードした経験（Q6）＞

- 全員に対し、レコード会社や映画会社等は無断でインターネット上にアップロードされた「シングルCDやアルバムCDとして販売されている音楽」や、「音楽配信サービスのサイトで有料配信されている音楽」、「DVDやBD（ブルーレイディスク）として販売されている映像」のファイルを直近1年以内にダウンロードした経験について質問したところ、「経験なし」との回答割合が最も高く、「シングルCDやアルバムCDとして販売されている音楽のファイル」では63.0%、「DVDやBD（ブルーレイディスク）として販売されている映像のファイル」では75.3%であった。

＜【直近1年以内】に違法ダウンロードした経験（Q6）＞（単数回答）（n=1,392）



＜【直近1年以内】に違法ダウンロードした経験（Q6）＞（単数回答）（n=1,392）

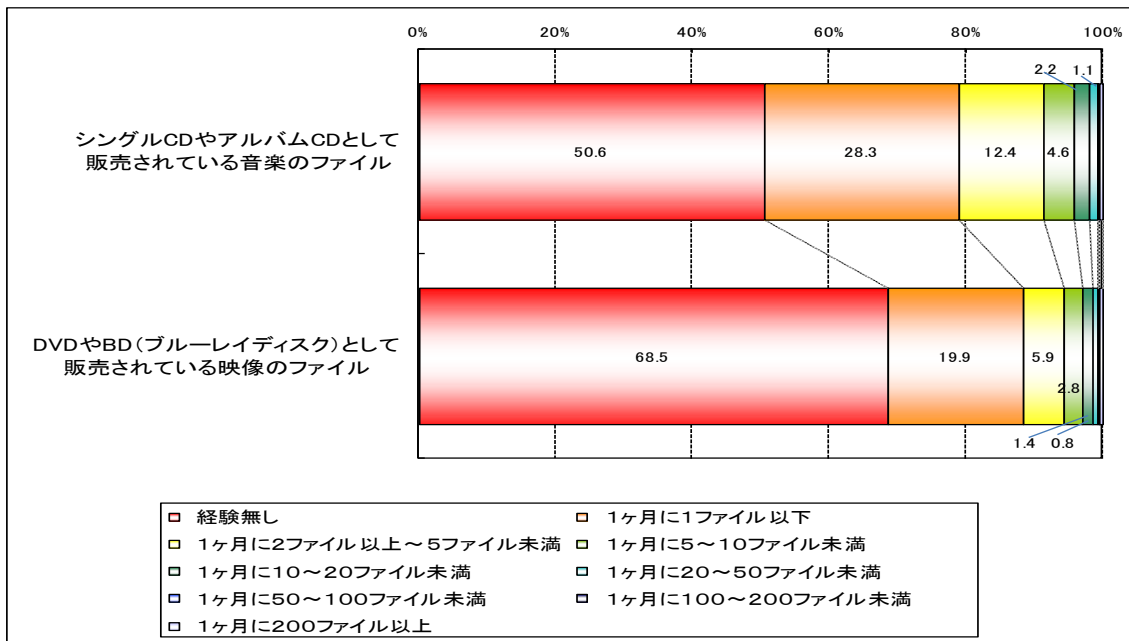
Q6	シングルCDやアルバムCDとして販売されている音楽のファイル	DVDやBD（ブルーレイディスク）として販売されている映像のファイル
全体(n)	1,392	1,392
経験なし	63.0%	75.3%
1ヶ月に1ファイル以下	24.3%	16.4%
1ヶ月に2～5ファイル未満	7.8%	4.7%
1ヶ月に5～10ファイル未満	2.7%	1.9%
1ヶ月に10～20ファイル未満	1.0%	0.7%
1ヶ月に20～50ファイル未満	0.6%	0.4%
1ヶ月に50～100ファイル未満	0.3%	0.1%
1ヶ月に100～200ファイル未満	0.0%	0.1%
1ヶ月に200ファイル以上	0.4%	0.4%

⑦【1年以上前】に違法ダウンロードした経験（Q7）

単純集計結果：＜【1年以上前】に違法ダウンロードした経験（Q7）＞

- 全員に対し、レコード会社や映画会社等は無断でインターネット上にアップロードされた「シングルCDやアルバムCDとして販売されている音楽」や、「DVDやBD（ブルーレイディスク）として販売されている映像」、「映像配信サービスのサイトで有料配信されている映像」のファイルを1年以上前にダウンロードした経験を質問したところ、「経験なし」との回答割合が最も高く、「シングルCDやアルバムCDとして販売されている音楽のファイル」では50.6%、「DVDやBD（ブルーレイディスク）として販売されている映像のファイル」では68.5%であった。

＜【1年以上前】に違法ダウンロードした経験（Q7）＞（単数回答）（n=1,392）



＜【1年以上前】に違法ダウンロードした経験（Q7）＞（単数回答）（n=1,392）

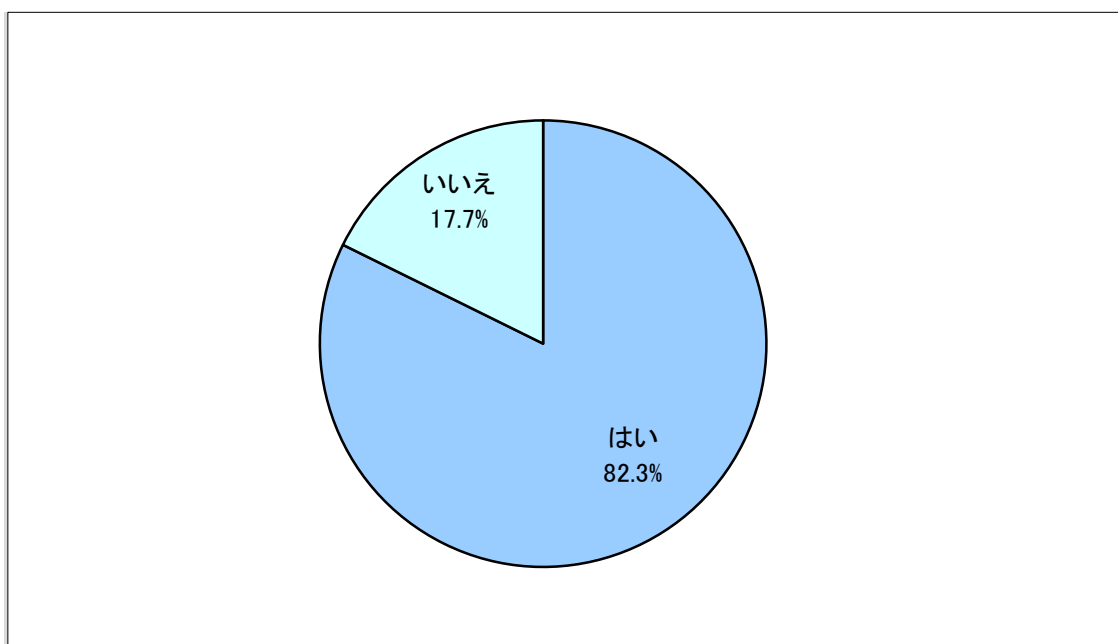
Q7	シングルCDやアルバムCDとして販売されている音楽のファイル	DVDやBD(ブルーレイディスク)として販売されている映像のファイル
全体(N)	1,392	1,392
経験なし	50.6%	68.5%
1ヶ月に1ファイル以下	28.3%	19.9%
1ヶ月に2～5ファイル未満	12.4%	5.9%
1ヶ月に5～10ファイル未満	4.6%	2.8%
1ヶ月に10～20ファイル未満	2.2%	1.4%
1ヶ月に20～50ファイル未満	1.1%	0.8%
1ヶ月に50～100ファイル未満	0.1%	0.2%
1ヶ月に100～200ファイル未満	0.3%	0.1%
1ヶ月に200ファイル以上	0.4%	0.4%

⑧違法ダウンロードの刑事罰化に対する認知度（Q8）

単純集計結果：＜違法ダウンロードの刑事罰化に対する認知度（Q8）＞

- ・ 全員に対し、「著作権法が改正されて、平成 24 年 10 月 1 日以降、違法にアップロードされた音楽・映像のファイルのダウンロードは刑事罰の対象となる場合があることを知っているか」と質問したところ、8 割強が違法ダウンロードの刑事罰化について知っていた。

＜違法ダウンロードの刑事罰化に対する認知度（Q8）＞（単数回答）（n=1,392）

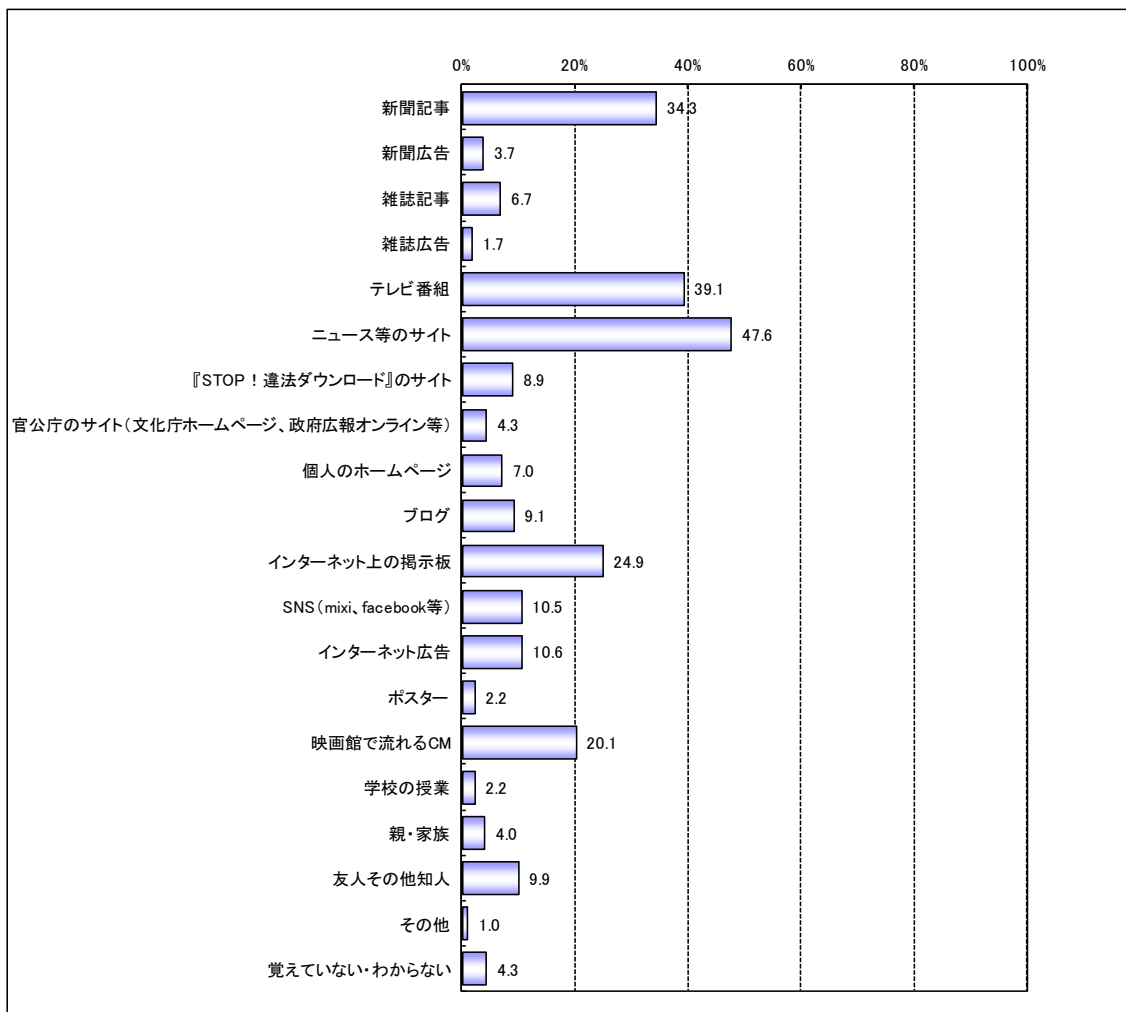


⑨違法ダウンロードの刑事罰化の認知経路 (Q9)

単純集計結果：＜違法ダウンロードの刑事罰化の認知経路 (Q9)＞

- 「違法ダウンロードの刑事罰化の認知度」(Q8)において、違法ダウンロードの刑事罰化について知っているとの回答者に対し、何によって知ったかを質問した。刑事罰化の認知経路については、「ニュース等のサイト」(47.6%)が最も高く、次いで「テレビ番組」(39.1%)、「新聞記事」(34.3%)、「インターネット上の掲示板」(24.9%)、「映画館で流れるCM」(20.1%)が高かった。

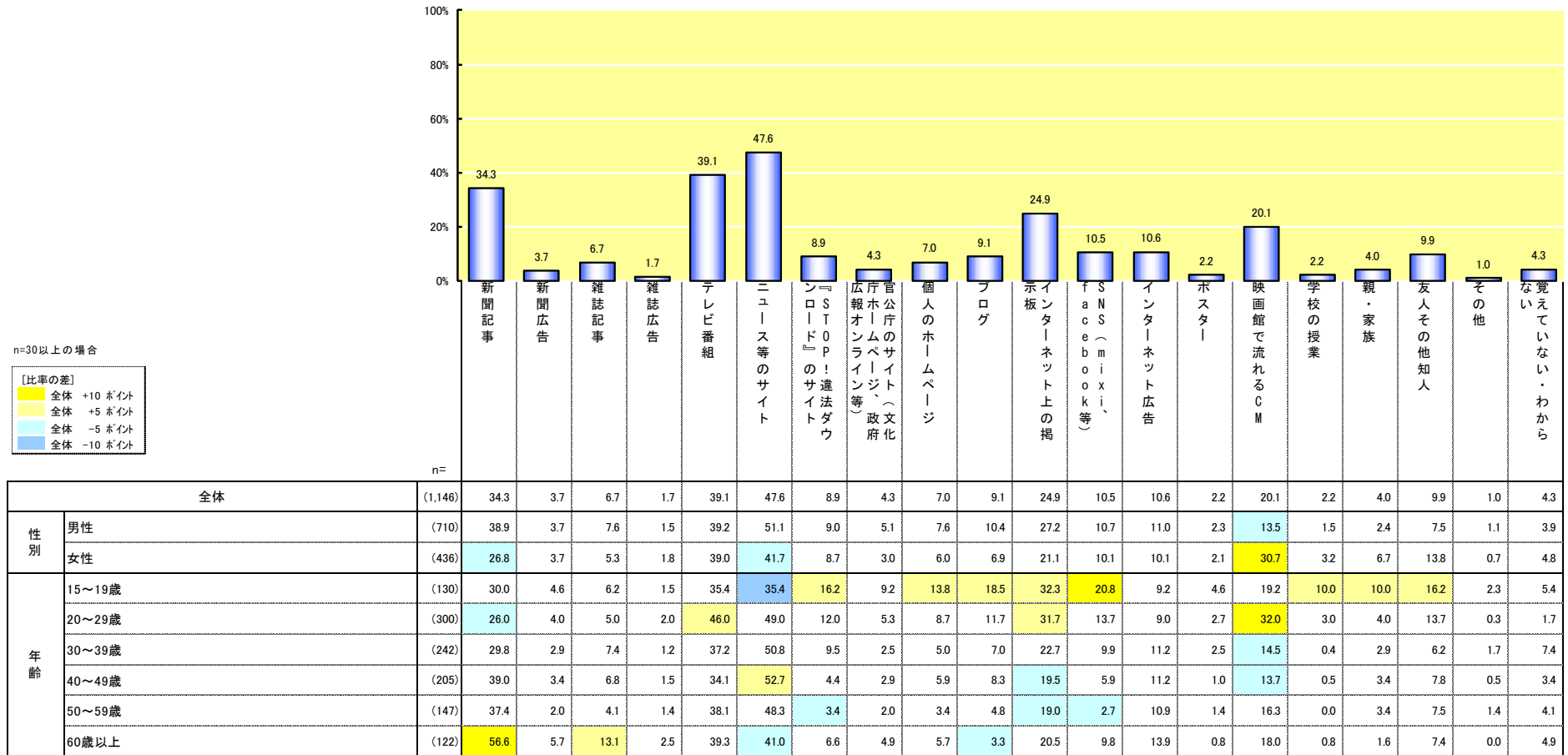
＜違法ダウンロードの刑事罰化の認知経路 (Q9)＞ (複数回答) (n=1,146)



クロス集計結果：＜違法ダウンロードの刑事罰化の認知経路（Q9）＞【性・年齢別クロス】

- ・ 違法ダウンロードの刑事罰化の認知経路について、性別に見ると、女性は「映画館で流れる CM」（30.7%）の割合が高かった。
- ・ 同様に年齢別に見ると、「15～19 歳」は「SNS（mixi、facebook 等）」（20.8%）が、「20～29 歳」は「映画館で流れる CM」（32.0%）が、「60 歳以上」では「新聞記事」（56.6%）がそれぞれ高かった。

<違法ダウンロードの刑事罰化の認知経路 (Q9) > (複数回答) (n=1,146) 【性・年齢別クロス】

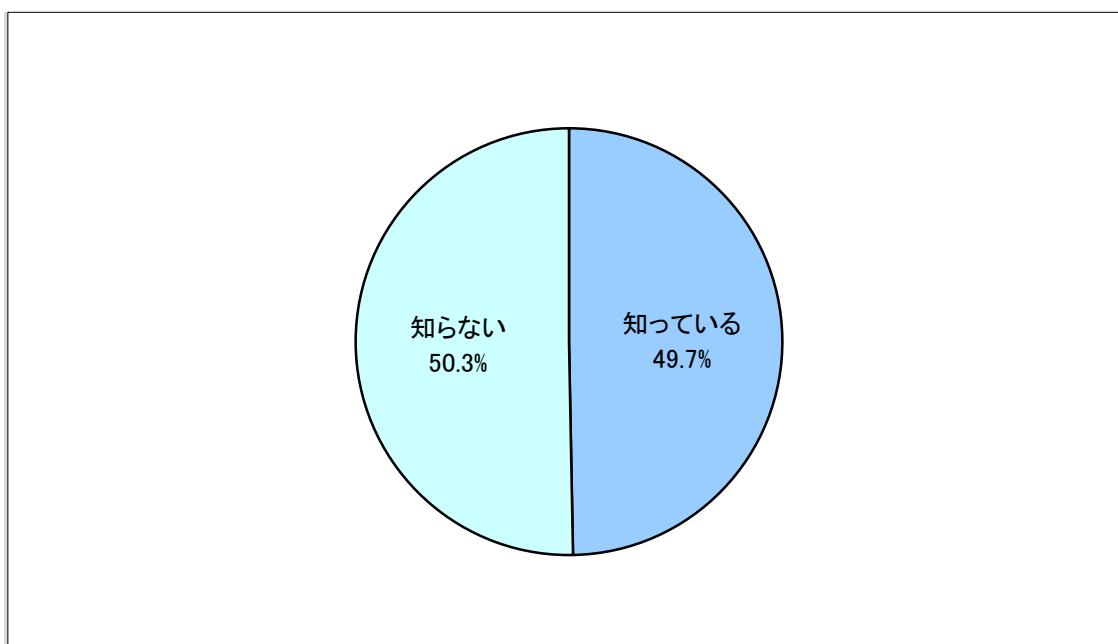


⑩刑事罰の対象行為についての認知度 (Q10)

単純集計結果：＜刑事罰の対象行為についての認知度 (Q10)＞

- ・ 「違法ダウンロードの刑事罰化の認知度」(Q8)において、違法ダウンロードの刑事罰化について知っているとの回答者に対し、どのようなダウンロード行為が刑事罰の対象になるのかということについて、具体的に知っているかを質問したところ、「知らない」と「知っている」はほぼ同数との結果であった。

＜刑事罰の対象行為についての認知度 (Q10)＞ (単数回答) (n=1,146)



クロス集計結果：＜刑事罰の対象行為についての認知度（Q10）＞【性・年齢別クロス】

- ・ 「刑事罰の対象行為についての認知度」について、性・年齢別に見ると、「男性_15～19歳」、「男性_20～29歳」で「知っている」と回答した割合が高かった。

＜刑事罰の対象行為についての認知度（Q10）＞（単数回答）（n=1,146）【性・年齢別クロス】

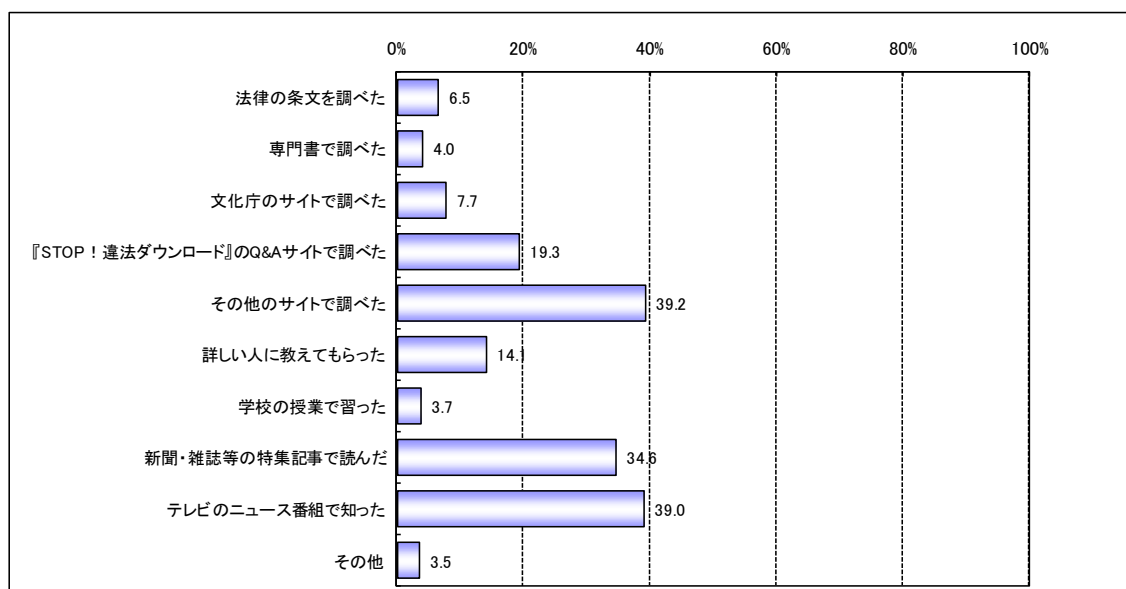


⑪刑事罰の対象行為についての認知経路（Q11）

単純集計結果：＜刑事罰の対象行為についての認知経路（Q11）＞

- ・ 「刑事罰の対象行為についての認知度」（Q10）の設問において、「知っている」との回答者に対し、刑事罰の対象となるダウンロード行為の具体的な内容について、どのような方法で知ったかを質問したところ、「その他のサイトで調べた」（39.2%）が最も高く、次いで「テレビのニュース番組で知った」（39.0%）、「新聞・雑誌等の特集記事で読んだ」（34.6%）が高かった。
- ・ 「『STOP！違法ダウンロード』のQ&Aサイトで調べた」との回答者は19.3%、「文化庁のサイトで調べた」との回答者は7.7%であった。

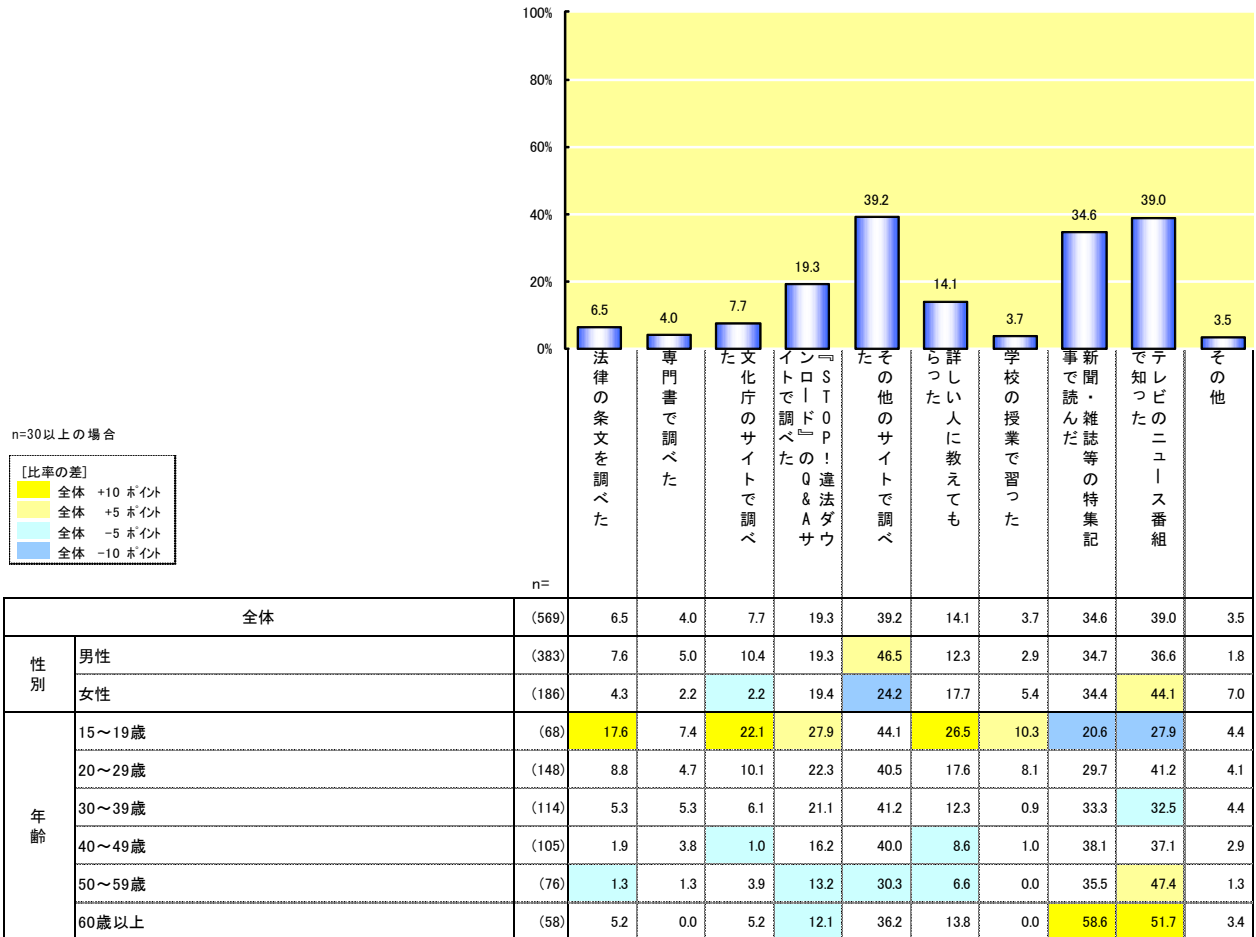
＜刑事罰の対象行為についての認知経路（Q11）＞（複数回答）（n=569）



クロス集計結果：＜刑事罰の対象行為についての認知経路（Q11）＞【性・年齢別クロス】

- ・ 「刑事罰の対象行為についての認知経路」について、年齢別に見ると、「15～19 歳」は、「詳しい人に教えてもらった」(26.5%)、「文化庁のサイトで調べた」(22.1%)、「法律の条文を調べた」(17.6%) について、他の年齢層よりも高い割合であった。

＜刑事罰の対象行為についての認知経路（Q11）＞（複数回答）（n=569）【性・年齢別クロス】

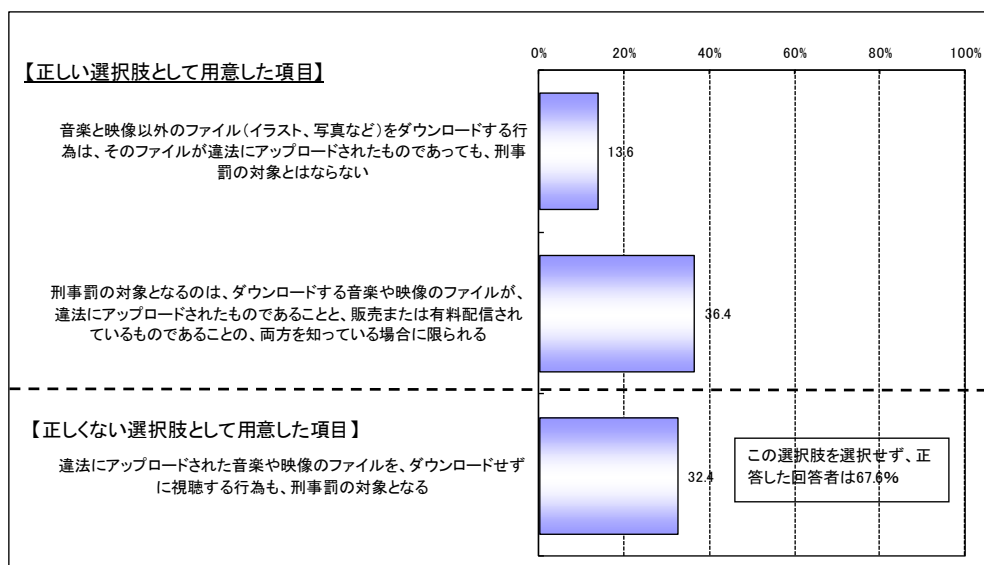


⑫刑事罰の対象となる行為に対する理解 (Q12)

単純集計結果：＜刑事罰の対象となる行為に対する理解 (Q12)＞

- ・ 「違法ダウンロードの刑事罰化の認知度」(Q8)において、違法ダウンロードの刑事罰化について知っているとの回答者に対し、今回の著作権法の改正により刑事罰の対象となる行為として該当するものを質問した。刑事罰の対象となる行為に対する理解を確認する設問である。
- ・ 「音楽と映像以外のファイル（イラスト、写真など）をダウンロードする行為は、そのファイルが違法にアップロードされたものであっても、刑事罰の対象とはならない」「刑事罰の対象となるのは、ダウンロードする音楽や映像のファイルが、違法にアップロードされたものであることと、販売または有料配信されているものであることの、両方を知っている場合に限られる」を正しい選択肢とし、「違法にアップロードされた音楽や映像のファイルを、ダウンロードせずに視聴する行為も、刑事罰の対象となる」を正しくない選択肢として用意した。
- ・ 最も正答率が高かった選択肢は、「違法にアップロードされた音楽や映像のファイルを、ダウンロードせずに視聴する行為も、刑事罰の対象となる」（これを正しい選択肢として選択しなかった回答者が 67.6%）であり、次に、「刑事罰の対象となるのは、ダウンロードする音楽や映像のファイルが、違法にアップロードされたものであることと、販売または有料配信されているものであることの、両方を知っている場合に限られる」（これを正しい選択肢と選択した回答者が 36.4%）という選択肢の正答率が高かった。一方、「音楽や映像以外のファイル（イラスト、写真など）をダウンロードする行為は、そのファイルが違法にアップロードされたものであっても、刑事罰の対象とはならない」という選択肢が正しいとした回答者は 13.6%であった。

＜刑事罰の対象となる行為に対する理解 (Q12)＞（複数回答）（n=1,146）

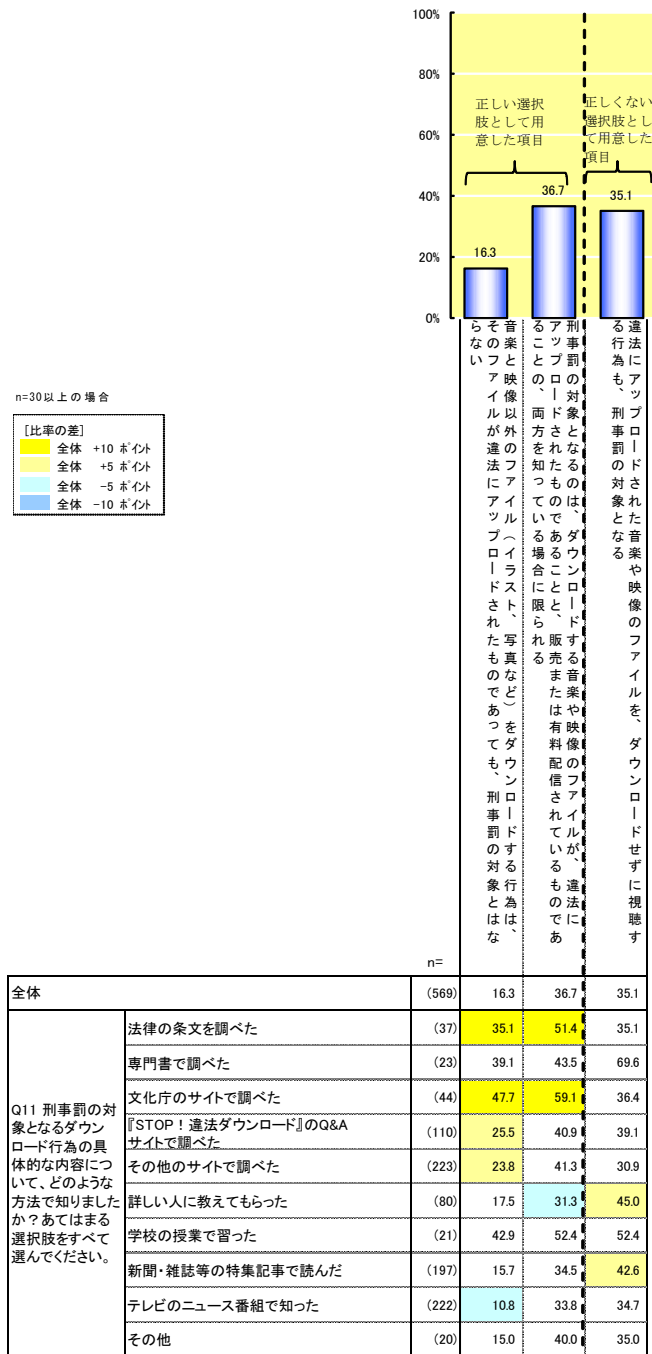


注) このほか、「この中に正しいと思うものはない」という選択肢を用意し、これを選択した回答者は 30.8%であった。

クロス集計結果：＜刑事罰の対象となる行為に対する理解（Q12）＞【刑事罰の対象行為についての認知経路（Q11）別クロス】

- 「刑事罰の対象となる行為に対する理解」について、「刑事罰の対象行為についての認知経路」（Q11）とクロス集計したところ、「文化庁のサイトで調べた」を選択した回答者は、正しい選択肢として用意した2項目を両方とも選択した割合が高かった。

＜刑事罰の対象となる行為に対する理解（Q12）＞（複数回答）（n=569）【刑事罰の対象行為についての認知経路（Q11）別クロス】

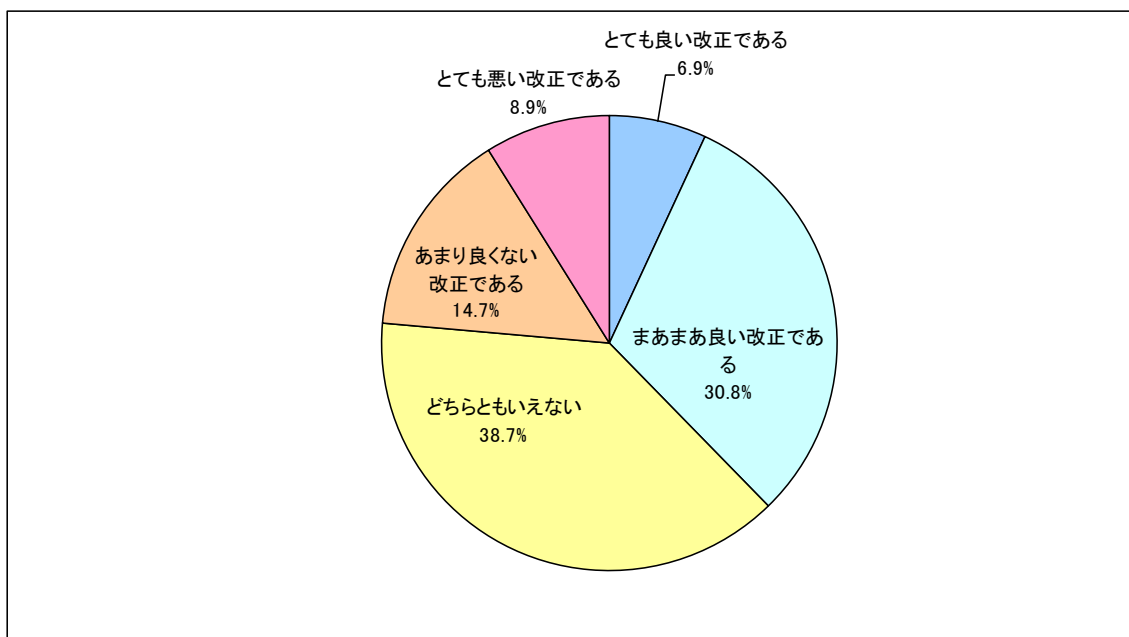


⑬違法ダウンロードの刑事罰化についての評価（Q13）

単純集計結果：＜違法ダウンロードの刑事罰化についての評価（Q13）＞

- ・ 「違法ダウンロードの刑事罰化」（Q8）において、違法ダウンロードの刑事罰化について知っているとの回答者に対し、違法にアップロードされた音楽や映像のファイルのダウンロードを刑事罰の対象とした著作権法改正についてどのように感じるかを質問したところ、刑事罰化については、「どちらともいえない」が38.7%と最も高いが、「とても良い改正である」（6.9%）と「まあまあ良い改正である」（30.8%）を合わせると4割弱が肯定的に評価した。

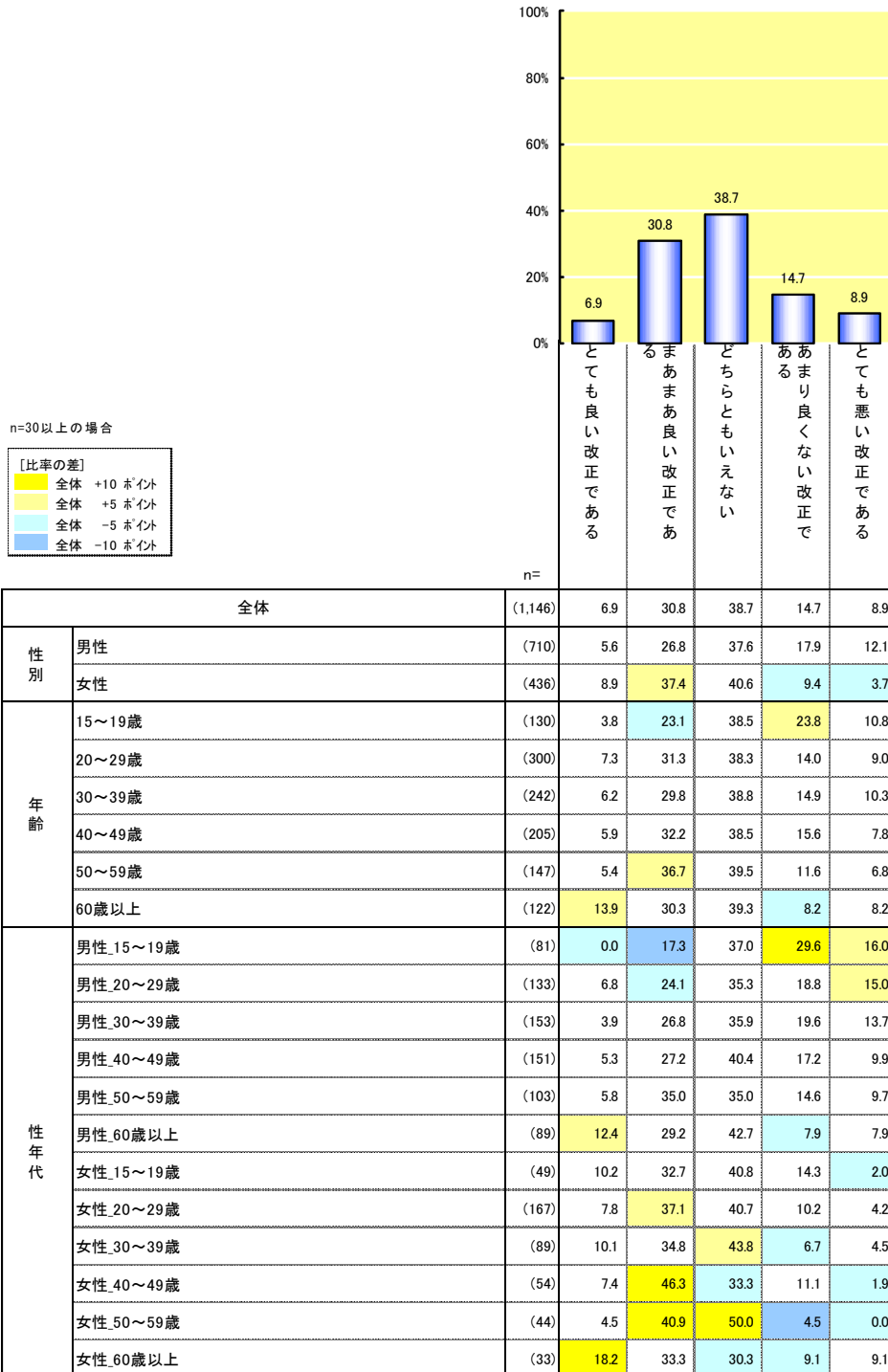
＜違法ダウンロードの刑事罰化についての評価（Q13）＞（単数回答）（n=1,146）



クロス集計結果：＜違法ダウンロードの刑事罰化についての評価（Q13）＞【性・年齢別クロス】

- ・ 刑事罰化についての評価について性・年齢別に見ると、「男性_15～19歳」は「あまり良くない改正である」（29.6%）、「とても悪い改正である」（16.0%）を選択した割合が、他の性別・年齢層よりも高かった。

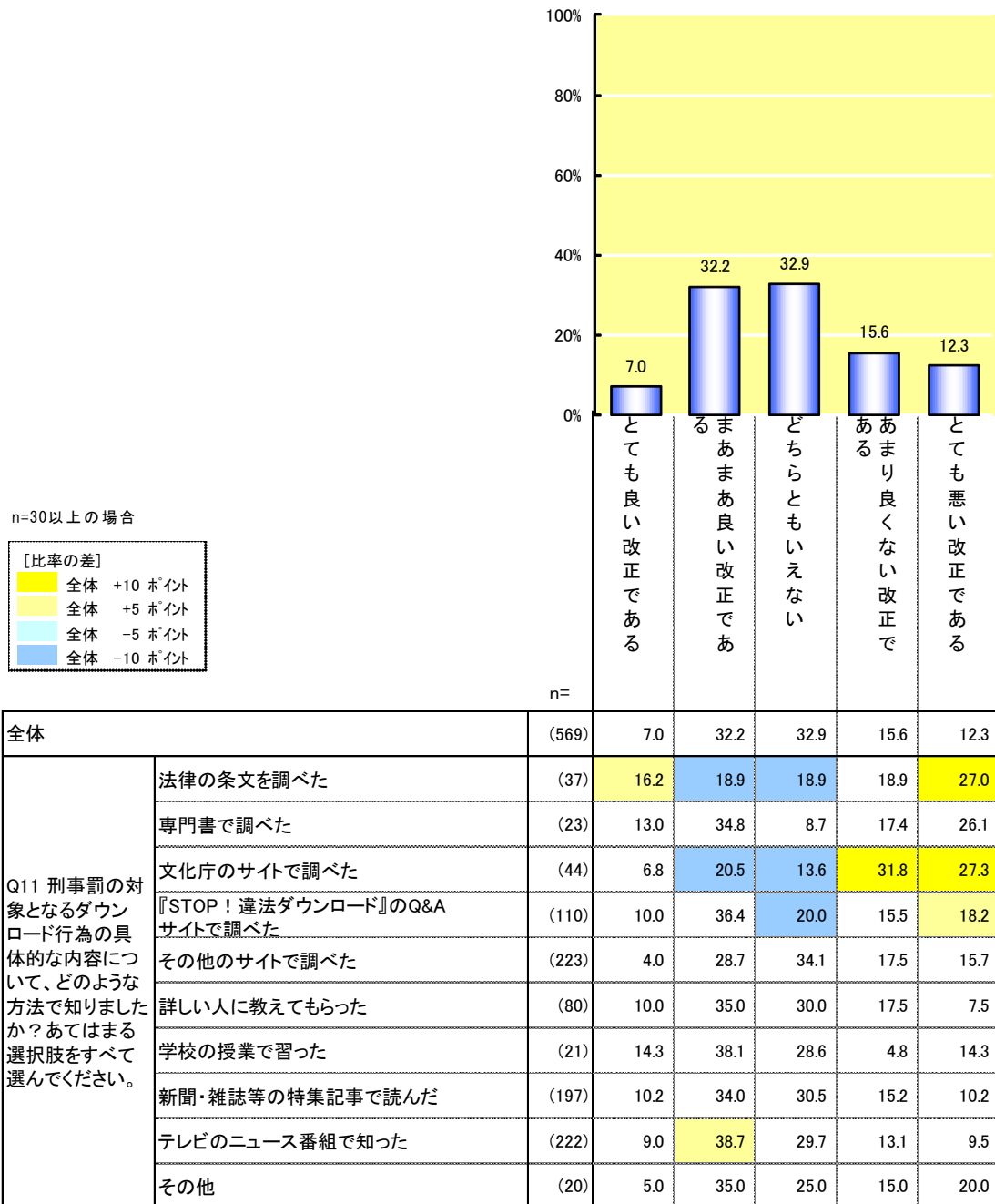
＜違法ダウンロードの刑事罰化についての評価（Q13）＞（単数回答）（n=1,146）【性・年齢別クロス】



クロス集計結果：＜違法ダウンロードの刑事罰化についての評価（Q13）＞【刑事罰の対象行為についての認知経路（Q11）別クロス】

- 「違法ダウンロードの刑事罰化についての評価」について「刑事罰の対象行為についての認知経路」（Q11）とクロス集計したところ、「文化庁のサイトで調べた」（27.3%）、「法律の条文を調べた」（27.0%）を選択した回答者は、著作権法改正について評価しない割合が高かった。

＜違法ダウンロードの刑事罰化についての評価（Q13）＞（単数回答）（n=569）【刑事罰の対象行為についての認知経路（Q11）別クロス】

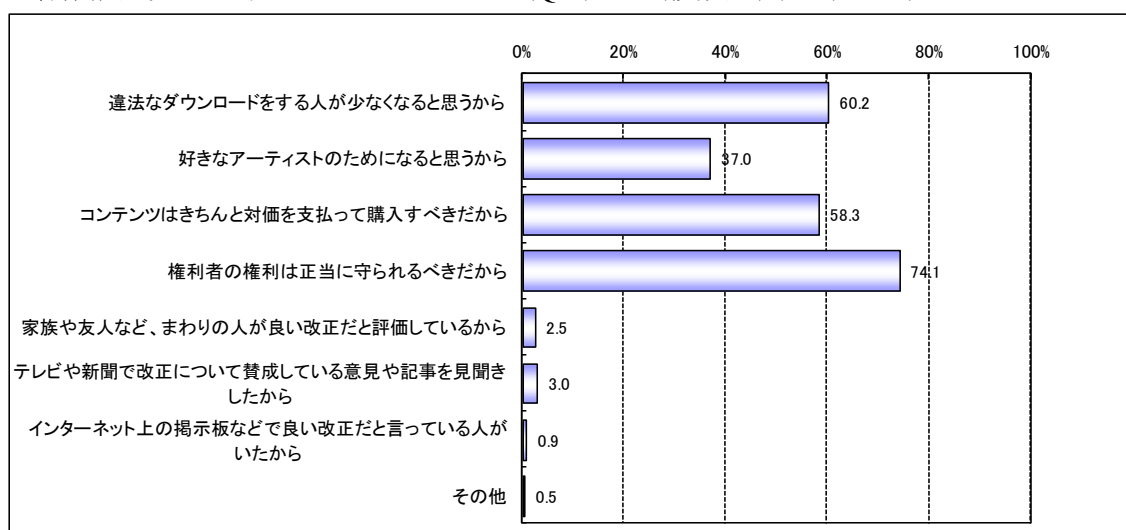


⑭著作権法改正を良いと感じている理由（Q14）

単純集計結果：＜著作権法改正を良いと感じている理由（Q14）＞

- ・ 「違法ダウンロードの刑事罰化についての評価」（Q13）において、「とても良い改正である」、「まあまあ良い改正である」との回答者に対し、この著作権法改正を良いと感じている理由について質問したところ、「権利者の権利は正当に守られるべきだから」（74.1%）が最も高く、次いで「違法なダウンロードをする人が少なくなると思うから」（60.2%）、「コンテンツはきちんと対価を支払って購入すべきだから」（58.3%）が高かった。

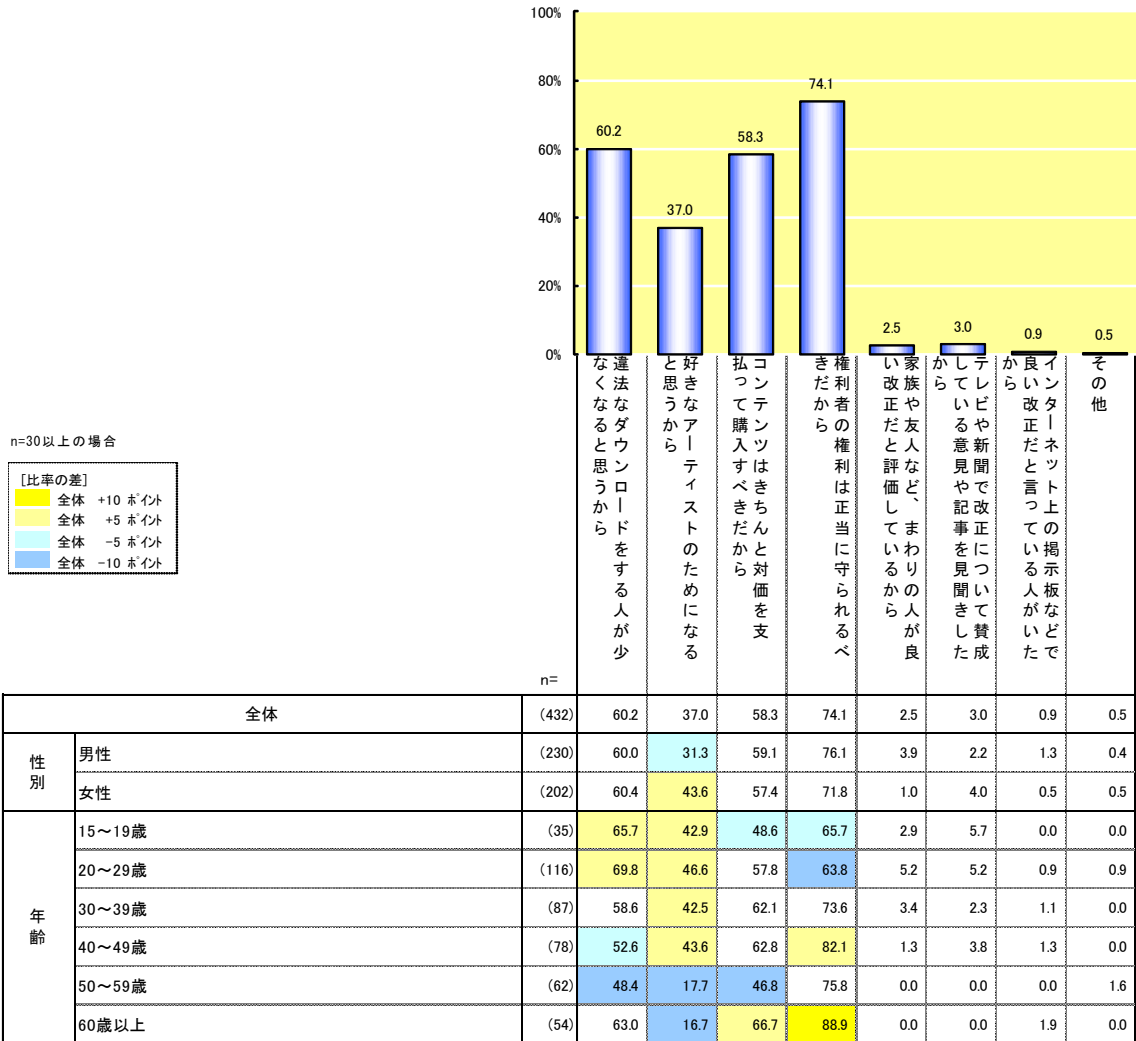
＜著作権法改正を良いと感じている理由（Q14）＞（複数回答）（n=432）



クロス集計結果：＜著作権法改正を良いと感じている理由（Q14）＞【性・年齢別クロス】

- ・ 「著作権法改正を良いと感じている理由」について、年齢別にみると、「60歳以上」は「権利者の権利は正当に守られるべきだから」（88.9%）が他の年齢層と比較して高かった。

＜著作権法改正を良いと感じている理由（Q14）＞（複数回答）（n=432）【性・年齢別クロス】

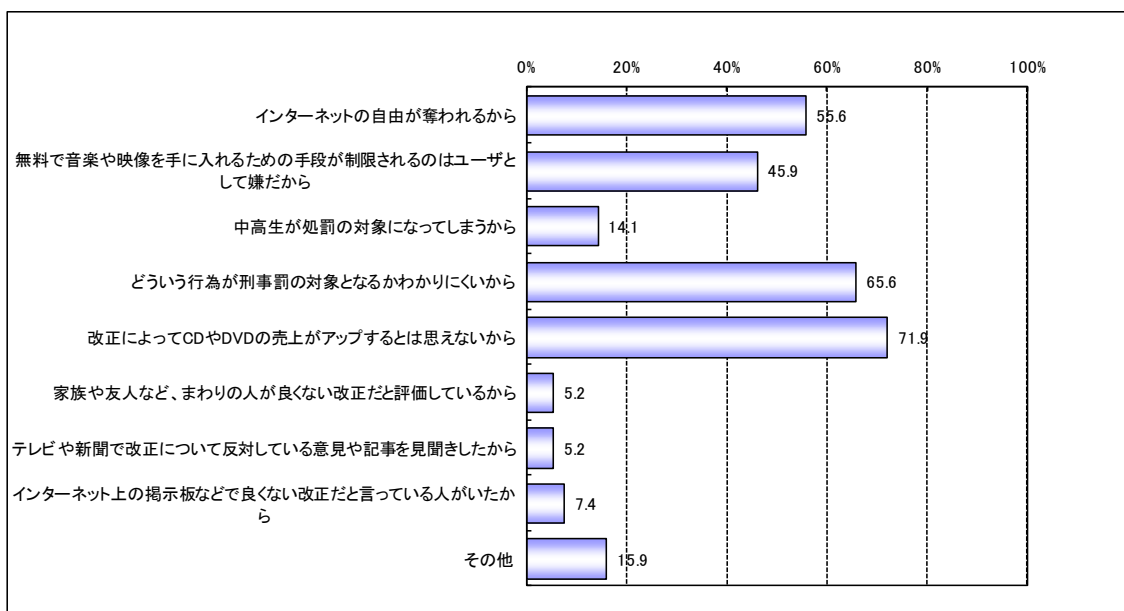


⑮著作権法改正を良くないと感じている理由（Q15）

単純集計結果：＜著作権法改正を良くないと感じている理由（Q15）＞

- ・ 「違法ダウンロードの刑事罰化についての評価」（Q13）において、「あまり良くない改正である」、「とても悪い改正である」との回答者に対し、この著作権法改正を悪いと感じている理由について質問したところ、「改正によってCDやDVDの売上がアップするとは思えないから」（71.9%）が最も高く、次いで「どのような行為が刑事罰の対象となるかわかりにくいから」（65.6%）、「インターネットの自由が奪われるから」（55.6%）、「無料で音楽や映像を手に入れるための手段が制限されるのはユーザとして嫌だから」（45.9%）が高かった

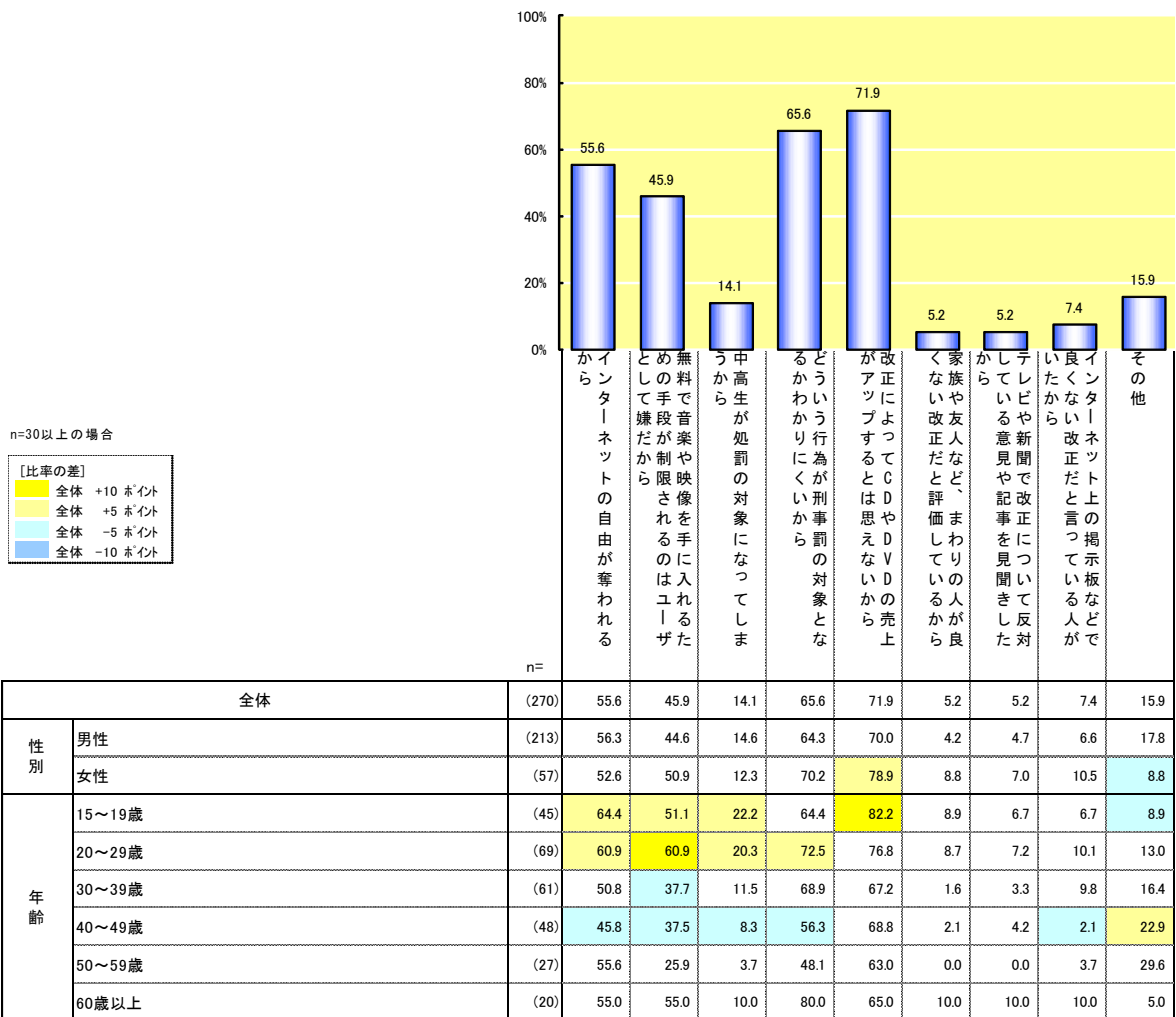
＜著作権法改正を良くないと感じている理由（Q15）＞（複数回答）（n=270）



クロス集計結果：＜著作権法改正を良くないと感じている理由（Q15）＞【性・年齢別クロス】

- ・ 「著作権法改正を良くないと感じている理由」について、年齢別にみると、「15～19歳」は「改正によってCDやDVDの売上がアップするとは思えないから」（82.2%）、「20～29歳」が「無料で音楽や映像を手に入れるための手段が制限されるのはユーザとして嫌だから」（60.9%）について、他の年齢層よりも高い割合であった。

＜著作権法改正を良くないと感じている理由（Q15）＞（複数回答）（n=270）【性・年齢別クロス】

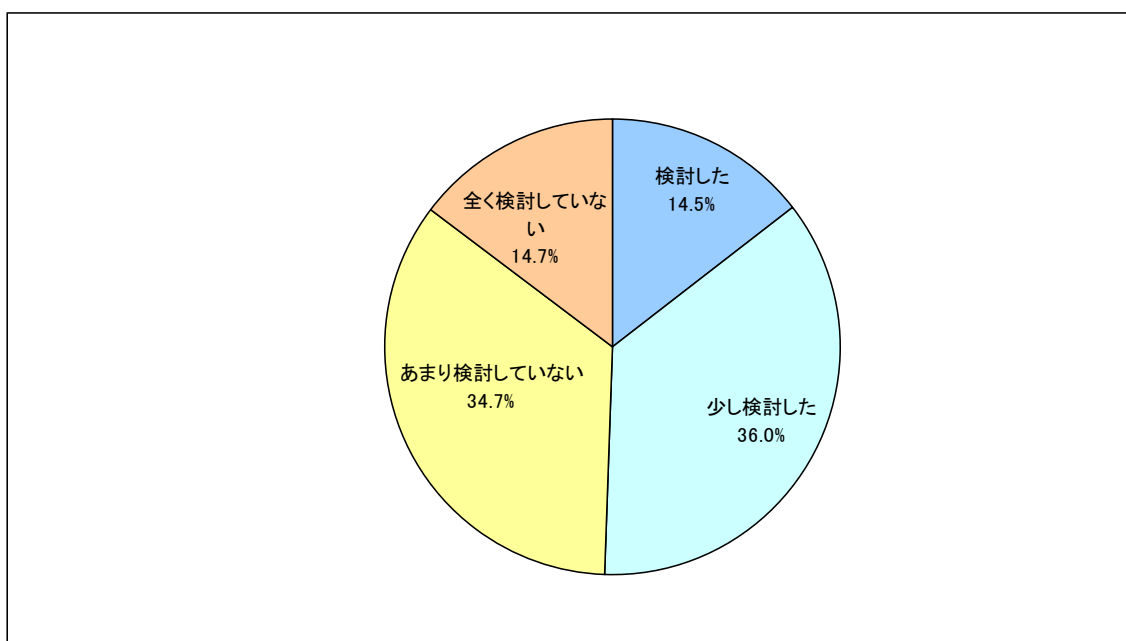


⑩刑事罰の対象となるか検討した経験 (Q16)

単純集計結果：＜刑事罰の対象となるか検討した経験 (Q16)＞

- ・ 「違法ダウンロードの刑事罰化の認知度」(Q8)において、違法ダウンロードの刑事罰化について知っているとの回答者に対し、著作権法改正により、自分がこれまで行ったダウンロードが刑事罰の対象となるか検討したかを質問したところ、「検討した」(14.5%)と「少し検討した」(36.0%)を合わせて、過半数が検討したとの結果であった。

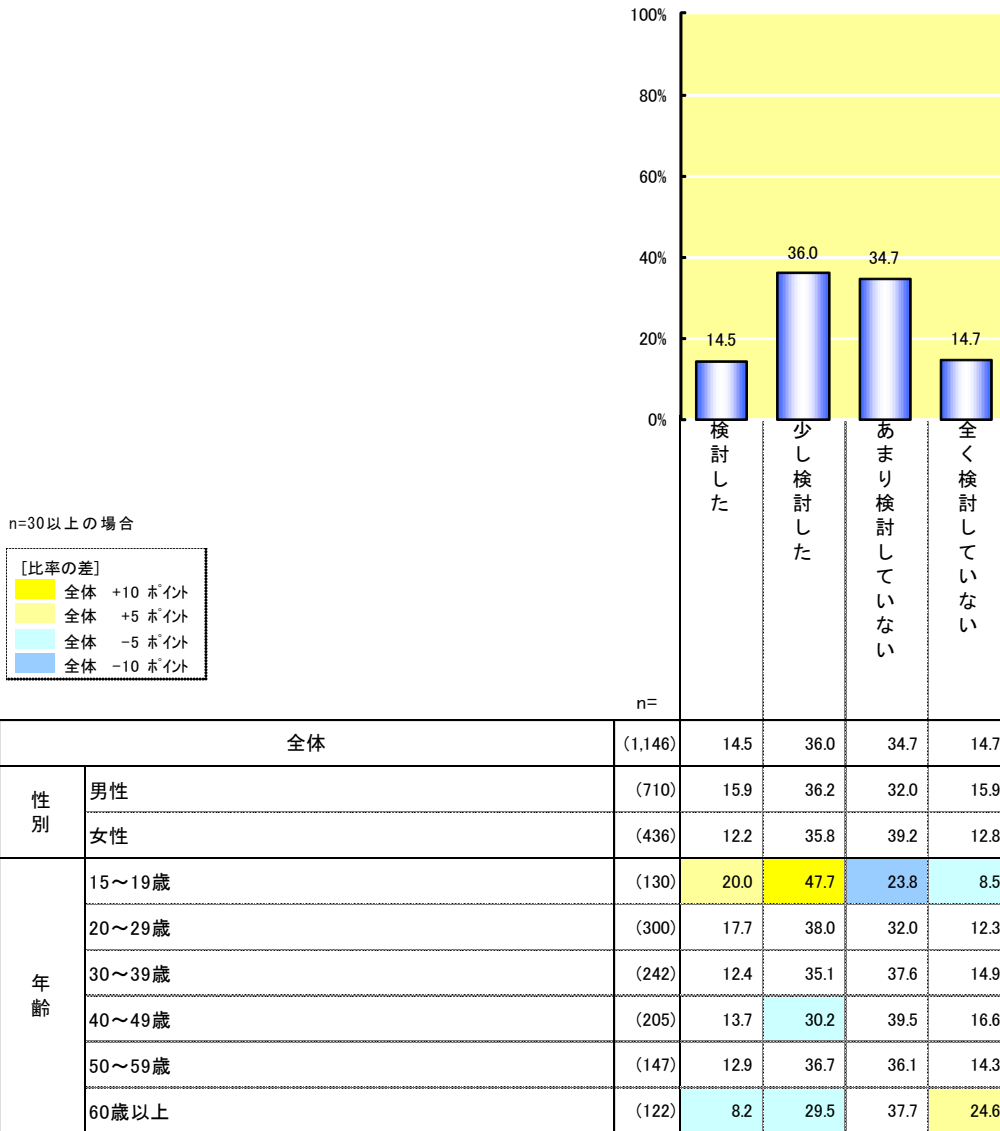
＜刑事罰の対象となるか検討した経験 (Q16)＞ (単数回答) (n=1,146)



クロス集計結果：＜刑事罰の対象となるか検討した経験（Q16）＞【性・年齢別クロス】

- 「刑事罰の対象となるか検討した経験」について、年齢別に見ると、「15～19歳」において、「検討した」（20.0%）、「少し検討した」（47.7%）の割合が高かった。

＜刑事罰の対象となるか検討した経験（Q16）＞（単数回答）（n=1,146）【性・年齢別クロス】

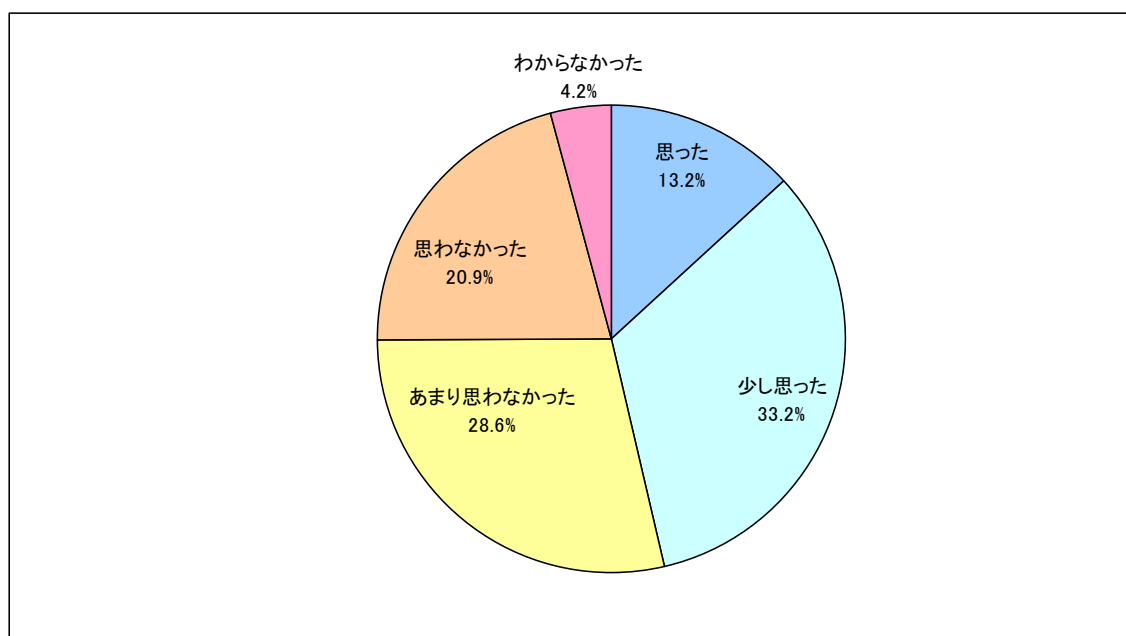


⑰ 刑事罰の対象となる行為をしたことがあると思った経験 (Q17)

単純集計結果：＜刑事罰の対象となる行為をしたことがあると思った経験 (Q17)＞

- ・ 「自分がこれまでに行ったダウンロードが刑事罰の対象となるか検討した経験」において、「全く検討していない」以外を選択した回答者（少しでも検討したことがある回答者）を対象に、刑事罰の対象となる行為をしたことがあると思ったかどうかについて質問したところ、「思わなかった」(20.9%)と「あまり思わなかった」(28.6%)を合わせて5割弱となっており、「思った」(13.2%)と「少し思った」(33.2%)を合わせた割合よりも若干高かった。

＜刑事罰の対象となる行為をしたことがあると思った経験 (Q17)＞ (単数回答) (n=977)

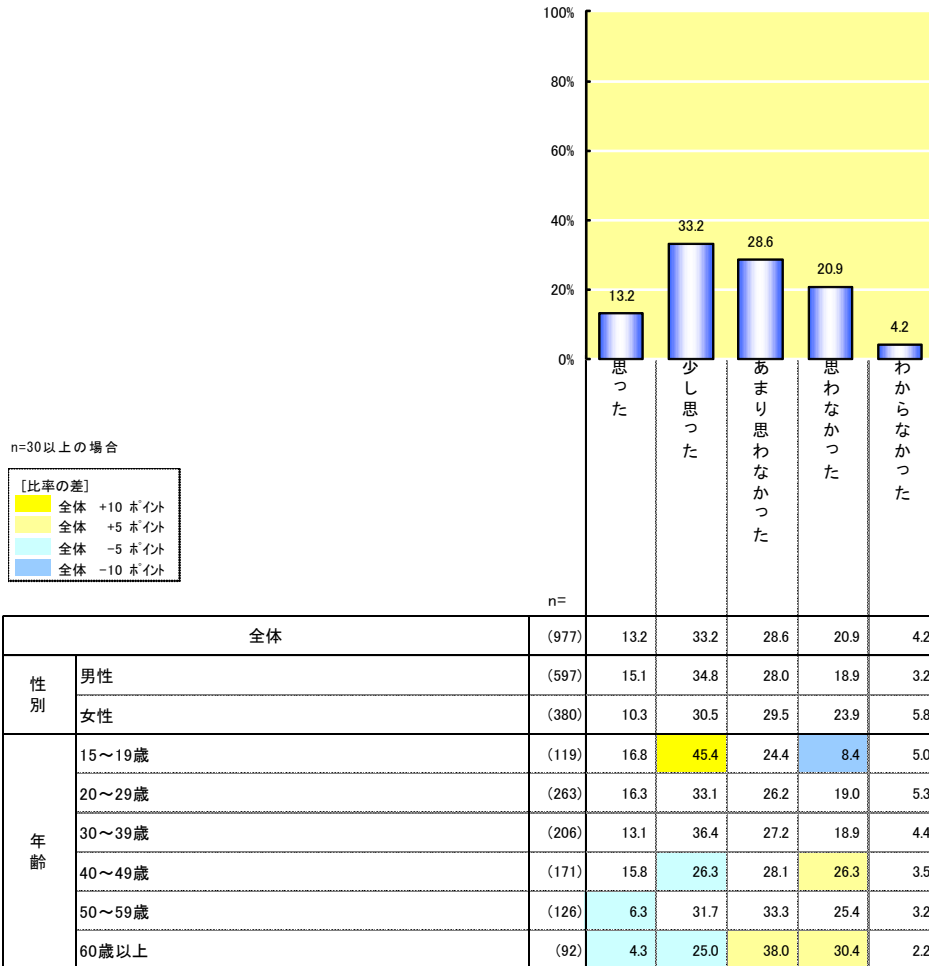


クロス集計結果：＜刑事罰の対象となる行為をしたことがあると思った経験(Q17)＞【性・年齢別クロス】

- ・ 年齢別に見ると、「15～19歳」で「少し思った」(45.4%)と回答した割合が高かった。

＜刑事罰の対象となる行為をしたことがあると思った経験(Q17)＞(単数回答)(n=977)

【性・年齢別クロス】

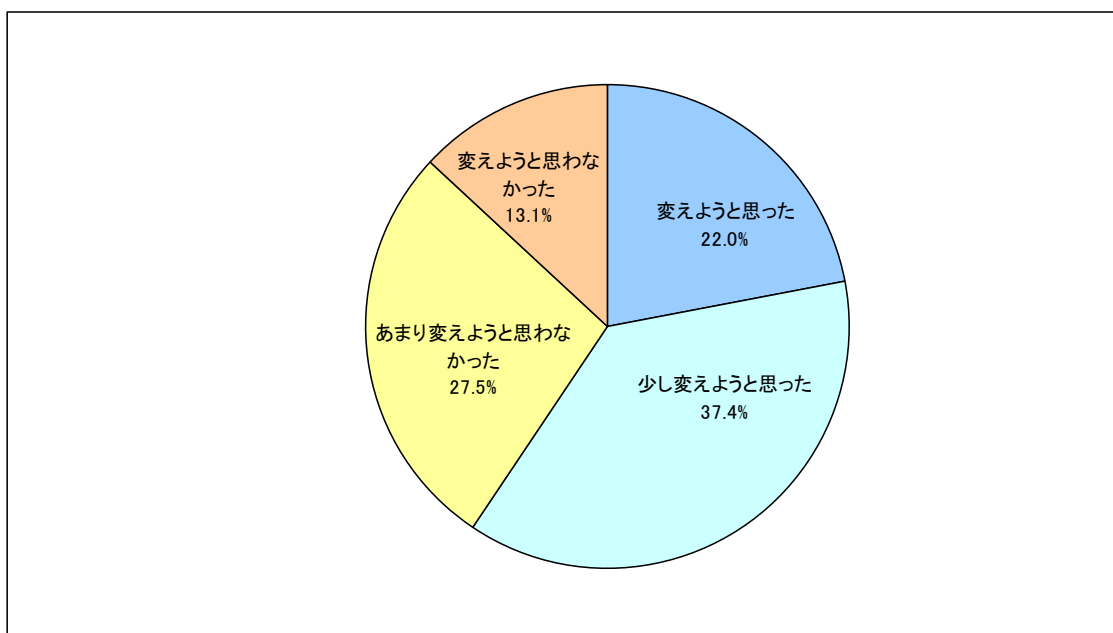


⑩行動変容の意向 (Q18)

単純集計結果：＜行動変容の意向 (Q18)＞

- 「違法ダウンロードの刑事罰化の認知度」(Q8)において、違法ダウンロードの刑事罰化について知っているとの回答者に対し、著作権法改正による、音楽や映像の入手等の方法に関する行動の変容について質問したところ、「変えようと思った」(22.0%)と「少し変えようと思った」(37.4%)を合わせて約6割が変えようと思ったとの結果であった。

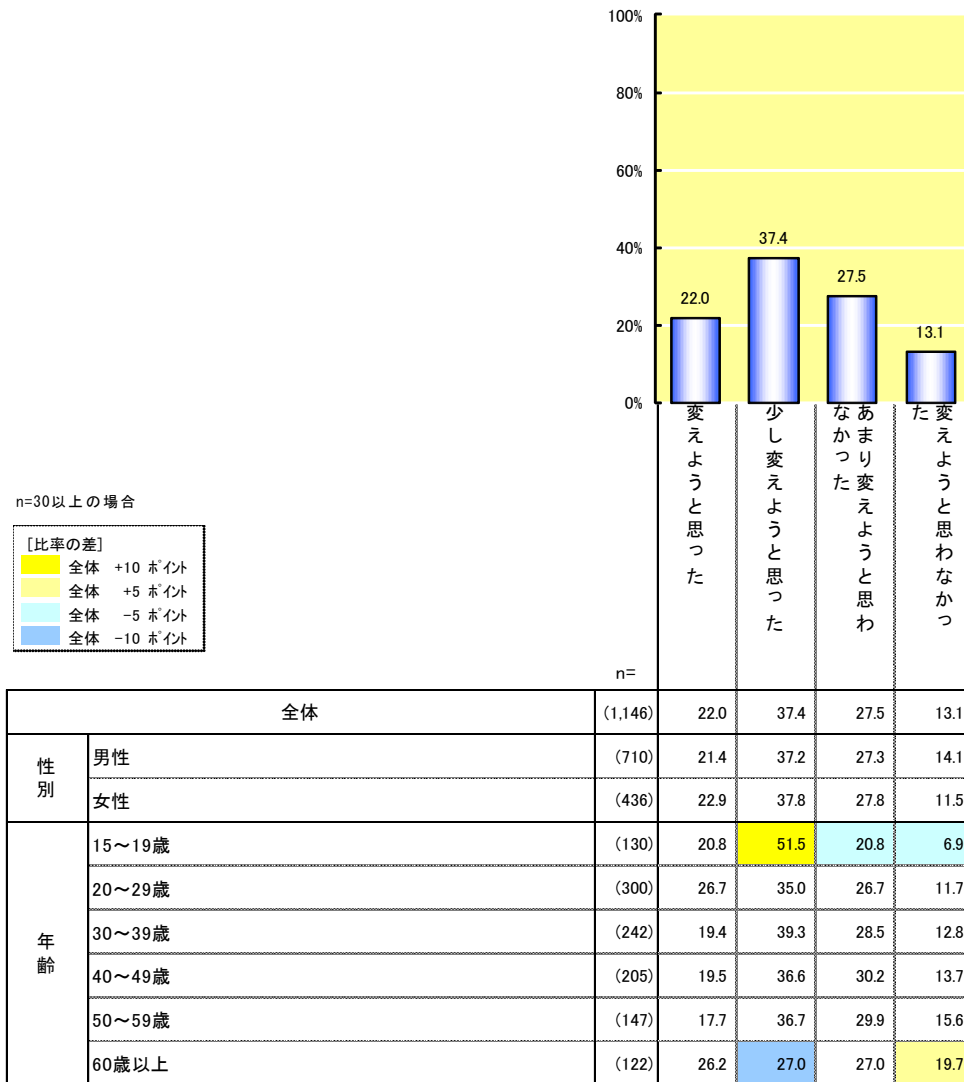
＜行動変容の意向 (Q18)＞ (単数回答) (n=1,146)



クロス集計結果：＜行動変容の意向（Q18）＞【性・年齢別クロス】

- 著作権法改正による音楽や映像の入手等の方法に関する行動変容の意向について、年齢別に見ると、「15～19歳」で、「少し変えようと思った」（51.5%）と回答した割合が高く、「変えようと思った」（20.8%）と合わせて7割超が行動をある程度変えようと思ったとの結果であった。

＜行動変容の意向（Q18）＞（単数回答）（n=1,146）【性・年齢別クロス】

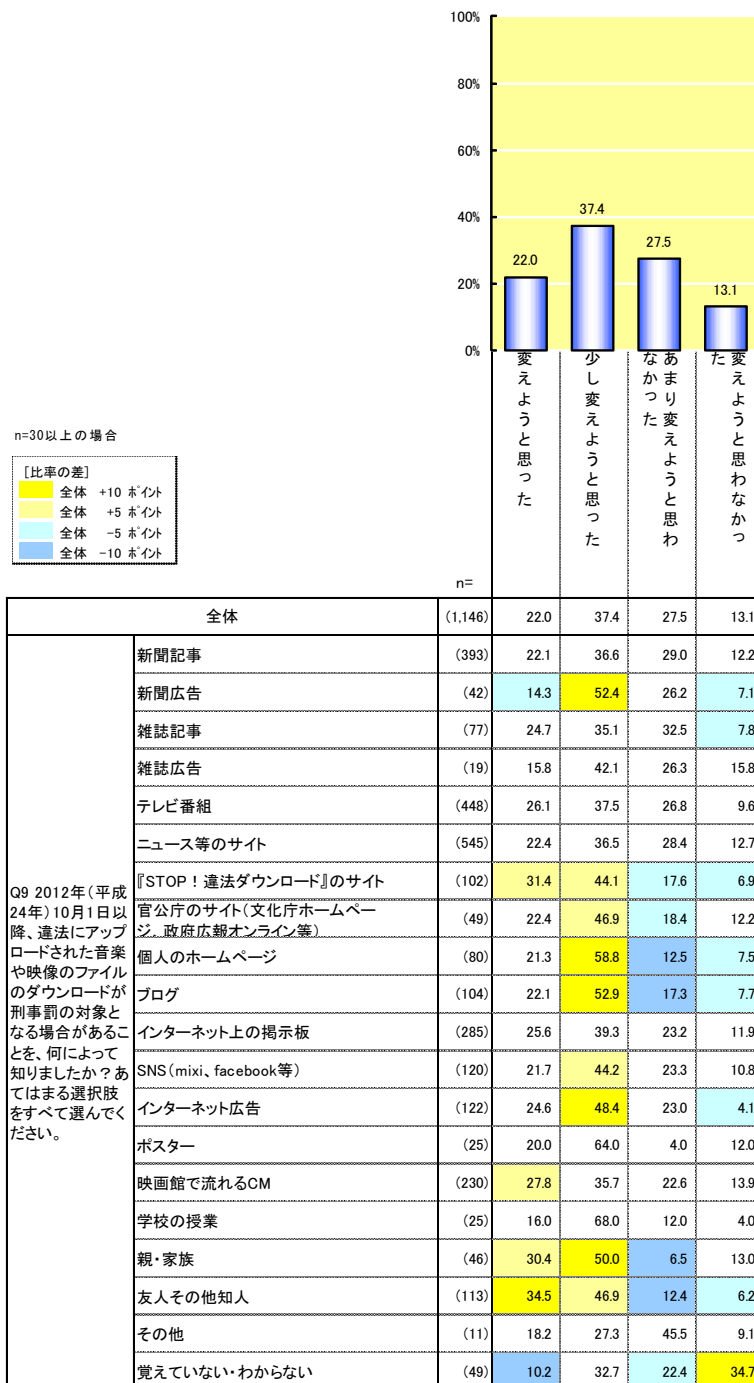


クロス集計結果：＜行動変容の意向（Q18）＞【違法ダウンロードの刑事罰化の認知経路

（Q9）別クロス】

- ・ 「著作権法改正による音楽や映像の入手等の方法に関する行動変容の意向」について、「違法ダウンロードの刑事罰化の認知経路」（Q9）とクロス集計したところ、「友人その他知人」によって違法ダウンロードの刑事罰化を知った回答者は、「変えようと思った」の割合が高く（34.5%）、「少し変えようと思った」（46.9%）と合わせて8割超が、行動をある程度変えようと思ったとの結果であった。

＜行動変容の意向（Q18）＞（単数回答）（n=1,146）【違法ダウンロードの刑事罰化の認知経路（Q9）別クロス】

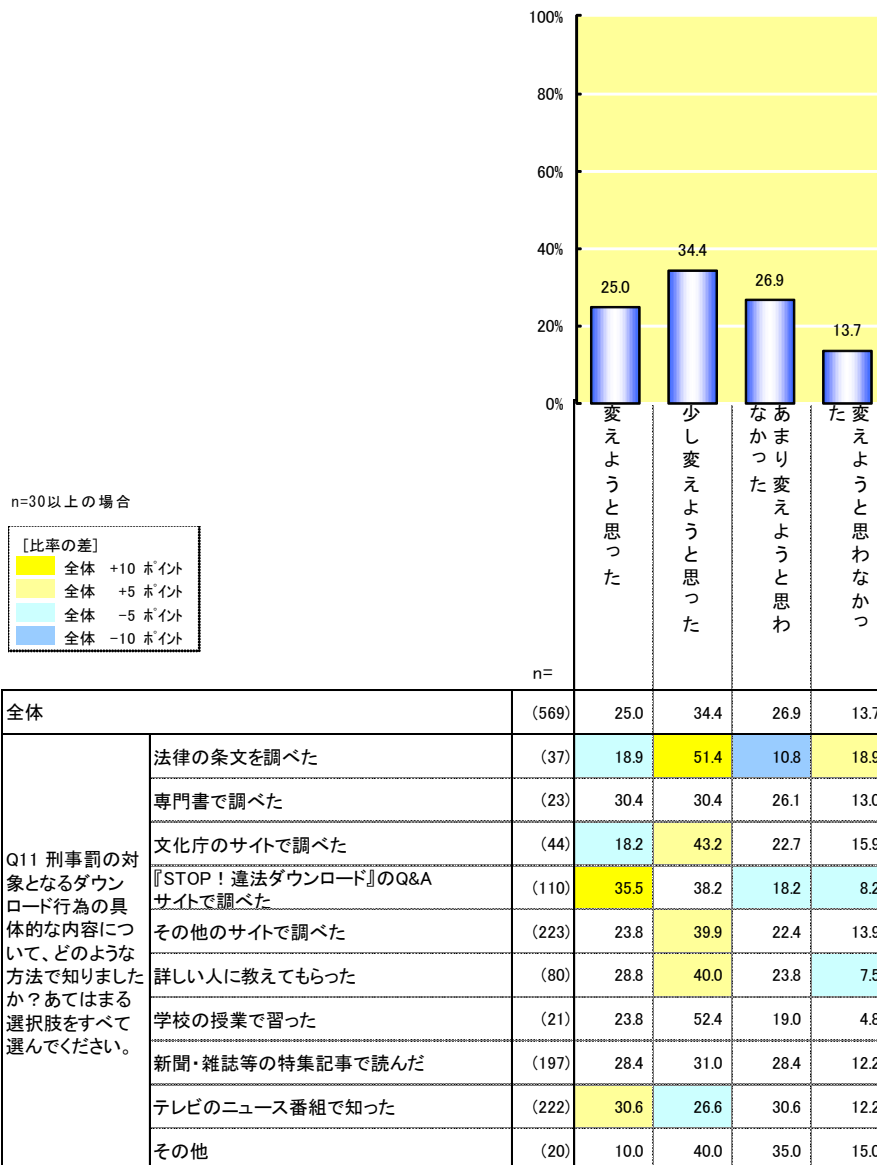


クロス集計結果：＜行動変容の意向（Q18）＞【刑事罰の対象行為についての認知経路（Q11）別クロス】

11) 別クロス】

- ・ 「著作権法改正による音楽や映像の入手等の方法に関する行動変容の意向」について、「刑事罰の対象行為についての認知経路」（Q11）とクロス集計したところ、『STOP！違法ダウンロード』のQ&Aサイトで調べた」を選択した回答者は、「変えようと思った」の割合が高かった（35.5%）。

＜行動変容の意向（Q18）＞（単数回答）（n=569）【刑事罰の対象行為についての認知経路（Q11）別クロス】

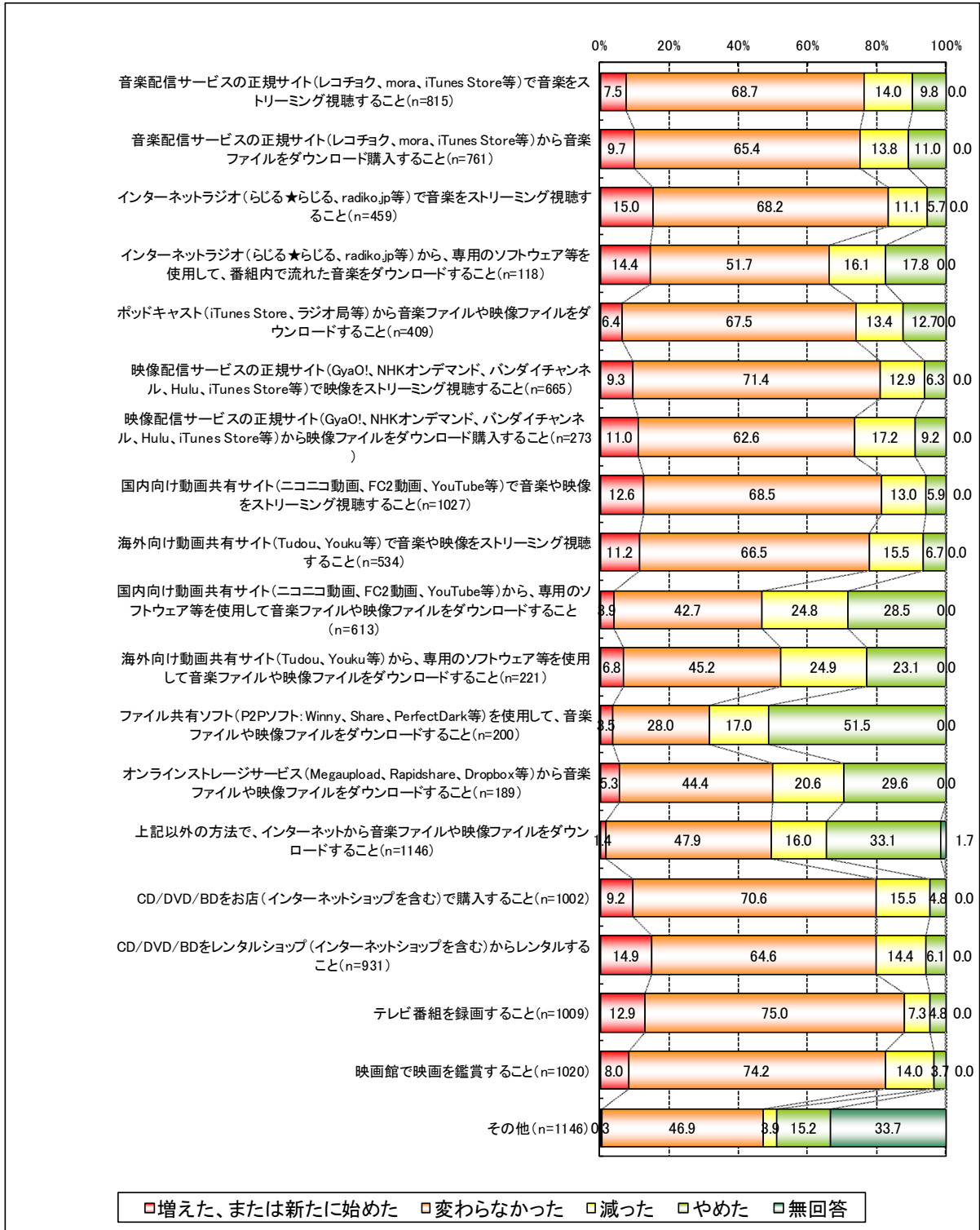


⑱実際の行動変容（Q19）

単純集計結果：＜実際の行動変容（Q19）＞

- ・ 「違法ダウンロードの刑事罰化の認知度」（Q8）において、違法ダウンロードの刑事罰化について知っているとの回答者で、かつ、「音楽や映像を直接ストリーミング視聴したり、直接ファイルをダウンロードしたりした経験等」（Q2）において掲げられている各項目（行動）において「経験がある」を選択した回答者に対し、「経験がある」を選択した項目（行動）それぞれについて、平成 24 年 10 月 1 日以降に実際の行動変容があったか質問した。行動変容は、「増えた、または新たに始めた」、「変わらなかった」、「減った」、「やめた」から選択して回答してもらった。
- ・ 各回答者の実施経験のある利用形態について、平成 24 年 10 月 1 日以降の実際の行動変容を見ると、「やめた」と回答した割合が最も高かったのは、「ファイル共有ソフト（P2P ソフト：Winny、Share、PerfectDark 等）を使用して、音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること」（51.5%）であり、次いで「上記以外の方法で、インターネットから音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること」（33.1%）、「オンラインストレージサービス（Megaupload、Rapidshare、Dropbox 等）から音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること」（29.6%）、「国内向け動画共有サイト（ニコニコ動画、FC2 動画、YouTube 等）から、専用のソフトウェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること」（28.5%）が高かった。

<実際の行動変容 (Q19) > (単数回答)



⑳ 「減った」「やめた」理由 (Q20)

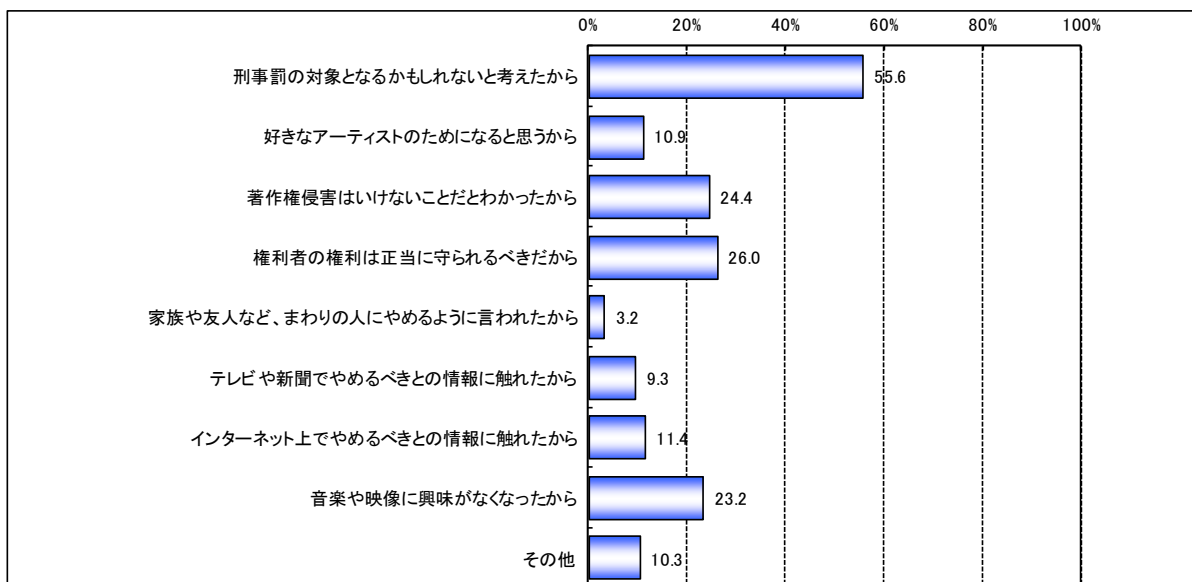
単純集計結果：<「減った」「やめた」理由 (Q20)>

- ・ 「実際の行動変容」(Q19)において、違法ダウンロードの可能性がある下記の行動について、「減った」、「やめた」との回答者に対し、「減った」、「やめた」理由を質問した。

- 国内向け動画共有サイト（ニコニコ動画、FC2 動画、YouTube 等）から、専用のソフトウェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること
- 海外向け動画共有サイト（Tudou、Youku 等）から、専用のソフトウェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること
- ファイル共有ソフト（P2P ソフト：Winny、Share、PerfectDark 等）を使用して、音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること
- オンラインストレージサービス（Megapupload、Rapidshare、Dropbox 等）から音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること

- ・ 「減った」「やめた」理由については、「刑事罰の対象となるかもしれないと考えたから」(55.6%) が最も高く、次いで「権利者の権利は正当に守られるべきだから」(26.0%)、「著作権侵害はいけないことだとわかったから」(24.4%) が高かった。

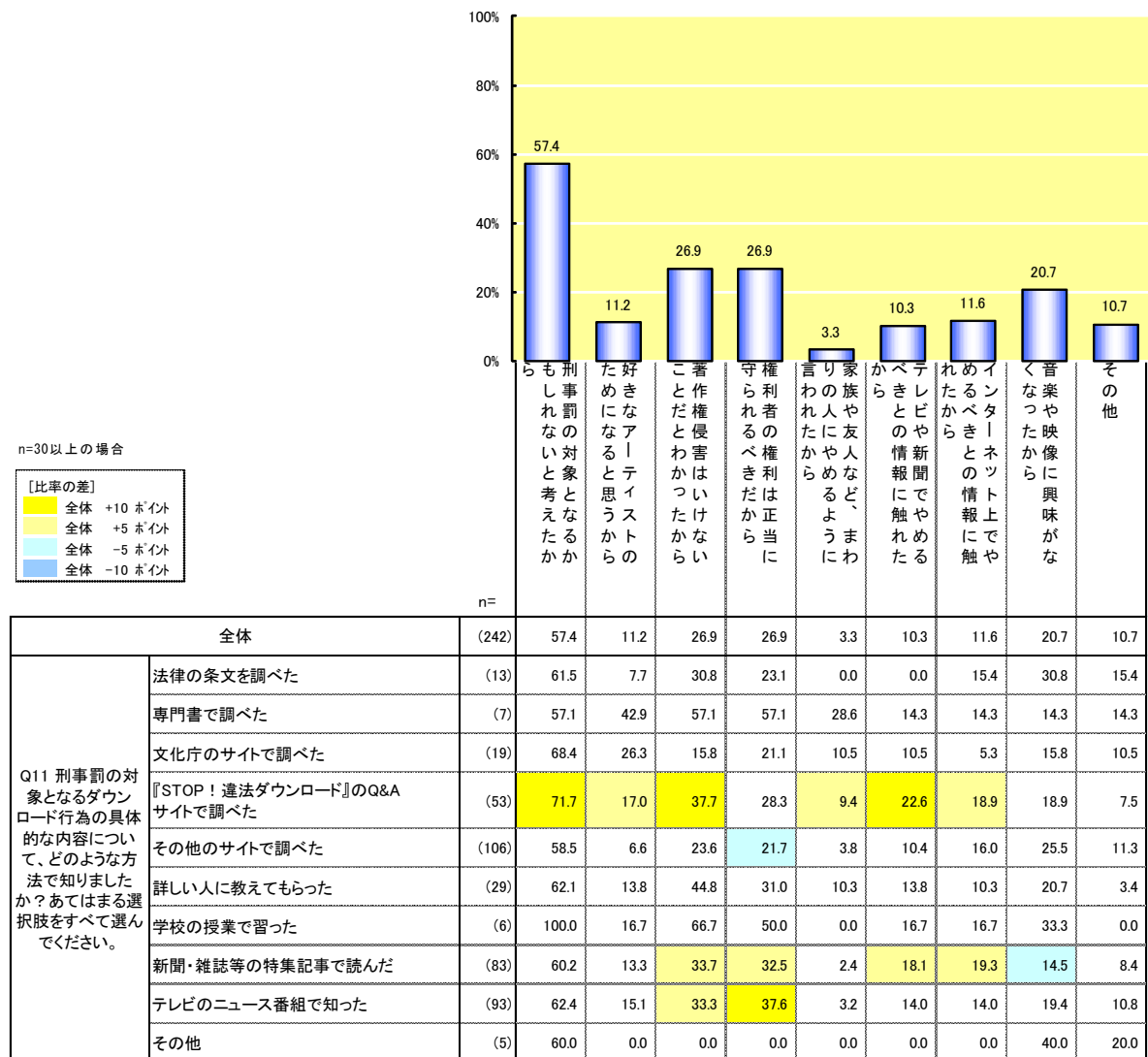
<「減った」「やめた」理由 (Q20)> (複数回答) (n=439)



クロス集計結果：＜「減った」「やめた」理由（Q20）＞【刑事罰の対象行為についての認知経路（Q11）別クロス】

- ・ 『「減った」「やめた」理由』について「刑事罰の対象行為についての認知経路」（Q11）とクロス集計したところ、『STOP！違法ダウンロード』のQ&Aサイトで調べた」回答者は、「刑事罰の対象となるかもしれないと考えたから」（71.7%）、「著作権侵害はいけないことだとわかったから」（37.7%）、「テレビや新聞でやめるべきとの情報に触れたから」（22.6%）と回答した割合が高かった。

＜「減った」「やめた」理由（Q20）＞（複数回答）（n=242）【刑事罰の対象行為についての認知経路（Q11）別クロス】



n=30以上の場合

【比率の差】

- 全体 +10 ポイント
- 全体 +5 ポイント
- 全体 -5 ポイント
- 全体 -10 ポイント

全体		(242)	57.4	11.2	26.9	26.9	3.3	10.3	11.6	20.7	10.7
Q11 刑事罰の対象となるダウンロード行為の具体的な内容について、どのような方法で知りましたか？あてはまる選択肢をすべて選んでください。	法律の条文を調べた	(13)	61.5	7.7	30.8	23.1	0.0	0.0	15.4	30.8	15.4
	専門書で調べた	(7)	57.1	42.9	57.1	57.1	28.6	14.3	14.3	14.3	14.3
	文化庁のサイトで調べた	(19)	68.4	26.3	15.8	21.1	10.5	10.5	5.3	15.8	10.5
	『STOP！違法ダウンロード』のQ&Aサイトで調べた	(53)	71.7	17.0	37.7	28.3	9.4	22.6	18.9	18.9	7.5
	その他のサイトで調べた	(106)	58.5	6.6	23.6	21.7	3.8	10.4	16.0	25.5	11.3
	詳しい人に教えてもらった	(29)	62.1	13.8	44.8	31.0	10.3	13.8	10.3	20.7	3.4
	学校の授業で習った	(6)	100.0	16.7	66.7	50.0	0.0	16.7	16.7	33.3	0.0
	新聞・雑誌等の特集記事で読んだ	(83)	60.2	13.3	33.7	32.5	2.4	18.1	19.3	14.5	8.4
	テレビのニュース番組で知った	(93)	62.4	15.1	33.3	37.6	3.2	14.0	14.0	19.4	10.8
	その他	(5)	60.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	20.0

㊴ 「増えた、または新たに始めた」理由 (Q21)

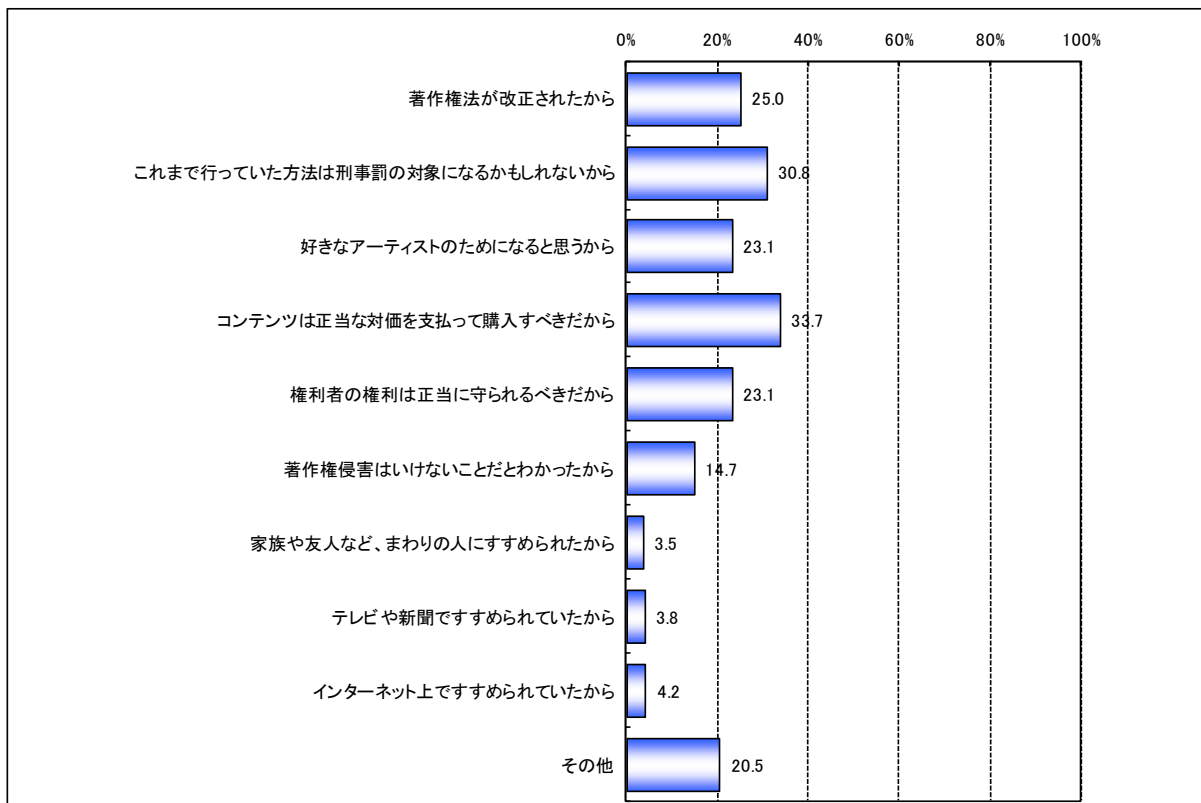
単純集計結果：＜「増えた、または新たに始めた」理由 (Q21)＞

- ・ 「実際の行動変容」(Q19)において、権利者の許諾を得た正規ビジネスを利用したものと考えられる下記の行動について「増えた、または新たに始めた」との回答者に対し、「増えた、または新たに始めた」理由を質問した。

- 音楽配信サービスの正規サイト（レコチョク、mora、iTunes Store等）で音楽をストリーミング視聴すること
- 音楽配信サービスの正規サイト（レコチョク、mora、iTunes Store等）から音楽ファイルをダウンロード購入すること
- インターネットラジオ（らじる★らじる、radiko.jp等）で音楽をストリーミング視聴すること
- 映像配信サービスの正規サイト（GyaO!、NHK オンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等）で映像をストリーミング視聴すること
- 映像配信サービスの正規サイト（GyaO!、NHK オンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等）から映像ファイルをダウンロード購入すること
- CD/DVD/BDをお店（インターネットショップを含む）で購入すること
- CD/DVD/BDをレンタルショップ（インターネットショップを含む）からレンタルすること
- 映画館で映画を鑑賞すること

- ・ 「増えた、または新たに始めた」理由については、「コンテンツは正当な対価を支払って購入すべきだから」(33.7%)が最も高く、次いで「これまで行っていた方法は刑事罰の対象になるかもしれないから」(30.8%)、「著作権法が改正されたから」(25.0%)が高かった。

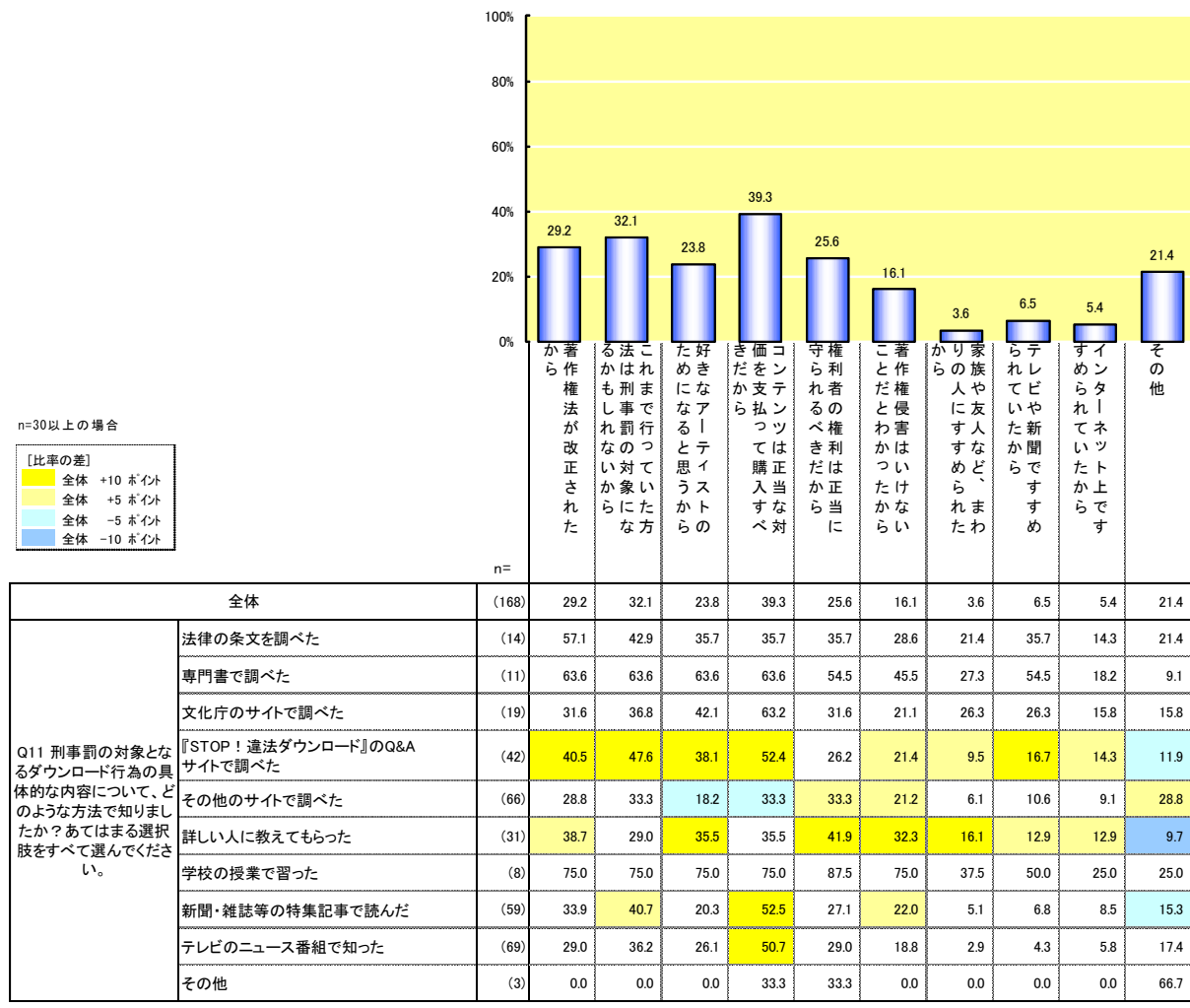
< 「増えた、または新たに始めた」理由 (Q21) > (複数回答) (n=312)



クロス集計結果：＜「増えた、または新たに始めた」理由（Q21）＞【刑事罰の対象行為についての認知経路（Q11）別クロス】

- ・ 『増えた、または新たに始めた』理由』について「刑事罰の対象行為についての認知経路」（Q11）とクロス集計したところ、『STOP！違法ダウンロード』のQ&Aサイトで調べた」回答者は、「著作権法が改正されたから」（40.5%）、「これまで行っていた方法は刑事罰の対象になるかもしれないから」（47.6%）、「好きなアーティストのためになると思うから」（38.1%）、「コンテンツは正当な対価を支払って購入すべきだから」（52.4%）等について回答した割合が高かった。

＜「増えた、または新たに始めた」理由（Q21）＞（複数回答）（n=168）【刑事罰の対象行為についての認知経路（Q11）クロス】



㉒ 「変わらなかった」理由 (Q22)

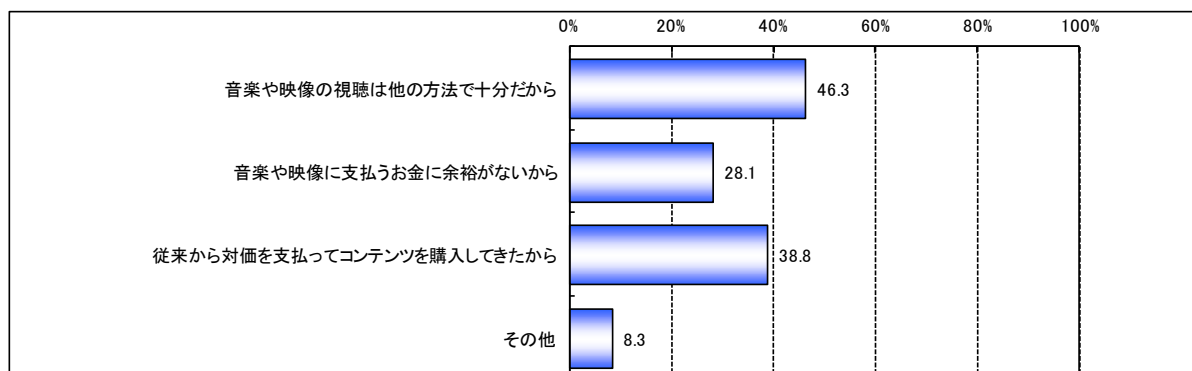
単純集計結果：＜「変わらなかった」理由 (Q22)＞

- ・ 「実際の行動変容」(Q19)において、権利者の許諾を得た正規ビジネスを利用したものと考えられる下記の行動について、「変わらなかった」との回答者に対して、「変わらなかった」理由を質問した。

- 音楽配信サービスの正規サイト（レコチョク、mora、iTunes Store等）で音楽をストリーミング視聴すること
- 音楽配信サービスの正規サイト（レコチョク、mora、iTunes Store等）から音楽ファイルをダウンロード購入すること
- インターネットラジオ（らじる★らじる、radiko.jp等）で音楽をストリーミング視聴すること
- 映像配信サービスの正規サイト（GyaO!、NHK オンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等）で映像をストリーミング視聴すること
- 映像配信サービスの正規サイト（GyaO!、NHK オンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等）から映像ファイルをダウンロード購入すること
- CD/DVD/BD をお店（インターネットショップを含む）で購入すること
- CD/DVD/BD をレンタルショップ（インターネットショップを含む）からレンタルすること
- 映画館で映画を鑑賞すること

- ・ 「変わらなかった」理由については、「音楽や映像の視聴は他の方法で十分だから」(46.3%)が最も高く、次いで「従来から対価を支払ってコンテンツを購入してきたから」(38.8%)が高かった。

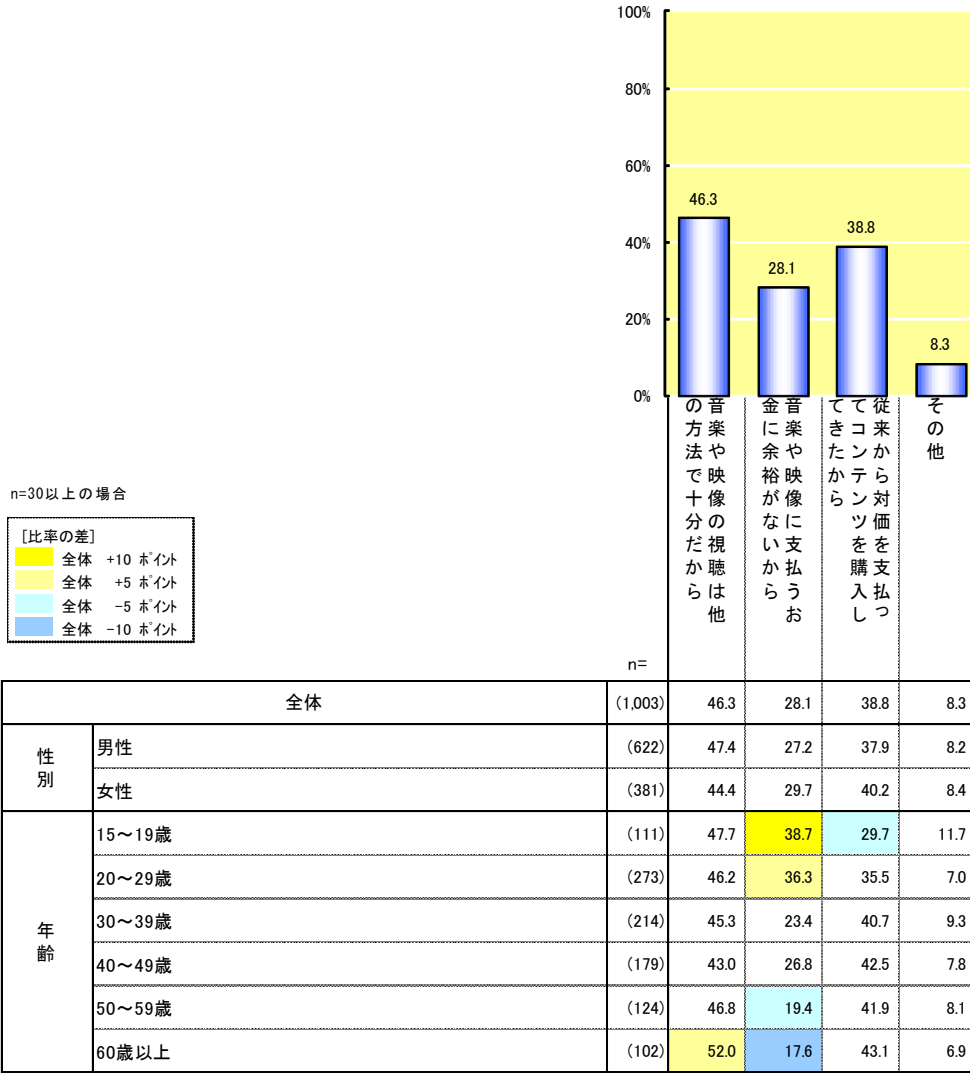
＜「変わらなかった」理由 (Q22)＞ (複数回答) (n=1,003)



クロス集計結果：＜「変わらなかった」理由（Q22）＞【性・年齢別クロス】

- ・ 年齢別に見ると、「変わらなかった理由」として「音楽や映像に支払うお金に余裕がないから」を選択した割合が、「15～19歳」（38.7%）、「20～29歳」（36.3%）で他の年齢層よりも高かった。

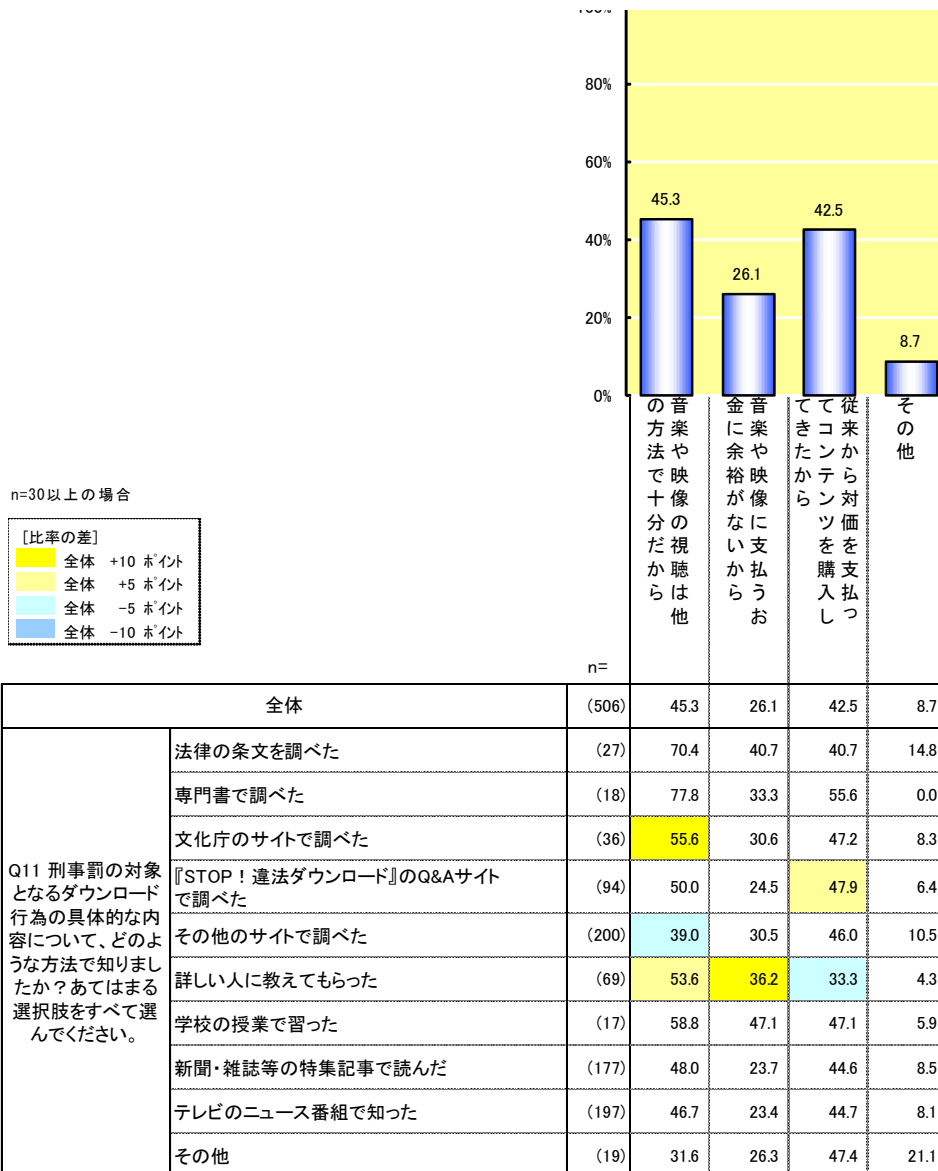
＜「変わらなかった」理由（Q22）＞（複数回答）（n=1003）【性・年齢別クロス】



クロス集計結果：＜「変わらなかった」理由（Q22）＞【刑事罰の対象行為についての認知経路（Q11）別クロス】

- ・ 「変わらなかった理由」について「刑事罰の対象行為についての認知経路」（Q11）とクロス集計したところ、「文化庁のサイトで調べた」回答者は、「音楽や映像の視聴は他の方法で十分だから」（55.6%）と回答した割合が高かった。
- ・ 「詳しい人に教えてもらった」回答者は、「音楽や映像の視聴は他の方法で十分だから」（53.6%）、「音楽や映像に支払うお金に余裕がないから」（36.2%）と回答した割合が高かった。

＜「変わらなかった」理由（Q22）＞（複数回答）（n=506）【刑事罰の対象行為についての認知経路（Q11）別クロス】

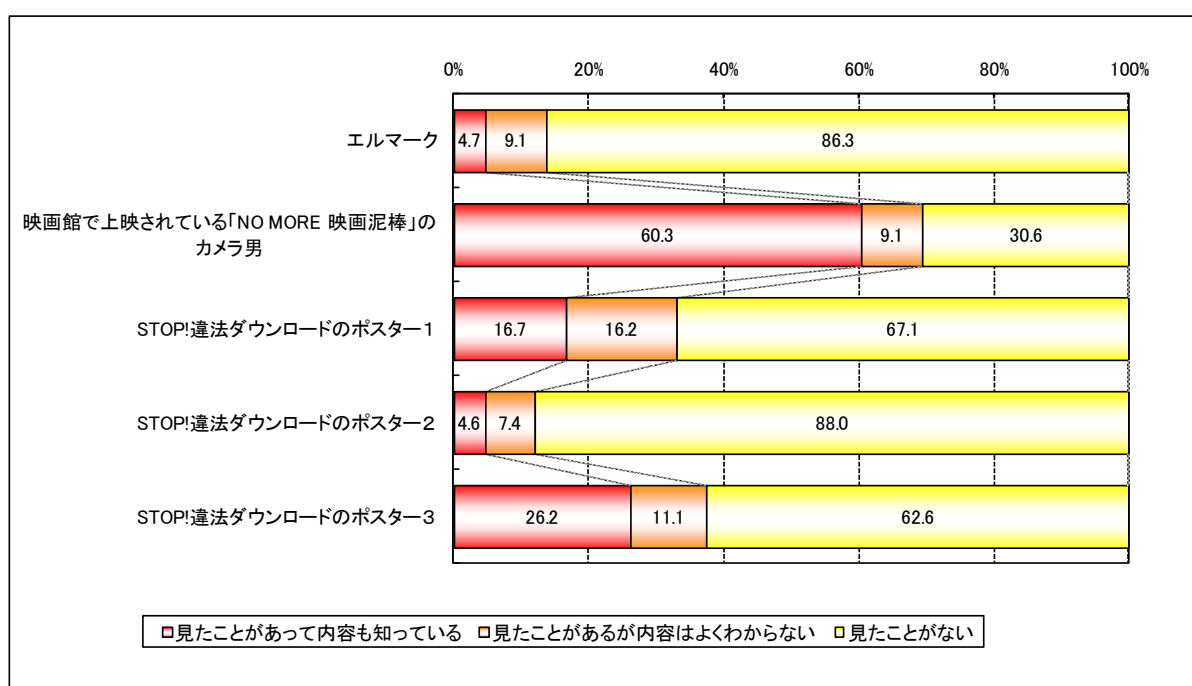


㊸ 啓発活動についての認知状況 (Q23)

単純集計結果：＜啓発活動についての認知状況 (Q23)＞

- ・ 全員に対し、音楽や映画などの配信コンテンツを正しく利用するための様々な啓発活動の取組みについて認知状況を質問した。啓発活動についての認知状況については、「映画館で上映されている「NO MORE 映画泥棒」のカメラ男」について「見たことがあって内容も知っている」が60.3%と高かった。
- ・ 他方、エルマークについては、「見たことがあって内容も知っている」(4.7%)と「見たことがあるが内容はよくわからない」(9.1%)が、合わせて13.8%を占めた。

＜啓発活動についての認知状況 (Q23)＞ (複数回答) (n=1,392)



《啓発活動についての認知状況 (Q23) において提示したポスター等》

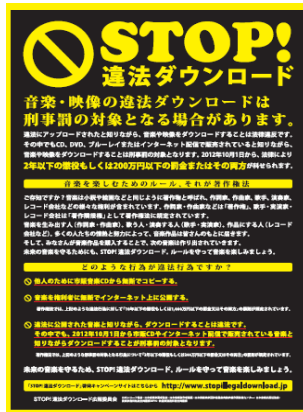
エルマーク



映画館で上映されている
「NO MORE 映画泥棒」のカメラ男



STOP!違法ダウンロードのポスター1



STOP!違法ダウンロードのポスター2



STOP!違法ダウンロードのポスター3

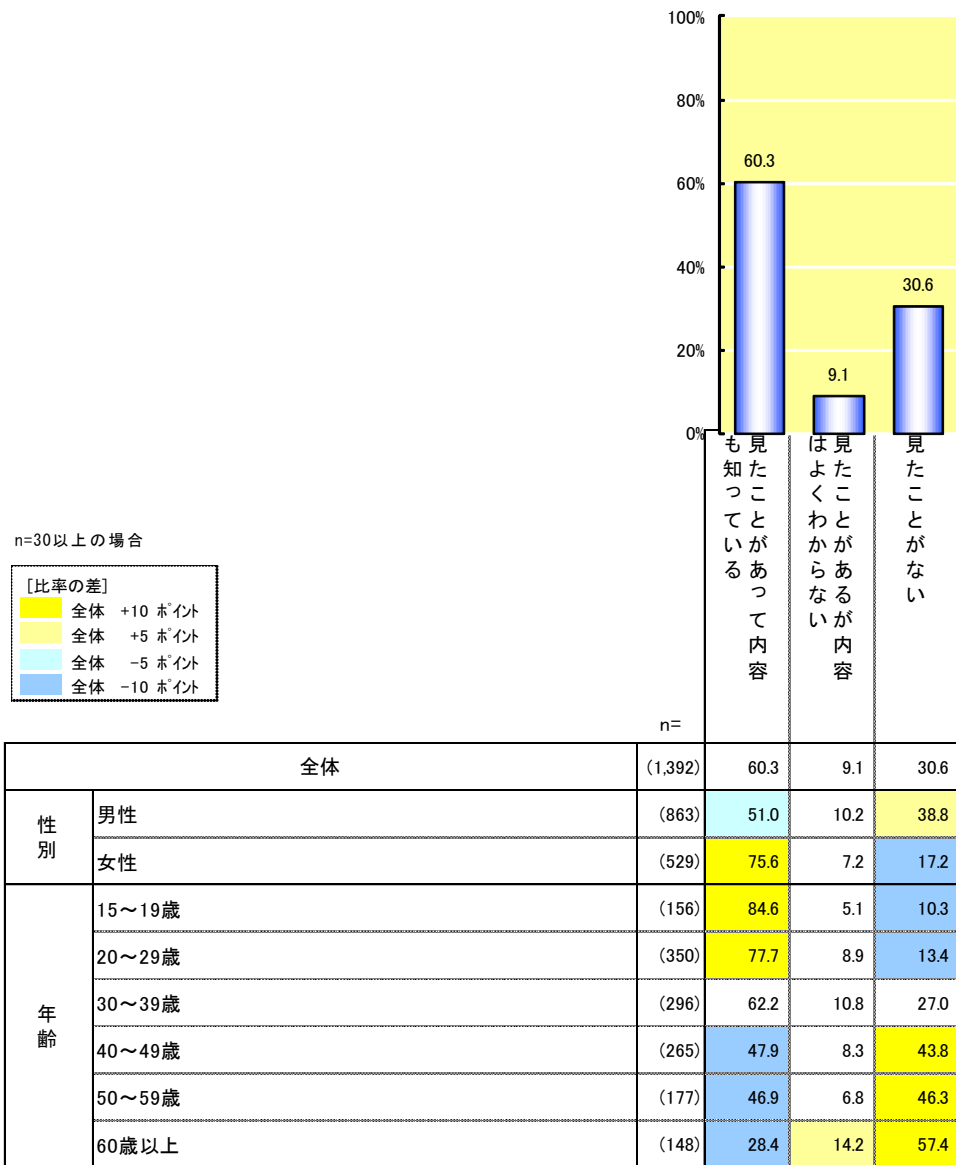


クロス集計結果：＜啓発活動についての認知状況（Q23）＞【性・年齢別クロス】

- 「啓発活動についての認知状況」について、年齢別に見ると、「映画館で上映されている「NO MORE 映画泥棒」のカメラ男」に対する認知状況は、「15～19歳」（84.6%）、「20～29歳」（77.7%）で他の年齢層よりも高かった。

＜啓発活動についての認知状況（Q23）＞（複数回答）（n=1,392）【性・年齢別クロス】

【「映画館で上映されている「NO MORE 映画泥棒」のカメラ男」】

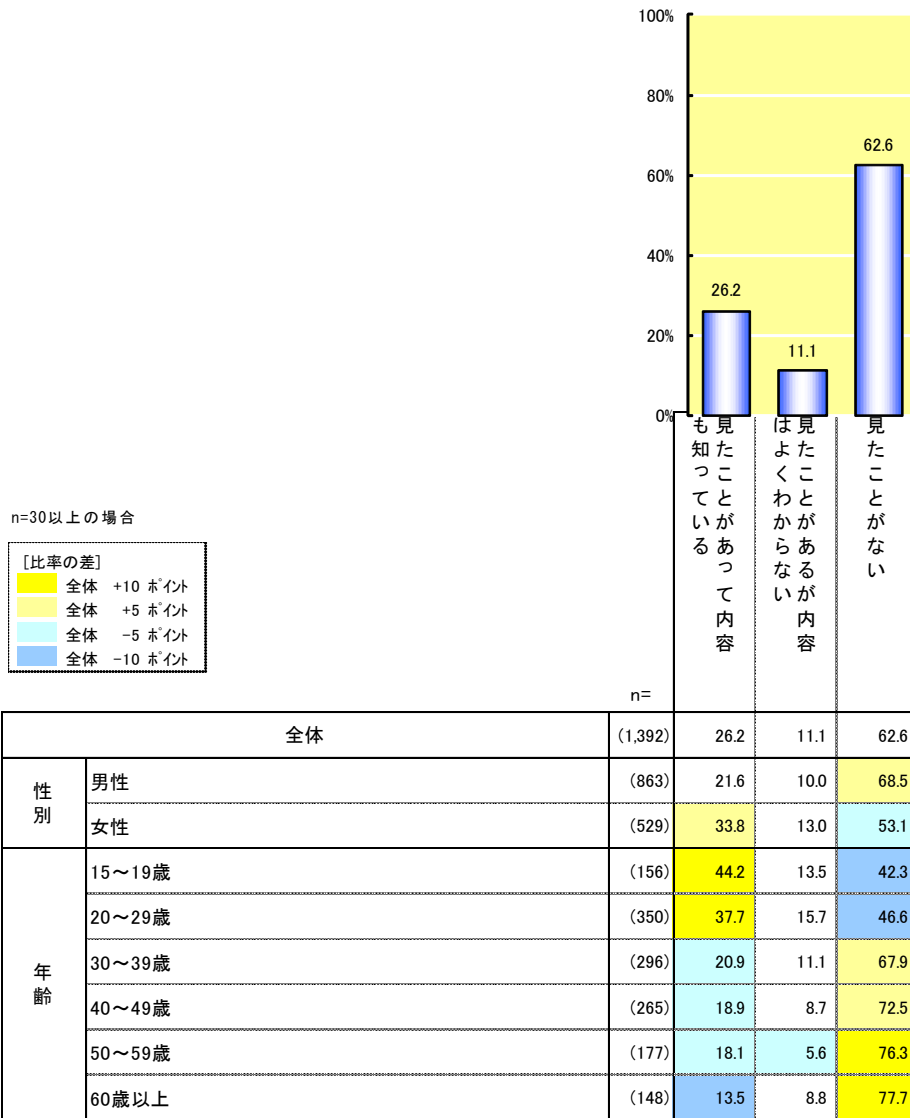


クロス集計結果：＜啓発活動についての認知状況（Q23）＞【性・年齢別クロス】

- 同様に、「啓発活動についての認知状況」について、年齢別に見ると、107 頁に掲載した「STOP!違法ダウンロードのポスター3」に対する認知状況は、「15～19 歳」（44.2%）、「20～29 歳」（37.7%）で他の年齢層よりも高かった。

＜啓発活動についての認知状況（Q23）＞（複数回答）（n=1,392）【性・年齢別クロス】


【「STOP!違法ダウンロードのポスター3」】



②④ 改正著作権法についての解説を読んだ上での行動変容 (Q24)

単純集計結果：＜改正著作権法についての解説を読んだ上での行動変容 (Q24)＞

- 改正著作権法について情報を得た上での行動変容について把握するため、「音楽や映像を直接ストリーミング視聴したり、直接ファイルをダウンロードしたりした経験等」(Q2) の設問において掲げられた各項目のいずれかに「経験がある」とした回答者に対し、「違法ダウンロードの刑事罰化についての Q&A」(平成 24 年 7 月 24 日文化庁公表) を提示した上で、今後の行動をどのように変更しようとするか等について質問した。回答に際し、提示した「違法ダウンロードの刑事罰化についての Q&A」は以下のとおりである。

違法ダウンロードの刑事罰化についての Q & A	
Q1	今回の違法ダウンロード刑事罰化に係る改正の経緯や内容について教えてください。
	平成 24 年通常国会での著作権法一部改正案の審議の過程において、いわゆる「違法ダウンロードの刑事罰化」を内容とする修正案が提出され、6 月に可決、成立しました。 具体的には、私的利用の目的であっても、有償著作物等(Q2 参照)の場合には、著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信(Q3、Q6 参照)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画(Q4 参照)を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害(問 Q5 参照)した者は、2 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされています(平成 24 年 10 月 1 日施行)。 <small>(注)平成 21 年の著作権法改正により、私的利用の目的であっても、違法にインターネット配信されていることを知りながら、音楽や映像をダウンロード(録音又は録画)することは、刑罰はないものの違法となっています。</small> なお、この刑事罰の規定は親告罪とされており、権利者からの告訴がなければ公訴を提起できないこととなっております。
Q2	「有償著作物等」とはどのようなものか教えてください。
	有償著作物等とは、録音され、又は録画された著作物又は実演等であって、有償で公衆に提供され、又は提示されているものを指します。 その具体例としては、CD として販売されていたり、有料でインターネット配信されているような音楽作品や、DVD として販売されていたり、有料でインターネット配信されているような映画作品が挙げられます。 ドラマ等のテレビ番組については、DVD として販売されていたり、オンデマンド放送のように有料でインターネット配信されていたりする作品の場合は、有償著作物等に当たりますが、単にテレビで放送されただけで、有償で提供・提示されていない番組は、有償著作物等には当たりません。(もともと、違法にインターネット配信されているテレビ番組をダウンロードすることは、刑罰の対象ではないものの、法律違反となります。) <small>(注)なお、例えば、市販の漫画本を撮影した動画が、刑罰の対象に当たるとはいいやとの問い合わせがありますが、漫画作品自体が録音・録画された状態で提供されているものではありませんので、有償著作物等には当たりません。</small>
Q3	適法なインターネット送信かどうかはどのように判別すればよいのでしょうか。
	適法なインターネット送信かどうかを判別する方法として、サイトに「エルマーク」が表示されているかを確認するという方法があります。 「エルマーク」は、一般社団法人日本レコード協会が発行しているマークで、音楽・映像を適法に配信するサイトのトップページや購入ページに表示されていますので、参考にしてください。(なお、「エルマーク」は、レコード会社等との契約によって発行されているもので、「エルマーク」の表示されていないサイトにおいて配信されているコンテンツが、全て違法であるということではありません。)  (エルマーク)

Q 4 違法に配信されている音楽や映像を視聴するだけで、違法となるのでしょうか。

違法に配信されている音楽や映像を見たり聞いたりするだけでは、録音又は録画が伴いませんので、違法ではなく、刑罰の対象とはなりません。

違法となるのは、私的利用の目的であっても、著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害する行為です。

Q 5 「You Tube」などの動画投稿サイトの閲覧についても、その際にキャッシュが作成されるため、違法になるのですか。

違法ではなく、刑罰の対象とはなりません。

動画投稿サイトにおいては、データをダウンロードしながら再生するという仕組みのものがああり、この場合、動画の閲覧に際して、複製(録音又は録画)が伴うことになります。しかしながら、このような複製(キャッシュ)に関しては、第47条の8(電子計算機における著作物利用に伴う複製)の規定が適用されることにより著作権侵害には該当せず、「著作権又は著作隣接権を侵害した」という要件を満たしません。

Q 6 友人から送信されたメールに添付されていた違法複製の音楽や映像ファイルをダウンロードしたのですが、刑罰の対象になるのでしょうか。

違法ではなく、刑罰の対象とはなりません。

違法ダウンロードでいう「ダウンロード」は、著作権又は著作隣接権を侵害する「自動公衆送信」を受信して行うダウンロードが対象となります。著作権法上、「自動公衆送信」とは、公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として送信を行うこと)のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うものをいい、友人が送信したメールはこれに該当しません。(ただし、音楽や映像をメールに添付して送信する場合、送信者が、「家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」を超えてメールを送ると、音楽や映像のメールへの添付は原則として違法となります。)

Q 7 個人で楽しむためにインターネット上の画像ファイルをダウンロードしたり、テキストをコピー&ペーストしたりする行為は刑罰の対象になるのでしょうか。

私的利用に留まる限りは違法ではなく、刑罰の対象とはなりません。

違法ダウンロードでいう「ダウンロード」は、デジタル方式の「録音又は録画」であり、音楽や映像が想定されています。画像ファイルのダウンロードやテキストのコピー&ペーストは「録音又は録画」に該当しません。

Q 8 違法ダウンロードを刑事罰化することにより、インターネットを利用する行為が不当に制限されてしまうのではないのでしょうか。

違法ダウンロードに係る刑事罰については、故意犯のみを処罰の対象としており、「有價著作物等」であること及び「著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信」であることを知っていない場合には、刑罰の対象とはなりません。

また、この刑事罰は親告罪(第123条)とされており、権利者からの告訴がなければ公訴を提起できないこととされています。

さらに、違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の運用に当たっては、政府及び関係者は、インターネットの利用行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならないこととされています。(改正法の附則第9条や参議院の附帯決議)

これを受け、警察は捜査権の濫用につながらないよう配慮するとともに、関係者である権利者団体は、仮に告訴を行うのであれば、事前に然るべき警告を行うなどの配慮が求められると考えられます。

- 改正著作権法についての解説を読んだ上での行動変容について、「増やそう、または新たに始めようと思った」と回答した割合が多い項目は、「CD/DVD/BD をレンタルショップ(インターネットショップを含む)からレンタルすること」(12.4%)、「テレビ番組を録画すること」(11.9%)、「CD/DVD/BD をお店(インターネットショップを含む)で購入すること」(10.3%)、「映画館で映画を鑑賞すること」(10.2%)であった。
- 他方、「やめようと思った」と回答した割合が多い項目は、「上記以外の方法で、インターネットから音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること」(31.0%)、「国内向け動画共有サイト(ニコニコ動画、FC2 動画、YouTube 等)から、専用のソフトウ

ェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること」(14.2%)であった。

<改正著作権法についての解説を読んだ上での行動変容(Q24)> (単数回答) (n=1,392)



クロス集計結果：＜改正著作権法についての解説を読んだ上での行動変容（Q24）＞【「音楽や映像を直接ストリーミング視聴したり、直接ファイルをダウンロードしたりした経験等」（Q2）別クロス】

- ・ 「音楽や映像を直接ストリーミング視聴したり、直接ファイルをダウンロードしたりした経験等」（Q2）において掲げられた各行動に関する、「改正著作権法についての解説を読んだ上での行動変容」（Q24）の意向について、「音楽や映像を直接ストリーミング視聴したり、直接ファイルをダウンロードしたりした経験等」を「違法ダウンロードの可能性があると考えられる行動」「権利者の許諾を得た正規ビジネスと考えられる行動」「その他」の三つに分類した上で、経験の有無別に分析を行った。

（1）「音楽や映像を直接ストリーミング視聴したり、直接ファイルをダウンロードしたりした経験等」（Q2）の各項目について、「経験がある」と選択した回答者について

（違法ダウンロードの可能性があると考えられる行動）

「音楽や映像を直接ストリーミング視聴したり、直接ファイルをダウンロードしたりした経験等」（Q2）として掲げた項目において、「違法ダウンロードの可能性があると考えられる行動」は以下のとおりである。

- 国内向け動画共有サイト（ニコニコ動画、FC2 動画、YouTube 等）から、専用のソフトウェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること
- 海外向け動画共有サイト（Tudou、Youku 等）から、専用のソフトウェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること
- ファイル共有ソフト（P2P ソフト：Winny、Share、PerfectDark 等）を使用して、音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること
- オンラインストレージサービス（Megaupload、Rapidshare、Dropbox 等）から音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること

- ・ 違法ダウンロードの可能性があると考えられる上記の各行動について、「経験がある」との回答者の行動変容を見ると、「ファイル共有ソフト（P2P ソフト：Winny、Share、PerfectDark 等）を使用して、音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること」について「やめようと思った」と回答した割合は 49.1%、同じく「オンラインストレージサービス（Megaupload、Rapidshare、Dropbox 等）から音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること」では 30.2%、「海外向け動画共有サイト（Tudou、Youku 等）から、専用のソフトウェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること」では 30.0%であった。

		n=					
		に増 始め よう と 思 っ た	た 変 え よ う と 思 わ な か っ	減 ら そ う と 思 っ た	や め よ う と 思 っ た		
経験 が あ る (Q2)	違法 性 が あ る と 考 え ら れ る 行 動	国内向け動画共有サイト(ニコニコ動画、FC2動画、YouTube等)から、専用のソフトウェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること	(740)	3.0	48.0	22.4	26.6
		海外向け動画共有サイト(Tudou、Youku等)から、専用のソフトウェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること	(270)	5.2	41.5	23.3	30.0
		ファイル共有ソフト(P2Pソフト: Winny、Share、PerfectDark等)を使用して、音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること	(228)	3.5	33.3	14.0	49.1
		オンラインストレージサービス(Megaupload、Rapidshare、Dropbox等)から音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること	(212)	5.2	49.5	15.1	30.2

(権利者の許諾を得た正規ビジネスを利用したものと考えられる行動)

「音楽や映像を直接ストリーミング視聴したり、直接ファイルをダウンロードしたりした経験等」(Q2)として掲げた項目において、「権利者の許諾を得た正規ビジネスを利用したものと考えられる行動」は以下のとおりである。

- 音楽配信サービスの正規サイト(レコチョク、mora、iTunes Store等)で音楽をストリーミング視聴すること
- 音楽配信サービスの正規サイト(レコチョク、mora、iTunes Store等)から音楽ファイルをダウンロード購入すること
- インターネットラジオ(らじる★らじる、radiko.jp等)で音楽をストリーミング視聴すること
- 映像配信サービスの正規サイト(GyaO!、NHK オンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等)で映像をストリーミング視聴すること
- 映像配信サービスの正規サイト(GyaO!、NHK オンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等)から映像ファイルをダウンロード購入すること
- CD/DVD/BDをお店(インターネットショップを含む)で購入すること
- CD/DVD/BDをレンタルショップ(インターネットショップを含む)からレンタルすること
- 映画館で映画を鑑賞すること

- ・ 権利者の許諾を得た正規ビジネスを利用したものと考えられる上記の各行動について、「経験がある」との回答者の行動変容を見ると、「インターネットラジオ(らじる★らじる、radiko.jp等)で音楽をストリーミング視聴すること」について「変えようと思わなかった」と回答した割合は79.8%、同じく「CD/DVD/BDをお店(インターネットショップを含む)で購入すること」は78.2%、であった。

		n=	増加 やそう、 または 新たな 経験が ある	変え よう と思 わな かつ	減ら そう と思 った	やめ よう と思 った
経験 がある (Q2)	権利者の許諾を得た正規ビジネスを利用したと考える行動					
	音楽配信サービスの正規サイト(レコチョク、mora、iTunes Store等)で音楽をストリーミング視聴すること	(963)	7.3	71.5	11.1	10.1
	音楽配信サービスの正規サイト(レコチョク、mora、iTunes Store等)から音楽ファイルをダウンロード購入すること	(901)	8.5	72.7	8.9	9.9
	インターネットラジオ(らじる★らじる、radiko.jp等)で音楽をストリーミング視聴すること	(531)	7.9	79.8	6.6	5.6
	映像配信サービスの正規サイト(GyaO!、NHKオンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等)で映像をストリーミング視聴すること	(786)	7.5	76.0	7.8	8.8
	映像配信サービスの正規サイト(GyaO!、NHKオンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等)から映像ファイルをダウンロード購入すること	(317)	11.0	65.3	12.6	11.0
	CD/DVD/BDをお店(インターネットショップを含む)で購入すること	(1,196)	10.7	78.2	5.7	5.4
	CD/DVD/BDをレンタルショップ(インターネットショップを含む)からレンタルすること	(1,119)	13.5	76.9	4.8	4.8
映画館で映画を鑑賞すること	(1,227)	10.6	80.8	4.2	4.4	

(2) 「音楽や映像を直接ストリーミング視聴したり、直接ファイルをダウンロードしたりした経験等」(Q2)の各項目について、「経験がない」と選択した回答者について

(違法ダウンロードの可能性があると考えられる行動)

「音楽や映像を直接ストリーミング視聴したり、直接ファイルをダウンロードしたりした経験等」(Q2)として掲げた項目において、「違法ダウンロードの可能性があると考えられる行動」は以下のとおりである。

- 国内向け動画共有サイト(ニコニコ動画、FC2動画、YouTube等)から、専用のソフトウェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること
- 海外向け動画共有サイト(Tudou、Youku等)から、専用のソフトウェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること
- ファイル共有ソフト(P2Pソフト:Winny、Share、PerfectDark等)を使用して、音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること
- オンラインストレージサービス(Megaupload、Rapidshare、Dropbox等)から音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること

- ・ 違法ダウンロードの可能性があると考えられる上記の各行動について、「経験がない」との回答者の行動変容を見ると、全ての項目について、「変えようと思わなかった」との回答が9割超であった。

		n=		に増やそう、または新たに始めようと思った	た変えようと思わなかった
経験がない (Q2)	違法ダウンロードの可能性がある行動	国内向け動画共有サイト(ニコニコ動画、FC2動画、YouTube等)から、専用のソフトウェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること	(652)	2.6	97.4
		海外向け動画共有サイト(Tudou、Youku等)から、専用のソフトウェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること	(1,122)	2.3	97.7
		ファイル共有ソフト(P2Pソフト:Winny、Share、PerfectDark等)を使用して、音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること	(1,164)	2.3	97.7
		オンラインストレージサービス(Megaupload、Rapidshare、Dropbox等)から音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること	(1,180)	1.9	98.1

(権利者の許諾を得た正規ビジネスを利用したものと考えられる行動)

「音楽や映像を直接ストリーミング視聴したり、直接ファイルをダウンロードしたりした経験等」(Q2)として掲げた項目において、「権利者の許諾を得た正規ビジネスを利用したものと考えられる行動」は以下のとおりである。

- 音楽配信サービスの正規サイト(レコチョク、mora、iTunes Store等)で音楽をストリーミング視聴すること
- 音楽配信サービスの正規サイト(レコチョク、mora、iTunes Store等)から音楽ファイルをダウンロード購入すること
- インターネットラジオ(らじる★らじる、radiko.jp等)で音楽をストリーミング視聴すること
- 映像配信サービスの正規サイト(GyaO!、NHK オンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等)で映像をストリーミング視聴すること
- 映像配信サービスの正規サイト(GyaO!、NHK オンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等)から映像ファイルをダウンロード購入すること
- CD/DVD/BDをお店(インターネットショップを含む)で購入すること
- CD/DVD/BDをレンタルショップ(インターネットショップを含む)からレンタルすること
- 映画館で映画を鑑賞すること

- ・ 権利者の許諾を得た正規ビジネスを利用したものと考えられる上記の各行動について、「経験がない」との回答者の行動変容を見ると、全ての項目について、「変えようと思わなかった」との回答が9割超であった。「増やそう、または新たに始めようと思った」との回答も少ないながらもあることがわかる。

		n=	に増 始め やそ よう と 思 つ た	た 変 え よ う と 思 わ な か つ	
経験がない (Q2)	権利者の許諾を得た正規ビジネスを	音楽配信サービスの正規サイト(レコチョク、mora、iTunes Store等)で音楽をストリーミング視聴すること	(429)	6.5	93.5
		音楽配信サービスの正規サイト(レコチョク、mora、iTunes Store等)から音楽ファイルをダウンロード購入すること	(491)	6.3	93.7
		インターネットラジオ(らじる★らじる、radiko.jp等)で音楽をストリーミング視聴すること	(861)	3.3	96.7
		映像配信サービスの正規サイト(GyaO!、NHKオンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等)で映像をストリーミング視聴すること	(606)	5.1	94.9
		映像配信サービスの正規サイト(GyaO!、NHKオンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等)から映像ファイルをダウンロード購入すること	(1,075)	4.2	95.8
		CD/DVD/BDをお店(インターネットショップを含む)で購入すること	(196)	8.2	91.8
		CD/DVD/BDをレンタルショップ(インターネットショップを含む)からレンタルすること	(273)	8.1	91.9
		映画館で映画を鑑賞すること	(165)	7.3	92.7

IV. 客観的な指標等に基づく違法ダウンロードの刑事罰化の影響に関する検討

違法ダウンロードの刑事罰化の影響に関して、インターネットトラヒックや、株式会社クロスワープの「P2P FINDER」（詳細は後述）を活用した調査によるデータ等の客観的な指標に基づき検討するとともに、株式会社ホットリンクの「クチコミ@係長」（詳細は後述）によるインターネット利用者における反応について分析した。

なお、各種指標等を時系列で分析するに当たって、留意すべき主な出来事は下表のとおりである。

図表 違法ダウンロードの刑事罰化に関連する主な出来事

関連する 法改正内容	年月日	出来事
違法配信からのダウンロード の違法化	平成 21 年 6 月 12 日	「著作権法の一部を改正する法律」が成立
	平成 21 年 6 月 19 日	「著作権法の一部を改正する法律」が平成 21 年法律第 53 号として公布
	平成 22 年 1 月 1 日	違法配信からのダウンロードの違法化に係る規定が施行
違法ダウンロード の刑事罰化	平成 24 年 6 月 20 日	「著作権法の一部を改正する法律」が成立
	平成 24 年 6 月 27 日	「著作権法の一部を改正する法律」が平成 24 年法律第 43 号として公布
	平成 24 年 7 月 12 日	文化庁が「違法ダウンロードの刑事罰化についての Q&A」を公開
	平成 24 年 10 月 1 日	違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定が施行

1. 客観的な指標に基づく分析

違法ダウンロードの刑事罰化の影響について検討するため、以下に示す指標について分析した。

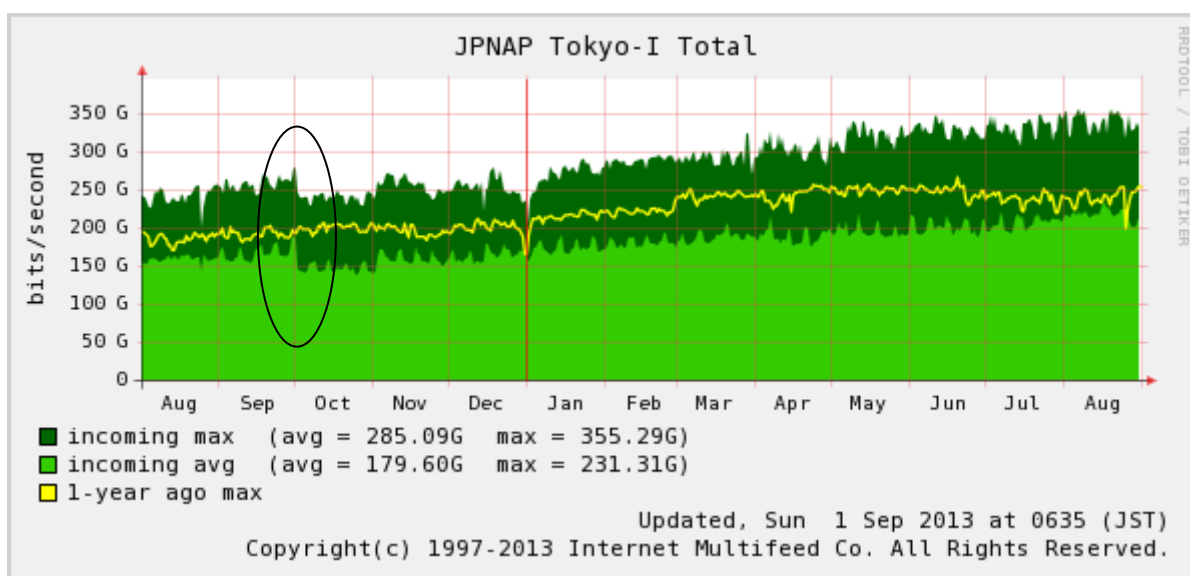
- (1) インターネットトラヒック
- (2) P2P ファイル共有ソフトネットワークにおけるノード数、ファイル保持数
- (3) P2P ファイル共有ソフトネットワークにおいて流通する有償著作物等に該当すると考えられる音楽、映像ファイルの検知ノード数、ファイル種類数、ファイル保持数
- (4) P2P ファイル共有ソフトネットワークにおいて流通する音楽、映像ファイルにおける違法流通ファイルの数・割合
- (5) 違法ダウンロードに利用される可能性があるサイト等の利用者数
- (6) 音楽、映像の正規販売・配信売上高、生産実績

(1) インターネットトラフィック

インターネット等の回線を通じたデータ送信量を示すトラフィックは、その多くを映像や音楽などのいわゆるマルチメディアデータが占めており、その一定割合は著作物等の違法ダウンロードに関するものであると想定されることから、違法ダウンロードの刑事罰化の影響を検討する際の客観的指標となりうる。そこで、インターネットマルチフィード株式会社が自社の提供しているインターネット相互接続（IX）サービスにおけるトラフィックデータを公表していることから、そのトラフィックデータについて検討した。

同社が公表する3種（JPNAP 東京 I サービス、JPNAP 東京 II サービス、JPNAP 大阪サービス）のトラフィックデータをみると、着信トラフィックの平均（incoming avg）、着信トラフィックの最大値（incoming max）について、3種とも、違法ダウンロードの刑事罰化に係る改正法が施行された平成 24 年 10 月 1 日の直前にトラフィック量が増加し、同日を機に一旦下がったことが分かった。着信トラフィックの最大値は、前年度データ（1-year ago max）との比較が可能であるが、3種とも、平成 23 年 10 月 1 日前後に大きな変動はなく、平成 24 年 10 月 1 日前後とは推移傾向が異なる。このため、改正法が平成 24 年 10 月 1 日から施行され、違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定が適用されることとなったことを受けて、多くのユーザが行動を変更し、その結果、インターネットトラフィックに影響を及ぼした可能性が考えられる。なお、同社による本データの増減の理由の分析はなされていない。

図表 インターネットマルチフィード株式会社のトラフィックデータ
(JPNAP 東京 I サービス※)



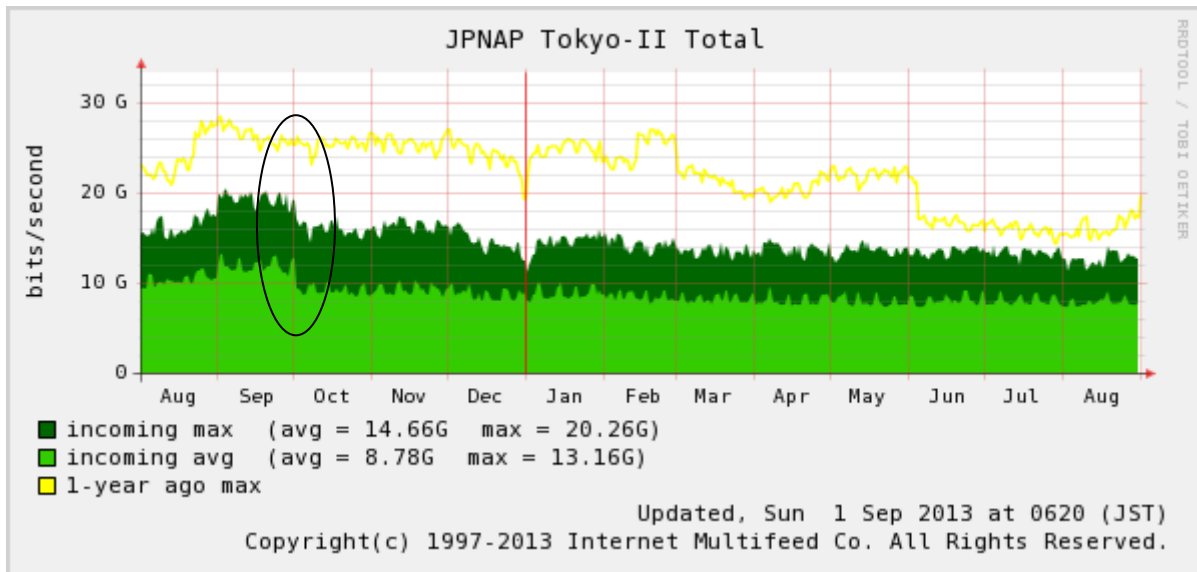
※図中の楕円は新日本有限責任監査法人が付したものです。

※「JPNAP 東京 I サービス」とは、インターネットマルチフィード株式会社が東京大手町エリアで提供しているインターネット相互接続サービスを指す。

資料) インターネットマルチフィード株式会社ウェブサイト

(<http://www.mfeed.co.jp/jpnap-tokyo-i/traffic.html>、平成 25 年 9 月 1 日アクセス)

図表 インターネットマルチフィード株式会社のトラフィックデータ
(JPNAP 東京IIサービス※)



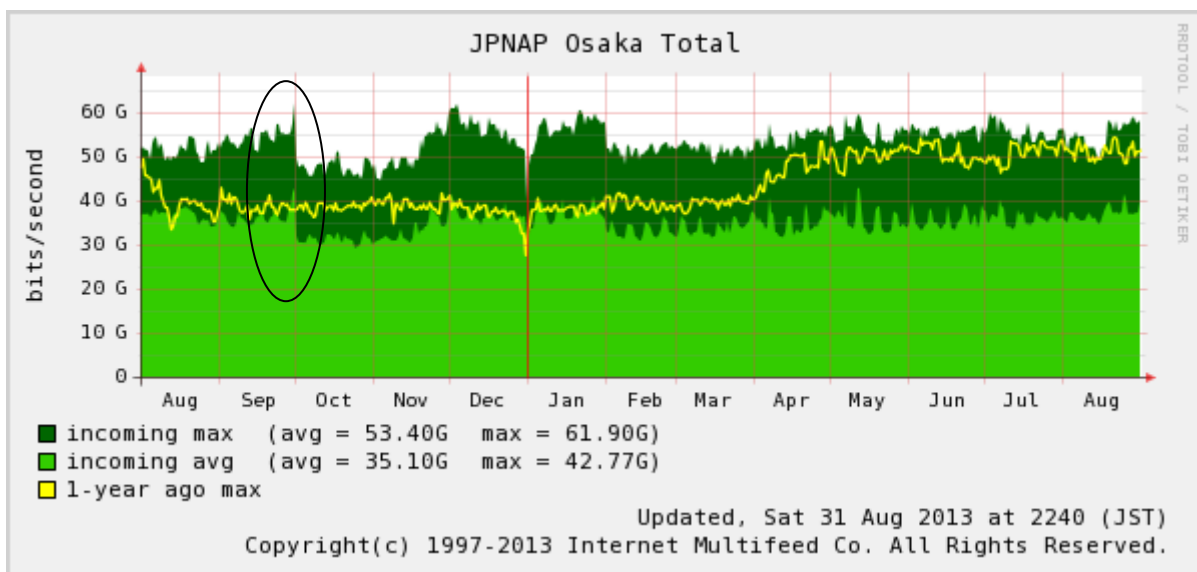
※図中の楕円は新日本有限責任監査法人が付したものの。

※「JPNAP 東京IIサービス」とは、インターネットマルチフィード株式会社が提供している、JPNAP 東京 I サービスとは独立したインターネット相互接続サービスを指す。

資料) インターネットマルチフィード株式会社ウェブサイト

(<http://www.mfeed.co.jp/jpnap-tokyo-ii/traffic.html>、平成 25 年 9 月 1 日アクセス)

図表 インターネットマルチフィード株式会社のトラフィックデータ (JPNAP 大阪サービス※)



※図中の楕円は新日本有限責任監査法人が付したものの。

※「JPNAP 大阪サービス」とは、インターネットマルチフィード株式会社が関西エリアで提供しているインターネット相互接続サービスを指す。

資料) インターネットマルチフィード株式会社ウェブサイト

(<http://www.mfeed.co.jp/jpnap-osaka/traffic.html>、平成 25 年 9 月 1 日アクセス)

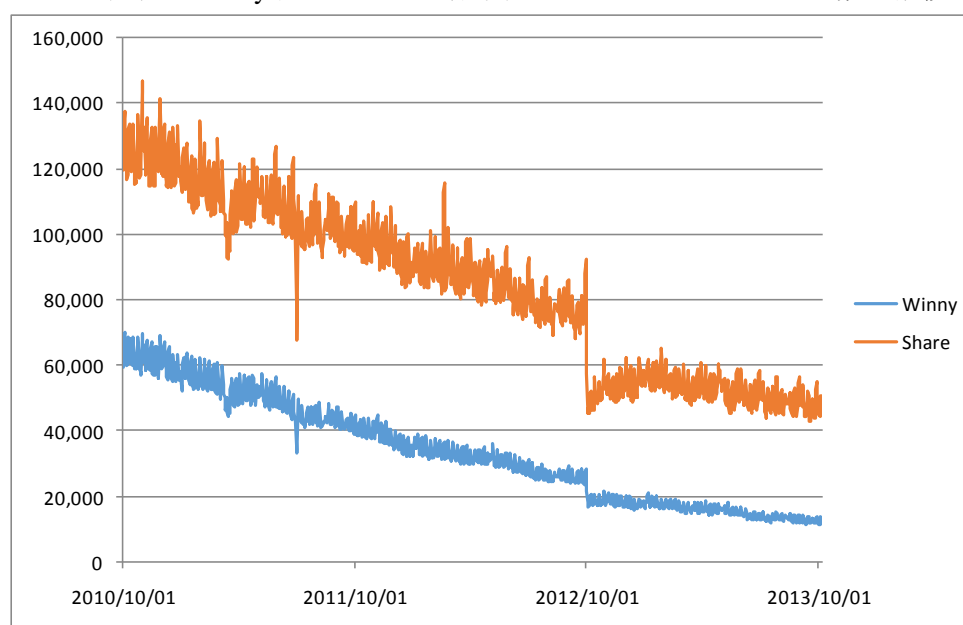
(2) P2P ファイル共有ソフトネットワークにおけるノード数、ファイル保持数

P2P ファイル共有ソフトネットワークにおいては、ネットワーク上で流通するファイルのうち、音楽、映像ジャンルの著作物が記録されていると推定されるファイルについては、それぞれ権利者の許諾を得ていない違法ファイルの割合が9割以上と高い²¹ことから、違法ダウンロードの刑事罰化の影響を検討する際の客観的指標となりうる。そこで、株式会社クロスワープから、P2P ネットワーク上の著作権侵害を監視する同社のサービスである「P2P FINDER」のデータ提供を受け、P2P ファイル共有ソフトネットワークにおけるノード数²²、ファイル保持数²³によって、違法ダウンロードの刑事罰化の影響を分析した。

①P2P ファイル共有ソフトネットワークにおけるノード数の推移

P2P ファイル共有ソフトネットワークのうち、Winny 及び Share の各ネットワークにおける1日あたりのノード数について、平成22年10月1日～平成25年10月7日の推移は次下記図表のとおりであった。

図表 Winny 及び Share の各ネットワークにおけるノード数の推移



資料) 株式会社クロスワープ提供データ

²¹ 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会の「ファイル共有ソフトの利用に関する調査 ～クロージング調査～」による。同調査では、ファイル共有ソフトネットワーク上で流通している 20,000 件のファイルをランダムに抽出し、20,000 件の調査対象データから、アダルト系キーワード、共通除外キーワードを含むデータを除外した上で、ファイル名称を目視にて確認、各ファイルに記録されている内容を推定し、ファイルのジャンル、権利の対象及び許諾の有無について調査している。その結果、著作物が記録されていると推定されるファイルのうち音楽、映像のジャンルそれぞれにおいて、無許諾で流通していると推定されるファイルの割合は、平成23年度に実施した調査、平成24年度に実施した調査のいずれも9割以上であった。なお、ファイル名称と、ファイルに記録されている内容はほぼ全て一致しているとの調査結果(平成22年度総務省「コンテンツの不正流通対策の共同検知システムの実証実験」)がある。

²² IP が割り当てられているノード(コンピュータやネットワーク機器等)の数。当該P2Pネットワークに参加しているコンピュータ数とほぼ等しくなる。

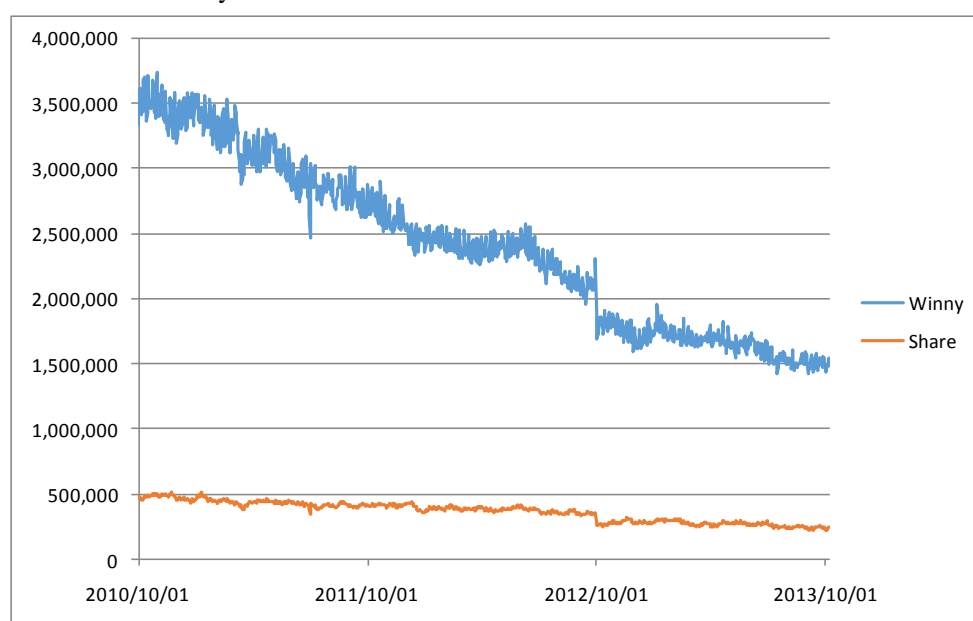
²³ P2P ネットワークに参加している全ノードで保持されているハッシュ(P2P ネットワーク内でファイルを個別に識別するためのデータ)の数。本調査研究においては、同じハッシュであっても、異なるノードの保持するハッシュは別のものとしてカウントしたため、当該P2P ネットワーク上で流通しているファイル総数にほぼ等しい。

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（以下「コンピュータソフトウェア著作権協会」という。）のウェブサイトでも、平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 2 月 20 日の期間における Winny、Share 及び PerfectDark の各ネットワークのノード数の変化について、同様のデータが紹介されており、「2012 年 10 月 1 日の違法ダウンロードの刑事罰付加に関する改正著作権法の施行にあわせて、ノード数が大きく減少」していることが指摘されている²⁴。

②P2P ファイル共有ソフトネットワークにおけるファイル保持数

P2P ファイル共有ソフトネットワークのうち、Winny 及び Share の各ネットワークにおける 1 日あたりのファイル保持数の平成 22 年 10 月 1 日～平成 25 年 10 月 7 日の推移は下記図表のとおりであった。

図表 Winny 及び Share の各ネットワークにおけるファイル保持数の推移



資料) 株式会社クロスワープ提供データ

ファイル保持数でも、平成 24 年 10 月 1 日の違法ダウンロードの刑事罰化に係る改正法の施行にあわせて減少しており、大きく減少したファイル保持数がある後も以前の水準まで回復していないことから、違法ダウンロードの刑事罰化が、違法ダウンロードに一定の抑止効果を発揮したものと推認できる。

²⁴ コンピュータソフトウェア著作権協会のウェブサイト参照 (<http://www2.accsjp.or.jp/activities/201224/news39.php>)。

(3) P2P ファイル共有ソフトネットワークにおいて流通する有償著作物等に該当すると考えられる音楽、映像ファイルの検知ノード数、ファイル種類数、ファイル保持数
株式会社クロスワープの「P2P FINDER」を活用した調査によるデータをもとに、P2P ファイル共有ソフトネットワークにおいて流通する著作物と想定される音楽、映像ファイル数等によって、違法ダウンロードの刑事罰化の影響を分析した。

①調査実施要領

改正著作権法第 119 条第 3 項における「有償著作物等」に該当すると考えられる音楽、映像が記録されたファイルを抽出するため複数のキーワードを設定し、設定する調査対象期間ごとに、すべてのキーワードの検知ノード数 (IP_PORT 数)、ファイル種類数²⁵ (HASH 数)、ファイル保持数 (IP_PORT_HASH 数) の推移を分析した。

・ 調査対象期間

過去 3 年間の 10 月 1 日の前後 2 週間 (平成 23 年 9 月 24 日～10 月 7 日、平成 24 年 9 月 24 日～10 月 7 日、平成 25 年 9 月 24 日～10 月 7 日) のデータを 1 日単位で検出。

・ 設定キーワード

一定量のサンプルチェック²⁶をもとに、キーワードを抽出し、以下のキーワードを設定した。

アルバム、シングル、音楽、EAC、サントラ、アニソン、BD、DVD、アニメ、1280×720、1920×1080、[0-9][0-9]話

・ 除外キーワード

検知するデータのうち、調査対象外のデータを除外するため、以下を除外キーワードとして設定した。

同人、小説、書籍、コミック、写真集、アプリ、ソフト、ラジオ、自作

・ 対象とするファイル拡張子

一定量のサンプルチェックをもとに、音楽や映像に使われているファイル拡張子として以下を対象とした。

lzh、zip、rar、avi、mp3、mp4、wmv、aac、mpg、mpeg、mkv、iso、ts

・ 対象とする P2P ネットワーク

Winny、Share

・ 検知するデータ

○ノード数：当該 P2P ネットワークに参加しているコンピュータ数とほぼ等しくなる。

○ファイル種類数：当該 P2P ネットワークに参加している全コンピュータで保持されているファイルの種類の数にほぼ等しくなる (同じハッシュは異なるノードでも

²⁵ P2P ネットワーク内でファイルを個別に識別するためのデータであるハッシュの数。本調査研究においては、異なるノードでも同じハッシュであれば 1 カウントとしたため、当該 P2P ネットワークに参加している全コンピュータで保持されているファイルの種類の数にほぼ等しい。

²⁶ 株式会社クロスワープからサンプル提供を受けた Winny 及び Share のある特定の 1 時間で検出したファイル名一覧をもとに、対象キーワード、除外キーワード、設定拡張子を設定した。なお、当該特定の 1 時間で検出したファイル数は、Winny が 894,593 件、Share が 159,633 件であった。

1 カウント)。

○ファイル保持数：当該 P2P ネットワーク上で流通しているファイル総数にほぼ等しくなる（同じハッシュでも異なるノードなら別にカウント）。

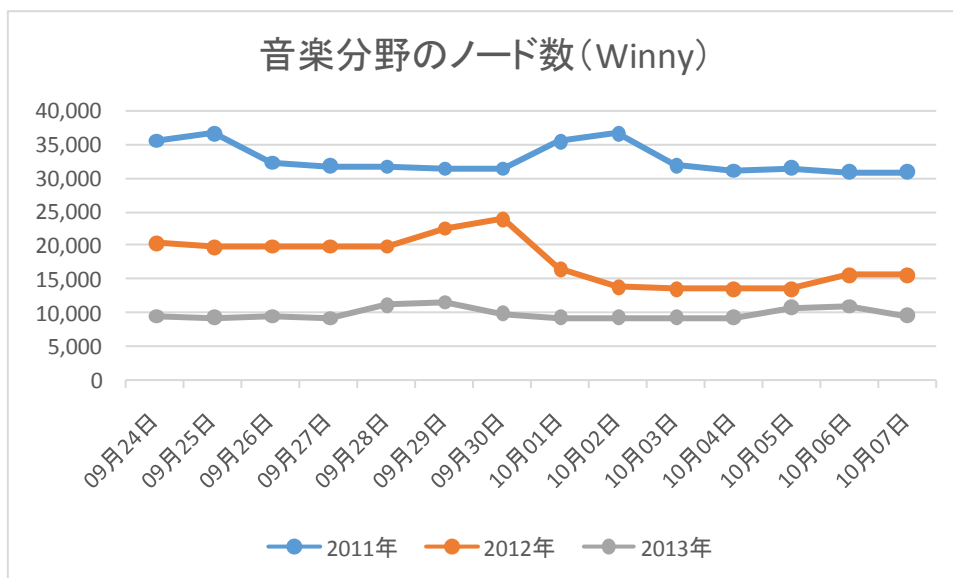
②分析結果

上記の調査実施要領に基づいて分析したノード数、ファイル種類数、ファイル保持数の推移は、音楽分野、映像分野に関わらず、また Winny、Share の P2P ネットワークにかかわらず、いずれも同様の傾向を示した。

すなわち、ノード数、ファイル種類数、ファイル保持数はいずれも、平成 24 年 10 月 1 日の違法ダウンロードの刑事罰化に係る改正法の施行にあわせて減少し、1 年後も同様の水準を維持した。したがって、違法ダウンロードの刑事罰化が、違法ダウンロードに一定の抑止効果を発揮したと推認できる。

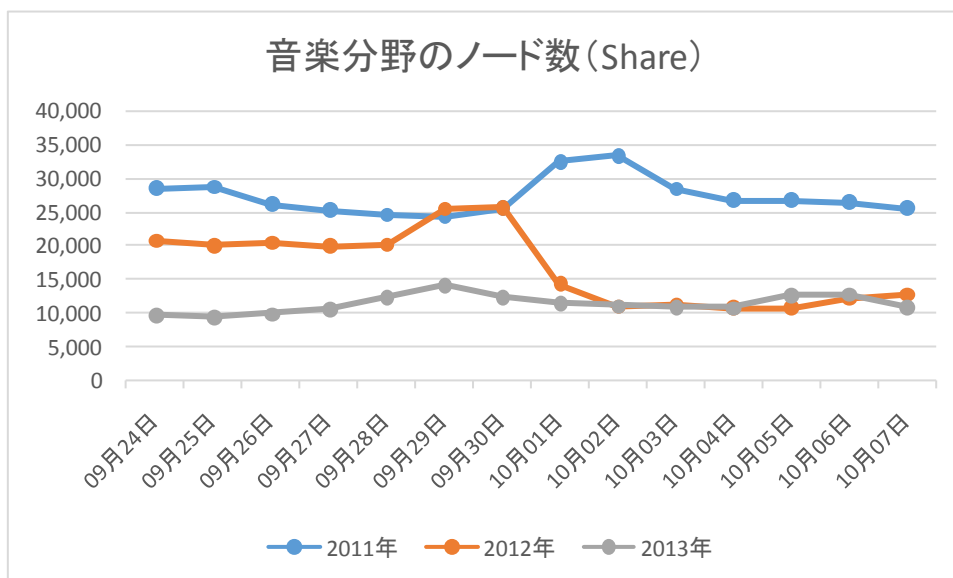
a) ノード数の推移

図表 音楽分野の設定キーワードのファイルを保持している検知ノード数推移 (Winny)



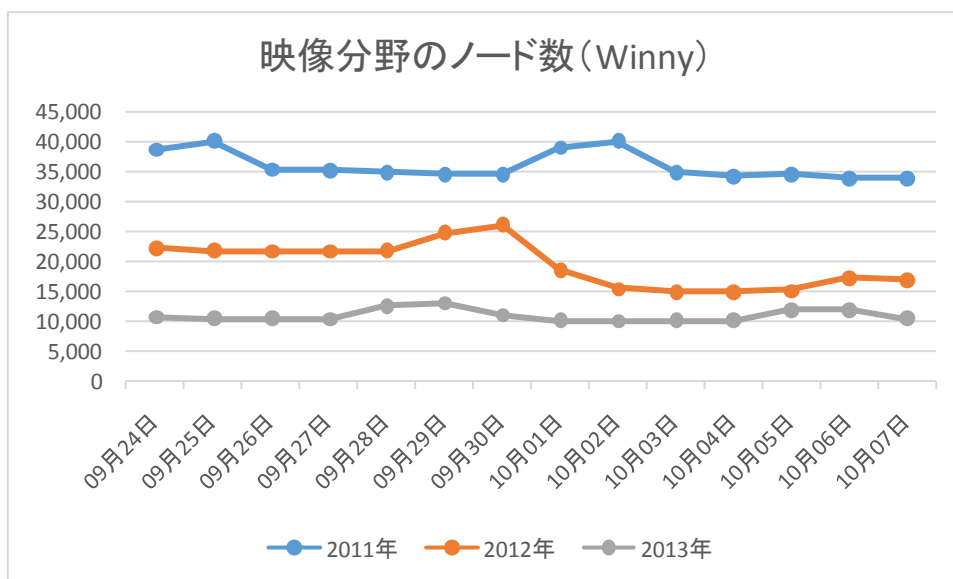
資料) 株式会社クロスワープ提供データ

図表 音楽分野の設定キーワードのファイルを保持している検知ノード数推移 (Share)



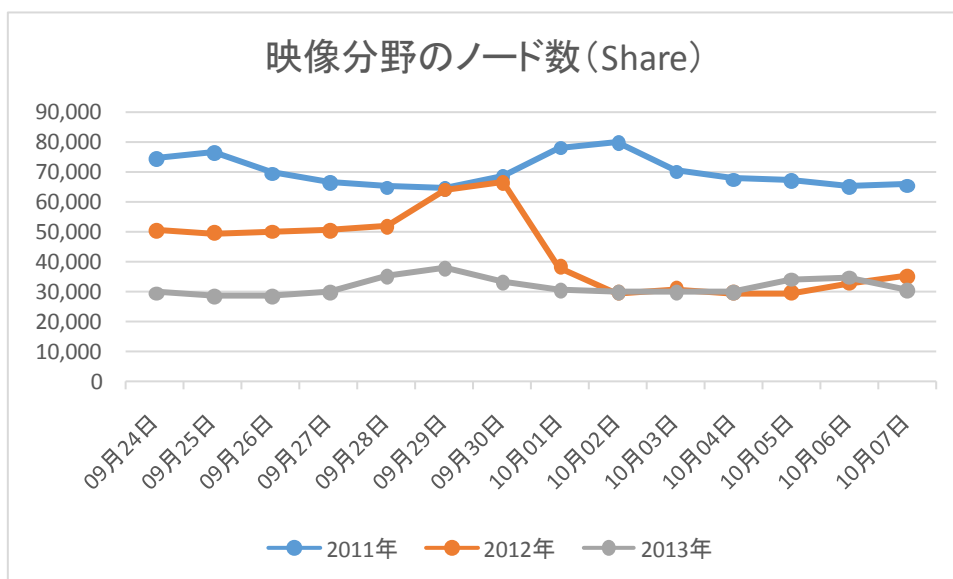
資料) 株式会社クロスワープ提供データ

図表 映像分野の設定キーワードのファイルを保持している検知ノード数推移 (Winny)



資料) 株式会社クロスワープ提供データ

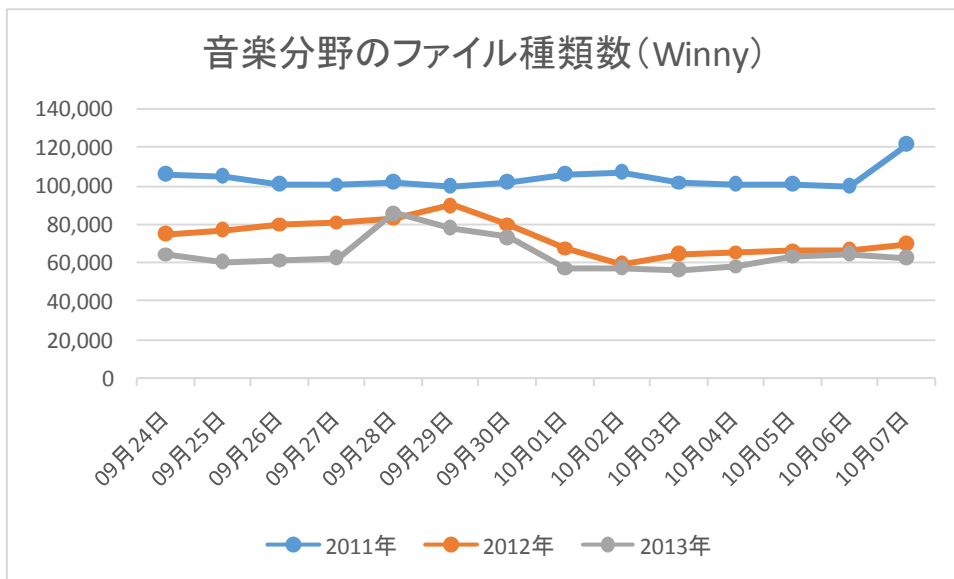
図表 映像分野の設定キーワードのファイルを保持している検知ノード数推移 (Share)



資料) 株式会社クロスワープ提供データ

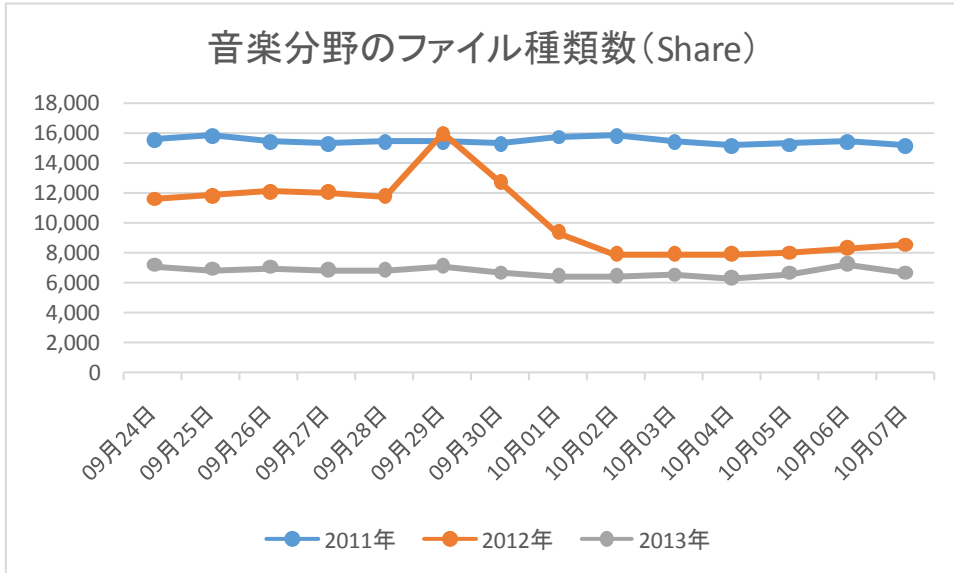
b) ファイル種類数の推移

図表 音楽分野の設定キーワードの検知ファイル種類数推移 (Winny)



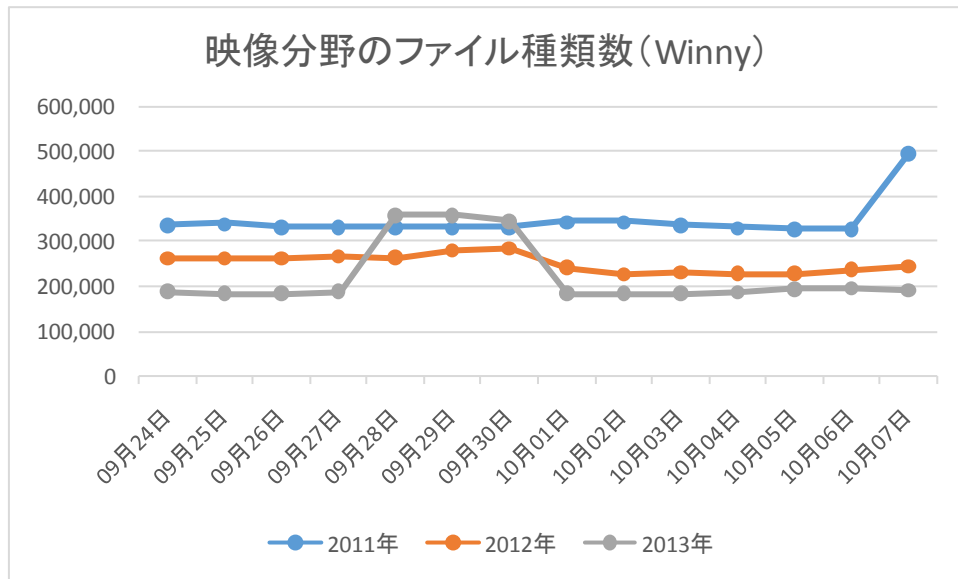
資料) 株式会社クロスワープ提供データ

図表 音楽分野の設定キーワードの検知ファイル種類数推移 (Share)



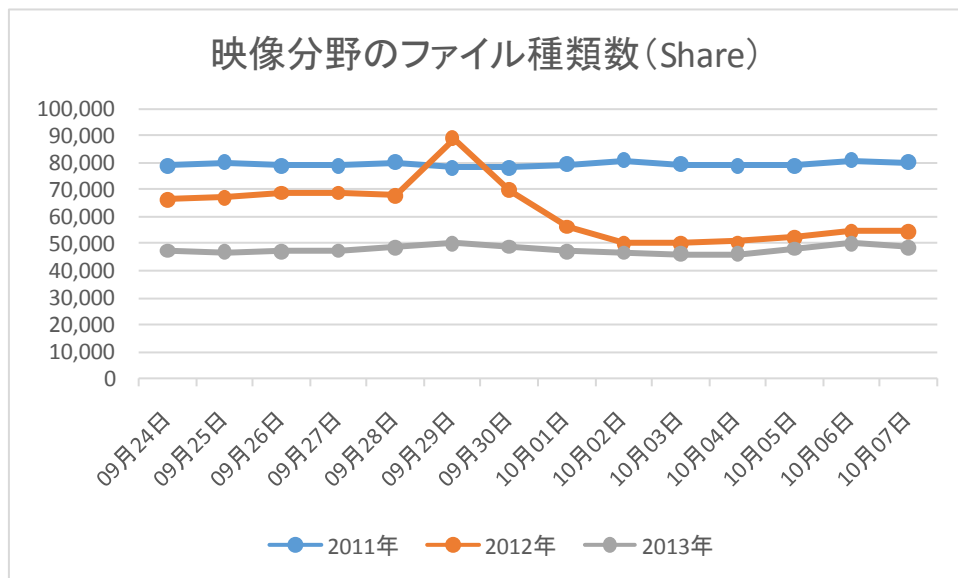
資料) 株式会社クロスワープ提供データ

図表 映像分野の設定キーワードの検知ファイル種類数推移 (Winny) ²⁷



資料) 株式会社クロスワープ提供データ

図表 映像分野の設定キーワードの検知ファイル種類数推移 (Share)

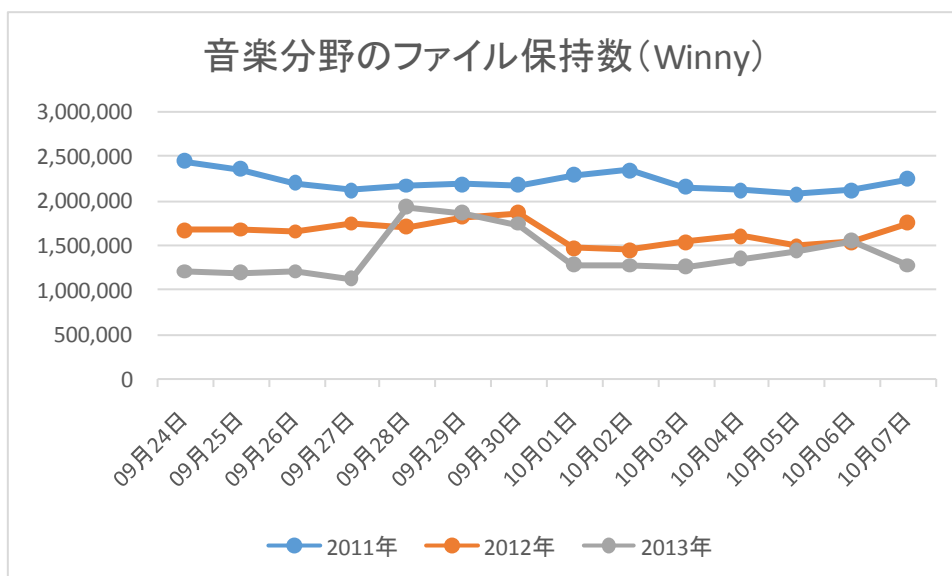


資料) 株式会社クロスワープ提供データ

²⁷ 平成25年10月1日の直前の3日間のWinnyのファイル種類数が増加している原因については不明だが、前後のデータの推移から、一時的な数値の変動と考えられ、この3日間のデータは異常値と捉えることができる（後述の「図表 映像分野の設定キーワードの検知ファイル保持数推移 (Winny)」も同様）。

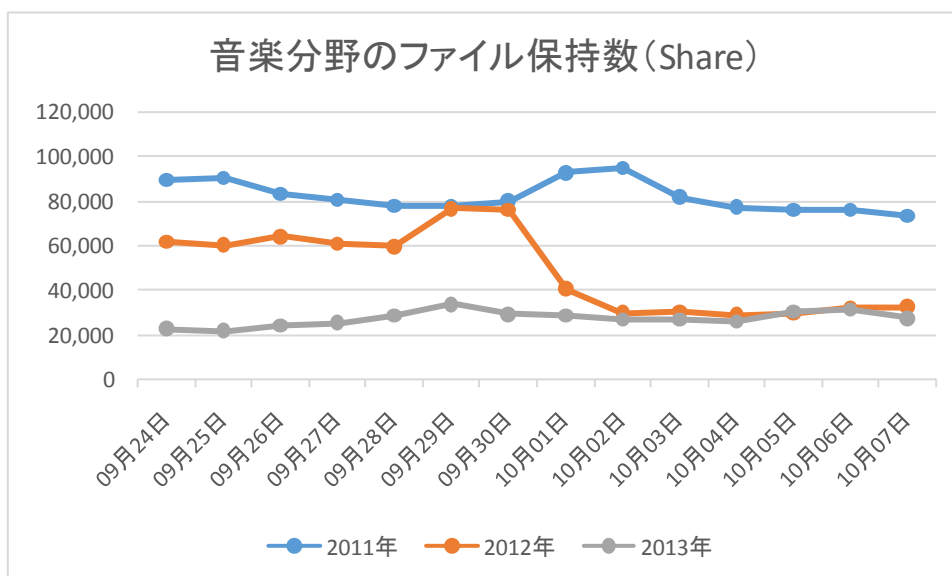
c) ファイル保持数の推移

図表 音楽分野の設定キーワードの検知ファイル保持数推移 (Winny)



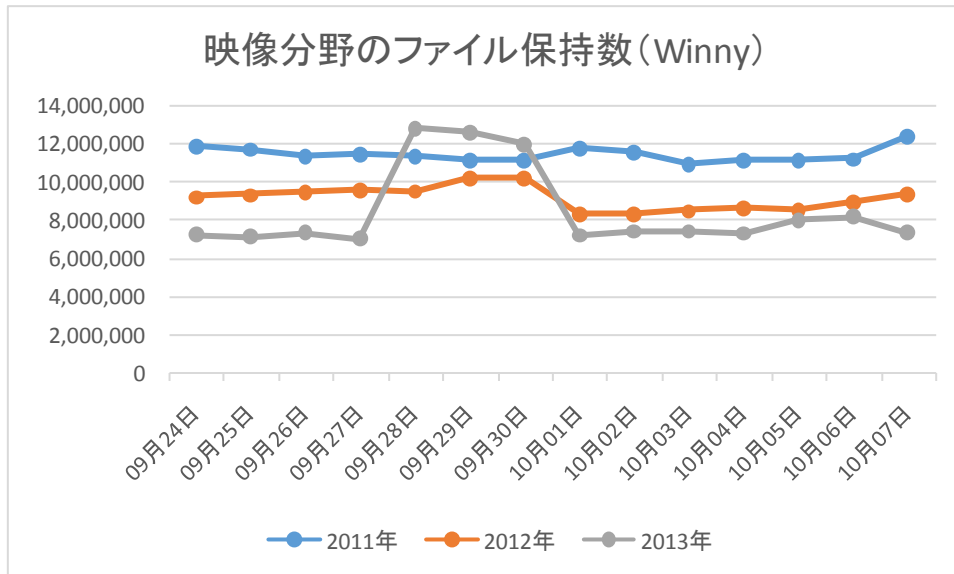
資料) 株式会社クロスワープ提供データ

図表 音楽分野の設定キーワードの検知ファイル保持数推移 (Share)



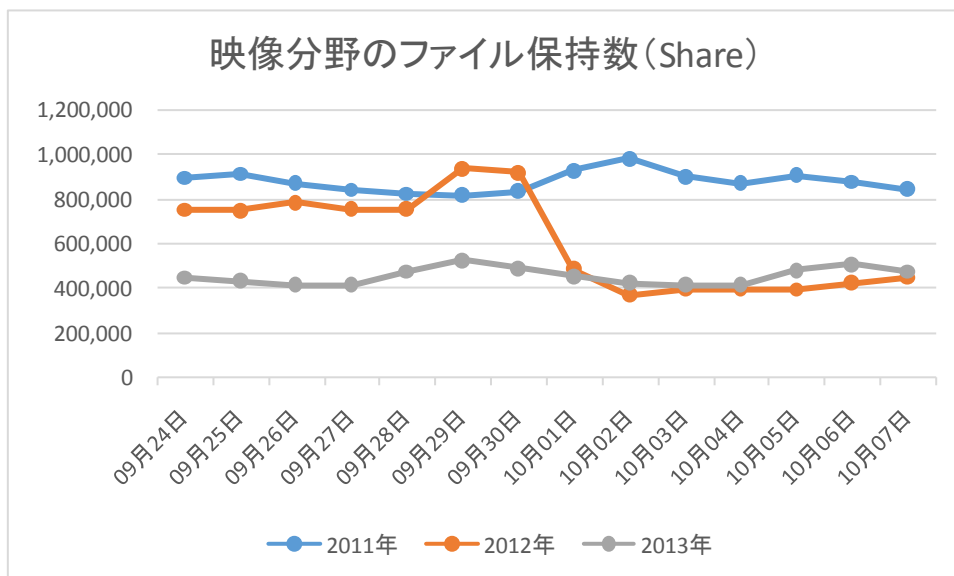
資料) 株式会社クロスワープ提供データ

図表 映像分野の設定キーワードの検知ファイル保持数推移 (Winny)



資料) 株式会社クロスワープ提供データ

図表 映像分野の設定キーワードの検知ファイル保持数推移 (Share)



資料) 株式会社クロスワープ提供データ

(4) P2P ファイル共有ソフトネットワークにおいて流通する音楽、映像ファイルにおける
違法流通ファイルの数・割合

コンピュータソフトウェア著作権協会による「ファイル共有ソフトの利用に関する調査～クローリング調査～」では、ある期間において、Winny、Share 及び PerfectDark で流通している全ファイルのキー情報（ノード情報、ファイル情報）を取得し、重複件数を削除した上で 20,000 件のデータをランダム抽出して、当該データに関し、目視により、推定されるジャンル、権利の対象及び許諾の有無について調査している。

当該調査は、以下のように、平成 24 年の改正法の成立・施行時期を挟んで 2 回実施されており、結果の比較が可能である。

- ・ 平成 24 年 5 月報告書の調査実施日：平成 24 年 3 月 2 日 17:00～3 月 3 日 17:00
(以下、当該調査を「平成 23 年度調査」という。)
- ・ 平成 25 年 2 月報告書の調査実施日：平成 25 年 1 月 18 日 17:00～1 月 19 日 17:00
(以下、当該調査を「平成 24 年度調査」という。)

当該調査結果で示される、P2P ファイル共有ソフトネットワークにおいて権利者の許諾なく流通する音楽、映像ファイル数や割合の推移により、違法ダウンロードの刑事罰化の影響を分析した。

①Winny

調査の結果、Winny ネットワークにおいて、音楽または映像の著作物²⁸が記録されると推定されるファイルのうち、①権利者の許諾を得ていない流通と推定されるファイル数（「権利あり」の列）、②権利の所在や許諾の有無が不明と推定されるファイル数（「権利の所在、許諾不明」の列）、③権利者から許諾を得た流通と推定されるファイル数（「許諾あり」の列）及びそれぞれが占める割合は、以下のとおりである。

図表 Winny における違法ファイルの割合（平成 23 年度調査）

	権利あり	権利の所在、許諾不明	許諾あり
音楽	98.37%(1,444)	0.82%(12)	0.82%(12)
映像	99.66%(4,105)	0.29%(12)	0.05%(2)

資料) 平成 23 年度調査報告書(14 頁)より一部抜粋
(<http://www2.accsjp.or.jp/activities/pdf/p2psurvey2011b.pdf>)

図表 Winny における違法ファイルの割合（平成 24 年度調査）

	権利あり	権利の所在、許諾不明	許諾あり
音楽	97.24%(988)	1.97%(20)	0.79%(8)
映像	99.63%(3,987)	0.37%(15)	0.00%(0)

資料) 平成 24 年度調査報告書(5 頁)より一部抜粋の上、新日本有限責任監査法人において編集
(<http://www2.accsjp.or.jp/activities/pdf/p2psurvey2013b.pdf>)

²⁸ なお、当該調査においては、ゲームを映像に含めていない。

上記各図表のように、Winny におけるファイルの流通状況において、ランダム抽出した 20,000 ファイルのうち、権利者の許諾を得ていない流通と推定される音楽または映像のファイル数は、平成 23 年度調査から平成 24 年度調査にかけて減少したことがわかる（音楽：1,444→988、映像：4,105→3,987）。コンピュータソフトウェア著作権協会から別途提供を受けた情報によれば、調査のために取得した情報データの全量から重複を排除する措置を行った値をファイルの全流量（推計値）とすると、平成 23 年度調査から平成 24 年度調査にかけて、Winny におけるファイルの全流量も大きく減少している（76,807,150→28,810,097）。また、ファイルの全流量における 20,000 サンプルの割合と、サンプルでの音楽・映像のファイル数を基に、全流量における音楽・映像のファイル数を推計すると、平成 23 年度調査から平成 24 年度調査にかけて、Winny において流通したファイル数は、音楽・映像ともに大きく減少している（平成 24 年度調査の音楽のファイル数は平成 23 年度調査の 25.7%、映像では同 36.4%）といえ、違法ダウンロードの刑事罰化による影響の可能性が高いと考えられる。

②Share

調査の結果、Share ネットワークにおいて、音楽または映像の著作物が記録されていると推定されるファイルのうち、①権利者の許諾を得ていない流通と推定されるファイル数（「権利あり」の列）、②権利の所在や許諾の有無が不明と推定されるファイル数（「権利の所在、許諾不明」の列）、③権利者から許諾を得た流通と推定されるファイル数（「許諾あり」の列）及びそれぞれが占める割合は、以下のとおりである。

図表 Share における違法ファイルの割合（平成 23 年度調査）

	権利あり	権利の所在、許諾不明	許諾あり
音楽	99.29%(837)	0.24%(2)	0.47%(4)
映像	98.87%(6,326)	1.13%(72)	0.00%(0)

資料) 平成 23 年度調査報告書(17 頁)より一部抜粋

(<http://www2.accsjp.or.jp/activities/pdf/p2psurvey2011b.pdf>)

図表 Share における違法ファイルの割合（平成 24 年度調査）

	権利あり	権利の所在、許諾不明	許諾あり
音楽	92.42%(634)	2.62%(18)	4.96%(34)
映像	98.67%(6,243)	1.33%(84)	0.00%(0)

資料) 平成 24 年度調査報告書(8 頁)より一部抜粋の上、新日本有限責任監査法人において編集

(<http://www2.accsjp.or.jp/activities/pdf/p2psurvey2013b.pdf>)

上記各図表のように、Share におけるファイルの流通状況において、ランダム抽出した 20,000 ファイルのうち、権利者の許諾を得ていない流通と推定される音楽または映像のファイル数は、平成 23 年度調査から平成 24 年度調査にかけて減少したことがわかる（音楽：837→634、映像：6,326→6,243）。コンピュータソフトウェア著作権協会から別途提供を受けた情報によれば、調査のために取得した情報データの全量から重複を排除する措置を行った値をファイルの全流量（推計値）とすると、平成 23 年度調査から平成 24 年度調査にかけて、Share におけるファイルの全流量も減少した（6,138,555→4,513,134）。ファイルの全流量における 20,000 サンプルの割合と、サンプルでの音楽・映像のファイル数を基に、全流量における音楽・映像のファイル数を推計すると、平成 23 年度調査から平成 24 年度調査にかけて、Share において流通したファイル数は、音楽・映像ともに大きく減少している（平成 24 年度調査の音楽のファイル数は平成 23 年度調査の 50.3%、映像では同 71.4%）といえ、違法ダウンロードの刑事罰化の影響の可能性が高いと考えられる。

③PerfectDark

調査の結果、PerfectDark ネットワークにおいて、音楽または映像の著作物が記録されていると推定されるファイルのうち、①権利者の許諾を得ていない流通と推定されるファイル数（「権利あり」の列）、②権利の所在や許諾の有無が不明と推定されるファイル数（「権利の所在、許諾不明」の列）、③権利者から許諾を得た流通と推定されるファイル数（「許諾あり」の列）及びそれぞれが占める割合は、以下のとおりであった。

図表 PerfectDark における違法ファイルの割合（平成 23 年度調査）

	権利あり	権利の所在、許諾不明	許諾あり
音楽	97.85%(1,549)	1.14%(18)	1.01%(16)
映像	97.18%(6,716)	2.82%(195)	0.00%(0)

資料) 平成 23 年度調査報告書(20 頁)より一部抜粋

(<http://www2.accsjp.or.jp/activities/pdf/p2psurvey2011b.pdf>)

図表 PerfectDark における違法ファイルの割合（平成 24 年度調査）

	権利あり	権利の所在、許諾不明	許諾あり
音楽	97.38%(1,373)	1.70%(24)	0.92%(13)
映像	97.05%(6,089)	2.95%(185)	0.00%(0)

資料) 平成 24 年度調査報告書(11 頁)より一部抜粋の上、新日本有限責任監査法人において編集

(<http://www2.accsjp.or.jp/activities/pdf/p2psurvey2013b.pdf>)

上記各図表のように、PerfectDark におけるファイルの流通状況において、ランダム抽出した 20,000 ファイルのうち、権利者の許諾を得ていない流通と推定される音楽ま

たは映像のファイル数は、平成 23 年度調査から平成 24 年度調査にかけて減少したことがわかる（音楽：1,549→1,373、映像：6,716→6,089）。コンピュータソフトウェア著作権協会から別途提供を受けた情報によれば、調査のために取得した情報データの全量から重複を排除する措置を行った値をファイルの全流量（推計値）とすると、平成 23 年度調査から平成 24 年度調査にかけて、PerfectDark におけるファイルの全流量も減少した（8,956,660→5,303,154）。ファイルの全流量における 20,000 サンプルの割合と、サンプルでの音楽・映像のファイル数を基に、全流量における音楽・映像のファイル数を推計すると、平成 23 年度調査から平成 24 年度調査にかけて PerfectDark において流通したファイル数は、音楽・映像ともに大きく減少している（平成 24 年度調査の音楽のファイル数は平成 23 年度調査の 40.5%、映像では同 57.5%）といえ、違法ダウンロードの刑事罰化の影響の可能性が高いと考えられる。

(5) 違法ダウンロードに利用される可能性があるサイト等の利用者数

違法ダウンロードの刑事罰化に係る改正法の施行前後において、違法ダウンロードに利用される可能性があるサイト等の利用者数がどれだけ変化したかを把握するため、米国 ComScore 社が提供するインターネット視聴率のデータを用いて分析を行った。

同社のインターネット視聴率の調査は、同社と協力関係にある世界各国のパネル・ユーザ（調査の対象となるユーザ）のインターネット利用にかかる情報を分析することにより行われる。なお、パネル・ユーザのパソコンには、どのインターネットサイト等にアクセスしたかを示す情報を常時収集するプログラムがインストールされており、日本に居住するパネル・ユーザ数は 13,000 人である。なお、現状、上記プログラムのインストールが行われているデバイスはパソコンのみであり、スマートフォンには対応していない。同社は、収集した情報に対して統計学的見地に基づく人口補正等を加えた推計値を作成し、インターネットサイト別の月次利用者数データとして国別で提供している。

本調査研究を実施するに当たって、違法ダウンロードに利用される可能性があるサイト等のうち、日本からの利用者が多い国内外約 300 サイト等（一部アプリケーションを含む）を指定し、同社から当該サイト等の利用者数データ（実数に基づく推定値）の提供を受け、実態変化の分析を行った。ただし、同社のデータはパネル・ユーザがどのサイト等にアクセスしたかのデータであり、実際に違法ダウンロードをしたことを示すデータではないことに留意する必要がある。

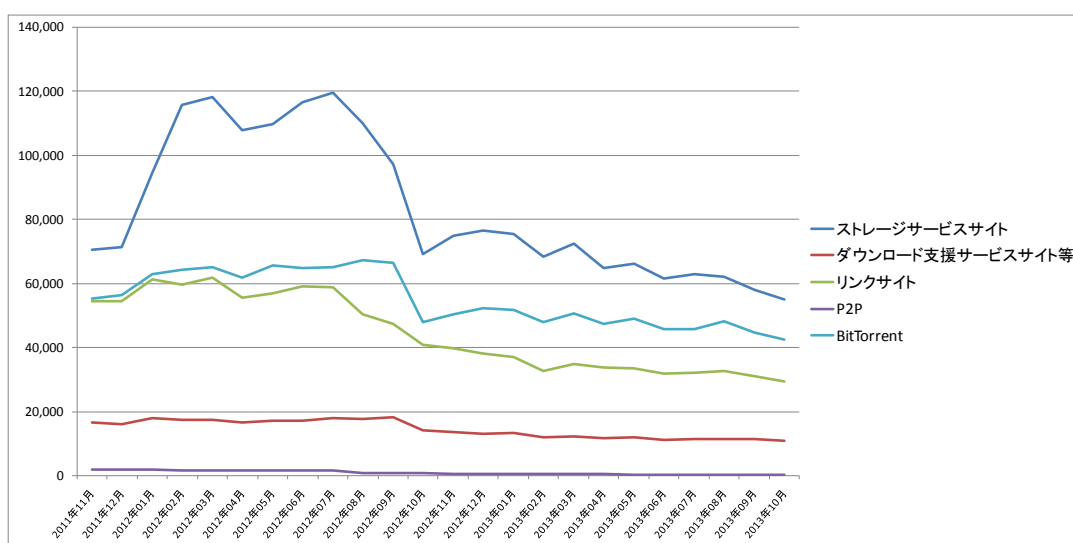
なお、図表内におけるサイト等の類型は下記のとおりである。

- ・ ストレージサービスサイト：インターネット上で他人と共有可能な状態でファイルを保存できるデジタルロッカーサイト。数値はそのアクセス者数を示す。
- ・ ダウンロード支援サービスサイト等：ストリーミング方式で提供される音楽・映像ファイルをユーザのパソコンに容易にダウンロードできるようにするため、その仕組みを提供するウェブサイト及びアプリケーション。数値は、ウェブサイトの場合はアクセス者数を、アプリケーションの場合はそれを起動・利用した人数を示す。
- ・ リンクサイト：違法配信されている音楽・映像ファイルへのリンクを数多くとりまとめ

て提供するサイト（専ら違法配信されている音楽・映像ファイルの検索機能を提供するサイトを含む）。数値はそのアクセス者数を示す。

- ・ **P2P**：違法ダウンロードに利用される可能性の高い P2P ファイル共有ソフト。数値はそれらソフトをパソコンで起動し、利用した人数を表す。
- ・ **BitTorrent**：違法ダウンロードに利用される可能性の高い BitTorrent²⁹のインデックスサイト及びアプリケーション。インデックスサイトの場合はアクセス者数を、アプリケーションの場合はそれを起動・利用した人数を示す。

図表 違法ダウンロードに利用される可能性があるサイト等の日本における利用者数の推移



資料) ComScore 社提供データ

今回分析対象としたサイト等の利用者数推移をみると、ストレージサービスサイト、BitTorrentは違法ダウンロードの刑事罰化に係る改正法が施行された平成24年10月に激減し、その後一旦は若干の増加に転じるが、以降はゆるやかな減少基調にある。ダウンロード支援サービスサイト等も平成24年10月に減少して以降、なだらかに減少している。ComScore社が提供するグローバルレベルのデータにおいても、これらサイトの利用者数は漸減傾向であるが、平成24年10月に顕著に減少したのは日本のみであったことから、違法ダウンロードの刑事罰化の影響による減少と評価できるものと考えられる。

(6) 音楽、映像の正規販売・配信売上高、生産実績

各業界団体によって公表されている、レコード生産実績³⁰、有料音楽配信売上実績³¹、ビデオソフト売上実績³²に及ぼした各データにおける、違法ダウンロードの刑事罰化の影響について検討した。

²⁹ P2P ファイル共有ソフトの一種。仕様がその他のファイル共有ソフトと異なる特徴を持つため、本調査研究では P2P に加え、個別の項目を立ててデータの提供を受けた。

³⁰ 日本レコード協会が月 1 回公表している統計 (<http://www.riaj.or.jp/data/monthly/>)。

³¹ 日本レコード協会が四半期毎に公表している統計 (<http://www.riaj.or.jp/data/download/>)。

³² 一般社団法人日本映像ソフト協会が月 1 回公表している統計 (<http://www.jva-net.or.jp/report/>)。

平成 25 年 12 月時点で公表されているデータでは、全体として、平成 24 年から平成 25 年にかけて漸減傾向が見られたが、音楽や映像の正規販売・配信の売上高等は、経済動向や個々の企業努力、ビジネスの在り方等によって大きく左右される側面があり、変動要因の特定が難しいことから、違法ダウンロードの刑事罰化の影響について明らかにすることはできなかった。

2. インターネット利用者の反応についての分析

株式会社ホットリンクが提供している、ブログ、Twitter、2ちゃんねる、掲示板などにおけるユーザの投稿を収集・分析するソーシャルメディア分析ツールである「クチコミ@係長」³³を用い、違法ダウンロードの刑事罰化に係る著作権法改正に伴うインターネット利用者の反応について分析を行った。

(1) 違法ダウンロードに関する投稿データの分析

検索の対象キーワードを「違法ダウンロード」または「違法 DL」として、①Twitter における当該キーワードを含む投稿件数³⁴と、②ブログ、2ちゃんねる、及び掲示板における当該キーワードを含む投稿の合計件数の推移を調査した。

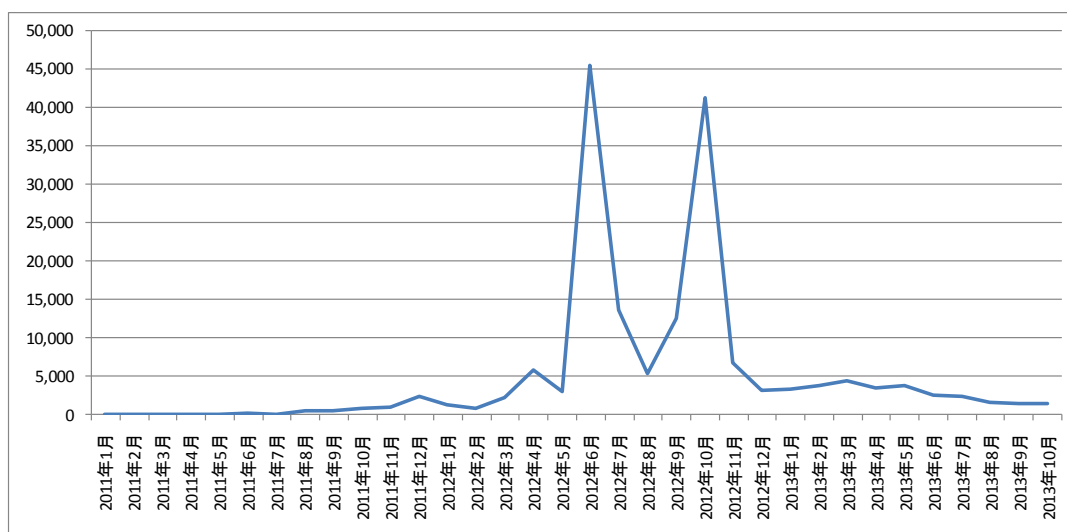
①②のいずれも違法ダウンロードの刑事罰化の規定を含む改正法の成立・公布（ともに平成 24 年 6 月）、違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の施行（平成 24 年 10 月）のタイミングで件数が急激に増えており、インターネット利用者の中で違法ダウンロードの刑事罰化が大きく話題になっていたことがわかる。

³³ 「クチコミ@係長」は総計約 290 億件以上の記事データを蓄積しており、蓄積対象の媒体はそれぞれ以下のとおりである（<http://www.hottolink.co.jp/kakaricho/strength>）。

- ・ Twitter：過去の投稿分も含む全データ（ただし公開アカウント分に限る）。
- ・ ブログ：アメーバブログ、Yahoo!ブログ等、国内主要ブログの約 90%以上をカバーしたデータ。
- ・ 2ちゃんねる：過去の投稿分も含む全データ。
- ・ 掲示板：2ちゃんねる以外の、Yahoo!知恵袋、教えて goo 等、国内主要掲示板の 90%以上をカバーしたデータ。

³⁴ 一般的なユーザにおける関心の度合いを確認するため、リツイートを含む条件設定で調査を実施した。

図表 Twitter における投稿件数の推移（平成 23 年 1 月 1 日～平成 25 年 10 月 31 日）



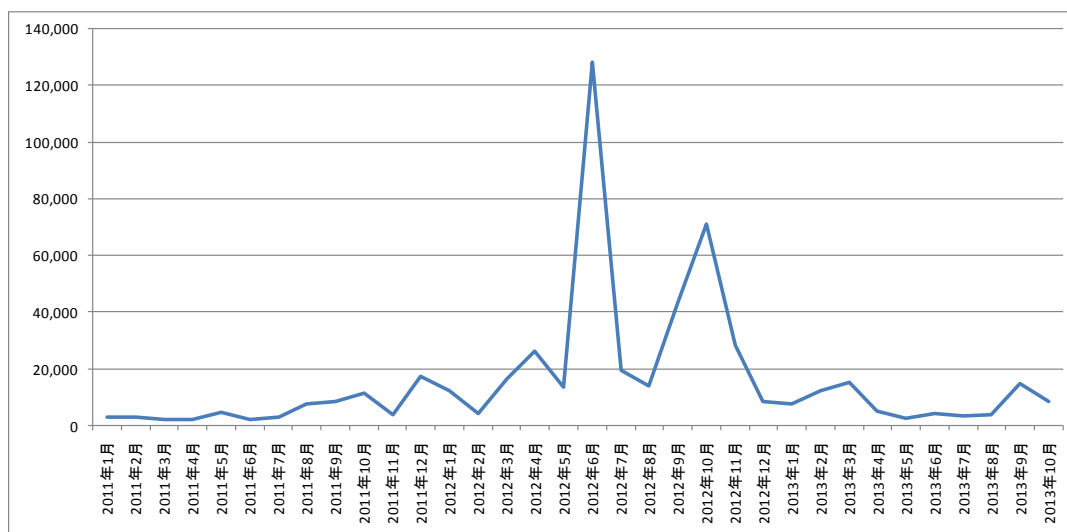
■ 検索条件

媒体：Twitter（1/10 サンプルング³⁵）

検索の対象キーワード：「違法ダウンロード」or「違法DL」

検索期間：平成 23 年 1 月 1 日～平成 25 年 10 月 31 日

図表 ブログ、2ちゃんねる及び掲示板における投稿件数の推移（平成 23 年 1 月 1 日～平成 25 年 10 月 31 日）



■ 検索条件

媒体：ブログ・2ちゃんねる・掲示板

検索の対象キーワード：「違法ダウンロード」or「違法DL」

検索期間：平成 23 年 1 月 1 日～平成 25 年 10 月 31 日

³⁵ 「クチコミ@係長」では、twitterの過去の投稿データの検索について、全データの10分の1をサンプリングしたデータを対象としている。

(2) 改正法の施行と同時期に話題になったニュースとの比較

違法ダウンロードの刑事罰化に関連する投稿件数の規模を、他の出来事と比較するため、違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定が施行された時期と同じような時期に話題になったニュースに関する投稿件数と比較した。

具体的には、違法ダウンロードの刑事罰化に係る改正法の施行（平成 24 年 10 月 1 日）とほぼ同時期（平成 24 年 9 月、10 月）の主要なニュースとして取り上げられていたもののうち、以下の 4 つのニュースについて、検索の対象キーワードを適宜設定し、当該日付を挟んだ 2 か月間で、同じ条件のもとで調査を行い、違法ダウンロードの刑事罰化に関する投稿件数と比較した。

・ 9 月 26 日

日馬富士が横綱に昇進（下記「検索条件②」に対応）

・ 9 月 26 日

自民党が安倍晋三元首相を新総裁に選出（下記「検索条件③」に対応）

・ 10 月 8 日

京都大学の山中伸弥教授がノーベル生理学・医学賞を受賞
（下記「検索条件④」に対応）

・ 10 月 23 日

政府がレスリング女子の吉田沙保里選手に国民栄誉賞を授与することを決定
（下記「検索条件⑤」に対応）

■ 検索条件①：違法ダウンロードの刑事罰化

媒体：ブログ・2ちゃんねる・掲示板

検索の対象キーワード：「違法ダウンロード」 and 「刑事罰」

検索期間：平成 24 年 9 月 1 日～平成 24 年 10 月 31 日

■ 検索条件②：日馬富士が横綱に昇進

媒体：ブログ・2ちゃんねる・掲示板

検索の対象キーワード：「日馬富士」 and 「横綱」

検索期間：平成 24 年 8 月 26 日～平成 24 年 10 月 25 日

■ 検索条件③：自民党が安倍晋三元首相を新総裁に選出

媒体：ブログ・2ちゃんねる・掲示板

検索の対象キーワード：「自民党総裁」 and 「安倍」

検索期間：平成 24 年 8 月 26 日～平成 24 年 10 月 25 日

■検索条件④：京都大学の山中伸弥教授がノーベル生理学・医学賞を受賞

媒体：ブログ・2ちゃんねる・掲示板

検索の対象キーワード：「ノーベル賞」and「山中」

検索期間：平成24年9月8日～平成24年11月7日

■検索条件⑤：政府がレスリング女子の吉田沙保里選手に国民栄誉賞を授与することを決定

媒体：ブログ・2ちゃんねる・掲示板

検索の対象キーワード：「国民栄誉賞」and「吉田」

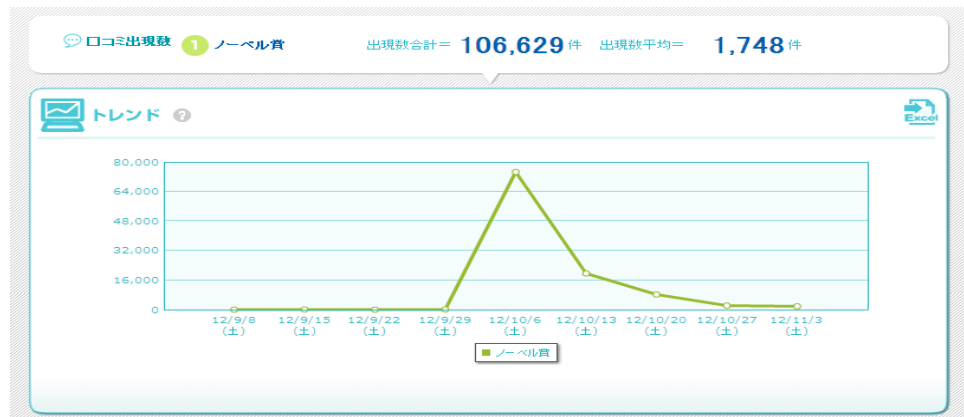
検索期間：平成24年9月23日～平成24年11月22日

投稿件数は、検索条件①（違法ダウンロードの刑事罰化）が20,552件、検索条件②（日馬富士が横綱に昇進）が14,262件、検索条件③（自民党が安倍晋三元首相を新総裁に選出）が89,996件、検索条件④（京都大学の山中伸弥教授がノーベル生理学・医学賞を受賞）が106,629件、検索条件⑤（政府がレスリング女子の吉田沙保里選手に国民栄誉賞を授与することを決定）が16,012件であった。

以上により、違法ダウンロードの刑事罰化は、同時期の主要ニュースと同等の数の投稿件数となっており、インターネット利用者にとって大きな関心事項であったことがうかがえる。

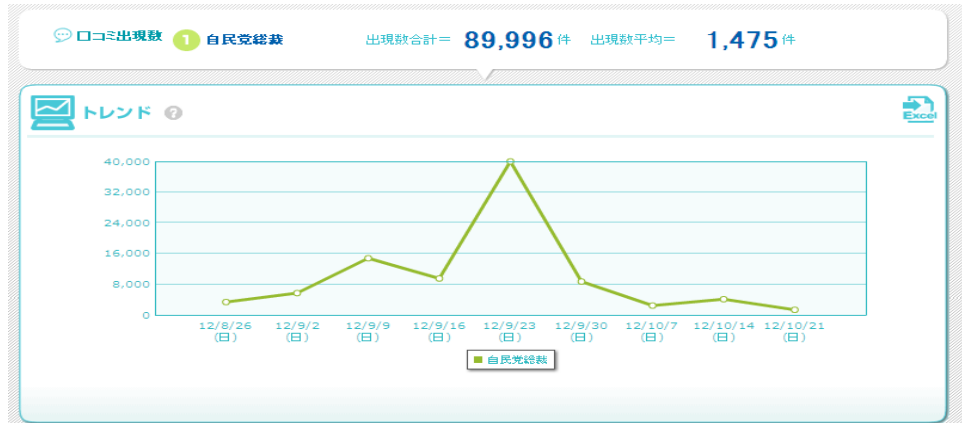
図表 検索条件毎の投稿件数³⁶（出現数の多い順）

■検索条件④：
京都大学の山中伸弥教授がノーベル生理学・医学賞を受賞



³⁶ 以下の図表は、「クチコミ@係長」における実際の表示画面。「口コミ出現数」は投稿件数に等しい。

■検索条件③：
自民党が安倍晋
三元首相を新総
裁に選出



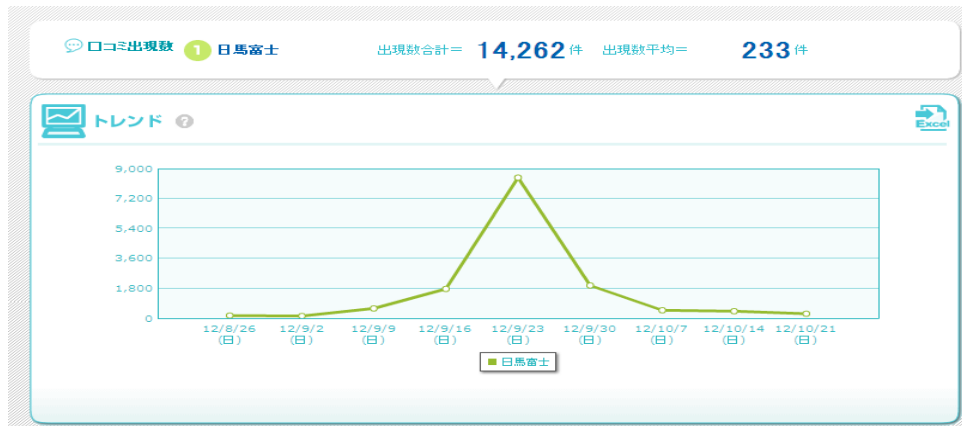
■検索条件①：
違法ダウンロード
の刑事罰化



■検索条件⑤：
政府がレスリン
グ女子の吉田沙
保里選手に国民
栄誉賞を授与す
ることを決定



■検索条件②：
日馬富士が横綱
に昇進



V. まとめ

以下では、これまで行った調査・分析結果をもとに、違法ダウンロードの刑事罰化の影響について整理した上で、調査研究内容をまとめている。

1. 違法ダウンロードの刑事罰化の影響の整理等

(1) 関係事業者等によって各種関連措置は実施されたか

改正法附則第 8 条で、関係事業者は特定侵害行為を防止するための措置を講じるよう努めなければならないと規定されているところ、本調査研究におけるヒアリング調査を通じて、改正法の施行前から、違法ダウンロードを防止するための措置は、主に普及啓発活動という形で多くの事業者によって行われており、改正法の施行後の措置としては、従来講じられてきた措置の継続的实施や、措置内容の量的・質的な拡充を中心に行われてきたことが確認された。

従来の措置内容を拡充した事例としては、まず、日本レコード協会が発行するエルマークが挙げられる。エルマークは、平成 21 年 1 月施行の違法配信からのダウンロードの違法化に際して平成 20 年 2 月に導入されたものであるが、平成 24 年 12 月に 3 種類のエルマーク（「ダウンロード OK」、「視聴のみ OK」、「転載 OK」）を追加で作成・導入するとともに、新たに「エルマーくん」という啓発用のキャラクターも作成するなど、充実化が図られた。エルマークの採用実績は、平成 24 年 3 月時点で、222 社のコンテンツ配信事業者、1,457 サイトで利用されていたが、平成 25 年 12 月時点で、267 社のコンテンツ配信事業者、1,643 サイトで利用されている。ただし、本調査研究で実施したアンケート調査によれば、エルマークの認知度は約 14%となっており（Q23：106 頁参照）、更なる認知拡大が必要といえる。

また、「映画館に行こう！」実行委員会では、従前から上映していた映画盗撮防止法についての CM「NO MORE 映画泥棒」をリニューアルし、違法ダウンロードの刑事罰化に関する新たな注意喚起メッセージを追加した。この CM は、平成 25 年 11 月より、全国の映画館（約 3,300 スクリーン）で上映され、本調査研究で実施したアンケート調査によれば、同 CM に登場する、いわゆる「カメラ男」については、その認知度が 7 割を超えている（Q23：106 頁参照）。

さらに、改正法の施行に当たって新たに講じられた関連措置の事例として、日本レコード協会と日本国際映画著作権協会による積極的な啓発活動が挙げられる。まず、日本レコード協会では、関係業界団体と協力して平成 24 年 9 月に「STOP!違法ダウンロード広報委員会」を設立して大々的な広報を実施した。具体的には、各種ウェブサイトへ様々な形で広告を掲載し、特設キャンペーンサイトへの訪問者数が 94 万件を記録した（平成 25 年 12 月時点）ほか、数万部単位で啓発用グッズ・ポスター等を作成し、全国の学校、CD 販売店、音楽イベント等で広く配布した。また、日本国際映画著作権協会では、各種キャンペーン・セミナー等による啓発活動のほか、コミックマーケット等のイベント、警察が主催するサイバー犯罪防止教室での啓発活動等を精力的に実施した。その際、アーティストを起用し

て、直接ユーザに違法ダウンロードの問題性について訴える機会を作ったほか、ユーザにとって親しみやすい啓発用のグッズを作成した上で、より訴求力のあるイベントを選び、やはり数万部単位でグッズ等を効果的に配布するなどの工夫が見られた。

以上を踏まえると、関係事業者の措置は、特定侵害行為を防止するための普及啓発活動を中心に、着実に実施されたものと評価することができる。

また、改正法附則第7条で、国等は、特定侵害行為の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、国民に対して特定侵害行為の防止に関する啓発その他の必要な措置を講じなければならないことが規定されているところ、国は、文化庁ホームページにおける改正法解説資料や「違法ダウンロードの刑事罰化についてのQ&A」の掲載や、政府広報オンラインへの広報記事の掲載等、違法ダウンロードの刑事罰化について様々な広報活動を展開してきている。その結果、文化庁のホームページにおける、違法ダウンロードの刑事罰化に係る広報のページは、のべ数十万単位でのアクセスを記録したほか、政府広報オンラインで掲載された広報記事の中で、違法ダウンロードの刑事罰化に関する広報記事はアクセス数ランキングで継続的に上位となった。

さらに、アンケート調査によれば、刑事罰の対象となるダウンロード行為の具体的な内容について、「文化庁のサイトで調べた」とした回答者は、刑事罰の対象となる行為に対する理解を確認する設問の正解率が高かった（Q11とQ12のクロス集計：80頁参照）ことも明らかになった。

このことから、国による啓発活動は、一般ユーザにおける法改正の内容についての理解度向上に寄与し、一定の成果をあげたものと評価することができる。

(2) 法改正の事実は認知されたか

本調査研究におけるアンケート調査で本調査に進んだ回答者³⁷1,392人において、違法ダウンロードの刑事罰化についての認知度は82.3%であった（Q8：70頁参照）。また、本調査の対象とならなかった回答者45,809人において、同認知度は62.3%であった（S-Q7：49頁参照）。前者の認知度の高さは、その経験内容から、違法ダウンロードの刑事罰化の問題がより身近で関心が高かったためと考えられる。

また、ヒアリング調査においては、違法ダウンロードの刑事罰化に対するユーザの反応・理解状況については、普及啓発等により、違法ダウンロードが一定の場合には刑事罰の対象となることについて、インターネット利用者の認知は進んできているという認識が業界団体及びコンテンツ配信事業者の双方から示された。

本調査研究では、既述のとおり、インターネット利用者における反応を分析するため、違法ダウンロードの刑事罰化に関するTwitter等での投稿件数の調査も行った。その結果、違法ダウンロードの刑事罰化は、同時期の主要なニュースのうち幾つかと同等の数の投稿件数であり、インターネット利用者にとって大きな関心事項であったことが分かった。

以上を踏まえると、違法ダウンロードの刑事罰化の認知度は、比較的高い水準にあると評価でき、その要因として、インターネット利用者にとって大きな関心事項であったこと

³⁷ 正確には、平成24年10月1日より前に有償で販売・配信されている音楽や映像を無料でダウンロードした経験があると回答した層のうち、本調査に進んだ回答者。

と、その後の関係事業者や国等による普及啓発活動等があると考えられる。

(3) 法改正の内容は正しく理解されたか

本調査研究におけるアンケート調査では、法改正の内容が正しく理解されたかどうかを把握するために、いくつかの質問を行った。具体的には、本調査で、違法ダウンロードの刑事罰化について知っているという回答（Q8：70 頁参照）した 1,146 人に対し、どのようなダウンロード行為が刑事罰の対象になるのかということについて具体的に知っているかを質問（Q10：74 頁参照）すると共に、刑事罰の対象となる行為に対する理解を確認した（Q12：78 頁参照）。

Q10 については、「知っている」と選択した回答者は約半数（49.7%）であった。

また、Q12 では、「違法にアップロードされた音楽や映像のファイルを、ダウンロードせずに視聴する行為も、刑事罰の対象となる」という選択肢について正答した（これを正しい選択肢として選択しなかった）回答者が 67.6%であった。一方、「音楽と映像以外のファイル（イラスト、写真など）をダウンロードする行為は、そのファイルが違法にアップロードされたものであっても、刑事罰の対象とはならない」という選択肢について正答した（これを正しい選択肢として選択した）回答者は 13.6%であり、内容によって理解度が異なるといえる。

この点に関連して、ヒアリング調査では、一部のコンテンツ配信事業者から、刑事罰の対象となる要件（対象となる行為、著作物等）が複雑であるとの意見もあったところである。

以上を踏まえると、今後、違法ダウンロードの刑事罰化に係る法改正の内容への理解度を高めていくことは重要な課題であり、その際には、インターネットの利用について萎縮効果を生まないよう、適用要件をより分かりやすく伝える工夫が必要と考えられる。

(4) 違法ダウンロードは抑止されたか

本調査研究では、①インターネットトラフィック、②P2P ファイル共有ソフトネットワークにおけるノード数・ファイル保持数、③P2P ファイル共有ソフトネットワークにおいて流通する有償著作物等に該当すると考えられる音楽、映像ファイルの検知ノード数、ファイル種類数、ファイル保持数、④P2P ファイル共有ソフトネットワークにおいて流通する音楽、映像ファイルにおける違法流通ファイルの数・割合、⑤違法ダウンロードに利用される可能性があるサイト等の利用者数について調査し、これらを客観的な指標として、違法ダウンロードの刑事罰化により、違法ダウンロード数が減少したと推認できるか検証した。その結果、いずれの調査結果においても、違法ダウンロードの刑事罰化に係る改正法が施行された平成 24 年 10 月 1 日を機に値が減少したこと、特に、上記のうち②・③・④・⑤については、改正法の施行を機に値が大きく減少した後、その値が以前の水準まで回復していないことが確認された。

また、ヒアリング調査においても、業界団体及びコンテンツ配信事業者の双方から、P2P ファイル共有ソフトネットワークに関して、改正法の施行後にノード数、ファイル保持数が大きく減少して、その後も元の水準に戻らないまま推移している点については、違法ダ

ダウンロードの刑事罰化の影響であると考えられるとの意見が示された。

さらに、アンケート調査において、刑事罰の対象となる違法ダウンロードの可能性があると考えられる行動について、以前に実施経験があったとした回答者に対し、2012年10月1日以降の実際の行動変容があったかを質問した(Q19:96頁参照)ところ、「減った」・「やめた」との回答者の割合は以下のとおりであり、比較的高い数値となっている。

- ・国内向け動画共有サイトから、専用のソフトウェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること：53.3%
- ・海外向け動画共有サイトから、専用のソフトウェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること：48.0%
- ・ファイル共有ソフトを使用して、音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること：68.5%
- ・オンラインストレージサービスから音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること：50.2%

これらの調査結果を総合的に勘案すると、違法ダウンロードの刑事罰化が、違法ダウンロードに一定の抑止効果を発揮したものと評価できる。

(5) 正規コンテンツの流通に影響はあったか

本調査研究では、有料音楽配信売上実績（日本レコード協会公表データ）、オーディオレコード生産実績（日本レコード協会公表データ）、ビデオソフト売上実績（一般社団法人日本映像ソフト協会公表データ）に及ぼした違法ダウンロードの刑事罰化の影響について検討したところ、平成25年11月時点で公表されているデータでは、平成24年から平成25年にかけて漸減傾向が見られ、これら売上・生産実績の推移と違法ダウンロードの刑事罰化の影響について明らかにすることはできなかった。

この点について、ヒアリング調査では、生産実績や売上実績は、主に、各事業者の企業努力等によって大きく左右されるものであり、違法ダウンロードの刑事罰化に係る影響のみを取り出して分析することは困難であるとの意見が一部の業界団体からあった。

なお、上記と同じアンケート調査 Q24（113頁参照）において、権利者の許諾を得た正規ビジネスを利用したものと考えられる以下の各行動について今後の増加意向を示した回答者の割合はそれぞれ下記のとおりであり、今後、正規コンテンツの流通にプラスの影響が出る可能性も考えられる。

図表 コンテンツの利用行為に関する今後の増加意向を示した回答者の割合

コンテンツの利用行為類型	当該行為の経験がある者のうち増加意向を示した回答者の割合	当該行為の経験がない者のうち増加意向を示した回答者の割合
音楽配信サービスの正規サイトで音楽をストリーミング視聴すること	7.3%	6.5%
音楽配信サービスの正規サイトから音楽をダウンロード購入すること	8.5%	6.3%
インターネットラジオで音楽をストリーミング試聴すること	7.9%	3.3%
映像配信サービスの正規サイトで映像ファイルをストリーミング視聴すること	7.5%	5.1%
映像配信サービスの正規サイトから映像ファイルをダウンロード購入すること	11.0%	4.2%
CD/DVD/BD をお店で購入すること	10.7%	8.2%
CD/DVD/BD をレンタルショップからレンタルすること	13.5%	8.1%
映画館で映画を鑑賞すること	10.6%	7.3%

2. 総括

本調査研究は、改正法附則第 10 条において、改正著作権法第 119 条第 3 項及び改正法附則第 8 条について、改正法の「施行後一年を目途として、これらの規定の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする」とされていることを踏まえ、施行状況等についての調査・検討を行うことを目的として実施したものである。

まず、改正著作権法第 119 条第 3 項については、改正法の施行後、有償著作物等の違法ダウンロードを被疑事実とした検挙は現時点（平成 25 年 12 月時点）ではないものの、P2P ファイル共有ソフトネットワークにおける有償著作物等に該当すると考えられる音楽、映像ファイルの検知ノード数等や、違法ダウンロードに利用される可能性があるサイト等の利用者数等の客観的な指標に基づく検討結果を総合的に勘案すると、違法ダウンロードの刑事罰化が、違法ダウンロードに一定の抑止効果を及ぼしたものと評価できる。また、本調査研究において実施したアンケート調査によれば、刑事罰の対象となる違法ダウンロードの可能性があると考えられる行動について、以前に実施経験があったとした回答者に対して、平成 24 年 10 月 1 日以降の実際の行動変容があったかを質問したところ、「減った」・「やめた」との回答した者の割合は平均で 50%程度に上っており、この点からも、違法ダウンロードの刑事罰化が、違法ダウンロードに一定の抑止効果を及ぼしたものと推認できる。

また、改正法附則第8条については、ヒアリング調査の結果、関係事業者において、普及啓発活動を中心とした各種関連措置が積極的に講じられたことが確認された。このような関係事業者による措置に加え、改正法附則第7条で求められている国等による啓発活動が様々な形で実施されたことも相まって、改正法の施行後一年程度を経過した段階で、違法ダウンロードの刑事罰化についての認知度は比較的高い水準に達していると評価できる。

一方で、刑事罰の対象となる行為の具体的な内容等に対する理解度については、十分ではないことも分かった。この点に関連して、ヒアリング調査において、違法ダウンロードの刑事罰化の規定は、刑事罰の対象となる要件（対象となる行為、著作物等）が複雑であることから、ユーザに正確な理解を促し、萎縮を生じさせないよう、啓発活動を行うことに苦心したとの意見があった。また、近年、SNS等の利用によって情報の発信が容易となっており、社会的に話題となっている事柄に関しては、マスメディアから発信される情報だけでなく、SNS等を利用して発信される情報も増加し、中には真偽不明のものによって正確な情報の伝播に混乱が生じる場合があるが、違法ダウンロードの刑事罰化の規定についても、法律の条文から見て明らかに誤った解釈等³⁸が拡散してしまう現象が見られたといった意見もあった。

加えて、ユーザにとってあるコンテンツが正規に配信されたものか否かを見分ける重要な指標となりうるエルマークについても、現時点ではユーザにおける認知拡大の取組みの途上にあり、更なる普及促進が今後の課題といえる。

なお、今回のアンケート調査結果からは、今後ユーザの理解を更に深めるために普及啓発活動を実施するに当たって参考となる点がいくつか見受けられる。まず、違法ダウンロードの刑事罰化を知るきっかけとなった媒体として、「ニュース等のサイト」、「テレビ番組」、「新聞記事」、「インターネット上の掲示板」、「映画館で流れるCM」が多く挙げられた（Q9：71頁参照）ほか、クロス集計の結果、年齢別には、「15-19歳」は「SNS」、「20-29歳」は「映画館で流れるCM」の割合が高かった（Q9：72頁参照）。このような、受け手の特性に合った媒体に注力した普及啓発活動を行うことにより、より高い普及啓発効果が期待できると考えられる。

また、既述のように、今回のアンケート調査結果から、文化庁サイトは、的確な情報ソースの一つとなると考えられるため、これを有効に活用して、違法ダウンロードの刑事罰化に係る法改正の内容についての理解度向上を図ること等が考えられる。

以上を踏まえると、今後、違法ダウンロードの刑事罰化に係る法改正の具体的な内容についての理解度を更に高めるためには、普及啓発活動において、ユーザを的確な情報ソースに誘導すること、受け手の特性に合った媒体等も活用しながら、刑事罰の対象となる要件をはじめとした違法ダウンロードの刑事罰化に係る法改正の内容をより分かりやすく伝えるような工夫を行うこと、関係事業者及び国等が適宜適切に協力を行っていくこと等が重要であると考えられる。また、関係事業者においては、上記の普及啓発活動に加え、エルマークの普及促進・認知拡大をはじめとする、違法ダウンロードを防止するための措置をより一層進めていくことも重要であると考えられる。

³⁸ 前掲注11に同じ。

SQ3 あなたがインターネットで利用したことがあるサービスすべてを選択してください。※プライベートでの利用に限ります。(※)「アップロード」とは、ネットワークを通じて音楽や映像などのファイルをアクセスできるようにサーバ等に送信することをいいます。ホームページに音楽をアップロードすること、YouTubeに動画を投稿すること、ファイル共有ソフト（P2Pソフト: Winny、Share、PerfectDark等）に動画ファイルを提供することなどがあてはまります。

- 1. メール
- 2. 各種ホームページやニュースサイト等の閲覧
- 3. 検索エンジンサービス(Google、Yahoo!等)での検索
- 4. ブログへの投稿や閲覧
- 5. 掲示板への投稿や閲覧
- 6. SNSへの投稿や閲覧
- 7. インターネット通販
- 8. インターネットバンキング・ネット証券
- 9. 音楽や映像の視聴・ダウンロード
- 10. 音楽や映像のアップロード(※)
- 11. 本や漫画、雑誌の閲覧・ダウンロード
- 12. 本や漫画、雑誌のアップロード(※)
- 13. インターネット上のオンラインゲーム
- 14. インターネットからのゲームのダウンロード
- 15. インターネットオークション
- 16. その他【 】

SQ4 あなたがインターネットで音楽や映像を視聴・ダウンロードするために使ったことのあるサイト等について、以下のうちにあてはまるものをすべて選んでください。(※)「オンラインストレージサービス」とは、インターネットを通じて、ファイルやデータを保管するためのディスクスペースを貸すサービス。

- 1. 音楽配信サービスのサイト(レコチョク、mora、iTunes Store等)
- 2. インターネットラジオ(らじる★らじる、radiko.jp等)
- 3. ポッドキャスト(iTunes Store、ラジオ局等)
- 4. 映像配信サービスのサイト(GyaO!、NHKオンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等)
- 5. 国内向けの動画共有サイト(ニコニコ動画、FC2動画、YouTube等)
- 6. 海外向けの動画共有サイト(Tudou、Youku、DailyMotion等)
- 7. ファイル共有ソフト(P2Pソフト: Winny、Share、PerfectDark等)
- 8. オンラインストレージサービス(Megaupload、RapidShare、firestorage、Dropbox等)(※)
- 9. ホームページ(個人のホームページ等)
- 10. ブログ(Amebaブログ、Yahoo!ブログ、FC2ブログ等の各種ブログ)
- 11. インターネット上の掲示板(2ちゃんねる等)
- 12. SNS(Mixi、Facebook、Twitter等)
- 13. その他【 】

SQ5 あなたは、インターネット上でどのような種類の音楽や映像を視聴・ダウンロードした経験がありますか？音楽や映像の種類ごとにお答えください。また、視聴・ダウンロードした経験がある場合、その方法としてあてはまるものをすべて選択してください。(※1)「ストリーミング」とは、データを読み込みながら同時に再生する方式で、待ち時間の必要がなくすぐに音楽や映像を視聴できます。パソコン等の機器に保存された音楽や映像のファイルを視聴するのと異なり、音楽や映像を視聴するためには、インターネットに接続していることが必要

	1 無 料 ス ト リ ー ミ ン グ (※ 1)	2 有 料 ス ト リ ー ミ ン グ (※ 1)	3 無 料 ダ ウ ン ロ ー ド (※ 2)	4 有 料 ダ ウ ン ロ ー ド (※ 2)	5 視 聴 ま た は ダ ウ ン ロ ー ド の い ず れ も し た こ と は な い
1. 一般の人が歌ったり、演奏したりしている音楽(一般の人が自作した曲等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. シングルCDやアルバムCDとして販売されている音楽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 音楽配信サービスのサイト(レコチョク、mora、iTunes Store等)で有料配信されている音楽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 試聴用の音楽(iTunes StoreやAmazon等で試聴可能な30秒程度の音楽)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 公式サイトや公式チャンネルで配信されているミュージック・プロモーション・ビデオ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 一般の人が撮影した映像(YouTube等に投稿されている一般の人が撮影した動物の映像等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. テレビ番組	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 劇場公開映画の予告編の映像	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 劇場公開中の映画本編	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. DVDやBD(ブルーレイディスク)として販売されている映像	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11. 映像配信サービスのサイト(GyaO!、NHKオンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等)で有料配信されている映像	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12. その他【 】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

sq6 前問でお答えいただいた音楽や映像について、無料でダウンロードした経験があるのはいつ頃ですか？あてはまる時期をそれぞれすべてお答えください。

	1	2	3	4	5
	半 年 以 内	半 年 ～ 1 年 前	1 ～ 3 年 前	3 ～ 5 年 前	5 年 以 上 前
1. 一般の人が歌ったり、演奏したりしている音楽(一般の人が自作した曲等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. シングルCDやアルバムCDとして販売されている音楽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 音楽配信サービスのサイト(レコチョク、mora、iTunes Store等)で有料配信されている音楽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 試聴用の音楽(iTunes StoreやAmazon等で試聴可能な30秒程度の音楽)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 公式サイトや公式チャンネルで配信されているミュージック・プロモーション・ビデオ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 一般の人が撮影した映像(YouTube等に投稿されている一般の人が撮影した動物の映像等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. テレビ番組	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. 劇場公開映画の予告編の映像	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. 劇場公開中の映画本編	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. DVDやBD(ブルーレイディスク)として販売されている映像	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11. 映像配信サービスのサイト(GyaO!, NHKオンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等)で有料配信されている映像	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12. その他(【SQ5S12FAの選択内容】)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

sq7 著作権法が改正されて、2012年10月1日以降、違法にアップロードされた音楽・映像のファイルのダウンロードは刑事罰の対象となる場合があります。このことを知っていましたか？

- 1. 知っていた
- 2. 知らなかった

2. 本調査

Q1 あなたがインターネットで音楽や映像等を利用する(ストリーミング視聴やダウンロードする)にあたって、その音楽や映像を探すために使用しているサイトは何ですか。(いくつでも)

- 1. 検索エンジンサービス(Google、Yahoo!等)
- 2. 音楽配信サービスのサイト(レコチョク、mora、iTunes Store等)
- 3. インターネットラジオ(らじる★らじる、radiko.jp等)
- 4. 映像配信サービスのサイト(GyaO!、NHKオンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等)内のメニューや検索機能
- 5. 国内向け動画共有サイト(ニコニコ動画、FC2動画、YouTube等)内のメニューや検索機能
- 6. 海外向け動画共有サイト(Tudou、Youku、DailyMotion等)内のメニューや検索機能
- 7. ファイル共有ソフト(P2Pソフト:Winny、Share、PerfectDark等)の検索機能
- 8. 個人ホームページからのリンクやURLの全部又は一部の紹介
- 9. ブログ(Amebaブログ、Yahoo!ブログ、FC2ブログ等の各種ブログ)からのリンクやURLの全部又は一部の紹介

- 10. インターネット上の掲示板(2ちゃんねる等)からのリンクやURLの全部又は一部の紹介
- 11. SNS(mixi、Facebook、Myspace等)からのリンクやURLの全部又は一部の紹介
- 12. その他【 】 【 】

Q2 「シングルCDやアルバムCDとして販売されている音楽」や、「音楽配信サービスのサイトで有料配信されている音楽」、「劇場公開中の映画本編」、「DVDやBD(ブルーレイディスク)として販売されている映像」、「映像配信サービスのサイトで有料配信されている映像」をストリーミング視聴した経験やファイルをダウンロードした経験についてお尋ねします。本設問では、視聴等のきっかけとなったサイト等ではなく、音楽や映像を直接ストリーミング視聴したり、直接ファイルをダウンロードしたりした経験のあるサイト等についてお答えください。また、CDやDVD、BD(ブルーレイディスク)の購入、映画館での映画鑑賞の経験等についてもあわせてお尋ねします。それぞれについて経験の有無をお答えください。

※「オンラインストレージサービス」
インターネットを通じて、ファイルやデータを保管するためのディスクスペースを貸すサービス。

※「ストリーミング」
ストリーミングは、データを読み込みながら同時に再生する方式で、待ち時間の必要がなくすぐに音楽や映像を視聴できます。パソコン等の機器に保存された音楽や映像のファイルを視聴するのと異なり、音楽や映像を視聴するためには、インターネットに接続していることが必要です。ニコニコ動画やYouTube、NHKオンデマンド、GyaO!での視聴などが当てはまります。

※「ダウンロード」
ダウンロードは、音楽や映像のファイルをパソコン等の機器に保存することをいいます。保存した音楽や映像のファイルは、何度でも再生でき、また、保存したファイルを他の様々な機器にコピーして視聴することも可能です。iTunes Storeでの音楽の購入などが当てはまります。

【項目14、19以外必須】

	1	2
	経験がある	経験がない
【ストリーミング視聴した経験やファイルをダウンロードした経験について】		
1. 音楽配信サービスの正規サイト(レコチョク、mora、iTunes Store等)で音楽をストリーミング視聴すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 音楽配信サービスの正規サイト(レコチョク、mora、iTunes Store等)から音楽ファイルをダウンロード購入すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. インターネットラジオ(らじる★らじる、radiko.jp等)で音楽をストリーミング視聴すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4. インターネットラジオ(らじる★らじる、radiko.jp等)から、専用のソフトウェア等を使用して、番組内で流れた音楽をダウンロードすること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5. ポッドキャスト(iTunes Store、ラジオ局等)から音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6. 映像配信サービスの正規サイト(GyaO!、NHKオンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等)で映像をストリーミング視聴すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7. 映像配信サービスの正規サイト(GyaO!、NHKオンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等)から映像ファイルをダウンロード購入すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8. 国内向け動画共有サイト(ニコニコ動画、FC2動画、YouTube等)で音楽や映像をストリーミング視聴すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
9. 海外向け動画共有サイト(Tudou、Youku等)で音楽や映像をストリーミング視聴すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10. 国内向け動画共有サイト(ニコニコ動画、FC2動画、YouTube等)から、専用のソフトウェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
11. 海外向け動画共有サイト(Tudou、Youku等)から、専用のソフトウェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
12. ファイル共有ソフト(P2Pソフト:Winny、Share、PerfectDark等)を使用して、音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
13. オンラインストレージサービス(Megaupload、Rapidshare、Dropbox等)から音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
14. 上記以外の方法で、インターネットから音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
【CDやDVD、BD(ブルーレイディスク)の購入、レンタル、映画館での映画鑑賞の経験等】		
15. CD/DVD/BDをお店(インターネットショップを含む)で購入すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
16. CD/DVD/BDをレンタルショップ(インターネットショップを含む)からレンタルすること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
17. テレビ番組を録画すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
18. 映画館で映画を鑑賞すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
19. その他【 】	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

- Q3** 「シングルCDやアルバムCDとして販売されている音楽」や、「音楽配信サービスのサイトで有料配信されている音楽」、「劇場公開中の映画本編」、「DVDやBD(ブルーレイディスク)として販売されている映像」、「映像配信サービスのサイトで有料配信されている映像」をストリーミングで視聴したり、ダウンロードしたり、ダウンロード後にファイル再生したりする際に主に使用する端末についてあてはまるものをすべてお答えください。

※ストリーミングで視聴しながら、音楽や映像のファイルを何度も視聴できるように自分の機器に保存する場合には、「ダウンロード」として扱ってください。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 P C (W i n d o w s)</p> <p>2 P C (M a c)</p> <p>3 P C (そ の 他)</p> <p>4 タ ブ レ ッ ト (i P a d 等)</p> <p>5 ス マ ー ト フ ォ ン</p> <p>6 (ス マ ー ト フ ォ ン 以 外 の) 携 帯 電 話 、 P H S</p> <p>7 据 え 置 き 型 ゲ ー ム 機 (W i i 、 プ レ イ ス テ ー シ ョ ン 等)</p> <p>8 携 帯 型 ゲ ー ム 機 (ニ ン テ ン ド ー D S 、 プ レ イ ス テ ー シ ョ ン ポ ー タ ブ ル (P S P) 等)</p> <p>9 電 子 書 籍 リ ー ダ ー (K i n d l e 、 K O B O 等)</p> <p>10 デ ジ タ ル オ ー デ ィ オ プ レ ー ヤ ー (i P o d T o u c h 、 ウ オ ー ク マ ン 等)</p> <p>11 テ レ ビ</p> <p>12 そ の 他</p> <p>13 あ て は ま る も の は な い</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1. ストリーミングで視聴する端末 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 2. ダウンロードする端末 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 3. ダウンロードしたファイルを再生する端末 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

Q4 「シングルCDやアルバムCDとして販売されている音楽」や、「音楽配信サービスのサイトで有料配信されている音楽」、「劇場公開中の映画本編」、「DVDやBD(ブルーレイディスク)として販売されている映像」、「映像配信サービスのサイトで有料配信されている映像」のファイルをダウンロードした経験のある具体的なサイトの種類(ファイル共有ソフト(P2Pソフト)の場合にはソフトの種類)についてお尋ねします。
ダウンロードのきっかけとなったサイトではなく、ファイルを直接ダウンロードしたサイト(専用のソフトウェア等を使用してダウンロードした場合、そのファイルがアップロードされていたサイト)について、あてはまるものをすべてお答えください。

- 1. ニコニコ動画
- 2. FC2動画
- 3. YouTube
- 4. 1～3以外の国内向けの動画共有サイト【 】
- 5. Tudou
- 6. Youku
- 7. DailyMotion
- 8. 5～7以外の海外向けの動画共有サイト【 】
- 9. P2Pソフト(Winny)
- 10. P2Pソフト(Share)
- 11. P2Pソフト(PerfectDark)
- 12. P2Pソフト(Gnutella)
- 13. P2Pソフト(BitTorrent)
- 14. その他P2Pソフト
- 15. Megaupload
- 16. Rapidshare
- 17. firestorage
- 18. 15～17以外のオンラインストレージサービス【 】
- 19. Mixi
- 20. Facebook
- 21. MySpace
- 22. 19～21以外のSNS【 】
- 23. ブログ(ファイルが直接ブログ内にアップロードされていた場合に限る)
- 24. ホームページ(ファイルが直接ホームページ内にアップロードされていた場合に限る)
- 25. インターネット上の各種掲示板(ファイルが直接掲示板内にアップロードされていた場合に限る)
- 26. その他【 】

Q5 「シングルCDやアルバムCDとして販売されている音楽」や、「音楽配信サービスのサイトで有料配信されている音楽」、「劇場公開中の映画本編」、「DVDやBD(ブルーレイディスク)として販売されている映像」、「映像配信サービスのサイトで有料配信されている映像」のファイルをダウンロードする際に使用したことがあるソフトウェアやアプリ等について、あてはまるものをすべてお答えください。

- 1. Craving Explorer
- 2. Orbit Downloader
- 3. Vid-DL
- 4. Keep Vid
- 5. RealPlayer
- 6. アマレココ
- 7. MPX
- 8. その他【 】
- 9. わからない

Q6 「シングルCDやアルバムCDとして販売されている音楽」や、「音楽配信サービスのサイトで有料配信されている音楽」、「劇場公開中の映画本編」、「DVDやBD（ブルーレイディスク）として販売されている映像」、「映像配信サービスのサイトで有料配信されている映像」のファイルが、レコード会社や映画会社等に無断でインターネット上にアップロードされていることがあります。

【直近1年以内】に、このようなファイルをダウンロードした経験がありますか。
 あるという場合には、音楽と映像のそれぞれについて、1ヶ月あたりにダウンロードしたおおよそのファイル数を、あてはまる選択肢から一つ選んでください。
 このようなファイルを【直近1年以内】にダウンロードした経験がない場合には「1. 経験無し」を選択してください。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
経験無し	1ヶ月以下	1ヶ月以上5ヶ月以下	1ヶ月以上5ヶ月以上1年以下	1ヶ月以上5ヶ月以上1年以上2年以下	1ヶ月以上5ヶ月以上1年以上2年以上5年以下	1ヶ月以上5ヶ月以上1年以上2年以上5年以上10年以下	1ヶ月以上5ヶ月以上1年以上2年以上5年以上10年以上20年以下	1ヶ月以上5ヶ月以上1年以上2年以上5年以上10年以上20年以上50年以下	1ヶ月以上5ヶ月以上1年以上2年以上5年以上10年以上20年以上50年以上
	1	2	5	10	20	50	100	200	500
	ファイル未満	ファイル未満	ファイル未満	ファイル未満	ファイル未満	ファイル未満	ファイル未満	ファイル未満	ファイル未満

1. シングルCDやアルバムCDとして販売されている音楽のファイル 1 2 5 10 20 50 100 200 500
2. DVDやBD（ブルーレイディスク）として販売されている映像のファイル 1 2 5 10 20 50 100 200 500

Q7 「シングルCDやアルバムCDとして販売されている音楽」や、「音楽配信サービスのサイトで有料配信されている音楽」、「劇場公開中の映画本編」、「DVDやBD（ブルーレイディスク）として販売されている映像」、「映像配信サービスのサイトで有料配信されている映像」のファイルがレコード会社や映画会社等に無断でファイル交換サイトや動画共有サイト等インターネット上にアップロードされていることがあります。

【1年より前】に、このようなファイルをダウンロードした経験がありますか。
 あるという場合には、音楽と映像のそれぞれについて、1ヶ月あたりにダウンロードしたおおよそのファイル数を、あてはまる選択肢から一つ選んでください。
 ファイルを【1年より前】にダウンロードした経験がない場合には「1. 経験無し」を選択してください。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
経験無し	1ヶ月以下	1ヶ月以上5ヶ月以下	1ヶ月以上5ヶ月以上1年以下	1ヶ月以上5ヶ月以上1年以上2年以下	1ヶ月以上5ヶ月以上1年以上2年以上5年以下	1ヶ月以上5ヶ月以上1年以上2年以上5年以上10年以下	1ヶ月以上5ヶ月以上1年以上2年以上5年以上10年以上20年以下	1ヶ月以上5ヶ月以上1年以上2年以上5年以上10年以上20年以上50年以下	1ヶ月以上5ヶ月以上1年以上2年以上5年以上10年以上20年以上50年以上
	1	2	5	10	20	50	100	200	500
	ファイル未満	ファイル未満	ファイル未満	ファイル未満	ファイル未満	ファイル未満	ファイル未満	ファイル未満	ファイル未満

1. シングルCDやアルバムCDとして販売されている音楽のファイル 1 2 5 10 20 50 100 200 500
2. DVDやBD（ブルーレイディスク）として販売されている映像のファイル 1 2 5 10 20 50 100 200 500

Q8 著作権法が改正されて、2012年(平成24年)10月1日以降、違法にアップロードされた音楽や映像のファイルのダウンロードは刑事罰の対象となる場合があります。
このことを知っていますか？あてはまる選択肢を1つ選んでください。

- 1. はい
- 2. いいえ

Q9 2012年(平成24年)10月1日以降、違法にアップロードされた音楽や映像のファイルのダウンロードが刑事罰の対象となる場合があることを、何によって知りましたか？あてはまる選択肢をすべて選んでください。

- 1. 新聞記事
- 2. 新聞広告
- 3. 雑誌記事
- 4. 雑誌広告
- 5. テレビ番組
- 6. ニュース等のサイト
- 7. 『STOP! 違法ダウンロード』のサイト
- 8. 官公庁のサイト(文化庁ホームページ、政府広報オンライン等)
- 9. 個人のホームページ
- 10. ブログ
- 11. インターネット上の掲示板
- 12. SNS(mixi、facebook等)
- 13. インターネット広告
- 14. ポスター
- 15. 映画館で流れるCM
- 16. 学校の授業
- 17. 親・家族
- 18. 友人その他知人
- 19. その他【 】[]
- 20. 覚えていない・わからない

Q10 どのようなダウンロード行為が刑事罰の対象になるのかということについて、具体的に知っていますか？
あてはまる選択肢を1つ選んでください。

- 1. 知っている
- 2. 知らない

Q11 刑事罰の対象となるダウンロード行為の具体的な内容について、どのような方法で知りましたか？
あてはまる選択肢をすべて選んでください。

- 1. 法律の条文を調べた
- 2. 専門書で調べた
- 3. 文化庁のサイトで調べた
- 4. 『STOP! 違法ダウンロード』のQ&Aサイトで調べた
- 5. その他のサイトで調べた
- 6. 詳しい人に教えてもらった
- 7. 学校の授業で習った
- 8. 新聞・雑誌等の特集記事で読んだ
- 9. テレビのニュース番組で知った
- 10. その他【 】[]

Q12 今回の著作権法の改正により刑事罰の対象となる行為に関して、あなたが正しいと思う選択肢をすべて選んでください。

- 1. 音楽と映像以外のファイル(イラスト、写真など)をダウンロードする行為は、そのファイルが違法にアップロードされたものであっても、刑事罰の対象とはならない
- 2. 違法にアップロードされた音楽や映像のファイルを、ダウンロードせずに視聴する行為も、刑事罰の対象となる
- 3. 刑事罰の対象となるのは、ダウンロードする音楽や映像のファイルが、違法にアップロードされたものであることと、販売または有料配信されているものであること、両方を知っている場合に限られる
- 4. この中に正しいと思うものはない

Q13 違法にアップロードされた音楽や映像のファイルのダウンロードを刑事罰の対象とした著作権法改正についてどのように感じますか？あてはまる選択肢を1つ選んでください。

- 1. とても良い改正である
- 2. まあまあ良い改正である
- 3. どちらともいえない
- 4. あまり良くない改正である
- 5. とても悪い改正である

Q19 改正された著作権法が施行された2012年(平成24年)10月1日以降、音楽や映像の入手等の方法について、実際に行動が変化しましたか？それぞれの行動について、あてはまる選択肢を1つ選んでください。
 【「上記以外の方法で、インターネットから音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること」「その他」以外必須】

1 2 3 4
 増えた、または新たに始めた
 変わった
 減った
 やめた

【ストリーミング視聴した経験やファイルをダウンロードした経験について】

- | | | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1. 音楽配信サービスの正規サイト(レコチョク、mora、iTunes Store等)で音楽をストリーミング視聴すること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 2. 音楽配信サービスの正規サイト(レコチョク、mora、iTunes Store等)から音楽ファイルをダウンロード購入すること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 3. インターネットラジオ(らじる★らじる、radiko.jp等)で音楽をストリーミング視聴すること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 4. インターネットラジオ(らじる★らじる、radiko.jp等)から、専用のソフトウェア等を使用して、番組内で流れた音楽をダウンロードすること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 5. ポッドキャスト(iTunes Store、ラジオ局等)から音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 6. 映像配信サービスの正規サイト(GyaO!、NHKオンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等)で映像をストリーミング視聴すること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 7. 映像配信サービスの正規サイト(GyaO!、NHKオンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等)から映像ファイルをダウンロード購入すること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 8. 国内向け動画共有サイト(ニコニコ動画、FC2動画、YouTube等)で音楽や映像をストリーミング視聴すること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 9. 海外向け動画共有サイト(Tudou、Youku等)で音楽や映像をストリーミング視聴すること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 10. 国内向け動画共有サイト(ニコニコ動画、FC2動画、YouTube等)から、専用のソフトウェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 11. 海外向け動画共有サイト(Tudou、Youku等)から、専用のソフトウェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 12. ファイル共有ソフト(P2Pソフト:Winny、Share、PerfectDark等)を使用して、音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 13. オンラインストレージサービス(Megaupload、Rapidshare、Dropbox等)から音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 14. 上記以外の方法で、インターネットから音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |

【CDやDVD、BD(ブルーレイディスク)の購入、レンタル、映画館での映画鑑賞の経験等】

- | | | | | |
|--------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 15. CD/DVD/BDをお店(インターネットショップを含む)で購入すること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 16. CD/DVD/BDをレンタルショップ(インターネットショップを含む)からレンタルすること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 17. テレビ番組を録画すること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 18. 映画館で映画を鑑賞すること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 19. その他【 】 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |

- ・音楽配信サービスの正規サイト(レコチョク、mora、iTunes Store等)で音楽をストリーミング視聴すること
- ・音楽配信サービスの正規サイト(レコチョク、mora、iTunes Store等)から音楽ファイルをダウンロード購入すること
- ・インターネットラジオ(らじる★らじる、radiko.jp等)で音楽をストリーミング視聴すること
- ・インターネットラジオ(らじる★らじる、radiko.jp等)から、専用のソフトウェア等を使用して、番組内で流れた音楽をダウンロードすること
- ・ポッドキャスト(iTunes Store、ラジオ局等)から音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること
- ・映像配信サービスの正規サイト(GyaO!、NHKオンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等)で映像をストリーミング視聴すること
- ・映像配信サービスの正規サイト(GyaO!、NHKオンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等)から映像ファイルをダウンロード購入すること
- ・CD/DVD/BDをお店(インターネットショップを含む)で購入すること
- ・CD/DVD/BDをレンタルショップ(インターネットショップを含む)からレンタルすること
- ・テレビ番組を録画すること
- ・映画館で映画を鑑賞すること
- ・その他

Q22 上記のいずれかの行動について実際に「変わらなかった」とお答えになりましたが、その理由は何ですか？あてはまる選択肢をすべて選んでください。

- 1. 音楽や映像の視聴は他の方法で十分だから
- 2. 音楽や映像に支払うお金に余裕がないから
- 3. 従来から対価を支払ってコンテンツを購入してきたから
- 4. その他【 】【 】

Q23 音楽や映画などの配信コンテンツを正しく利用するための様々な啓発・啓蒙活動の取組みがなされています。その取組例として、下記のマーク等について知っていますか。

1	2	3
見た	見た	見た
こと	こと	こと
が	が	が
あ	あ	あ
っ	っ	っ
て	て	て
内	内	内
容	容	容
も	も	も
知	知	知
っ	っ	っ
て	て	て
い	い	い
る	る	る

1. エルマーク



2. 映画館で上映されている「NO MORE 映画泥棒」のカメラ男



3. STOP!違法ダウンロードのポスター-1



4. STOP!違法ダウンロードのポスター2



○ ○ ○

5. STOP!違法ダウンロードのポスター3



○ ○ ○

違法ダウンロードの刑事罰化についてのQ & A

Q 1 今回の違法ダウンロード刑事罰化に係る改正の経緯や内容について教えてください。

平成 24 年通常国会での著作権法一部改正案の審議の過程において、いわゆる「違法ダウンロードの刑事罰化」を内容とする修正案が提出され、6 月に可決、成立しました。

具体的には、私的使用の目的であっても、有償著作物等(Q2 参照)の場合には、著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信(Q3、Q6 参照)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画(Q4 参照)を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害(問Q5 参照)した者は、2 年以下の懲役若しくは 200 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされています(平成 24 年 10 月 1 日施行)。

(※)平成 21 年の著作権法改正により、私的使用の目的であっても、違法にインターネット配信されていることを知りながら、音楽や映像をダウンロード(録音又は録画)することは、刑罰はないものの違法となっています。

なお、この刑事罰の規定は親告罪とされており、権利者からの告訴がなければ公訴を提起できないこととなっております。

Q 2 「有償著作物等」とはどのようなものなのか教えてください。

有償著作物等とは、録音され、又は録画された著作物又は実演等であって、有償で公衆に提供され、又は提示されているものを指します。

その具体例としては、CD として販売されていたり、有料でインターネット配信されているような音楽作品や、DVD として販売されていたり、有料でインターネット配信されているような映画作品が挙げられます。

ドラマ等のテレビ番組については、DVD として販売されていたり、オンデマンド放送のように有料でインターネット配信されていたりする作品の場合は、有償著作物等に当たりますが、単にテレビで放送されただけで、有償で提供・提示されていない番組は、有償著作物等には当たりません。(もっとも、違法にインターネット配信されているテレビ番組をダウンロードすることは、刑罰の対象ではないものの、法律違反となります。)

(※)なお、例えば、市販の漫画本を撮影した動画が、刑罰の対象に当たらないかとの問い合わせがありますが、漫画作品自体が録音・録画された状態で提供されているものではありませんので、有償著作物等には当たりません。

Q 3 適法なインターネット送信かどうかはどのように判別すればよいのでしょうか。

適法なインターネット送信かどうかを判別する方法として、サイトに「エルマーク」が表示されているかを確認するという方法があります。

「エルマーク」は、一般社団法人日本レコード協会が発行しているマークで、音楽・映像を適法に配信するサイトのトップページや購入ページに表示されていますので、参考にしてください。(なお、「エルマーク」は、レコード会社等との契約によって発行されているもので、「エルマーク」の表示されていないサイトにおいて配信されているコンテンツが、全て違法であるということではありません。)



(エルマーク)

Q 4 違法に配信されている音楽や映像を視聴するだけで、違法となるのでしょうか。

違法に配信されている音楽や映像を見たり聞いたりするだけでは、録音又は録画が伴いませんので、違法ではなく、刑罰の対象とはなりません。

違法となるのは、私的使用の目的であっても、著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害する行為です。

Q 5 「You Tube」などの動画投稿サイトの閲覧についても、その際にキャッシュが作成されるため、違法になるのですか。

違法ではなく、刑罰の対象とはなりません。

動画投稿サイトにおいては、データをダウンロードしながら再生するという仕組みのものがあ
り、この場合、動画の閲覧に際して、複製(録音又は録画)が伴うこととなります。しかしなが
ら、このような複製(キャッシュ)に関しては、第47条の8(電子計算機における著作物利用に伴
う複製)の規定が適用されることにより著作権侵害には該当せず、「著作権又は著作隣接権を
侵害した」という要件を満たしません。

Q 6 友人から送信されたメールに添付されていた違法複製の音楽や映像ファイルをダウン
ロードしたのですが、刑罰の対象になるのでしょうか。

違法ではなく、刑罰の対象とはなりません。

違法ダウンロードでいう「ダウンロード」は、著作権又は著作隣接権を侵害する「自動公衆送
信」を受信して行うダウンロードが対象となります。著作権法上、「自動公衆送信」とは、公衆送
信(公衆によって直接受信されることを目的として送信を行うこと)のうち、公衆からの求めに応
じ自動的に行うものをいい、友人が送信したメールはこれに該当しません。(ただし、音楽や映
像をメールに添付して送信する場合、送信者が、「家庭内その他これに準ずる限られた範囲
内」を超えてメールを送ると、音楽や映像のメールへの添付は原則として違法となります。)

Q 7 個人で楽しむためにインターネット上の画像ファイルをダウンロードしたり、テキストを
コピー&ペーストしたりする行為は刑罰の対象になるのでしょうか。

私的使用に留まる限りは違法ではなく、刑罰の対象とはなりません。

違法ダウンロードでいう「ダウンロード」は、デジタル方式の「録音又は録画」であり、音楽や
映画が想定されています。画像ファイルのダウンロードやテキストのコピー&ペーストは「録音
又は録画」に該当しません。

Q 8 違法ダウンロードを刑事罰化することにより、インターネットを利用する行為が不当に
制限されてしまうのではないのでしょうか。

違法ダウンロードに係る刑事罰については、故意犯のみを処罰の対象としており、「有償著
作物等」であること及び「著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信」であることを知って
いない場合には、刑罰の対象とはなりません。

また、この刑事罰は親告罪(第123条)とされており、権利者からの告訴がなければ公訴を提
起できないこととされています。

さらに、違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の運用に当たっては、政府及び関係者は、
インターネットの利用行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならないこととさ
れています。(改正法の附則第9条や参議院の附帯決議)

これを受け、警察は捜査権の濫用につながらないように配慮するとともに、関係者である権利
者団体は、仮に告訴を行うのであれば、事前に然るべき警告を行うなどの配慮が求められると
考えられます。

Q24 今の解説をお読みになった上で、今後、実際にどのように行動したいと思いますか？
【項目14、19以外必須】

1 増やそう、または新たに始めようと思った
2 変えようと思わなかった
3 減らそうと思った
4 やめようと思った

【ストリーミング視聴した経験やファイルをダウンロードした経験について】

- | | | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1. 音楽配信サービスの正規サイト(レコチョク、mora、iTunes Store等)で音楽をストリーミング視聴すること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 2. 音楽配信サービスの正規サイト(レコチョク、mora、iTunes Store等)から音楽ファイルをダウンロード購入すること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 3. インターネットラジオ(らじる★らじる、radiko.jp等)で音楽をストリーミング視聴すること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 4. インターネットラジオ(らじる★らじる、radiko.jp等)から、専用のソフトウェア等を使用して、番組内で流れた音楽をダウンロードすること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 5. ポッドキャスト(iTunes Store、ラジオ局等)から音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 6. 映像配信サービスの正規サイト(GyaO!、NHKオンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等)で映像をストリーミング視聴すること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 7. 映像配信サービスの正規サイト(GyaO!、NHKオンデマンド、バンダイチャンネル、Hulu、iTunes Store等)から映像ファイルをダウンロード購入すること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 8. 国内向け動画共有サイト(ニコニコ動画、FC2動画、YouTube等)で音楽や映像をストリーミング視聴すること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 9. 海外向け動画共有サイト(Tudou、Youku等)で音楽や映像をストリーミング視聴すること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 10. 国内向け動画共有サイト(ニコニコ動画、FC2動画、YouTube等)から、専用のソフトウェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 11. 海外向け動画共有サイト(Tudou、Youku等)から、専用のソフトウェア等を使用して音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 12. ファイル共有ソフト(P2Pソフト:Winny、Share、PerfectDark等)を使用して、音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 13. オンラインストレージサービス(Megaupload、Rapidshare、Dropbox等)から音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 14. 上記以外の方法で、インターネットから音楽ファイルや映像ファイルをダウンロードすること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |

【CDやDVD、BD(ブルーレイディスク)の購入、レンタル、映画館での映画鑑賞の経験等】

- | | | | | |
|--------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 15. CD/DVD/BDをお店(インターネットショップを含む)で購入すること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 16. CD/DVD/BDをレンタルショップ(インターネットショップを含む)からレンタルすること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 17. テレビ番組を録画すること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 18. 映画館で映画を鑑賞すること | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| 19. その他【 】 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |